

北区基本計画 2010

—ともに歩む 未来へのステップ—



平成22年(2010年)3月

北区

ーともに歩む 未来へのステップー

北区基本計画2010の策定にあたって



時代は大きな変革の中にあります。

人口減少時代とともに、少子高齢化の進展、地球規模の環境問題、一国で起きた金融危機が瞬く間に世界の景気後退を引き起こす経済のグローバル化や地方分権の進展は、北区が基礎自治体としてさらなる権限と責任にふさわしい自治体運営をしていくことが求められ、新しい時代にあった新しい制度を創造していかなければなりません。

このように、区政を取り巻く環境が大きく転換していく中で、平成22年度から10か年を計画期間とする北区基本計画2010を策定いたしました。

今回策定した北区基本計画2010では、これまでと同様「区民とともに」の基本姿勢のもと、4つの重点戦略を中心に区政を推進してまいります。その中でも特に「子育て支援と教育の充実」「高齢者にやさしいまちづくり」「環境対策」「駅周辺のまちづくり」などに最重点で取り組み、区民の期待にこたえてまいります。また、大学との連携や公共施設の再配置計画など、基本計画推進のための区政運営の分野にも力を入れ、自立した基礎自治体としての北区の実力を高めてまいります。

しかし、最近の日本経済の動向を反映し財政環境は極めて厳しい状況にあり、計画達成の道のりは決して平坦ではありません。

私は、この計画を着実に実行するため、今後も開かれた区政を推進し、区民の皆さまと、ともに考え、ともに北区の未来へ向かって、新たな第一歩を踏み出してまいりたいと考えております。そして、北区基本構想の将来像「ともにづくり未来につなぐ ときめきのまち一人と水とみどりの美しいふるさと北区」を実現し、誰もが「ゆとりと豊かさで夢」を実感できる魅力ある北区、「住んでいてよかった」と思える北区づくりを進めてまいります。

計画を策定するにあたり、学識経験者、各団体の代表の皆さま、公募区民の方々からなる検討会から答申をいただきました。また、区議会をはじめ、まちかどトークや各種団体の皆さまとの懇談会、パブリックコメントや区政モニター会議などで、多くの区民の皆さまから幅広くご意見をいただき、できる限り計画に反映させるよう努めてまいりました。改めて厚くお礼申し上げますとともに、今後とも一層のご理解とご協力をお願いいたします。

平成22年（2010年）3月

東京都北区長 花川 與惣太

平和都市宣言

真の平和と安全を実現することは、私たちの願いであるとともに、人類共通の悲願であります。

私たちは、日本国憲法に掲げられた恒久平和の理念に基づき、平和で自由な共同社会の実現に向けて努力しています。

人間のぬくもりを感じるふるさと、美しい自然をこれから生れ育つ子ども達に伝えることは、私たちに課せられた大きな責務であります。

私たちは、わが国が非核三原則を堅持することを求めるとともに、心から世界の恒久平和と永遠の繁栄を願いつつ、ここに北区が平和都市であることを宣言します。

昭和 61 年 3 月 15 日 東京都北区



元気環境共生都市宣言

～健康とみどりのまち北区をめざして～

北区は、豊かな歴史と文化遺産、飛鳥山の桜や荒川の水辺空間があり、みどりとうるおいや人と人との支えあいを大切にしながら、思いやりと健康あふれるまちをめざしてきました。

心ゆたかに元気で快適な生活を送ることは、北区民すべての願いであり、よりよい環境を次の世代に継承することは私たちの責務です。

身近にある環境問題は、地球環境と密接につながり、私たちの健康に大きく関係しています。

区民一人ひとりが、「地球市民」として、環境に配慮した行動を学び実践するとともに、自らの健康づくりに努め、力を合わせて元気な北区をつくるのが求められています。

私たちは、豊かで健康に暮らし続けることができ、すべての息づくものが共生できる環境をめざして、区民と区、地域が一体となって取り組んでいくことを誓い、ここに「元気環境共生都市」を宣言します。

平成 17 年 10 月 29 日

東京都北区

目次

I 計画の基本的な考え方	1
1 基本構想の策定と「基本計画2005」	3
2 新たな時代への対応	3
3 基本姿勢と、4つの重点戦略	4
4 計画の性格	6
5 計画の期間	6
6 計画の対象	7
7 将来人口	7
II 計画の内容	11
1 計画の施策体系図	13
2 計画事業総括表	13
3 基本計画事業一覧表	18
4 計画期間中の財政収支の見通し	26
5 区有財産	29
III 基本目標別計画	31
第1章 健やかに安心してくらするまちづくり	33
1-1 健康づくりの推進	35
1-2 地域福祉推進のしくみづくり	42
1-3 高齢者・障害者の自立支援	47
1-4 子ども・家庭への支援	57
1-5 福祉のまちづくり	67
第2章 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり	71
2-1 地域産業の活性化	73
2-2 コミュニティ活動の活性化	82
2-3 個性豊かな地域文化の創造	87
2-4 生涯学習の推進	92

2-5	生涯スポーツの推進	96
2-6	未来を担う人づくり	101
2-7	グローバル時代のまちづくり	113
2-8	男女共同参画社会の実現	117
2-9	主体的な消費生活の推進	122
第3章	安全で快適なうるおいのあるまちづくり	127
3-1	計画的なまちづくりの展開	129
3-2	安全で災害に強いまちづくり	137
3-3	利便性の高い総合的な交通体系の整備	149
3-4	情報通信の利便性の高いまちづくり	157
3-5	快適な都市居住の実現	160
3-6	うるおいのある魅力的な都市空間の整備	168
3-7	持続的発展が可能なまちづくり	176
3-8	自然との共生	184
第4章	基本計画推進のための区政運営	189
4-1	区民と区の協働によるまちづくりの推進	191
4-2	計画的・効率的な行財政運営の推進	196
4-3	自治権の拡充と広域的な連携・協力の推進	203
参考資料		207
1	地域別整備計画	209
2	計画策定における区民参加の状況	219
3	基本計画2005の総括	221
北区基本構想		223



計画の基本的な考え方



1 基本構想の策定と「基本計画2005」

(1) 基本構想の策定

北区では、区民の価値観、ライフスタイルの多様化、本格的な少子高齢化社会の到来、地球環境問題や安全・安心への関心の高まりなど、北区を取り巻く環境が大きく変化し、新しい課題への取り組みが求められてきたことから、平成11年(1999年)6月、区議会の議決を経て「北区基本構想」を策定しました。

基本構想では、21世紀の北区のめざす将来像を「ともに作り未来につなぐ ときめきのまち一人と水とみどりの美しいふるさと北区」と定めています。

また、すべての施策を貫く理念として、「平和と人権の尊重」、「区民自治の実現」、「環境共生都市の実現」を掲げています。

(2) 「基本計画2005」の策定

平成17年(2005年)3月に、この基本構想の将来像を着実に実現するために、北区が実施する施策の内容を明らかにした10年間の長期総合計画である「北区基本計画2005」を策定しました。平成17年度(2005年度)から平成26年度(2014年度)を計画期間として、基本姿勢「区民とともに」のもと、「子ども」・かがやき戦略、「元気」・いきいき戦略、「花*みどり」・やすらぎ戦略、「安全・安心」・快適戦略の4つの重点戦略を中心に計画事業数108、計画事業費984億5千2百万円を計上しました。

2 新たな時代への対応

(1) 北区を取り巻く様々な課題

「北区基本計画2005」策定から5年余が経過しましたが、日本は人口減少社会というこれまでにない局面を向かえています。また、北区における高齢化率は23区において最も高く、およそ4人に一人が65歳以上という状況になりました。基本構想策定時に課題として捉えた少子高齢化の傾向は、今後も引き続き進展するものと思われます。

財政面においては、日本経済が「百年に一度」と言われる景気後退局面から一部持ち直しの動きもありますが、厳しい状況は続いており、大幅な税収の増は見込みがたい状況です。また、政権交代という政治の大きな変革期にあたり、政策面はもちろんのこと、税制度、補助金制度の変更など区を取り巻く環境は予断を許さない状況です。

さらに、地方分権改革の進展、都区のあり方検討における役割分担の議論など、北区はますます基礎自治体として、地域の特性を踏まえた施策を展開していかなければなりません。

(2) 北区の基本的な課題

このような状況において、高齢化に伴う歳出増への対応、公共施設の更新需要などへの着実な対応、市街地再開発などのまちづくり、環境問題への取り組み、安全・安心な地域社会づくりへの対応はもとより、健康づくり、中小企業や商店街の活性化、子育て支援、学校改築や学力向上など教育先進都市をめざす取り組みについても、なお一層の推進が求められています。

今後北区として進めて行くべき基本的な施

計画の体系図



策の方向を示し、区民一人ひとりが「ゆとりと豊かさ」と夢」を実感できる魅力あふれる「ふるさと北区」を実現するために平成22年度(2010年度)から31年度(2019年度)の10か年を計画期間とした、新たな基本計画を策定しました。

(3) 緊急景気対策

景気後退による区内中小企業者等への対策及び雇用対策などについては、緊急景気対策本部において、全庁をあげて取り組み、迅速で状況に応じた対応を図るために、当初及び補正予算で対応していきます。

3 基本姿勢と、4つの重点戦略

現在、北区は「区民とともに」という基本姿勢と、4つの重点戦略に基づき区政を推進しています。基本計画2010では、引き続き基本姿勢と4つの重点戦略に基づき、北区を取り巻く様々な課題に的確に対応し、更に重点的で効率的・効果的な区政推進に努めていきます。

その上で特に、子育て支援と教育の充実、高齢者に優しいまちづくり、環境対策、北区の活力を高める駅周辺のまちづくりなどに重点的に取り組んでいきます。

(1) 基本姿勢「区民とともに」

北区は「区民とともに」を基本姿勢に、協働の精神のもと区政を推進しています。

これからも区政のあらゆる場面において、課題の発見から計画、執行に至るまで区民との協働をより一層進めていきます。



区長の「まちかどトーク」

(2) 「子ども」・かがやき戦略

少子化に対応し、教育・子育て支援を推進します。

北区の合計特殊出生率は近年若干の上昇は

見られるものの、依然として全国及び東京都の平均を下回っています。また、ライフスタイルの変化や経済状況の変化等により保育・育成環境の充実や仕事と生活の調和の実現が求められています。

そこで、「子育てするなら北区が一番」をめざし、保育園の待機児解消や学童クラブの定員拡大、多様な保育サービスの提供、相談体制の充実や地域で子育てを見守る体制の充実など様々な施策を展開します。

また、教育を取り巻く環境は大きく変化しており、未来を担う子どもたちの個性を伸ばし、「生きる力」を育んでいくことがますます



赤ちゃん休けい室

重要となっています。

「教育先進都市・北区」として、基礎学力の向上や幼稚園・保育園と小学校との連携、小中一貫教育などを進め、創造的な知性とグローバルな視野を備え、心身ともに健やかな児童・生徒を育成し、明日の北区を担っていくことのできる「北区人」を育てていきます。

(3) 「元気」・いきいき戦略

高齢化への対応、また高齢者、障害者、すべての区民の健康づくりや福祉に取り組むとともに、産業の活性化や文化の振興を推進します。また、「元気」・いきいき戦略に、まちづくりの観点も位置づけて、まちなぎわいづくりを一層進めます。

北区においても高齢化はますます進展することが想定されます。こうした中で、健康寿命を伸ばし、健康で生活を充実するために、区民一人ひとりの生活習慣の改善支援や、いつでも健康づくりに取り組めるよう、総合的な健康づくり施策を進めます。



北区さくら体操

また、高齢者や障害者がいきいきと活動する地域社会をめざして、誰もが安心して地域で暮らせるための施策や元気な高齢者が地域の中で活躍するための支援を進めます。

産業・文化・まちなぎわいの活性化については、成長性の高い新産業分野への進出の促進、産学官連携、商店街のにぎわいの再生に向けた取り組みへの支援を進めます。また、区民の主体的な文化芸術活動を支援し、北区らしい文化芸術の創造を進めます。さらに、駅周辺を中心として、バリアフリーのまちづくりや市

街地整備を行い、まちなぎわいの創出を推進します。

(4) 「花*みどり」・やすらぎ戦略

環境共生都市をめざし、魅力あふれる美しいふるさとづくりを推進します。

花・みどりあふれる美しいまち並みを形成することは、区民の生活に快適さや豊かさを与え、まちなぎわいのイメージや魅力を高め、まちなぎわいを訪れる人をも魅了し、活力ある都市の再生、発展につながるものです。

今後も、うるおいのある魅力的な都市空間の整備を進めるため、花とみどりの季節感あふれる公園づくりを進めます。また、過密化した市街地でより多くのみどりを創出するために、公共施設や公共的な空間の緑化に加え、身近な生活環境の中にみどりを増やす取り組みを区民と一体となって積極的に進めます。



小学校の屋上緑化

また、日本は、2020年までの温室効果ガスの削減目標（中期目標）について1990年比25%削減をめざしています。地球規模の環境問題はますます深刻化しつつあると考えられます。北区としても地球温暖化の主要因である二酸化炭素排出量の削減への取り組みをさらに充実させるとともに、ごみの排出量を限りなくゼロに近づけ、低炭素社会に配慮した循環型社会の構築に取り組めます。

(5) 「安全・安心」・快適戦略

誰もが安全で安心して暮らせる、快適な社会の創出を推進します。

切迫性が指摘されている首都直下地震等の

大地震が発生した場合、甚大な被害が予想されています。北区は、木造住宅密集地域を抱えており、防災上の大きな課題となっています。さらに、近年、全国各地で記録的、局地的な集中豪雨による被害が多発しており、北区においても、毎年道路冠水など都市型災害の被害が生じています。

また、北区内の刑法犯の認知件数は減少傾向にありますが、高齢者を狙った振り込め詐欺やひったくり事件、子どもが被害者となる事件などは後を断ちません。

こうした状況に対し、引き続き区民と協働しながら、災害に強いまち、犯罪や事故に対する不安が少なく、安全・安心に生活できるまちをめざします。

また、新型インフルエンザ対策などの多様な新たな危機の事案に対する危機管理への取り組みも進めます。



地域安全・安心パトロールカー

4 計画の性格

この基本計画は、北区の基本構想の実現を目的とする区政の基本方針であり、以下のような性格を持っています。

(1) 北区が計画的に推進する施策を体系的、総合的に明らかにした行財政運営の指針です。

(2) 北区が各事業分野の個別計画を総合的に調整するための指針です。

(3) 国や東京都あるいは民間の団体等が区内で進める計画や事業を調整し誘導していくための指針です。

5 計画の期間

この基本計画の計画期間は、平成 22 年度 (2010 年度) から平成 31 年度 (2019 年度) までの 10 か年です。

なお、平成 26 年度 (2014 年度) までの 5 か年を前期計画期間、平成 27 年度 (2015 年度) 以降の 5 か年を後期計画期間としています。

6 計画の対象

(1) 計画の対象

この基本計画は、基本構想に示された諸目標を実現するために実施する、区の権限に属する単独事業及び区が関係する国・東京都、その他の公共団体等との共同事業について計画化したものです。ただし、国や東京都が実施する事業であっても、区民福祉の向上の面から特に必要なものについては、施策の体系に位置づけをするとともに、その実現に向け実施主体に要請していきます。

(2) 対象区域

この基本計画の対象区域は、北区全域です。ただし、区域を乗り越えた取り組みが必要な課題や、北区だけでは解決が困難な課題に対しては、他区、近隣市などの他の自治体との調整や連携が必要となるため、東京都や首都圏における位置づけに配慮しています。

7 将来人口

北区人口推計調査報告書（平成 20 年（2008 年）3 月）によると、北区の人口は、大規模新規開発による新たな人口流入により、平成 24 年（2012 年）までは人口増加となるが、その後は減少に転じるものと見込まれます。

また、平成 17 年（2005 年）の総人口を 100 とした場合、北区は平成 37 年（2025 年）に 95 に減少し、全国では 93、東京都では 104 と、北区は全国並の減少幅と見込まれます。

年少人口は大規模開発の影響により一時増加した後、減少に転じると見込まれるとともに、高齢者人口は増加を続け平成 29 年（2017 年）をピークに減少に転じるものと見込まれます。

さらに年齢区分別の人口推移では、平成 20 年（2008 年）の人口を 100 とした場合、平成 40 年（2028 年）には 0 歳から 14 歳までの年少人口が 86.8 に、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口が 89.4 に各々減少するものと見込まれます。一方 65 歳以上の高齢者人口は 100.1 になると見込まれます。

地区別にみると、平成 40 年（2028 年）には、浮間地区を除く全ての地区で平成 20 年（2008 年）より人口が減少すると推計されています。

今後の概ね 20 年間の人口動向は、依然として人口減少と少子高齢化による人口構成のアンバランスが進むことが予想されます。

年齢階層別住民基本台帳人口の予測

(単位：人、%)

		平成20年 (2008年)	平成22年 (2010年)	平成26年 (2014年)	平成31年 (2019年)	平成35年 (2023年)	平成40年 (2028年)
年少人口 (0歳～14歳)	人口	30,613	31,053	31,971	30,559	28,808	26,561
	構成比	9.6	9.7	10.1	9.9	9.6	9.1
	増減率	—	1.4	3.0	▲ 4.4	▲ 5.7	▲ 7.8
0～5歳	人口	12,573	12,837	12,985	11,602	10,557	9,867
	増減率	—	2.1	1.2	▲ 10.7	▲ 9.0	▲ 6.5
小学生 (6～11歳)	人口	12,138	12,242	12,583	12,668	11,729	10,745
	増減率	—	0.9	2.8	0.7	▲ 7.4	▲ 8.4
中学生 (12～14歳)	人口	5,902	5,974	6,403	6,289	6,522	5,949
	増減率	—	1.2	7.2	▲ 1.8	3.7	▲ 8.8
生産年齢人口 (15歳～64歳)	人口	211,524	209,414	202,237	193,150	190,727	189,201
	構成比	66.7	65.7	63.9	62.8	63.7	65.0
	増減率	—	▲ 1.0	▲ 3.4	▲ 4.5	▲ 1.3	▲ 0.8
15～19歳	人口	11,155	10,552	10,776	11,087	11,021	11,179
	増減率	—	▲ 5.4	2.1	2.9	▲ 0.6	1.4
20～64歳	人口	200,369	198,862	191,461	182,063	179,706	178,022
	増減率	—	▲ 0.8	▲ 3.7	▲ 4.9	▲ 1.3	▲ 0.9
高齢者人口 (65歳以上)	人口	75,152	78,244	82,116	83,799	79,938	75,228
	構成比	23.7	24.6	26.0	27.3	26.7	25.9
	増減率	—	4.1	4.9	2.0	▲ 4.6	▲ 5.9
75歳以上	人口	34,349	36,807	40,143	43,283	44,061	45,123
	増減率	—	7.2	9.1	7.8	1.8	2.4
計	人口	317,289	318,711	316,324	307,508	299,473	290,990
	増減率	—	0.4	▲ 0.7	▲ 2.8	▲ 2.6	▲ 2.8

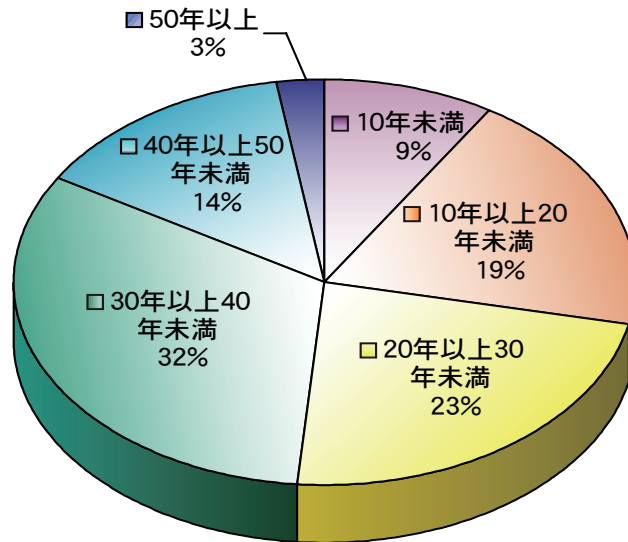
※ 「北区人口推計調査報告書（平成20年3月）」による。

※ 各年1月1日現在

※ 平成26年以降は推計値

【参考】

経年別区有施設件数割合



※区有施設保全計画（平成22年3月）より
平成22年3月31日現在、区有施設件数は632件
区有施設件数における30年以上の築後経過年数の割合は約半分を占める。

介護保険（第1号被保険者）の推移

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成26年
第1号被保険者	74,056	75,636	77,263	79,320	80,720	82,025	87,710
65歳～74歳	40,883	41,261	41,602	42,401	42,833	42,790	45,624
75歳以上	33,173	34,375	35,661	36,919	37,887	39,235	42,086
介護認定を受けている方	11,205	11,387	11,673	12,148	12,590	13,058	13,705
構成比	15.1%	15.1%	15.1%	15.3%	15.6%	15.9%	15.6%
要支援1・2	3,958	4,301	4,520	4,651	4,774	4,937	5,088
要介護1～5	7,247	7,086	7,153	7,497	7,816	8,121	8,617
介護認定を受けていない方	62,851	64,249	65,590	67,172	68,130	68,967	74,005
構成比	84.9%	84.9%	84.9%	84.7%	84.4%	84.1%	84.4%

※「北区第4期介護保険事業計画（平成21年度～平成23年度）」の「要支援・要介護認定者の推移」を参照し作成。
※第1号被保険者数には、外国人及び住所地特例（区外の施設に入所のため北区から施設所在の区市町村に住所を異動した人）を含む。

合計特殊出生率の推移

（各年1月～12月）

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
北区	0.97	0.95	0.97	0.97	0.99	0.99	1.03
東京都	1.02	1.00	1.01	1.00	1.02	1.05	1.09
国	1.32	1.29	1.29	1.26	1.32	1.34	1.37

※平成19年までは確定値、平成20年は概数
※合計特殊出生率については、57頁の脚注を参照



計画の内容



1 計画の施策体系図

次のページ以降に施策体系図を示しました。

施策体系図は、基本構想の基本目標を達成していくための基本的な施策を、体系別に示したものです。

2 計画事業総括表

(1) 計画事業数

123事業

(2) 計画事業費

129,275百万円

(3) 分野別内訳

(単位：百万円)

基本目標	計画事業数	計画事業費		
		合計	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
1 健やかに安心してくらせるまちづくり	28	14,624	9,834	4,790
2 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり	33	48,567	24,681	23,886
3 安全で快適なうるおいのあるまちづくり	55	55,410	23,291	32,119
4 基本計画推進のための区政運営	7	10,674	1,592	9,082
合計	123	129,275	59,398	69,877

計画の施策体系図

第1 健やかに安心してくらするまちづくり

政 策	基 本 施 策	単 位 施 策
1 健康づくりの推進	(1) 健康づくりの支援	① 毎日の健康づくりの支援
		② 健康づくりを支援する環境整備
	(2) 保健・医療体制の充実	① 地域医療システムの整備
		② 地域保健活動体制の充実
2 地域福祉推進のしくみづくり	(1) 区民主体の福祉コミュニティづくり	③ 早期発見・早期治療体制の充実
		④ 安全で健康的な生活環境の確保
	(2) 利用者本位のサービスの提供	① 地域で支えあうしくみづくり
		② NPO・ボランティア活動への参加促進・支援
		① 多様で良質なサービスの提供
	(3) 権利擁護のしくみづくり	② 身近な地域の相談体制の確立
		③ 総合的なサービスの提供
		① 権利擁護の推進
		② 人権を守る体制の充実
3 高齢者・障害者の自立支援	(1) 社会参加の促進	① 就労機会の拡大
		② 多様な社会参加への支援
		③ 教育、生活訓練の機会の確保
	(2) 在宅生活の支援	① 在宅サービスの充実
		② 在宅生活支援の充実
		③ 相談体制の充実
(3) 生活の場の確保	① 多様な生活の場の確保	
4 子ども・家庭への支援	(1) 子育て家庭の支援	① 多様な保育サービスの充実
		② 子育て相談の充実と交流の促進
		③ 子育ての経済的負担の軽減
		④ ひとり親家庭の自立支援
		⑤ 子育てしやすい環境づくりの推進
		⑥ 地域における子育て支援の拠点の整備
	(2) 子どもの健やかな成長の支援	① 魅力ある遊び環境づくり
		② 豊かな体験活動の充実
		③ 子どもの幅広い社会参加の促進
	(3) 子どもをあたたく育む地域社会づくり	① 地域における子育て支援
		② 子育てネットワークの育成
		③ いじめや虐待の防止
④ 子どもの安全確保の体制づくり		
5 福祉のまちづくり	(1) バリアフリーのまちづくり	① バリアフリーのまちづくり
	(2) 思いやりのある福祉のまちづくり	① 思いやりのある福祉のまちづくり

第2 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり

政 策	基 本 施 策	単 位 施 策
1 地域産業の活性化	(1) 新たな産業の展開	① 地域産業を支える産業施策の推進
		② 創造的都市型産業の誘発
	(2) モノづくりの振興	③ 創業及び雇用の促進
		④ 北区の魅力を生かした観光の推進
(3) 生活サービス産業の育成	① 技術と技能の継承と高度化	
	② 地域・企業間との多様な連携の促進	
(4) 勤労者の働きやすい環境づくり	① 環境変化に対応する個店づくり	
	② 魅力ある商店街づくり	
2 コミュニティ活動の活性化	(1) コミュニティ活動の支援	③ 地域密着型産業への回帰
		① 勤労者福祉事業の支援
		② 地域活動・交流の促進
	(2) コミュニティ施設の充実	③ 様々な活動主体による連携・協力への支援
④ 協働推進体制の充実		
3 個性豊かな地域文化の創造	(1) 個性豊かな文化の創造と発信	① コミュニティ活動の場の整備
		② 区民主体の施設運営の推進
		③ 施設の適正な配置と維持・管理の推進
		④ 地域の個性を生かした文化芸術の創造
(2) 歴史的文化の継承と活用	⑤ 北区らしい文化芸術活動の発展・支援	
	⑥ 様々な文化芸術に触れる機会の拡大	
	⑦ 文化芸術を支えるしくみの構築	
4 生涯学習の推進	(1) 情報提供・相談体制の充実	① 歴史的文化の継承と活用
		② 学習情報提供・学習相談体制の充実
		③ 多様なニーズに応える学習機会の拡充
(2) 学習機会の拡充	④ 身近な学習の場の充実	
	⑤ 学習成果を生かし合うしくみづくり	
(3) 学習成果の活用	① 身近なスポーツの場の整備	
	② スポーツ・レクリエーションの参加機会の拡充	
5 生涯スポーツの推進	(1) 身近なスポーツの場の整備	③ 指導者の育成
		④ 新しい時代を生きる北区人の育成
6 未来を担う人づくり	(1) 社会の変化に対応する学校教育の推進	⑤ 新しい学校づくりの推進
		⑥ 個に応じた教育の推進
		⑦ 特色ある教育活動の推進
		⑧ 人権教育の推進
		⑨ 幼児教育の充実
		⑩ 教育活動を支える基礎研究の充実
	(2) 教育環境の整備	① ゆとりある教育環境の整備
		② 学校規模の適正化・適正配置
	(3) 学校・家庭・地域社会の連携の推進	③ 教育支援体制の整備
		④ 学校・家庭・地域社会の協働
(4) 地域に開かれた学校づくり	⑤ 地域社会との交流促進	
	⑥ 地域に開かれた学校施設	
(5) 青少年の健全育成と自立支援	⑦ 青少年の社会参加の促進	
	⑧ 青少年を育む地域環境の整備	
7 グローバル時代のまちづくり	(1) 地球市民を育む意識づくり	① 人権の尊重
		② 平和の推進
		③ 国際理解の推進
	(2) 国際交流・国際協力の推進	④ 地域における草の根交流の推進
		⑤ 区民主体の国際交流の推進
		⑥ 北区らしい国際協力の推進
(3) 外国人が暮らしやすい環境づくり	⑦ 外国人が生活しやすい環境の整備	
	⑧ 多文化共生のしくみづくり	
	⑨ 外国人区民の地域社会への参画の促進	
8 男女共同参画社会の実現	(1) 男女平等の意識づくり	① 学習・啓発による男女共同参画意識の向上
		② 男女共同参画の推進
	(2) 男女共同参画の推進	③ 男女共同参画を総合的に推進するための体制の整備
(3) 男女の仕事と家庭の両立支援		④ 仕事と家庭生活の両立支援
9 主体的な消費生活の推進	(1) 消費者の自立支援	① 消費生活情報の提供
		② 消費者教育・啓発の提供
		③ 主体的な消費者活動の支援
		④ 環境に配慮した消費生活への取り組み
(2) 消費生活の安定	① 消費者相談体制の強化	
	② 適正な取引の確保	

第3 安全で快適なうるおいのあるまちづくり

政 策	基 本 施 策	単 位 施 策
1 計画的なまちづくりの展開	(1) 適正な土地利用への誘導	① 適正な土地利用への誘導 ② 国公有地跡地等の有効活用
	(2) 地域特性を重視した協働型のまちづくり	① 協働型のまちづくりの推進 ② 地域特性に応じた拠点の整備
2 安全で災害に強いまちづくり	(1) 防災まちづくり	① 都市の防災機能の向上 ② 治水対策等の推進
	(2) 防災体制の整備・充実	① 予防・応急体制の整備・充実 ② 復旧・復興体制の整備・充実
	(3) 地域防災力の向上	① 防災意識の向上 ② 防災行動力の向上
	(4) 交通安全対策の推進	① 交通安全教育の充実 ② 安全な歩行者空間の確保
	(5) 地域防犯活動の充実	① 地域防犯活動の充実 ② 危機管理体制の整備
3 利便性の高い総合的な交通体系の整備	(1) 体系的な道路ネットワークの形成	① 体系的な道路ネットワークの形成 ② 自動車交通量の抑制
	(2) 公共交通機関の利便性の向上	① 公共交通機関等の整備・充実 ② 利用者にやさしい交通施設の整備
	(3) 自動車・自転車利用の適正化	① 違法駐車・放置自転車の防止 ② 駐車場・駐輪場の整備
4 情報通信の利便性の高いまちづくり	(1) 情報通信基盤の整備	① 情報通信基盤の整備 ② ICT（情報通信技術）の有効活用
	(2) 情報活用能力の向上	① 情報活用能力の向上
5 快適な都市居住の実現	(1) 良質な住宅の供給	① 民間住宅の供給誘導 ② 公的住宅の供給・維持管理 ③ 住宅の維持管理・建替への支援
	(2) 良好な住環境の整備	① まちづくり事業と連動した住環境の整備 ② みどり豊かな住環境の整備 ③ 大規模団地の建替・再生
	(3) 子育て世帯や高齢者・障害者世帯の居住支援	① 子育て世帯の居住継続の支援 ② 高齢者・障害者世帯の居住継続の支援
6 うるおいのある魅力的な都市空間の整備	(1) 美しいまち並みの創造	① 北区らしい景観の創出 ② 景観づくりの支援 ③ 美化の推進
	(2) 魅力ある公園・水辺空間の形成	① 区民主体の身近な公園づくり ② 季節感あふれる公園づくり ③ うるおいのある水辺空間づくり
7 持続的発展が可能なまちづくり	(1) 環境に負担の少ないライフスタイルへの転換	① 省資源・省エネルギーへの取り組み ② 啓発活動・環境学習の拡充
	(2) 資源循環型システムの構築	① 区民・事業者・区の協働による3Rの推進 ② 環境負荷の少ない適正なごみ処理・処分システムの構築
	(3) 良好な生活環境の保全	① 公害の防止・抑制 ② 新たな環境汚染問題への対応 ③ 緑化の推進
8 自然との共生	(1) 自然環境の保全・創出	① 自然環境の保全・創出 ② 自然観察や体験学習の充実
	(2) 環境緑化の推進	① 公共空間の緑化 ② 地域緑化のしくみづくり

第4 基本計画推進のための区政運営

政 策	基 本 施 策	単 位 施 策
1 区民と区の協働によるまちづくりの推進	(1) 区民参画の推進	① 区民参画の推進
	(2) わかりやすく開かれた区政の推進	① 情報公開と透明な行政運営の推進 ② 情報発信型区政の展開
	(3) 責任ある協働の推進	① 協働の推進 ② 公益的活動の支援
2 計画的・効率的な行財政運営の推進	(1) 計画的な行政運営	① 計画的な行政運営
	(2) 健全な財政運営	① 自主財源の拡充
		② 基金・区債等の計画的活用
		③ 経営改革の推進
		④ 財政状況を区民と共有
	(3) 簡素で機能的な組織・機構の実現	① 組織・機構の改革
		② 組織の肥大化防止
		③ 職員定数の適正管理
	(4) 職員の資質の向上	① 職員研修の充実
		② 職員参加の推進
		③ 人材育成を目的とした人事管理
	(5) 効率的な行政サービスの提供	① 行政情報化の推進
② 行政サービス提供体制の整備		
③ 民間活力の活用		
④ 受益と負担の適正化		
⑤ 行政評価システムの活用		
(6) 公共施設の計画的な整備と有効活用	① 計画的な改築・改修の促進	
	② 公共施設の有効活用	
	③ 区有財産の活用	
3 自治権の拡充と広域的な連携・協力の推進	(1) 自治権の拡充	① 地方分権の推進
		② 財政自主権の確立
	(2) 「北区らしさ」の創造と発信	① イメージ戦略の推進
		② 北区の特性を生かした施策の推進
	(3) 広域的な連携・協力の推進	① 広域的な連携・協力の推進
		② 自治体間交流の推進

3 基本計画事業一覧表

(1) 健やかに安心してくらするまちづくり

(百万円)

番号	事業名	全体計画 31年度目標 A	平成21年度 未見込 B	必要量 A - B = C	前期計画 22~26年度	後期計画 27~31年度	頁
1	健康はつらつパワーアップ事業（介護予防推進事業）	推 進	推 進	推 進	推 進	推 進	40
				事業費： 1,594	781	813	
2	33万人健康づくり大作戦	推 進	推 進	推 進	推 進	推 進	40
				事業費： 73	36	37	
3	楽しく食べよう！食育推進事業	推 進	推 進	推 進	推 進	推 進	41
				事業費： 224	110	114	
4	血液さらさら・脱メタボ事業	推 進	推 進	推 進	推 進	推 進	41
				事業費： 247	126	121	
5	ふれあい交流サロン事業	15か所	-	15か所	5か所	10か所	46
				事業費： 89	23	66	
6	地域包括支援センターの充実	15か所	12か所	3か所	3か所		46
				事業費： 76	76		
7	民間福祉作業所整備・推進	7か所	-	7か所	7か所		53
				事業費： 5	5		
8	精神障害者自立生活訓練・就労移行支援施設の整備	2か所	1か所	1か所	1か所		53
				事業費： 1	1		
9	元気高齢者総合支援事業	実 施	-	実 施	実 施	推 進	53
				事業費： 24	11	13	
10	（仮称）シニアプラザの整備	開 設	-	開 設	整 備	開 設	54
				事業費： -	-	-	
11	高齢者生活援助サービス事業	推 進	開 始	推 進	拡 充	推 進	54
				事業費： 313	137	176	
12	老人短期入所施設の整備	207床	147床	60床	40床	20床	54
				事業費： 67	40	27	
13	小規模多機能型居宅介護拠点の整備	3か所	1か所	2か所	2か所		55
				事業費： 12	12		
14	特別養護老人ホームの整備	1,419床	1,079床	340床	240床	100床	55
				事業費： 1,846	1,676	170	
15	特別養護老人ホームの改修	2か所	-	2か所	1か所	1か所	55
				事業費： 2,032	1,246	786	
16	老人保健施設の整備	600床	287床	313床	200床	113床	56
				事業費： 626	400	226	
17	認知症高齢者グループホームの整備	13か所	7か所	6か所	6か所		56
				事業費： 370	370		
18	心身障害者グループホーム・ケアホームの整備	19か所	14か所	5か所	4か所	1か所	56
				事業費： 145	12	133	

(百万円)

番号	事業名	全体計画 31年度目標 A	平成21年度 未見込 B	必要量 A - B = C	前期計画 22～26年度	後期計画 27～31年度	頁
19	精神障害者グループホームの整備	6 か所	4 か所	2 か所	2 か所		56
				事業費 6	6		
20	保育園待機児解消	793 人	—	793 人	665 人	128 人	63
				事業費 3,493	2,637	856	
21	学童クラブの定員拡大	2,680 人	2,360 人	320 人	200 人	120 人	63
				事業費 127	80	47	
22	公立保育園の改修	19 園	10 園	9 園	4 園	5 園	63
				事業費 1,255	546	709	
23	病児・病後児保育の実施	4 か所	2 か所	2 か所	2 か所		64
				事業費 25	25		
24	延長、夜間及び休日保育の拡充	延長保育 (公立保育園) 3時間延長1園 2時間延長10園 1時間延長9園	(公立保育園) 1園 6園 7園	4園 2園	4園 2園		64
		(私立保育園) 3時間延長2園 2時間延長7園 1時間延長6園	(私立保育園) 1園 5園 6園	1園 2園	1園 2園		
		夜間保育1園	1園				
		休日保育6園	4園	2園	2園		
		事業費 137		137			
25	障害児放課後等デイサービス事業の推進	推進	推進	推進	推進	推進	65
				事業費 —	—	—	
26	子育て応援団事業	推進	推進	推進	拡充	推進	65
				事業費 440	220	220	
27	発達障害児への総合支援	開設	検討	開設	開設	推進	66
				事業費 562	286	276	
28	(仮称) 子どもプラザの整備	開設	—	開設	整備	開設	66
				事業費 835	835	—	

(2) 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり

(百万円)

番号	事業名	全体計画 31年度目標 A	平成21年度 未見込 B	必要量 A-B=C	前期計画 22～26年度	後期計画 27～31年度	頁
29	就労支援の推進	推 進	推 進	推 進	推 進	推 進	79
				事業費	202	101	
30	観光事業の推進体制の構築	構 築	検 討	構 築	構 築		80
				事業費	20	20	
31	新製品・新技術開発支援事業	33件	3件	30件	15件	15件	80
				事業費	68	34	
32	ものづくり企業トータルサポート事業	推 進	検 討	推 進	推 進	推 進	80
				事業費	96	40	
33	商店街にぎわい再生プロジェクトの推進	20商店街	-	20商店街	10商店街	10商店街	81
				事業費	97	47	
34	商店街マイプラン支援事業	推 進	-	推 進	推 進	推 進	81
				事業費	116	85	
35	商店街コミュニティ拠点創出支援事業	20店舗	検 討	20店舗	10店舗	10店舗	81
				事業費	154	62	
36	商店街街路灯LED化推進事業	57商店街	7商店街	50商店街	50商店街		81
				事業費	73	73	
37	(仮称) コミュニティ・アリーナの整備	3か所	-	3か所	2か所	1か所	85
				事業費	55	55	
38	町会・自治会会館建設等助成	47件	37件	10件	5件	5件	86
				事業費	100	50	
39	区民葬祭センターの建設	2か所	1か所	1か所	1か所		86
				事業費	897	897	
40	区民センターの整備(桐ヶ丘地区)	1か所	-	1か所		1か所	86
				事業費	573		
41	子どもかがやき文化芸術事業	推 進	推 進	推 進	推 進	推 進	90
				事業費	235	111	
42	(仮称) 「文化の創造と人々の交流」 施設の整備	1か所	検 討	1か所	1か所		91
				事業費	439	439	
43	北とびあの改修	改 修	設 計	改 修	改 修		91
				事業費	1,660	1,660	
44	放課後子どもプランの推進	小学校全校	検 討	小学校全校	13校	25校	95
				事業費	5,056	628	
45	(仮称) 赤羽体育館の建設	1か所	実施設計	1か所	1か所		99
				事業費	3,561	3,561	

(百万円)

番号	事業名	全体計画 31年度目標 A	平成21年度 未見込 B	必要量 A - B = C	前期計画 22～26年度	後期計画 27～31年度	頁
46	地区体育館の整備	推 進	推 進	推 進	推 進		100
				事業費	No55学校の改築に計上		
47	桐ヶ丘体育館の改築	1 箇所	—	1 箇所		1 箇所	100
				事業費	2,520	2,520	
48	トップアスリート交流スポーツ教室	推 進	—	推 進	1モデル教室 推 進	推 進	100
				事業費	14	7	
49	学び・拓く・北区人づくりプロジェクト	推 進	推 進	推 進	推 進		109
				事業費	598	598	
50	学力パワーアップ事業	推 進	推 進	推 進	推 進	推 進	109
				事業費	2,302	1,151	
51	北区小中一貫教育の推進	全校実施	モデル事業	全校実施	全校実施	推 進	109
				事業費	68	43	
52	きらきら0年生応援プロジェクト	推 進	開 始	拡 充	拡 充	推 進	110
				事業費	38	21	
53	(仮称)教育総合センターの設置	1 箇所	検 討	1 箇所	実施設計	1 箇所	110
				事業費	1,706	79	
54	大学機能との連携の推進	6 校	1 校	5 校	5 校		110
				事業費	—	—	
55	学校の改築	改築12校	改築4校	改築8校	改築5校	改築3校	111
				事業費	25,157	14,734	
56	校舎改修・改築計画の策定と推進	計画策定 改修13校	改修8校	計画策定 改修5校	計画策定 実施設計1校	実施設計5校 改修5校	111
				事業費	2,590	15	
57	小学校の適正配置の推進	推 進	検 討	推 進	推 進		111
				事業費	1	1	
58	教師力向上応援プロジェクト	推 進	推 進	推 進	推 進		112
				事業費	83	83	
59	学校支援ボランティア活動推進事業	全サブファミリー実施	7サブファミリー事業実施	全サブファミリー実施	全サブファミリー実施		112
				事業費	72	72	
60	早寝・早起き・朝ごはんプロジェクト	推 進	—	推 進	推 進		112
				事業費	3	3	
61	仕事と生活の両立支援事業	認 定	検 討	認 定	認 定	継 続	121
				事業費	13	11	

(3) 安全で快適なうるおいのあるまちづくり

(百万円)

番号	事業名	全体計画 31年度目標 A	平成21年度 未見込 B	必要量 A - B = C	前期計画 22～26年度	後期計画 27～31年度	頁
62	「にぎわいの拠点」・ 「地域の生活拠点」の整 備推進	推 進	推 進	推 進	推 進	推 進	134
事業費 ※事業費は、各計画事業費などに計上している。							
63	十条駅周辺のまちづくり の促進	促 進	促 進	促 進	促 進	促 進	135
				事業費	11,217	3,269	7,948
64	赤羽駅周辺のまちづくり の促進	促 進	促 進	促 進	促 進	促 進	136
				事業費	—	—	—
65	王子駅周辺のまちづくり の促進	促 進	促 進	促 進	促 進	促 進	136
				事業費	5	5	—
66	赤羽台周辺地区住宅市街 地総合整備事業の推進	推 進	推 進	推 進	推 進	推 進	136
				事業費	—	—	—
67	都市防災不燃化促進事業	1路線完了 2路線着手・ 継続	1路線継続 1路線調査	1路線完了 2路線着手・ 継続	1路線完了 1路線着手・ 継続	1路線継続 1路線着手・ 継続	142
				事業費	552	280	272
68	防災まちづくり事業の推 進	推 進	推 進	推 進	推 進	推 進	143
				事業費	4,026	2,970	1,056
69	木造民間住宅耐震改修・ 建替え促進事業	推 進	推 進	推 進	推 進	推 進	144
				事業費	400	200	200
70	分譲マンション耐震改修 促進事業	21件	1件	20件	10件	10件	144
				事業費	435	210	225
71	賃貸マンション耐震化の 支援	調査・検討	—	調査・検討	調査・検討		144
				事業費	7	7	
72	公共防災船着場の整備	4か所	3か所	1か所	1か所		145
				事業費	148	148	
73	擁壁等安全対策支援事業	46件	6件	40件	20件	20件	145
				事業費	76	36	40
74	緊急輸送道路沿道建築物 耐震化促進事業	推 進	調 査	着手・推進	着手・推進	推 進	145
				事業費	—	—	—
75	区営住宅の耐震補強	9棟	(設計2棟)	9棟	9棟		146
				事業費	45	45	
76	公共施設の耐震補強	完 了	88施設	完 了	推 進	完 了	146
				事業費	3,707	2,109	1,598
77	避難所等のトイレ対策事 業	推 進	推 進	推 進	推 進	推 進	147
				事業費	40	40	—
78	中学生地域防災力向上プ ロジェクト	推 進	推 進	推 進	推 進	推 進	147
				事業費	7	3	4

(百万円)

番号	事業名	全体計画 31年度目標 A	平成21年度 未見込 B	必要量 A - B = C	前期計画 22~26年度	後期計画 27~31年度	頁
79	北区安全・安心パトロール事業	推 進	推 進	推 進	推 進	推 進	148
				事業費： 991	496	495	
80	子ども安心まちづくり事業	各小学校区域改善	小学校全校点検改善実施	各小学校区域改善	各小学校区域改善		148
				事業費： -	-		
81	共同住宅防犯設備整備補助事業	180件	-	180件	80件	100件	148
				事業費： 95	42	53	
82	都市計画道路新設・拡幅整備	2路線完成 2路線着手・継続	2路線継続 1路線準備	2路線完成 2路線着手・継続	2路線完成 2路線着手・継続	2路線継続	153
				事業費： 7,305	4,249	3,056	
83	幹線区道新設・拡幅整備	2路線完成 1路線着手・継続	2路線継続 1路線準備	2路線完成 1路線着手・継続	2路線完成 1路線着手・継続	1路線継続	153
				事業費： 737	495	242	
84	生活道路の整備(細街路拡幅整備)	106,599m	66,599m	40,000m	20,000m	20,000m	154
				事業費： 2,611	1,305	1,306	
85	橋梁整備	2橋完成 2橋着手・継続	2橋継続 1橋準備	2橋完成 2橋着手・継続	1橋完成 1橋継続 1橋着手・継続	1橋完成 1橋継続 1橋着手・継続	154
				事業費： 9,191	1,685	7,506	
86	十条駅付近連続立体交差化事業	推 進	推 進	推 進	推 進	推 進	154
				事業費： -	-	-	
87	駅周辺へのエレベーター等の設置	3駅5か所設置	1駅1か所設置 3駅4か所継続	3駅4か所設置	3駅4か所設置		155
				事業費： 606	606		
88	鉄道駅エレベーター等整備事業	3駅4か所補助	1駅2か所補助	2駅2か所補助	2駅2か所補助		155
				事業費： 79	79		
89	コミュニティバスの運行	モデル運行 3路線	モデル運行 1路線	モデル運行 2路線	モデル運行 1路線	モデル運行 1路線	156
				事業費： 198	99	99	
90	自転車駐輪場の整備	推 進	推 進	推 進	推 進	推 進	156
				事業費： 582	372	210	
91	区営住宅のストック活用及び再生計画の策定	計画策定	-	計画策定	計画策定		165
				事業費： 6	6		
92	区営住宅の建替え	建替整備	-	建替整備		建替整備	166
				事業費： 3,214		3,214	
93	子育て世帯の居住支援	推 進	推 進	推 進	推 進	推 進	166
				事業費： 1,410	358	1,052	
94	高齢者の居住支援	推 進	-	推 進	推 進	推 進	167
				事業費： 1,041	257	784	
95	無電柱化事業の推進	2区間完成 2区間着手・継続	2区間継続 1区間準備	2区間完成 2区間着手・継続	2区間完成 2区間着手・継続	2区間継続	172
				事業費： No82都市計画道路新設・拡幅に計上			

(百万円)

番号	事業名	全体計画 31年度目標 A	平成21年度 未見込 B	必要量 A - B = C	前期計画 22~26年度	後期計画 27~31年度	頁
96	景観形成地区の指定	4地区	2地区	2地区	1地区	1地区	172
				事業費: 12	6	6	
97	飛鳥山公園の再生整備	完成	整備継続	完成	完成		173
				事業費: 500	500		
98	新河岸東公園の拡張及び 周辺街路等の整備	完成	整備継続	完成	完成		173
				事業費: 705	705		
99	(仮称)赤羽台のもり公園の整備	整備着手	-	整備着手		整備着手	173
				事業費: -		-	
100	桐ヶ丘中央公園の拡張整備	整備着手	-	整備着手		整備着手	174
				事業費: -		-	
101	緑地の整備	推進	推進	推進	推進		174
				事業費: 73	73		
102	街区公園・児童遊園の新設整備	163か所	143か所	20か所	10か所	10か所	175
				事業費: 217	108	109	
103	まちなかのお花畑整備事業	6か所	-	6か所	3か所	3か所	175
				事業費: 1,006	448	558	
104	ドッグランの試行	モデル実施・ 検証	準備	モデル実施・ 検証	モデル実施・ 検証		175
				事業費: 4	4		
105	環境大学事業	受講6,850人	受講850人	受講6,000人	受講3,000人	受講3,000人	181
				事業費: 122	61	61	
106	新エネルギー・省エネルギー機器等導入助成	推進	推進	推進	推進	推進	181
				事業費: 269	134	135	
107	中小企業への新エネルギー・省エネルギー機器等導入支援	151件	1件	150件	50件	100件	181
				事業費: 150	50	100	
108	区有施設の新エネ・省エネ化事業	9施設	-	9施設	4施設	5施設	182
				事業費: 64	38	26	
109	街路照明のLED化	6,610基	650基	5,960基	3,000基	2,960基	182
				事業費: 1,091	545	546	
110	エコアクション21取得支援事業	313事業所	13事業所	300事業所	150事業所	150事業所	182
				事業費: 30	15	15	
111	資源回収の促進とリサイクル率の向上	推進	推進	推進	推進	推進	183
				事業費: 1,945	976	969	
112	花のあるまち推進事業	128か所	123か所	5か所	2か所	3か所	183
				事業費: 5	2	3	

(百万円)

番号	事業名	全体計画 31年度目標 A	平成21年度 未見込 B	必要量 A - B = C	前期計画 22～26年度	後期計画 27～31年度	頁
113	屋上緑化の推進	推 進	推 進	推 進	推 進	推 進	183
				事業費	80	50	
114	野生動植物情報ストレージの構築	構 築	-	構 築	構 築		187
				事業費	6	6	
115	エコスクール整備事業	推 進	推 進	推 進	推 進	推 進	188
				事業費	379	190	
116	花*はな事業	推 進	-	推 進	推 進	推 進	188
				事業費	21	9	

(4) 基本計画推進のための区政運営

(百万円)

番号	事業名	全体計画 31年度目標 A	平成21年度 未見込 B	必要量 A - B = C	前期計画 22～26年度	後期計画 27～31年度	頁
117	大学との包括協定の締結	5校	-	5校	5校		195
				事業費	-	-	
118	大学の誘致	2校	-	2校	1校	1校	195
				事業費	-	-	
119	庁舎の耐震化・改築	改築工事	検 討	改築工事	(※用地)・ 基本構想・暫定 耐震化	基本計画・ 設計・改築工事	202
				事業費	10,632	1,570	
120	公共施設再配置計画の策定	策 定	検 討	策 定	策 定		202
				事業費	20	20	
121	教職員住宅の有効活用の検討	方針決定	-	方針決定	方針決定		202
				事業費	-	-	
122	北区の基礎自治体としてのあり方の検討	検 討	-	検 討	検 討		206
				事業費	2	2	
123	自治基本条例の制定	制 定	-	制 定		制 定	206
				事業費	20		

4 計画期間中の財政収支の見通し

(1) 財政計画の基本的考え方

日本経済は、平成 20 年（2008 年）秋以降、アメリカ経済に端を発する世界的な金融危機、同時不況の下で急速な悪化へと転じ「百年に一度」といわれる経済危機に直面しました。

直近の動向を見ると、景気は持ち直してきているものの、高い失業率や下落傾向にある物価水準など依然として情勢は厳しく、雇用環境の悪化や円高、デフレによる景気抑制圧力の拡大など先行き不透明な状況にあります。

また、日本社会は人口減少と少子高齢化が同時に進行する中、昨年は政権交代という大きな政治の変革期を迎え、今後、新政権により分権改革や補助金改革も含め、新たな政策、方針等が示されることが予想され、それらの動きに対しては臨機応変な対応をしていかなければなりません。

また、北区の歳入の約 4 割を占める特別区交付金は、景気後退の影響を受け、平成 21 年度（2009 年度）及び 22 年度（2010 年度）ともにかつてない大きな減少となり、今後の景気動向が不透明な中、予断を許さない状況が続きます。

このように、北区を取り巻く社会経済環境が先行き極めて不透明であることから、今回の財政計画は、10 か年の計画期間のうち前期期間（平成 22 年度（2010 年度）～ 26 年度（2014 年度））のみを算出することとしました。

また、今回新たな基本計画を策定するにあたり、その確実な実現を担保するとともに中長期的に安定した区政運営をめざし、さらなる経営改革に取り組むため、基本計画 2010 の前期期間を対象期間とする経営改革「新 5 か年プラン」を併せて策定しました。

さらに現下の厳しい状況に対応するため、扶助費及び公債費を除く経費について、23 年度（2011 年度）以降 2 % の歳出削減を見込んで算定しています。

なお、後期期間（平成 27 年度（2015 年度）～ 31 年度（2019 年度））の財政計画は、今後の経済成長率等の動向を把握したうえで改めて算定することとします。

(2) 財政見通し

計画期間中の経済成長は、政府の国内総生産（GDP）の名目成長率の見通しを参考にし、次のように見込みました。

- 平成 22 年度（2010 年度）から平成 24 年度（2012 年度）まで 0.4%
- 平成 25 年度（2013 年度）以降 3.0%

(3) 財政計画の推計

① 財政規模

基本計画 2010 においては、政府の国内総生産（GDP）の名目成長率の見通しなどを参考としながら、過去の実績をベースに財政規模の伸びを積算方式で算出しました。なお、都区財政調整制度における都区の役割分担のあり方や、特別区の実態を踏まえた標準区経費等の見直しなど今後も協議をしていく必要もあり未確定な部分がありますが、計画策定時点で可能な限り変更の要素を取り入れました。

このような前提で前期 5 か年間の財政規模を算出しますと、総額で 6,547 億円となりました。歳入・歳出額の内訳は「(4) 基本計画財政計画表」のとおりです。

② 歳入

歳入各項目について、次のとおり算出しました。

ア 特別区税

過去の実績をベースに所得の伸びを経済成長率による変化等を見込んで積算しました。なお、子ども手当の影響による扶養控除の見直しなどの税制改革については、計画策定時点ではその全容が明らかになっていないため推計値には算入しませんでした。

イ 特別区交付金

現行制度における実績をもとに全体フレームを経済成長率による変化を見込んで積算しました。

なお、都区の役割分担のあり方や標準経費の見直しなどに関する変更点については、計画策定時点では都区の協議が継続中のため推計値には考慮しませんでした。

ウ 国・都支出金

現行制度に基づき過去の実績をベースに算定しました。なお、新政権による影響や地方分権に関する変更点については、計画策定時点で明らかになっている部分について可能な限りその要素を取り込みました。

エ 特別区債

平成 12 年（2000 年）に施行されたいわゆる地方分権一括推進法に基づき、地方債の発行は協議制度へと移行しました。今回の計画では、現行制度に基づき適債事業に充当しました。

オ 基金繰入金

各年度において、財政調整基金、減債基金、施設建設基金、まちづくり基金、そして学校改築基金等を有効に活用しました。

カ その他の歳入項目

過去の実績をベースに算定しました。

③歳 出

歳出については、計画期間中経営改革「新 5 か年プラン」が着実に実施されるものとしたほか、扶助費および公債費を除く経費について、事業の見直しなどにより平成 23 年度（2011 年度）以降 2 % の削減をするものとして、計画事業と計画外事業について併せて算定しました。

ア 人件費

再任用・再雇用職員を活用するとともに、事務事業の見直しや、民間の活力の導入により必要最小限の人件費を算定しました。

イ 扶助費

過去の実績をベースに算定しました。なお、子ども手当に関する経費については、平成 22 年度（2010 年度）は半額、平成 23 年度（2011 年度）以降は全額給付とし、平成 23 年度（2011 年度）以降の増加する財源については国の負担として算定しました。

ウ 公債費

今までに発行した特別区債と、新たに計画事業を実施するにあたり発行を予定する特別区債の元利償還金を算定しました。

エ 投資的経費

将来の財政負担にも考慮しつつ、その支出効果が長期間にわたり、そして資本形成に役立つ経費を算定しました。

なお、用地取得費については計画事業実施に必要な経費を計上するとともに、計画期間中において土地価格は変動がないものとして算定しました。

オ 一般行政経費

物件費、維持補修費、貸付金、補助費等の一般行政経費は、経営改革「新 5 か年プラン」に基づく事務事業の見直しを進めることにより、効率的で効果的な区政運営に努めることを前提とし、過去の実績をベースに算定しました。

(4) 基本計画財政計画表 前期（平成 22 年度～ 26 年度）一般会計

○歳入

(単位：百万円、%)

区 分		金 額	構 成 比
一般財源	特別区税	125,112	19.1
	特別区交付金	230,000	35.1
	その他	75,504	11.6
	うち経営改革プラン	12,425	1.9
	計	430,616	65.8
特定財源	国庫支出金	123,735	18.9
	都支出金	28,268	4.3
	特別区債	10,298	1.6
	基金繰入金	16,767	2.5
	その他	45,015	6.9
	計	224,083	34.2
歳入合計		654,699	100.0

※1 一般財源その他は、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、交通安全対策特別交付金、繰越金、財政調整基金繰入金、地方特例交付金、ゴルフ場利用税交付金等である。

※2 特定財源その他は、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄付金、諸収入等である。

※3 経営改革プランは、北区経営改革「新5か年プラン」による財源対策額である。

○歳出

(単位：百万円、%)

区 分		金 額	構 成 比
義務的経費	人件費	128,714	19.7
	扶助費	198,953	30.4
	公債費	22,614	3.4
	計	350,281	53.5
投資的経費		65,448	10.0
	うち計画事業費	49,714	7.6
一般行政経費		240,648	36.8
	うち計画事業費	9,684	1.5
経営改革プラン		△ 1,678	△ 0.3
歳出総額		654,699	100.0
	うち計画事業費	59,398	9.1

※1 用地特別会計からの用地買取分は公債費として取り扱っている。

※2 一般行政経費については、物件費、維持補修費、補助費、貸付金等である。

※3 経営改革プランは、北区経営改革「新5か年プラン」による財源対策額である。

※4 平成23年度以降、扶助費及び公債費を除く経費の2%削減額を含んでいる。

- 基本計画後期期間（平成 27 年度～ 31 年度）の財政計画は、今後の経済成長率等の動向を把握したうえで改めて算定する予定です。

5 区有財産

財政計画では、財政規模・財政構造による財政フレームのほかに、資産である区有財産についても十分に把握し、効率的な財産管理をします。

区有財産現在高

平成 21 年 3 月 31 日現在

種 別	数 量	価 格
土地 (うち教育委員会所管)	1,198,207㎡ (564,228㎡)	360,941百万円 (176,668百万円)
建物 (うち教育委員会所管)	681,160㎡ (399,470㎡)	85,949百万円 (27,839百万円)
権利等	1,646㎡	85百万円
株券等	408株	—
出資による権利 (うち教育委員会所管)	14件 (1)	1,327百万円 (50百万円)
計 (うち教育委員会所管)	— (—)	448,302百万円 (204,557百万円)



基本目標別計画





第 1 章

健やかに安心してくださる まちづくり

1-1	健康づくりの推進	35
1-2	地域福祉推進のしくみづくり	42
1-3	高齢者・障害者の自立支援	47
1-4	子ども・家庭への支援	57
1-5	福祉のまちづくり	67

※**メタボリックシンドローム** 内臓脂肪症候群。内臓に脂肪がたまり（腹部の肥満）、高血圧や高血糖、高脂血症などの症状が一度に複数出ること指す。
※**健康寿命** 平均寿命のうち、健康で活動的に暮らせる期間。WHO（世界保健機関）が提唱した新しい指標で、平均寿命から、衰弱・病気・痴呆などによる介護期間を差し引いた寿命。

1-1 健康づくりの推進



北区基本構想

だれもが、生涯を健康で明るく暮らすには、日頃から、自らの健康に関心を持ち、栄養、運動、休養の調和のとれた生活習慣を身につけ生活することが重要です。区民一人ひとりの心と体の健康づくりを支援するとともに、区民の健やかな生活を支える保健・医療体制を充実します。

■現状と課題

国では、平成12年（2000年）から、すべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とすることを目的とし、「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を推進しています。また平成14年（2002年）に健康増進法が制定されるとともに、平成19年（2007年）に「新健康フロンティア戦略」を策定し、国民自らがそれぞれの立場に応じて健康対策を行うための戦略を示しています。

北区においては、平成15年（2003年）3月に「みんな元気！いきいき北区」をスローガンに、区民の主体的な健康づくりを総合的に支援するため「北区ヘルシータウン21」を策定し、平成20年（2008年）3月にはその前期5か年の取り組みを評価し、今後の課題を明らかにした「北区ヘルシータウン21 後期5か年計画」を作成し、「メタボリックシンドローム※予防」や生涯を通じた「食育の推進」等、新たな健康課題への取り組みを強化しました。また平成17年（2005年）に区民一人ひとりが『自らの健康づくりに努め、力を合わせて元気な北区をつくる』とした「元気環境共生都市宣言」を行い、「33万人の健康づくり大作戦」や「さくら体操」など、様々な健康づくりの事業を展開してきました。

平成20年（2008年）厚生労働白書によると日本の高齢化率（65歳以上人口が全人口に占める割合）は平成17年（2005年）において20.2%であり、21世紀半ばには40.5%に達すると予測しています。北区の高齢化率は、平成17年（2005年）が21.6%であったものが、平成22年（2010年）では24.6%となり、全国を上回る率で高齢化が進んでいます。

高齢社会の中で、健康寿命※を伸ばし、健康で生活を充実するためには、「自らの健康は自らが守り」、「自らが充実した質の高い生活を保持する」ことが大切になります。

また近年の区民の主要死因をみると、がん、心疾患、脳血管疾患が6割を占めています。これらの病気は「生活習慣病」といわれ、食生活、運動や喫煙、飲酒など毎日の生活習慣と深く関わり、寝たきりや認知症、身体障害の原因の一つにもなり、生活の質に大きな影響を及ぼします。

こうした中で、区民一人ひとりの生活習慣の改善支援や、いつでも健康づくりに取り組めるよう、総合的な健康づくり施策の推進が求められます。そのために健康づくりを実践できる機会や場の提供や、加齢や病気等により心身機能が低下した人々も地域でいきいきと生活していくための仲間づくりや、お互いに支えあえる地域環境づくりを、関係機関等と協働して進めていく必要があります。

一方、医療制度改革により、平成20年度（2008年度）から、生活習慣病対策としてメタボリックシンドロームに着目した「特定健診・特定保健指導」が開始されました。健康を維持し健やかな生



北・水辺ウォーク

1-1 健康づくり

活を支えるためには、日頃の健康づくりの活動とともに病気の早期発見・早期治療の体制の充実や、健康を害したときに適切な治療を受けられるよう、様々な年代や状況に応じた保健・医療体制の充実が必要になります。特にがん対策については、生命、健康にとって重大な課題となっている現状に鑑み、国や東京都では計画を策定し、予防から治療及び療養生活の質の向上にいたる総合的な取り組みを進めています。

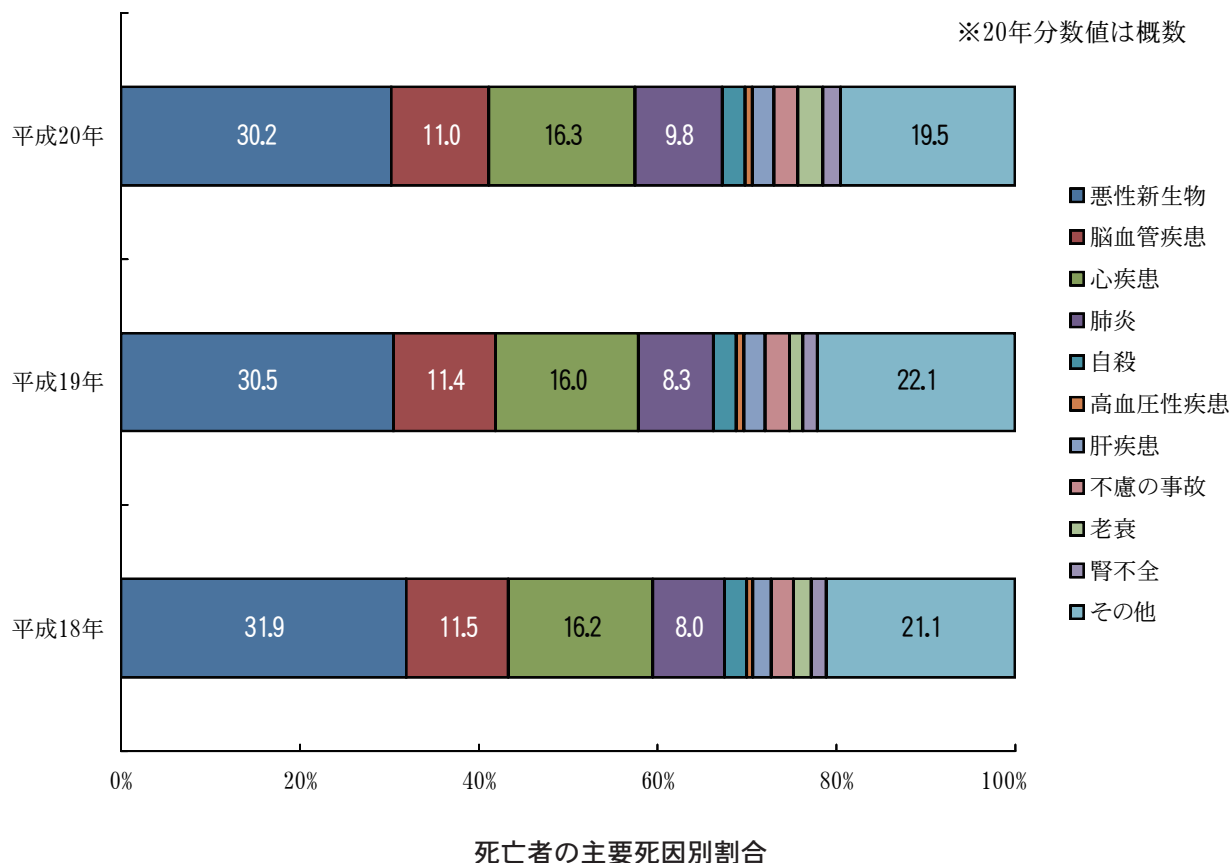
区民が質の高い適正な医療サービスを受けられるよう医療提供体制を確保することが重要です。そのため、区内医療機関や薬局等の指導や支援を実施するとともに、医療安全向上のため、医師会、歯科医師会及び薬剤師会との連携の推進が望まれます。

保健医療を取り巻く環境は小児科・産科の医師不足や、救急搬送の困難事例など様々な課題が生じています。このような状況下で、区民が安心して医療を受けられるよう、また安心して妊娠・出産・

育児ができるように救急を含めた保健医療体制の整備の充実を、医師会と協力しつつ引き続き国や東京都に求めていく必要があります。

さらに、子ども時代に生涯の健康の基礎がしっかり育まれるよう母子保健の啓発・相談体制も充実する必要があります。

いつまでも「元気でいきいきとした生活」を送るために、中高齢期からの生活習慣病に加えて、高齢期からの老化予防として、老化のサインをいち早く発見し早期に適切な対処を行う「介護予防」が大切なポイントになります。平成18年(2006年)の介護予防重視型の介護保険法改正により地域支援事業が創設され、区では「健康はつらつパワーアップ事業」において特定高齢者※を把握する生活機能評価及び「おたっしゃ筋力アップ体操教室」などの介護予防事業を実施しています。しかし特定高齢者の介護予防教室への参加数が低い状況から、高齢者に介護予防の重要性について周知・啓発を進め、参加を促進する取り組みが必要です。



1-1 健康づくり

また、介護予防の効果을あげるには、高齢者自らが主体的かつ継続的に取り組んでいくことが重要です。健康づくりやいきがいきづくりなどの事業と連携し、地域の介護予防活動を支援することが必要です。

一方、感染症や食中毒など、生命・健康の安全を脅かす健康危機に対する区民の不安が高くなっています。感染症対策として新型インフルエンザへの迅速・的確な対応や体制の強化が求められており、食の安全では食品の製造、流通、消費にわたる各過程での安全性や、輸入食品の国・都・区との連携による監視体制の強化などの対策が求められています。

また、ダニ、カビ等の微生物、ホルムアルデヒドなどの化学物質による室内空気汚染などによる、健康への影響が懸念される要因が存在します。健康的で安全な生活環境の確保が求められます。

■施策の方向

(1) 健康づくりの支援

① 毎日の健康づくりの支援

- 生涯にわたる健康づくりを推進するため、「北区ヘルシータウン21」に基づき、総合的な健康づくり施策を推進します。
- いつまでも元気でいきいきと暮らすため、中高齢期からの健康づくりや介護予防を推進します。
- 成人期からのメタボリックシンドローム予防対策を推進します。
- 生涯にわたる健康の基礎を築くため、栄養バランスの取れた楽しい食生活がおくることができるよう、ライフステージ※に応じた乳幼児期からの食育事業を推進します。
- 子どもから高齢者まで、身体活動量の増加に向けて運動する習慣の定着を促進し、健康づくりを推進します。
- 心の健康を保ち、上手に心の休養が取れるよう、情報提供や学習機会の提供、相談機

能を充実し、心の健康づくりを推進します。

- たばこやアルコールの健康への影響を周知し、未成年の喫煙・飲酒の防止対策や、相談体制の充実を図り、分煙化等の環境整備とともに喫煙者やアルコール依存症の減少に努めます。
- 生涯にわたり、自分の歯で食事をし、食事や会話の楽しみを持ち続けられるよう、歯と口腔の健康を保つ8020運動※を推進します。

② 健康づくりを支援する環境整備

- 健康づくりに楽しく継続して取り組めるよう仲間づくりを進め、グループによる健康づくりを育成・支援するとともに、リーダーを支援します。
- 体験型イベントや出前講座の開催など学習機会の提供に努めます。また、地域の健康づくりを支援する人材を発掘し、活躍の場を提供します。
- 自分の健康に関心を持ち、いつでも健康づくりに取り組めるよう、様々な媒体を通じて健康情報を提供します。
- 公園や道路等を整備するとともに、スポーツ、レクリエーション活動との連携を図り、いつでも気軽に取り組める健康づくりの場や機会を提供します。
- 栄養・運動・休養のバランスのとれた生活習慣を身につけ、健康に配慮した生活を送るよう、地域や家庭、学校などと連携を図りながら健康教育、食環境の整備を促進します。

(2) 保健・医療体制の充実

① 地域医療システムの整備

- 身近な地域で、安心して健康や病気に関する相談や治療が受けられるよう、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の定着を推進するとともに、医療機能の分

※AED 自動体外式除細動器 (Automated External Defibrillator, AED)。

心室細動の際に機器が自動的に解析を行い、必要に応じて電気的なショック (除細動) を与え、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器。

1-1 健康づくり

担と連携を進め、地域医療システムの充実を図ります。

○だれもが24時間安心して適切な医療が受けられるよう、AED※設置場所の拡大や小児医療を含めた、救急医療体制の充実を図ります。

○病気や障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、保健・医療・福祉・介護のそれぞれの関係機関の連携を一層強化することにより、地域ケアシステムの確立を図ります。

○区民が安心して必要な治療が受けられるよう国民健康保険事業等の安定した事業推進に努めます。

② 地域保健活動体制の充実

○母と子の健康の保持・増進を図るとともに、育児相談、育児不安の解消や父親の育児参加など、妊娠期からの継続した母子保健支援体制を充実します。

○子どもの事故・乳幼児突然死症候群 (SIDS) を防ぐため、情報提供、学習会等に取り組めます。

○生涯を通じた女性の健康支援等、区民の健康に対するニーズの多様性に対応した相談指導体制の充実を図ります。

○区民の生活や暮らしの実態に応じた保健相談、栄養相談、歯科保健相談等の幅広い保健サービスを提供し、区民の健康管理を支援する地域保健活動体制を充実します。

③ 早期発見・早期治療体制の充実

○特定健康診査等の実施による区民の生活習慣病の早期発見に努めます。

○がん検診については区民に利用しやすい実施体制の構築とともに受診率の向上を図り、疾病の早期発見・早期治療の重要性に照らし、新たな検診項目等の導入について検討します。

○メタボリックシンドロームに着目した特定

保健指導を行うなど、健康診査受診後のフォロー体制を充実させ、区民の生活習慣の改善を支援します。

④ 安全で健康的な生活環境の確保

○新型インフルエンザ対策として、知識や予防方法の区民への周知、相談窓口の設置、医療提供体制の整備等について、医師会・薬剤師会等関係機関・団体と連携して対策をすすめていきます。

○ダニ、カビ、衛生害虫、シックハウス対策などの相談に応じ、健康で快適な居住環境の確保を図ります。

○食品の安全性の確保を図るため、年間食品衛生監視指導計画に基づく各営業施設、学校、保育園、社会福祉施設などの監視指導や、食品の検査、各種普及活動の実施などを推進すると共に、消費者、食品業者との情報交換、国・他自治体との連携をもとに、食の安全・安心の確保に取り組みます。

○結核、エイズ、インフルエンザ、レジオネラ症などの様々な感染症への対策や、O157、カンピロバクター、ノロウイルスなどの食中毒対策を充実します。

○感染症の予防のため、保育園、幼稚園、学校との連携を図ります。

1-1 健康づくり

■計画事業

【1】健康はつらつパワーアップ事業（介護予防推進事業）

高齢者が要介護状態に陥ることを予防するため、おたっしゅ健診の結果に基づき介護予防プランを作成し、筋力向上トレーニングや栄養改善・口腔機能向上のための適切な介護予防プログラムを推進する。また、介護予防の普及啓発、人材育成を行い、地域への介護予防の取り組みを強化していく。

健康福祉部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
推進	推進	推進	推進	推進
(内訳) 通所型介護予防事業 実施箇所数(18か所)	17か所	1か所	1か所	(18か所継続)
介護予防普及・啓 発事業	推進	推進	推進	推進
特定高齢者把握事業 (おたっしゅ健診)	推進	推進	推進	推進
	事業費(百万円)	1,594	781	813

【2】33万人健康づくり大作戦

区民の健康づくりをサポートし、活力ある高齢社会を実現するため、様々な健康づくりに関するイベントや講座・教室を開催して、区民一人ひとりが主体的・積極的に自分の健康度やライフステージにあった健康づくりに取り組めるよう支援する。

健康福祉部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
推進	推進	推進	推進	推進
	事業費(百万円)	73	36	37

1-1 健康づくり

【3】楽しく食べよう！食育推進事業

健康づくりの基本である「食」について、子どもから大人まで、各世代ごとの「食」のあり方を講座や体験を通じて学びながら、栄養バランスのとれた楽しい食生活を送ることにより、健やかな心と体をつくる。

健康福祉部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
推進	推進	推進	推進	推進
(内訳) ふれあい食事会 会場数 (32か所)	25か所	7か所	7か所	推進
食育推進普及・啓 発事業	推進	推進	推進	推進
	事業費 (百万円)	224	110	114

【4】血液さらさら・脱メタボ事業

生活習慣病や障害等の発生およびメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）を予防するため、日頃からの基本的な生活習慣の見直しにつながる、栄養と運動に関する内容を取り入れた各種体操教室や栄養講座等の啓発事業を展開する。

健康福祉部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
推進	推進	推進	推進	推進
(内訳) 筋力アップ体操教室 会場数 (18か所)	16か所	2か所	2か所	(18か所継続)
栄養・運動普及・ 啓発事業	推進	推進	推進	推進
脱メタボ大作戦	推進	推進	推進	推進
	事業費 (百万円)	247	126	121

1-2 地域福祉推進のしくみづくり



北区基本構想

ともに、支えあい助けあい、あたたかい心の交流のある地域社会をめざして、区は、区民、ボランティア・市民活動団体などと連携、協働し、地域福祉推進のしくみづくりを進めます。また、だれもが安心して必要なときに、適切なサービスを自ら選んで利用できるよう、利用者本位のサービス提供体制を整備します。さらに、サービス利用者などの権利擁護のしくみづくりに取り組みます。

■現状と課題

子どもから高齢者まですべての人が、障害の有無、年齢、性別などに関わらず、人として尊ばれ人権が守られるなかで、その有する能力に応じて自立した日常生活を送り、心身ともに健やかに安心して暮らしていける地域社会の実現が望まれています。

北区の平成22年（2010年）1月の高齢化率は24.6%で、0歳から14歳までの年少人口率は9.7%となっており、少子高齢化が確実に進んでいます。少子高齢化が一層進むとともに世帯規模の縮小化も進行し、高齢者の単身世帯が増加しています。介護保険の要介護・要支援認定者数や障害者手帳所持者数も増加するなど、地域で手助けや支えあいが必要な人が確実に増加してきています。

そのような中で、区民のだれもが地域において安心して充実した生活を送るためには、だれもが地域を構成する一員として、各々ができる範囲で役割や責任を果たし、地域においてともに支えあい助けあうことが大切になります。区、区民、民生委員、NPO、ボランティア、保健福祉事業を営む事業者などの地域福祉に関わる担い手が一緒になって、できることを提案し、考えながら、支えあうしくみづくりを進めていくことが必要です。

ともに支えあい生きる地域社会を創るためには、様々な人々とのふれあいや交流を通して、互いを理解し存在を認めあえる、交流の積み重ねが大切です。家に閉じこもりがちな高齢者や障害者、子育て家庭などを地域ぐるみで支えるしくみの一つとして「おたがいさまネットワーク事業」や「障害者就労支援連絡会」、「地域育て合い事業」等を

実施しています。それらの活動が地域に定着するよう、社会福祉協議会やNPO・ボランティアぶらぎ（平成15年（2003年）11月開設）と連携して支援をしていくことが必要です。これらの活動団体が地域での課題発見や相談能力を十分に発揮することができるよう、活動団体間のネットワークを構築していくことや、活動に関する情報、知識、疑問など様々なニーズに対応できる相談体制を充実し、地域福祉への理解や関心を深めていくことが大切です。さらに個人に限らず、地域の企業や学校などの団体も含め、幅広くNPO・ボランティア活動への参加を働きかけ、地域活動を担う人材の発掘・育成に結び付けていくことが必要です。

地域福祉を推進していくためには、地域福祉に関連する担い手の確保は大きな課題であり、区民の地域福祉への理解や関心を深め、地域活動などに参加する機会を創出し、その中から人材を発掘・育成していくことが重要になります。特に「高齢者」＝「サービスの受け手」として位置づけるのではなく、活動意欲の高い元気な中高齢者が「地域を支える担い手」として活躍できる機会や場を確保していくしくみが必要です。

平成12年（2000年）4月の介護保険制度に続き、平成15年（2003年）4月障害者の支援費制度の導入、平成18年（2006年）4月に障害者自立支援法が施行され、サービス提供者に企業やNPO法人など広く民間事業者が参入できるようになりました。

住み慣れた地域で自立した生活を維持していくには、支えあうしくみづくりとともに、日々の生活を支援する様々なサービスが必要になります。

1-2 地域福祉

適正な負担のもとで利用者が自分にあったサービスを自ら選べるよう、民間企業やNPO法人等の多様な実施主体により、その特色を生かした良質なサービスを確保していくことが必要です。

一人暮らしの高齢者や認知症高齢者の増加を踏まえ、高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で生活できるようにする観点から「地域密着型サービス」の整備や、サービス事業者の育成を区が支援していくことも必要です。

また、福祉サービスの質を確保・向上していくためには、十分なスキルを備えた福祉サービスの人材の確保・育成が重要です。全国的に福祉人材の不足と職場への定着率の悪化が問題となっている状況を踏まえ、福祉サービス提供事業者の人材確保を支援する取り組みが求められます。

だれもが安心して適切な福祉サービスを利用するには、利用者とサービス提供者が対等な関係に立ち、サービスに関する相談体制の充実やサービス評価を含めた選択のための十分な情報提供、苦情対応体制の確立など、利用者の立場に立った総合的な支援体制を整備することが求められています。

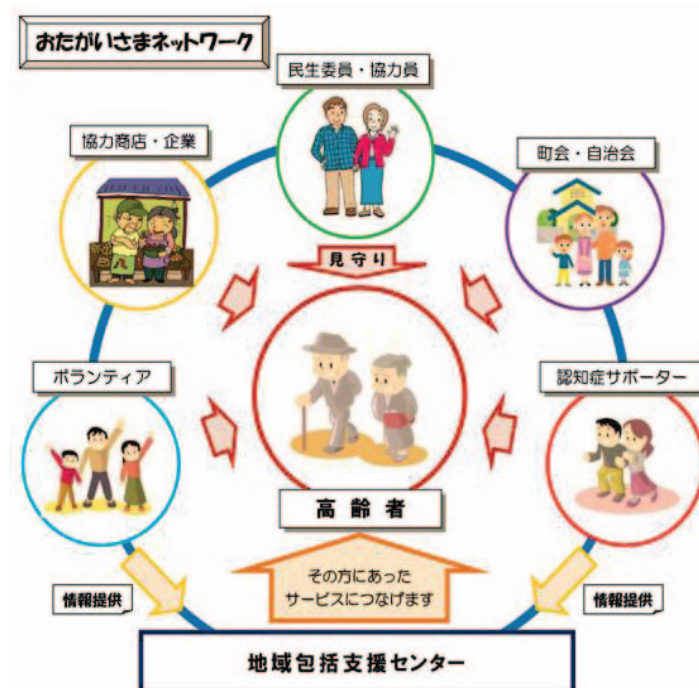
育児や介護の疲れなどから子どもや障害者・高齢者への虐待が社会問題となっており、個人として尊重され自分の人生を尊厳を持って過ごすことができる人権を守る取り組みや、認知症や障害により契約などの意思決定が困難な人々の契約支援やサービス利用支援など、日常生活における権利擁護の推進が求められます。成年後見制度をはじめとした権利擁護の推進がますます重要なものとなります。

■施策の方向

(1) 区民主体の福祉コミュニティづくり

① 地域で支えあうしくみづくり

- 北区らしい豊かな福祉文化の創造をめざして、だれもが、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、区民と区の協働による地域福祉を推進します。
- 社会福祉協議会、地域の人々、民生委員、NPO・ボランティア団体などによる地域で支えあうしくみづくりに取り組み、福祉コミュニティづくりを推進します。
- 互いに存在を認めあい、理解しあえるよう、



おたがいさまネットワーク

1-2 地域福祉

様々な人々の交流を促進します。

○地域包括支援センターを中心に民生委員や協力員・協力団体、企業等と連携・協力し、見守りなど地域福祉ネットワークの強化を図ります。

○元気な高齢者を含め、住民が気軽に地域活動に参加できる場や機会を提供し、その中から地域活動を担う人材の発掘・育成・支援に取り組みます。

② NPO・ボランティア活動への参加促進・支援

○いつでも、気軽にNPO・ボランティア活動に参加できるよう、情報提供や相談体制、各種講座の開催を充実します。

○学校や生涯学習の場での福祉教育を推進するとともに、企業や学校などに、グループや団体によるNPO・ボランティア活動への参加を働きかけます。

○福祉施設等と連携し、体験や活動の場を確保します。

○福祉活動が活発に展開されるよう、情報提供や助言、活動の場を提供します。

○高齢者や障害者、子育て家庭などが、孤立することなく地域で安心して暮らしていけるよう、地域支えあい活動や交流活動を支援します。

○社会福祉協議会やNPO・ボランティアふらざと連携し、NPO・ボランティア団体などの活動がより効果的なものとなるよう、相互のネットワーク化を推進します。

(2) 利用者本位のサービスの提供

① 多様で良質なサービスの提供

○民間企業やNPO法人などのサービス提供者と連携・協力し、多様なニーズに対するサービス提供体制を整備します。

○福祉サービス評価制度や苦情対応体制を確立し、サービスの質の確保・向上を図ります。

○福祉サービスの質を確保・向上していくた

めに、福祉事業従事者の人材の確保・育成を支援し、サービス事業者の経営基盤向上に取り組みます。

② 身近な地域の相談体制の確立

○高齢者が住み慣れた地域で生活することができるよう、地域包括ケアの拠点である地域包括支援センターの機能の充実を図っていきます。

○地域の人々と連携し、地域情報の収集、相談技術の向上など相談機能の強化を図ります。

○どこでも相談でき、連携した対応が図れるよう情報の共有化や迅速な対応を図るため、相談機関のネットワーク化を進めます。

③ 総合的なサービスの提供

○自立支援のための総合的なサービスを提供するため、必要なサービスを調整するケアマネジメント機能を強化します。

○保健・医療・福祉の連携強化とともに、就労、住宅、教育など生活に関連する各分野との連携を強化します。

(3) 権利擁護のしくみづくり

① 権利擁護の推進

○契約制度のもと契約当事者となる福祉サービス利用者や、判断能力が低下した人の権利を擁護するため、権利擁護センター機能の充実を図ります。

○社会福祉協議会と連携し、日常生活自立支援事業の活用と成年後見制度の利用促進を図ります。

② 人権を守る体制の充実

○育児や介護に悩む家族を支援し、子どもや障害者・高齢者への虐待予防に努めます。

○高齢者虐待を未然に防ぐとともに、虐待があった場合の早期発見と適切な対応がとれるよう高齢者虐待防止センターを中心に体制を整備します。

1-2 地域福祉

■施策体系図

基本施策		計画事業
単位施策	施策の方向	
(1) 区民主体の地域コミュニティづくり		【5】 ふれあい交流サロン事業
①地域で支えあうしくみづくり		再掲 11 高齢者生活援助サービス事業
区民と区の協働による地域福祉の推進		
支えあいのしくみづくり		
交流の促進		
地域福祉ネットワークの強化		
地域活動を担う人材の発掘・育成・支援		
②NPO・ボランティア活動への参加促進・支援		
情報提供・相談体制の充実		
福祉教育の推進		
ボランティア活動やボランティア体験の場の確保		
情報提供や活動の場の提供		
地域支えあい活動や交流活動支援		
NPO・ボランティア活動団体相互のネットワーク化		
(2) 利用者本位のサービスの提供		【6】 地域包括支援センターの充実
①多様で良質なサービスの提供		再掲 9 元気高齢者総合支援事業
サービス提供体制の整備		
サービス評価によるサービスの質の確保・向上		
福祉事業従事者の人材の確保・育成支援等		
②身近な地域の相談体制の確立		
地域包括支援センターの機能充実		
地域情報の収集や相談技術の向上		
相談機関のネットワーク化		
③総合的なサービスの提供		
ケアマネジメント機能の強化		
保健・医療・福祉ほか生活関連分野との連携強化		
(3) 権利擁護のしくみづくり		
①権利擁護の推進		
権利擁護センターの機能充実		
日常生活自立支援事業の活用		
②人権を守る体制の充実		
育児・介護者への支援		
高齢者虐待予防体制の整備		

1-2 地域福祉

■計画事業

【5】ふれあい交流サロン事業

引きこもりがちな高齢者や認知症の方が、いつでも安心して交流できる「ふれあい交流サロン」を各地域包括支援センターの圏域ごとに立ち上げ、地域福祉ネットワークの強化、福祉コミュニティづくりの推進を図る。

健康福祉部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
15か所	—	15か所	5か所	10か所
	事業費(百万円)	89	23	66

【6】地域包括支援センターの充実

相談体制の充実と介護予防事業及び地域支援事業の推進、地域福祉ネットワークの強化を図るため、地域包括支援センターを充実する。

健康福祉部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
15か所	12か所	3か所	3か所	
	事業費(百万円)	76	76	

1-3 高齢者・障害者の自立支援



北区基本構想

高齢者や障害者が、いきいきと活動している活力ある地域社会をつくるため、住み慣れた地域で、明るく健康で充実した生活を送れるよう自立を支援します。

■現状と課題

北区の65歳以上の高齢者人口及び高齢化率は、国や東京都を上回るスピードで年々増加し続けており、北区人口推計調査では介護保険制度がスタートした平成12年(2000年)は62,885人(19.2%)でしたが、平成22年(2010年)には78,244人(24.6%)となり、今後さらに伸び続け、平成27年(2015年)には83,680人(26.6%)になると見込まれています。

65歳以上の比較的元気な高齢者の方は、就労を望む人、地域の様々なボランティア活動や生涯学習、スポーツを楽しみたい人が増え、地域全体でその活動を支える体制も広がってきています。いつまでも健康でいきいきと生活していくため、健康づくりを実践できる機会・場の提供や仲間づくり、活動意欲の高い元気な高齢者が「地域を支える担い手」としてお互いに支えあえる地域環境づくりなど、元気な高齢者のいきがづくりや、社会活動への参加を推進するための環境の整備、関係機関等と協働して進めていく必要があります。また就労・起業から地域活動・生涯学習まで高齢者の社会参加へのニーズは多様であり、一人ひとりの参加意欲に応えられる幅広い支援が必要です。

また高齢者人口の増加とともに、要支援・要介護へと進む高齢者の増加が予想されます。そのため、高齢者一人ひとりが介護予防の重要性を認識し、主体的に介護予防活動に取り組んでいけるよう支援することが重要となっています。

こうした中で、元気な高齢者から介護認定を受けている高齢者まで、それぞれの状況に応じた、だれもが生涯をいきいきと生活できるしくみを構築していくことが求められています。

高齢者一人ひとりが心身の状態やその変化に応

じて必要なサービスが適切に受けられるように配慮し、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心してその人らしく暮らせるように支援していくことが必要です。区内の12か所にある地域包括支援センターにおいて、福祉・介護・保健・医療の連携や地域の人材・ネットワークを活用したしくみづくりを進め、ケアシステム機能をより充実していく必要があります。

さらに、在宅サービスをより一層充実させるとともに、防災・防犯対策や交通安全、安心して地域で住み続けられる住宅対策、バリアフリー化などの分野で生活の安全・安心体制を確保することや、認知症対策や高齢者虐待への対応にも力を入れていくことが求められています。



特別養護老人ホーム「飛鳥晴山苑」

一方、障害のある人もない人も互いに支えあい、ともに地域で普通の生活を営むことができる社会をつくる「ノーマライゼーション※」の理念は、地域社会の中に着実に普及しています。さらに近年は、すべての人が安心して暮らすことができ、その持てる能力を最大限に発揮できる「ユニバーサル社会」の概念も広がりを見せています。高齢者や障害者がいきいきと活動する地域社会をめざし、障害の有無にかかわらず、だれもがともに地域で

1-3 高齢者・障害者

生活できるような環境づくりを進める必要があります。

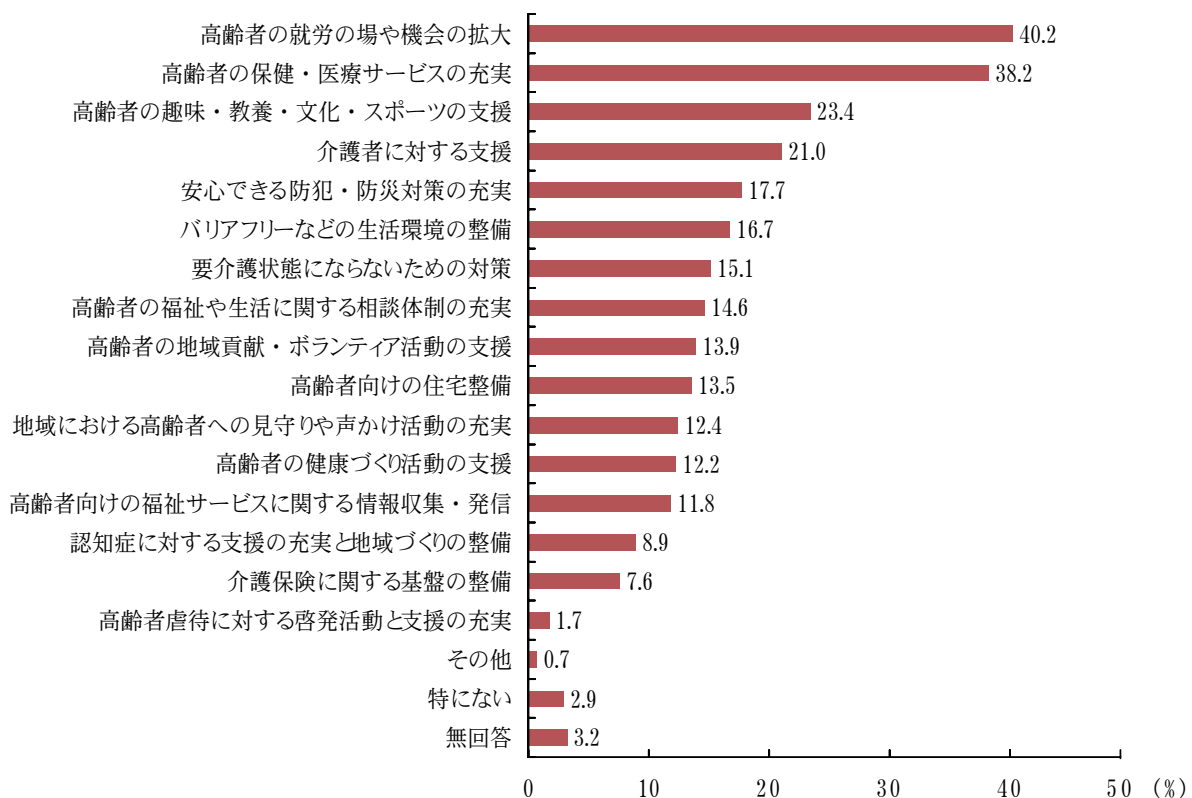
国では、平成 21 年（2009 年）12 月 8 日閣議決定により設置された「障がい者制度改革推進本部」において、障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備を始めとした障害者に係る集中的な改革を行い、平成 25 年（2013 年）8 月までに障害者自立支援法を廃止し、新たな総合的福祉制度を制定する予定です。今後は、これらの障害者制度改革の動きを注視し、障害者施策を推進する必要があります。

障害者手帳を持つ人は、年々増加し、高齢化しています。精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳制度の創設が平成 7 年（1995 年）であり障害者としての位置づけが遅れたことや、手帳を所持することへの抵抗感などにより、実際の対象者数を反映するものとはなっていません。制度の普及やサービス内容の充実にともない、精神障害者保健福祉手帳の取得者数の増加が見込まれます。平成 18 年（2006 年）より精神障害者を含め

た 3 障害に対するサービスが一元化され、就労に関する支援などが強化されました。障害者の自立に必要なサービスや援助の内容は、個々人の障害の種類や程度、生活環境により大きく異なるため、一人ひとりの状態に応じたきめ細やかなサービスの提供が求められています。今後はさらに心身の発達に不安がある子どもや、その家族への速やかな対応や支援、障害に応じた教育の推進、福祉施設の入所者や精神科病院の入院患者の地域生活への移行に向けた対応や支援が求められています。

また、加齢にともなう生活習慣病を起因とした脳血管疾患等により中途障害になった人が増加しているため、若年期からの体力づくりや生活習慣の改善を進めることが求められています。

高齢者や障害者が、自立して住み慣れた地域での生活を続けていくには、高齢者や障害者が住みやすい住宅や多様な生活の場の確保が必要です。また介護事業や介護保険外の施策による、利用者本位の様々な在宅生活支援サービスの提供が必要です。介助者となっている家族の高齢化も進み、



区民が望む高齢者のための施策（複数回答）

※法定雇用率 「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）によって、一定規模以上（2007年時点で常用労働者数56人以上）の事業主は、障害者を一定割合以上雇用すべき法律上の義務を負う。これを障害者雇用（法定雇用）といい、その割合を、障害者雇用率（法定雇用率）という。

※団塊世代 一般的に、第二次世界大戦直後の日本において、1947年から1949年までのベビーブームに生まれた世代とされる。

1-3 高齢者・障害者

身体的負担が重くなってきているため、家族も含めた支援体制の充実が求められます。さらに、地域の人々やNPO、ボランティア、保健福祉事業を営む事業者など地域に関わる様々な担い手が手を携えて、支えあい活動などの地域福祉を推進していくことも重要です。

だれもが福祉サービスを安心して利用できるように、相談や選択のための十分な情報提供、サービスの質の向上を図るための評価制度の実施や苦情対応体制の確立など、利用者の立場に立った取り組みが重要になります。

また、サービス提供者として広く企業やNPO法人など民間事業者が参入できるようになり、その特色を生かした多様なサービスの提供が期待されるとともに、制度の安定的な運営やサービスの質の向上が求められます。

これまでも区は、高齢者や障害者の福祉を推進するため、様々なサービスを提供する福祉施設の整備を推進してきました。今後も、介護保険制度の見直しや障害者の新たな総合的福祉制度制定の動向を把握しながら、引き続き、多様な区民のニーズを踏まえ、民間企業やNPO法人などの活力を十分に取り入れながら基盤整備の推進に取り組む必要があります。

■施策の方向

(1) 社会参加の促進

① 就労機会の拡大

- 国や都、ハローワークに、働く意欲のある高齢者や障害者の雇用の促進を要請します。
- シルバー人材センターの事業拡大を支援します。
- 高齢者の就労あっせんを含めた就業機会の拡大を図ります。
- 法定雇用率※の達成に向け、障害者の就労機会を拡大するため企業やハローワークと連携し、障害者が企業で実習できるようなシステム作りを行います。

○障害者就労支援センターの機能充実を図り、一般就労を促進します。

○福祉作業所などが障害者自立支援法の就労継続支援等が行えるよう、福祉就労の場の充実を図ります。

② 多様な社会参加への支援

- 生涯学習、スポーツ、健康づくりや地域イベントなど、様々な講座や活動への参加機会を拡充します。
- 高齢者や障害者自身がサービスの担い手となり、地域や社会に貢献する活動を支援します。
- 福祉のまちづくりを推進し、社会参加がしやすい環境を整備します。
- 移動やコミュニケーションに困難さが伴う高齢者や障害者に、移動やコミュニケーションの手段を確保します。
- 団塊世代※をはじめとした、シニア世代の社会参加を促進するための取り組みを推進します。

③ 教育、生活訓練の機会の確保

- 障害の早期発見、早期療育を支援するため、療育相談や未熟児の養育指導など母子保健サービスを充実します。
- 心身の発達に不安がある乳幼児に、適切な発達支援を行います。
- 子どもの個性と能力を伸ばす特別支援教育を推進します。
- 障害者一人ひとりに応じ、きめ細かな生活訓練やリハビリテーションなどの機会や場を確保します。
- 中途障害者の地域社会への復帰促進をめざし、地域リハビリテーションの充実を図ります。

(2) 在宅生活の支援

① 在宅サービスの充実

- 特定（虚弱）高齢者が要介護状態にならな

※**デイサービス** 在宅で介護を必要とする高齢者や障害者に、通所により入浴、食事、いきが活動などを提供するサービス。
※**ショートステイ** 介護している家族が急病などにより介護できなくなった場合に、高齢者や障害者が一時的に入所して介護サービスを受けること。
※**グループホーム** 少人数が共同で生活し、専任の世話人により日常生活援助が行われるもの。

1-3 高齢者・障害者

いように予防するため介護予防を推進します。

- 精神障害者の地域における自立生活支援を充実します。
- 地域の人々や、NPO、ボランティアによる交流活動や支えあい活動などを支援します。
- 高齢者や障害者の心と体の健康保持を支援する地域保健活動を充実します。
- 介護保険を、「介護保険事業計画」に基づき円滑に運営します。
- 民間事業者のサービス評価に対する支援を行うとともに、権利擁護センター「あんしん北」と連携し、苦情対応体制を整備します。
- 介護者を支援するために相談体制や交流の場を充実します。
- 介護者の負担軽減を図るため、高齢者生活援助サービスや徘徊高齢者家族支援事業など、介護保険外での家族を含めた在宅生活支援サービスを充実します。

② 在宅生活支援の充実

- デイサービス※やショートステイ※など、在宅生活を支援するサービスを提供する施設の整備を促進します。
- 要介護者や要支援者が住み慣れた地域を離れずに生活を続けられるように、小規模な住居型の施設で「通い」を中心に、「短期間の宿泊」などの支援が受けられる小規模多機能型居宅介護の整備を誘導します。
- 地域包括支援センターを核として、地域の福祉・介護・医療・保健等の関係者と連携して、一人暮らしや認知症高齢者の見守り体制の構築を進めます。
- 見守りネットワークや関係部署との連携を強化して、高齢者虐待の予防と早期発見に努めます。
- 災害時の高齢者や障害者への援護のしくみや、高齢者等が犯罪に巻き込まれないため

のしくみを推進します。

③ 相談体制の充実

- 介護などのほか、高齢者に関する総合的な相談やサービスの調整を行う地域包括支援センターの機能を強化・拡充し、地域の人材・ネットワークとの連携による機動的な取り組みを推進します。
- 地域自立支援協議会を中心に障害者地域自立生活支援室及び障害者地域活動支援センターのケアマネジメント機能を強化し、障害者の自立支援及び地域生活支援に関する専門相談を充実します。
- 障害児の就学に関し、関係機関（教育委員会、障害者福祉センター、保育園、児童相談所等）との連携を強化し、就学前の相談体制の充実を図ります。
- 障害を早期に発見するため、発達の障害などに関して不安を持つ保護者が、相談しやすい体制の構築に取り組みます。

(3) 生活の場の確保

① 多様な生活の場の確保

- 在宅で生活することが困難な高齢者の生活の場を確保するため、区有地を活用するなどして、特別養護老人ホームや介護老人保健施設の整備を誘導し、入所待機者の解消を図ります。
- 認知症高齢者が地域に密着した場所で生活できるよう、少人数で家庭的な雰囲気認知症高齢者グループホーム※の整備を促進します。
- バリアフリー住宅の普及を促進します。
- 高齢者の暮らしの場を確保し、地域での生活を続けられるように、高齢者のための住宅のあっせんや高齢者専用賃貸住宅の供給誘導などを行うとともに、区借り上げ住宅においては住宅部門と福祉部門の連携を強化し、居住の安定を支援します。

1-3 高齢者・障害者

- 障害者の自立と社会参加、地域生活への移行を促進するため、グループホームやケアホーム※の整備を促進します。
- 障害者一人ひとりの障害の状況に応じた適切な生活の場を確保するため、入所型施設の整備について検討します。

■施策体系図

基本施策		計画事業
単位施策	施策の方向	
(1) 社会参加の促進		【7】 民間福祉作業所整備・推進 【8】 精神障害者自立生活訓練・就労移行支援施設の整備 【9】 元気高齢者総合支援事業 【10】 (仮称) シニアプラザの整備 再掲 27 発達障害児への総合支援 再掲 29 就労支援の推進 (要請) 高齢者・障害者の雇用促進 (要請) 障害者施策の充実
①就労機会の拡大		
	高齢者・障害者の雇用促進	
	シルバー人材センターの事業拡大の支援	
	高齢者の就業機会の拡大	
	障害者の就労機会の拡大	
	就労支援センターの機能充実	
	障害者の福祉就労の場の充実	
②多様な社会参加への支援		
	参加機会の拡充	
	地域や社会に貢献する活動の支援	
	社会参加のしやすい環境の整備	
	移動、コミュニケーション手段の確保	
	シニア世代の社会参加の促進	
③教育、生活訓練の機会の確保		
	障害の早期発見、早期療養の支援	
	発達不安の乳幼児への発達支援	
	特別支援教育の推進	
	生活訓練やリハビリテーションの機会や場の確保	
	中途障害者の地域社会への復帰促進	

1-3 高齢者・障害者

基本施策		計画事業
単位施策		
施策の方向		
(2) 在宅生活の支援		【11】 高齢者生活援助サービス事業 【12】 老人短期入所施設の整備 【13】 小規模多機能型居宅介護拠点の整備
①在宅サービスの充実		
	特定（虚弱）高齢者の介護予防の推進	
	精神障害者の自立生活支援	再掲 5 ふれあい交流サロン事業
	交流、支えあい活動支援	再掲 6 地域包括支援センターの充実
	地域保健活動の充実	再掲 8 精神障害者自立生活訓練・就労移行支援施設の整備
	介護保険の円滑な運営	再掲 27 発達障害児への総合支援
	サービス評価、苦情対応体制の整備	
	介護者の相談・交流の場の充実	
	介護者の負担軽減	
②在宅生活支援の充実		
	在宅支援サービス提供施設の整備	
	小規模多機能型居宅介護施設の整備誘導	
	一人暮らしや認知症高齢者の見守り体制の構築	
	高齢者虐待の予防と早期発見	
	災害時への援護、犯罪被害予防のしくみづくり	
③相談体制の充実		
	地域包括支援センターの機能強化・拡充	
	障害者ケアマネジメント機能の強化	
	就学前相談体制の充実	
	発達障害に関する相談体制の構築	
(3) 生活の場の確保		【14】 特別養護老人ホームの整備 【15】 特別養護老人ホームの改修 【16】 老人保健施設の整備 【17】 認知症高齢者グループホームの整備 【18】 心身障害者グループホーム・ケアホームの整備 【19】 精神障害者グループホームの整備
①多様な生活の場の確保		
	高齢者の生活の場の確保	再掲 94 高齢者の居住支援
	認知症高齢者グループホームの整備誘導	(要請) 高齢者福祉施設整備の促進
	バリアフリー住宅の普及・促進	(要請) 障害者福祉施設整備の促進
	高齢者のための住宅の供給誘導・あっ旋	(要請) 低所得高齢者への福祉施策の充実
	障害者グループホームの整備誘導	
	障害者入所型施設の整備検討	

1-3 高齢者・障害者

■計画事業

【7】民間福祉作業所整備・推進

民間福祉作業所について障害者自立支援法新体系施設への移行を進めるため、区有施設の移転・整備及び民有施設の整備補助を行う。

健康福祉部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
7か所	—	7か所	7か所	
	事業費(百万円)	5	5	

※ 事業費の一部は、「【42】(仮称)「文化の創造と人々の交流」施設の整備」に計上。

【8】精神障害者自立生活訓練・就労移行支援施設の整備

精神障害者の地域での自立を進める基盤整備として、自立生活訓練並びに就労移行支援施設の整備を誘導する。

健康福祉部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
2か所 (定員56人)	1か所 (定員20人)	1か所 (定員36人)	1か所 (定員36人)	
	事業費(百万円)	1	1	

【9】元気高齢者総合支援事業

元気な高齢者に関する健康づくり、いきがい活動など多岐にわたる事業(福祉サービス事業を除く)を総括するワンストップ型の総合相談窓口を開設するとともに、おしゃれを視点とした魅力づくりのための事業の実施や、就労支援策について検討を行う。

健康福祉部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
実施	—	実施	実施	推進
	事業費(百万円)	24	11	13

1-3 高齢者・障害者

【10】（仮称）シニアプラザの整備

元気な高齢者のいきがづくりを支援するため、学習、社会活動、交流等のいきがい活動の拠点を整備する。

健康福祉部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
開設	—	開設	整備	開設
	事業費（百万円）	—	—	—

【11】高齢者生活援助サービス事業

介護認定を受けている高齢者に対し、介護保険給付だけではまかないきれない日常生活支援を行い、安心した生活の維持を図る。

健康福祉部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
推進	開始	推進	拡充	推進
	事業費（百万円）	313	137	176

【12】老人短期入所施設の整備

一時的に家庭での介助が受けられない高齢者に、入所により必要な介助サービスを提供するショートステイ施設を、特別養護老人ホーム併設を基本に整備・誘導する。

健康福祉部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
207床 (16か所)	147床 (11か所)	60床 (5か所)	40床 (4か所)	20床 (1か所)
	事業費（百万円）	67	40	27

1-3 高齢者・障害者

【13】小規模多機能型居宅介護拠点の整備

高齢者が住みなれた地域で暮らし続けられるよう、「通所」を中心に必要に応じて「訪問」や「宿泊」を組み合わせたサービスを提供する事業を、新設の認知症高齢者グループホーム併設を基本に整備・誘導する。

健康福祉部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
3か所 (定員75人)	1か所 (定員25人)	2か所 (定員50人)	2か所 (定員50人)	
	事業費(百万円)	12	12	

【14】特別養護老人ホームの整備

介護保険制度の要介護高齢者で、日常生活において常に介護が必要で在宅での適切な介護が受けられない高齢者に、入所により必要な介護サービスを提供する特別養護老人ホームを整備・誘導する。

健康福祉部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
1,419床	1,079床	340床	240床	100床
(内訳) 公設(区立) 464床(4か所)	414床 (4か所)	50床 (増床)	50床 (増床)	
民設 760床(8か所)	470床 (5か所)	290床 (3か所)	190床 (2か所)	100床 (1か所)
区外確保関与分 195床(8か所)	195床 (8か所)	—	推進	推進
	事業費(百万円)	1,846	1,676	170

【15】特別養護老人ホームの改修

老朽化への対応やバリアフリー化等の必要のある特別養護老人ホームを改修する。

健康福祉部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
2か所	—	2か所	1か所	1か所
	事業費(百万円)	2,032	1,246	786

1-3 高齢者・障害者

【16】老人保健施設の整備

入院治療は必要ないが介護が必要な高齢者に、リハビリテーションや看護、介護サービスを提供し、家庭への復帰をめざす老人保健施設の整備を誘導する。

健康福祉部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
600床 (7か所)	287床 (4か所)	313床 (3か所)	200床 (2か所)	113床 (1か所)
	事業費(百万円)	626	400	226

【17】認知症高齢者グループホームの整備

住み慣れた地域で認知症高齢者の生活の場を確保するため、専任の世話人による援助を受けながら数人が共同で生活する認知症高齢者グループホームの整備を誘導する。

健康福祉部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
13か所 (定員240人)	7か所 (定員126人)	6か所 (定員114人)	6か所 (定員114人)	
	事業費(百万円)	370	370	

【18】心身障害者グループホーム・ケアホームの整備

住み慣れた地域で障害者の生活の場を確保するため、専任の世話人による援助を受けながら数人が共同で生活する心身障害者グループホーム等の整備を誘導する。

健康福祉部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
19か所 (定員97人)	14か所 (定員67人)	5か所 (定員30人)	4か所 (定員16人)	1か所 (定員14人)
	事業費(百万円)	145	12	133

【19】精神障害者グループホームの整備

一定程度の生活力があり、数人での生活を営むことができる精神障害者で、単身での生活又は家族での生活が困難又は適当でない者を対象に、日常生活における必要な指導を行うとともに、地域社会における自立を促進するための生活の場の整備を誘導する。

健康福祉部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
6か所 (定員34人)	4か所 (定員22人)	2か所 (定員12人)	2か所 (定員12人)	
	事業費(百万円)	6	6	

1-4 子ども・家庭への支援



北区基本構想

だれもが、子どもの権利を尊重し、子どもたちが心身ともに健やかに人間性豊かに成長するよう、区は、地域社会と一体となって、子どもたちを取り巻く良好な環境づくりを進めます。また、安心して子どもを生み育てられるよう、子育て家庭を支援します。

■現状と課題

わが国では急速に少子化が進行しており、合計特殊出生率※が平成17年（2005年）は全国で1.26と過去最低となりました。平成20年（2008年）では、全国1.37、東京都1.09、北区1.03といずれも低い水準となっています。

国の「少子化社会対策大綱」では合計特殊出生率のほぼ一貫した低下傾向を捉え、「日本が『子どもを生み、育てにくい社会』となっている現実をわれわれは直視すべきときに来ている。」として、平成19年（2007年）に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を策定し、未来を担う子どもたちを守り育てる社会をめざす取り組みを始めました。

また、新たな少子化社会対策大綱として「子ども・子育てビジョン」を平成22年（2010年）1月に閣議決定し、「社会全体で子育てを支える」「『希望』がかなえられる」を基本的な考え方として、めざすべき社会への政策や主要施策などを示しました。この中で、平成22年度（2010年度）から実施する「子ども手当」の創設や高校教育の実質無償化などの施策の具体的な内容とともに、保育サービスや放課後児童対策など子育てを支える社会的な基盤の整備や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）等に関わる今後5年間の新たな「数値目標」を示しています。

東京都においても、社会全体で子どもと子育て家庭を支援する取り組みを推進するため、「子育て応援都市・重点戦略」を平成19年（2007年）に策定し、平成22年（2010年）1月には、少子化打破・緊急対策本部から大都市の特性を踏まえた「先駆的な取組」や実効性のある政策提言を示した最終報告がなされ、子育て支援をはじめ、医療・雇用・子育て環境を含めた3か年にわたる緊急な取り組みを示しています。

北区では平成17年（2005年）2月に次世代育成支援対策推進法に基づいて、今後進めていく子育て支援

についての方向性と施策の目標を総合的に定めた「北区次世代育成支援行動計画（前期計画）」を策定し、「子育てするなら北区が一番」をめざした様々な施策を展開してきました。前期計画の達成状況や子育て家庭への影響を評価し、これを踏まえるとともに国の示す新たな方向性や目標を盛り込んだ「北区次世代育成支援行動計画（後期計画）」を平成22年（2010年）2月に策定しました。



志茂子ども交流館

このような取り組みの中で、子どもを生み育てることに夢を持てる社会、未来を担う子どもたちを守り育てる社会を構築するため、保育・育成環境の充実や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が求められています。男女がそれぞれに仕事と家庭生活の責任を分かち合い、子育てが必要な時期など、個人の置かれた状況に応じて、多様で柔軟な働き方が選択できる環境づくりを進めていくことが、行政や企業に求められています。

北区ではこれまで、保護者の就労形態の多様化にともない、延長・休日・夜間保育や病後児保育などの多様な保育サービスの提供に努めるとともに、保育需要の増大に対応した定員の拡大などに努めてきましたが、待機児が依然発生している状況にあります。また、大型民間マンションの建設等に伴い、保育園や学童クラ

※分園 認可保育所を設置することが困難な地域において、本園とは別の場所で一定の整備条件をクリアした保育施設。
※認証保育所 東京都が設置を認証し、ゼロ歳児保育、13時間以上の開所などを特色とした保育所。
※家庭福祉員 保育士資格を有するなどの一定の要件を満たした家庭福祉員の自宅等で、家庭的な環境の中で保育に欠ける乳幼児を保育するものとして認定した方。

1-4 子ども・家庭

ブ需要の地域差も生じています。今後も待機児（保育園では低年齢児が中心）解消のため、既存保育施設の改修工事に併せた定員拡大や分園※の開設、認証保育所※の誘致、家庭福祉員※の増員など、様々な手法を取り入れた整備・充実が必要となります。また放課後に学童クラブを希望する全ての児童が利用できるよう、引き続き学童クラブの整備が必要です。

一方、少子化や核家族化、隣人関係の希薄化が進むにつれ、孤立した不安な子育てを余儀なくされている保護者が増大していると言われており、平成20年（2008年）北区民意識・意向調査でも「子どもや保護者が悩みを相談できる場の充実」を求める意見が多くなっています。しかしながら、この間の子育て支援策の充実により、平成21年（2009年）北区次世代育成支援行動計画策定のためのアンケート調査では、平成16年（2004年）の前回調査と比較して北区の子育て中の家庭で子どものしつけや発育・食事などについての悩みが減少しているという結果に繋がっています。

保護者の子育てに対する不安を解消するために、子ども家庭支援センター（育ち愛ほっと館）や児童館・保育園が中心となって、身近なところでの育児相談や情報提供、保護者同士の交流や休息する場を提供することは効果的であり、引き続き実施することが必要です。また子育て応援団事業のような地域全体で子育てを見守る体制を充実させるとともに、地域における子育て支援の拠点である児童館・保育園・幼稚園が、施設開放や交流の支援、子育てや幼児教育に関する相談などをこれまで以上に担っていくことが求められています。さらに、就学前の児童が幼稚園・保育園等において共通性のある教育保育を受け、健全で心豊かに成長するための環境づくりを行っていくとともに、就学前教育保育施設から小学校への円滑な接続を実現するなど、総合的に子育て・子育て支援を充実させていく必要があります。

安心して妊娠・出産・育児ができるよう、救急を含めた周産期医療体制の充実や小児科医の確保策を国等に強く要請するとともに、地域における母子保健体制をさらに充実させていくことが求められています。

また乳幼児を持つ保護者が、気軽に外出できるよう道路や施設などの環境を整備することや、ファミリー世帯が生活しやすい住宅整備を誘導していくことも必

要です。

少子化は、子どもたちの遊びにも影響を与えています。兄弟姉妹間で遊ぶ機会が少なくなり、地域での異年齢同士の交流も減少しているため、子どもが一人で遊ぶことが増えるなど、遊びが質的に変化しています。そのため、豊かな体験活動や社会参加の促進を図り、子どもたちが遊びを通して社会の一員としての自覚や社会性を育ていけるよう、地域社会と連携し、環境づくりを進める必要があります。

本来、子育ての基本的な責任は家庭にあります。核家族化や地域との結びつきの希薄化等から家庭の養育機能の低下が指摘され、家庭だけでは解決できない問題も多くなってきており、地域や関係機関と連携し、子どもの成長をあたたく見守り育てる体制づくりが必要です。

また、離婚などによるひとり親家庭は増加傾向にあり、経済的支援だけでなく、就労・住宅・子育て不安の解消等、生活全般にわたる総合的支援が求められています。

一方、子どもや家庭をめぐって、不登校・いじめ・虐待などの社会問題が生じています。また、ウェブサイト上での誹謗・中傷などの表面化しにくい暴力も問題化してきています。

少子化社会白書によると、児童虐待件数は児童虐待防止法制定（平成12年（2000年））以前に比べ約3倍に増加しており、育児不安解消や虐待予防のため、各関係機関が連携・協力していく必要があります。

区では、平成19年（2007年）に「子ども家庭支援センター（育ち愛ほっと館）」を「先駆型子ども家庭支援センター」として位置づけ、児童虐待の早期発見・早期対応の相談窓口としました。今後も児童相談所・福祉事務所や家庭、地域、福祉保健センター、学校、保育園、幼稚園、児童館が協力しながら、児童虐待の予防・早期発見・早期対応を図っていく必要があります。

また、子どもが被害者になる事件は全国的に多発しており、子どもの安全・安心の確保は喫緊の課題となっていることから、子どもの安全・安心に関する対策のさらなる充実が求められています。

1-4 子ども・家庭

■施策の方向

(1) 子育て家庭の支援

① 多様な保育サービスの充実

- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現させるため、多様なニーズに応える保育サービスの充実を図ります。
- 柔軟な保育サービス実現のため、多様な主体によるサービス提供体制を築きます。
- 利用者の受益と負担の適正化を図ります。
- 就学前の子どもが共通性のある教育・保育が受けられるよう、保育園・幼稚園と小学校との交流や連携を深め、就学前教育保育の充実を図ります。
- 特別支援学校に通う障害児等が、放課後や夏休みなどに安心して過ごせる場を確保し、保護者の就労支援及び一時的な休息による身体的な負担の軽減を図ります。
- 低年齢児を中心に増加する保育ニーズに対応できるよう保育施設の整備に取り組み、待機児ゼロをめざします。
- 学童クラブを必要とするすべての児童が利用することが出来るよう、学童クラブを整備するなど、定員拡大を図ります。
- 安全で快適な保育環境を確保するため、施設整備に取り組みます。

② 子育て相談の充実と交流の促進

- 母と子の健康保持や育児相談、育児不安の解消などきめ細かな母子保健サービスを提供します。
- 子育て中の保護者が身近なところで気軽に集い、育児に関する情報提供や情報交換を行うことができるよう、子ども家庭支援センター（育ち愛ほっと館）や児童館などで、居場所づくりと仲間づくりの場を提供します。
- 子ども家庭支援センター（育ち愛ほっと館）を中心に各関係機関と連携を図り、子どもと保護者に関する総合的な相談体制を充実

します。

- 子育て中の保護者や子ども自身からの相談に適切に対応するため、専門相談の機能を充実します。
 - 子どもの発達に対して不安を持つ保護者が、相談しやすい体制の構築及び療育機関との密接な連携に取り組みます。
 - 子育て不安や孤立感を感じている保護者に対し、自分にあった子育ての仕方を学ぶ場を提供し、いきいきと自信を持って子育てができる親育ちへの取り組みを推進します。
- #### ③ 子育ての経済的負担の軽減
- 子ども医療費助成や私立幼稚園や認証保育所等に通園する児童の保護者に対する負担軽減など、子育て世帯への経済的支援の一層の充実を国や都へ要望していきます。
 - 社会全体で子育てを支えるため、育児休業から保育、放課後対策への切れ目のないサービス等、新たな次世代育成のための包括的・一元的な制度の構築を、早期に実現するよう国へ要望していきます。
- #### ④ ひとり親家庭の自立支援
- ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、国や都と連携しながら、就業に向けた能力開発や技能習得の支援を推進します。
- #### ⑤ 子育てしやすい環境づくりの推進
- 安心して子どもを産むことができるよう周産期※医療体制の充実を引き続き国等に要請するとともに、母子保健体制を充実します。
 - ファミリー世帯が快適に生活できる、ファミリー世帯向け住宅の整備を誘導します。
 - 乳幼児を持つ保護者が気軽に外出することができるよう、道路等の段差の解消や、赤ちゃん休けい室などの整備を進めます。
 - 家族で子育てを楽しめるよう、男女がそれぞれに仕事と家庭生活の責任を分かち合える環境づくりを進めます。

1-4 子ども・家庭

○男女共同参画社会をめざして、子育てする就労者が育児休業を取得できるよう、雇用環境改善を国や企業に引き続き要望していきます。

⑥ 地域における子育て支援の拠点の整備

○子育て支援の核となる拠点を整備し、親子の育ちの機会の充実や家族間交流の場の提供を充実させます。

○児童館・保育園の連携をさらに進め、地域における子育て支援の充実を図ります。

(2) 子どもの健やかな成長の支援

① 魅力ある遊び環境づくり

○子どもたちが、遊びや体験を通して、社会性や創造力を身に付けることができるよう児童館活動の充実に取り組みます。

○次世代育成・多世代交流の活動拠点として既存の小中学校の活用を図ります。

② 豊かな体験活動の充実

○子どもたちの豊かな人間性や社会性を培うため、自然とのふれあいや異なる世代の人々、区内外の様々な人々との交流など、体験活動の場や機会を充実します。

③ 子どもの幅広い社会参加の促進

○子どもが自由に意見を表明する機会を確保し、その意見を区政に反映するように配慮します。

○子どもたちの健全な育成と自立に向け、社会に貢献する喜びを実感できるよう、地域活動やボランティア活動などに参加する機会の拡充を図ります。

(3) 子どもをあたたく育む地域社会づくり

① 地域における子育て支援

○青少年地区委員会をはじめとする地域コミュニティと連携し、子どもたちの健全育成活動に協働して取り組みます。

○子育て中の親子が孤立しないよう地域の実

情に合わせ、家庭・地域・企業・学校・児童館・保育園等の連携を強化し、子育て家庭を支援します。

② 子育てネットワークの育成

○児童館が核となり、児童館によるネットワーク事業を展開する中で、地域の子育てサークルや子育てグループ等の支援を行います。

○地域で活動している子育てグループや団体等のネットワーク化を図り、地域の養育力を高めていきます。

③ いじめや虐待の防止

○地域全体で予防や早期発見に努めます。

○先駆型子ども家庭支援センター（育ち愛ほっと館）が中心となり、児童相談所や各関係機関との連携を強化し、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を行います。

④ 子どもの安全確保の体制づくり

○北区安全・安心ネットワーク事業や子ども安心まちづくり事業など、保護者・学校・地域住民・企業や事業所と関係機関の協働により、子どもにとって安全なまちづくりを推進します。

1-4 子ども・家庭

■施策体系図

基本施策		計画事業
単位施策	(1) 子育て家庭の支援	
施策の方向		
①多様な保育サービスの充実		【20】 保育園待機児解消 【21】 学童クラブの定員拡大 【22】 公立保育園の改修 【23】 病児・病後児保育の実施 【24】 延長、夜間及び休日保育の拡充 【25】 障害児放課後等デイサービス事業の推進 【26】 子育て応援団事業 【27】 発達障害児への総合支援 【28】 (仮称) 子どもプラザの整備
保育サービスの充実 運営主体の多元化 受益と負担の適正化 就学前教育保育の充実 障害児の保護者の就労支援 保育施設の待機児解消 学童クラブの定員拡大 安全で快適な保育環境の確保		再掲 52 きらきら0年生応援プロジェクト 再掲 93 子育て世帯の居住支援
②子育て相談の充実と交流の促進		(要請) 子育て支援事業への支援 (要請) 育児・介護休業制度の改善 (要請) 乳幼児医療費助成制度の創設 (要請) 周産期医療体制の充実 (要請) 子育て世帯向けの住宅供給 (要請) 男女の雇用環境の改善
③子育ての経済的負担の軽減		
経済的支援の充実の要請 包括的な制度の早期実現への要請		
④ひとり親家庭の自立支援		
生活の安定と自立への支援		
⑤子育てしやすい環境づくりの推進		
周産期医療体制の充実の要請 ファミリー世帯向け住宅の整備誘導 外出しやすい環境づくりの整備推進 家族で育児を楽しめる環境づくり 男女の雇用環境改善の要請		
⑥地域における子育て支援の拠点の整備		
親と子の育ちの場の提供 児童館と保育園の連携強化		

1-4 子ども・家庭

基本施策		計画事業
単位施策		
施策の方向		
(2) 子どもの健やかな成長の支援		再掲 41 子どもかがやき文化芸術事業 再掲 44 放課後子どもプランの推進 再掲 102 街区公園・児童遊園の新設整備
①魅力ある遊び環境づくり		
児童館活動の充実		
既存の小中学校の活用		
②豊かな体験活動の充実		
自然とのふれあい・交流の促進		
③子どもの幅広い社会参加の促進		
区政に参画する機会の確保		
地域活動・ボランティア活動への参加促進		
(3) 子どもをあたたく育む地域社会づくり		
①地域における子育て支援		
健全育成活動の充実		
家庭、学校、地域、企業との連携強化		
②子育てネットワークの育成		
子育てグループの支援		
子育てグループのネットワーク化		
③いじめや虐待の防止		
地域全体での予防・早期発見		
関係機関との連携・協力		
④子どもの安全確保の体制づくり		
協働による安全確保の体制づくり		

1-4 子ども・家庭

【23】 病児・病後児保育の実施

病気の回復期にある児童（病後児）や容態の急変が認められない児童（病児）を対象とした保育を、区内保育園や病院等に付設した専用スペースで実施し、保護者の子育てと就労の両立支援を行う。

子ども家庭部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
4か所	2か所	2か所	2か所	
	事業費（百万円）	25	25	

【24】 延長、夜間及び休日保育の拡充

多様な就労形態で働く保護者に対し、安心して子どもを育てながら働くことができるよう、延長保育、夜間保育及び休日保育サービスの充実を図る。

子ども家庭部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
42園	31園	11園	11園	
(内訳)				
延長保育				
公立3時間				
1園	1園			
公立2時間				
10園	6園	4園	4園	
公立1時間				
9園	7園	2園	2園	
私立3時間				
2園	1園	1園	1園	
私立2時間				
7園	5園	2園	2園	
私立1時間				
6園	6園			
夜間保育				
1園	1園			
休日保育				
6園	4園	2園	2園	
	事業費（百万円）	137	137	

1-4 子ども・家庭

【25】障害児放課後等デイサービス事業の推進

特別支援学校の児童生徒が、放課後及び長期休暇期間中に活動する場を確保するため、民間施設の障害者自立支援法新体系施設への移行を進め、「障害児放課後等デイサービス事業」を推進する。

健康福祉部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
推進	推進	推進	推進	推進
	事業費(百万円)	—	—	—

【26】子育て応援団事業

「子育てするなら北区が一番」の取り組みとして、全ての子育て家庭を見守っていくため、妊娠時及び0～5歳児までの児童及び保護者に対して、区の行事への参加や情報提供を行うとともに、同じ悩みを持つ親同士の交流など情報交換できる場を設け、子育て・親育ちへの支援を充実していく。

子ども家庭部・健康福祉部・教育委員会事務局

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
推進	推進	推進	拡充	推進
(内訳) 妊娠中 子育て福袋 (子育てガイドブック・ マップ・子どもたちの 育つ姿)	推進	推進	拡充 (子どもたちの育つ姿)	推進
産前産後・育児支援ヘルパー券	推進	推進	推進	推進
0歳児 赤ちゃん訪問	推進	推進	推進	推進
ママ・パパ子育てほっとタイム利用券	推進	推進	推進	推進
ブックスタート	推進	推進	推進	推進
1歳児 みんなでお祝い輝き バースデー事業	推進	推進	推進	推進
民生委員による全戸訪問	推進	推進	推進	推進
2歳児 にこにこ2歳！遊びに おいでよ児童館・ほっと館へ事業	推進	推進	推進	推進
3歳児 絵本贈呈	推進	推進	推進	推進
就学前(～5歳児) 親育ちサポート	開始	推進	拡充	推進
小学校との交流事業	開始	推進	推進	推進
	事業費(百万円)	440	220	220

1-4 子ども・家庭

【27】発達障害児への総合支援

小学校就学前の発達障害児を早期に発見し、相談から早期に療育につなげるため、専門相談部門と療育部門（さくらんぼ園）を一体化した（仮称）北区立子ども発達支援センターさくらんぼ園を開設し、相談から療育までの発達障害児への総合的な支援を実施する。

子ども家庭部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前 期 (22～26年度)	後 期 (27～31年度)
開 設	検 討	開 設	開 設	推 進
	事業費（百万円）	562	286	276

【28】（仮称）子どもプラザの整備

子どもの発達や、子育てに関する不安の解消に対応する総合的な子育て支援拠点として、「（仮称）子どもプラザ」を整備する。

子ども家庭部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前 期 (22～26年度)	後 期 (27～31年度)
開 設	—	開 設	整 備	開 設
	事業費（百万円）	835	835	—

※ユニバーサルデザイン 文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいう。

※だれでもトイレ 東京都における、車いす使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等だれでもが円滑に利用することのできる便房（個室）の呼称

※赤ちゃん休けい室 おむつ替えや授乳などで立ち寄ることができる簡易スペースの名称。東京都「赤ちゃん・ふらっと事業」と同趣旨。

1-5 福祉のまちづくり



北区基本構想

区民一人ひとりが、活動の場を広げ、自由に社会参加や交流を行えるよう、子どもや高齢者、障害者などに配慮したバリアフリーのまちづくりをめざします。

また、気軽に声をかけあい助けあえる、思いやりのある福祉のまちづくりを推進します。

■現状と課題

超高齢社会の到来が目前に迫り、高齢者人口が増加するとともに、身体障害者手帳や愛の手帳の保有者も増加しており、高齢者も障害者も地域の中で安心して暮らせる社会が求められています。

従来から「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障害のある人の社会参加、自立支援のための取り組みが行われてきました。近年は、障害を取り除くという意味の「バリアフリー」から、だれにとっても利用しやすいという「ユニバーサルデザイン※」の考え方が普及し、すべての人が安心して暮らすことができ、その持てる能力を最大限に発揮できる「ユニバーサル社会」の形成促進が始められています。

「障害者自立支援法」、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が平成18年（2006年）施行し、東京都においても「高齢者、障害者等が利用しやすい建設物の整備に関する条例（ハートビル条例）」が改正されるなど、福祉のまちづくりを取り巻く環境は急速に変化しています。さらに東京都では平成21年（2009年）4月、「東京都の福祉のまちづくり条例」をユニバーサルデザインの理念に基づく条例へと改正し、すべての人が安全、安心、快適に暮らし訪れることができるまちづくりの実現に向けた、様々な取り組みを進めています。

北区は、平成8年（1996年）に「北区の共同住宅などに関する福祉のまちづくり整備要綱」を制定し「東京都の福祉のまちづくり条例」の対象を拡大し、より住みやすい住宅の普及に努めるとともに、公共施設の改修等にあわせて環境整備を進

めてきました。平成14年（2002年）には「北区交通バリアフリー基本構想」を策定し、北区全体の交通バリアフリーに関する目標や考え方などを定め、上中里駅や王子駅周辺にエレベーターを設置するなど、駅周辺のバリアフリー整備を着実に進めています。また、平成20年（2008年）からコミュニティバスのモデル運行を開始し、区内交通の利便性の向上を図りました。

すべての区民の一人ひとりの多様な生き方を尊重し、安心・安全、快適に暮らし、訪れることができるユニバーサルデザインを基本とした福祉のまちづくりが求められています。

高齢者、障害者、子ども、妊婦や外国人など、区民や利用者すべてが安心して自由に行動できるよう、段差解消やだれでもトイレ※、赤ちゃん休けい室※、駅周辺のエレベーター設置など福祉のまちづくりが必要です。



あすかパークレール アスカルゴ

一方、情報化の進展は、手軽に情報が得られる利便性は向上しましたが、情報格差の拡大を招く危険性を含んでいます。高齢者や障害者、外国人

1-5 福祉のまちづくり

を含めたすべての人が、地域の中で自立して社会参加していくためには、必要な情報を必要な時に容易に入手し、発信できることが必要です。視覚や聴覚などの障害がある方も情報格差を生まないように、情報機器、設備やノウハウの普及で情報交流の円滑化を図り、情報機器の活用で十分に情報を得ることができる環境づくりが必要です。

また、公共施設、交通、住宅などのハード面でのバリアフリー整備だけでなく、ソフト面のバリアフリーを進めることも必要です。行政内の連携を強化するとともに、区民同士や事業者・来街者が共通の認識のもとに福祉のまちづくりを理解し、それぞれの立場から協働して取り組むことが必要です。まちで困っている人に自然と手助けができる社会を築いていくために、車椅子等の通行の妨げや点字ブロックを隠すような駐車・駐輪や商品陳列などを無くすなど、「心のバリアフリー」を普及し、他人を思いやり相互に助けあう心を育むことが大切です。補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬等）への理解も大切です。

学校などの教育場面や身近な地域の中でバリアを理解し体験する機会を設けるなど、未来を担う子どもたちにユニバーサル社会の理念を普及・啓発し、意識の高揚や気運の醸成に取り組むことが必要です。

すべての人が「福祉のまちづくり」を理解して自ら行動・参加するためには、高齢者、障害者をはじめ様々な人たちとの交流の機会を増やし、理解を深めていくことが重要です。

■施策の方向

(1) バリアフリーのまちづくり

① バリアフリーのまちづくり

○「東京都福祉のまちづくり条例」及び「北区の共同住宅などに関する福祉のまちづくり整備要綱」、「東京都北区交通バリアフリー基本構想」に基づき、関連部署の連携を強化し、全庁的にユニバーサルデザインの理

念による福祉のまちづくりを推進します。

- だれもが自由に必要な情報を入手できるよう、情報のバリアフリー化を推進します。
- 事業者や区民の理解や協力を得るため、効果的なユニバーサルデザインの理念の普及、啓発活動を行います。
- 改修等に伴い公共施設のバリアフリー化を推進します。
- 移動やコミュニケーションに困難さが伴う区民に、移動やコミュニケーションの手段を確保します。

(2) 思いやりのある福祉のまちづくり

① 思いやりのある福祉のまちづくり

- 障害者基本法に基づく障害者週間記念イベントをはじめ、様々な機会を通して障害者への理解を深め、あらゆる意識面のバリアフリーを推進し、ノーマライゼーションの定着に努めます。
- 学校教育の場における総合学習や、福祉体験学習などの機会を通して、子どもたちへ思いやりの心を育む福祉教育を推進します。
- 区民、NPO・ボランティア活動団体、企業などと連携し、高齢者や障害者など、様々な人が交流する機会の拡大を図ります。

1-5 福祉のまちづくり

■施策体系図

基本施策		計画事業
単位施策	施策の方向	
(1) バリアフリーのまちづくり		再掲 87 駅周辺へのエレベーター等の設置 再掲 88 鉄道駅エレベーター等整備事業 再掲 89 コミュニティバスの運行
①バリアフリーのまちづくり		
	都条例や区の要綱等に基づく整備の推進	
	情報のバリアフリー化の推進	
	バリアフリーのまちづくりに対する意識の普及・啓発	
	公共施設のバリアフリー化の推進	
	移動やコミュニケーション手段の確保	
(2) 思いやりのある福祉のまちづくり		
①思いやりのある福祉のまちづくり		
	ノーマライゼーションの定着	
	福祉教育の推進	
	交流機会の拡大	



第 2 章

一人ひとりがいきいきと活動する にぎわいのあるまちづくり

2-1	地域産業の活性化	73
2-2	コミュニティ活動の活性化	82
2-3	個性豊かな地域文化の創造	87
2-4	生涯学習の推進	92
2-5	生涯スポーツの推進	96
2-6	未来を担う人づくり	101
2-7	グローバル時代のまちづくり	113
2-8	男女共同参画社会の実現	117
2-9	主体的な消費生活の推進	122

2-1 地域産業の活性化



北区基本構想

産業は、北区で働き、暮らす人々のゆとりある暮らしを支え、地域に活力を生み出す重要な役割を担っています。

区は、産業人の創意と意欲にあふれた自由で活発な企業活動が展開できる環境づくりを進め、既存産業の活性化を図るとともに、社会環境の変化に対応した新たな産業分野への進出を支援します。

また、区民が集い、にぎわう、生活の場としての魅力ある商店街づくりを支援します。

さらに、地域産業を支える勤労者の働きやすい環境づくりにも努めます。

■現状と課題

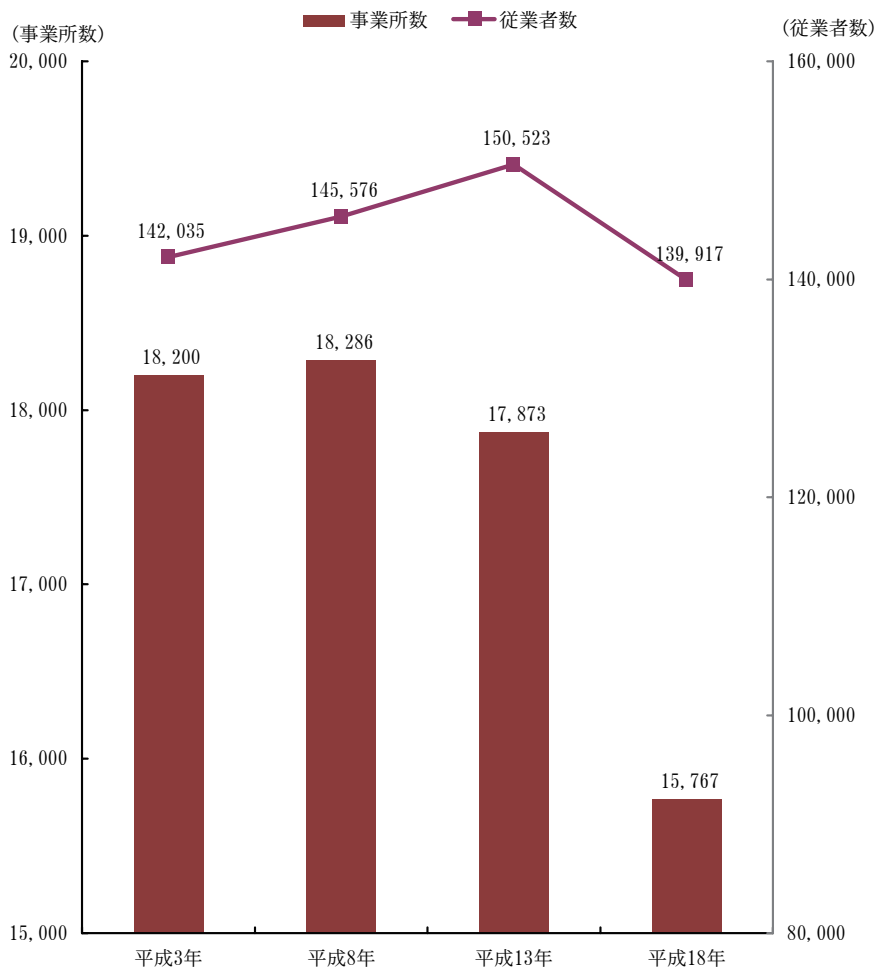
我が国の産業は、経済のグローバル化に伴う国際競争の激化や、少子高齢化の進展などによる経済規模の縮小など、大きな構造変化の中に置かれています。近年では、米国発の世界的金融危機が実体経済にも影響を及ぼす中、資金繰りの悪化や倒産件数の増加など中小企業にとって厳しい状況が加速しており、「平成 22 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」によると名目成長率は平成 20 年度（2008 年度）から 2 年連続でマイナス 4% を超えています。

国は、平成 21 年（2009 年）12 月に、中長期的な経済成長の姿を示した「新成長戦略（基本方針）」を決定し、新たな需要の創造により雇用を生み出し国民生活の向上をめざすとしています。また、新成長戦略の実行と並行し、平成 32 年度（2020 年度）までの平均で、名目 3% を上回る成長をめざすとしています。

このような中、区としては、国、都との役割分担を踏まえ、

実施可能かつ一定の効果が見込まれる緊急対策を行う一方で、地域を支える中小企業の事業再生と小規模企業の活性化を継続して支援していくことが求められています。

実施にあたっては、平成 20 年（2008 年）1 月



区内の事業所数・従業員数の推移

2-1 産業

に策定した「北区産業活性化ビジョン」の基本目標「地域社会の中で新たな価値を率先して創造していく北区」に基づき様々な施策を展開していきます。

平成18年(2006年)事業所・企業統計調査によると、区内には15,767の事業所がありますが、平成13年(2001年)からの5年間で約11.8%減少しています。多岐にわたる減少理由の中でも深刻なのは後継者難により事業継承ができないことです。従業者9人以下の小規模企業が約82.6%である北区にとって、事業継承と技術継承は最も大きな課題です。

一方、新たな産業の展開には、既存企業の経営体質の強化等を図るとともに、成長性の高い新産業分野への進出を促進し、生活支援型サービス産業を育成していくことが重要です。また、地域の活力を生み出すためには、コミュニティビジネスを含めた事業所の創業支援も必要です。現在、区では創業支援施設「ネスト赤羽」の運営や対象別の起業家支援セミナーを開催し、多くの起業家を輩出していますが、今後もセミナーの開催を通じて各々のライフスタイルにあった堅実な起業を誘導するとともに、空き店舗等での創業を支援し区内の開業率を高めていく必要があります。

また、雇用の状況を平成21年(2009年)12月の有効求人倍率で見ると、東京都全体が0.58に対し、北区(ハローワーク王子管内)は0.28であり、全体として区内での求人数は多いとは言えません。区内の求職者は区内企業のみで就職するというのではなく、ハローワーク王子では都内全域の求人情報を提供しており、広域的に就職活動をしています。職住調和のとれた生活を実現する観点からも区内における雇用の創出が、事業所の減少阻止とともに大きな課題となっています。区では、ハローワーク王子と共同で「赤羽しごとコーナー」での職業相談・あっせんを行う一方、国、都、産業団体と「北区地域雇用問題連絡会議」を設置し、情報交換と諸問題の解決に向けた取り組みを進め

ています。また、国、都との役割分担を踏まえつつ、求職中の区民が優位に就職活動を行えるよう支援するとともに、区内企業と求職者との出会いの場を設け、有能な人材を雇用できる環境整備を引き続き推進していきます。

さらに、近年、地域経済の活性化、雇用機会の創出にとって、「観光」が果たす役割が重要視されています。観光振興は、区民が地域に誇りと愛着をもつことができる活力あふれた地域社会の実現にとっても極めて重要です。このため、観光の視点から地域産業の魅力発信や、区民による観光ボランティアガイドの養成など担い手の育成にも取り組んでいます。あわせて、区民・民間組織と協働しながら区の観光の推進体制の整備についての検討も進めています。



商店街青果店の店頭

北区のものづくり産業については、高度情報化や急速な技術革新、また、産業構造・都市構造の著しい変化にいかに対応できるかが問われています。このため、研究機関の集積や巨大で高感度な消費市場など東京が持つ高いポテンシャルを積極的に活用した事業活動と産業集積の維持・形成が求められています。このような中、区では企業の見本市等への出展や産学官連携による技術講座「ものづくり夜間大学」の開講のほか、地域資源と技術・人材を結びつけ地域にあった製品開発をめざす活動の支援などを行っています。引き続き、ものづくり企業の技能・技術の高度化を支援するとともに、今後は、企業間連携への着目や区内の専修学

2-1 産業

校等との連携、まちづくりと連携した産業集積のあり方などを模索していくことが必要です。

商業を含む生活サービス産業では、少子高齢化や核家族化など、地域の人口特性の変化が大きく影響を与えています。また、社会の成熟化に伴い、購買動向も変化しており、生産者や売り手には、心の豊かさや生活の質の向上・多様化に対応できる商品やサービスの工夫が求められています。さらに、長引く不況のもとでの消費の停滞や、近年の食品偽装を反映した「安全・安心」などの関心の高まりへの対応が問われています。一方、商店街では組合等への加入率や協力度の低下という課題も抱えています。こうした状況においては、事業の維持志向から一歩進み、積極的に環境変化へ対応することで、経営革新と流通上の課題克服をめざすことが必要です。このためには、平成18年(2006年)7月に施行された「東京都北区商店街の活性化に関する条例」に基づき、事業者、商店街、商店街連合会が一体となって商店街の活性化を推進していくことが前提になります。そして、今後、商店及び商店街は、買い物をする場に止まらず、地域の交流の結節点として、地域住民に新たなライフスタイルを提案する機能を備えることが重要であるために、区では魅力ある個店づくりに向けた店舗診断を行うとともに、商店街が行うイベント事業や環境整備のほか、商店街のにぎわいの再生に向けた取り組みを積極的に支援していきます。

また、区内には人々の日常生活を支えている医療・福祉・教育・環境・住宅などの分野に生活支援型サービス産業が多くあります。少子高齢化や核家族化の進展に伴い、一層のサービス向上と新規事業展開の誘導が期待されます。加えて、田端機工街に象徴される機械器具卸業、機械修理業などの企業向け専門サービス業は、北区のものづくり企業の技能技術の高度化を進める上で重要な役割を果たすと考えられます。

■ 施策の方向

(1) 新たな産業の展開

① 地域産業を支える産業施策の推進

- 経営課題の解決をサポートするため、経営相談、IT相談を充実します。
- 中小企業の資金調達を支援するため、融資あっせん制度、信用補完制度の充実を図ります。
- 区内産業関係団体、学識経験者と行政等が連携して、各種施策の推進や具体的な課題解決策の研究を行います。
- 区内産業人の人材育成を、産業団体と連携しながら積極的に支援します。
- 産業基盤の整備を進めるため、区のみまちづくり部門との連携を強化します。

② 創造的都市型産業の誘発

- 都市の課題である「健康・医療・福祉」の分野における課題解決のための取り組みを積極的に支援します。
- 区内中小企業が市場で優位性を確保できるようデザインの活用・創造に向けた取り組みを支援するとともに、創造性の高い情報発信型の産業集積を促進します。
- 研究機関や大学との交流や他都市との異業種交流の場を積極的に提供し、共同研究・開発を促すとともに研究開発型企業の支援・育成に重点的に取り組みます。
- 研究開発の成果を守るため、中小企業の知的財産の保護を積極的に支援します。

③ 創業及び雇用の促進

- 区内における創業や起業を支援するため、体系的なセミナーや相談事業を実施します。あわせて、区内の開業率を高めるため、創業支援施設「ネスト赤羽」の機能の充実を図るとともに、産業団体等との連携に努めます。
- 「赤羽しごとコーナー」の機能を生かして、多様な人材の就業・能力向上を支援すると

2-1 産業

ともに、就職に役立つ資格取得の支援や区内中小企業と若者との出会いの場の提供など、地域内雇用の促進を図ります。

- 中小企業が有能な人材を確保できるよう、国や都と連携し雇用の促進を図ります。

④ 北区の魅力を生かした観光の推進

- 地域全体で観光を推進するため、関係機関、団体等との連携を強化するとともに、区民が参画しやすい観光事業に取り組み、観光振興の機運の醸成を図ります。あわせて観光施策を効果的かつ効率的に推進するため、民間組織の設立及び活動を支援します。
- 来訪者の満足度を高めるため、おもてなしの文化を醸成するとともに、観光ボランティアの養成など担い手の育成や活動の機会の充実を図ります。
- 北区の観光資源や産業文化の魅力を区内外の方々に広く知ってもらうため、効果的な情報発信を行うとともに、観光まち歩きや、体験型の産業観光を推進します。

(2) モノづくりの振興

① 技術と技能の継承と高度化

- 区内中小企業の若手技能者の技術力を高めるため、都の技術支援機関との連携を強化します。
- 区内中小企業の創造的な事業活動を促進し、区内産業の活性化を図るため、区内中小企業が行う新製品・新技術の研究開発を支援します。
- 区内ものづくり企業の技能・技術の高度化を支援するため、大学等の研究機関から新素材や最新技術の情報提供を受ける機会を設けるとともに、「ものづくり夜間大学」を継続的に実施します。
- 中小企業の円滑な事業継承を図るため、関連団体の協力を得ながら金融、税務、法律、労務、会計などの相談が受けられる、ワン

ストップ型相談を充実します。

- 災害や事故で被害を受けた場合の早期復旧を支援するため、事業継続計画（BCP）の策定を支援します。

② 地域・企業間との多様な連携の促進

- 区民がものづくりの重要性や面白さを理解できるよう、優れた技術や製品を有する企業を積極的にPRします。
- 区内中小企業が、環境への取り組みを効果的・効率的に行うシステムを構築する場合の支援を積極的に行います。
- 移転または廃業した企業の跡地が引き続き産業地として存続できるよう、首都圏での企業誘致のあり方を検討します。
- 区内中堅企業と協力関係にある小規模企業との連携の構造を調査し、企業間連携を強化する施策の構築をめざします。
- 優れた製品の販路開拓や取り引き拡大を支援するため、区内企業の技術情報をデータベース化するとともに、区内を中心とする企業がビジネス上の交流を図れるよう、支援機関と連携を強化し、企業交流会などを積極的に行います。
- ものづくりなど企業活動を支える間屋や機械修理など専門的サービス業の育成方を検討します。

(3) 生活サービス産業の育成

① 環境変化に対応する個店づくり

- 地域の人口特性の変化に積極的に対応できる魅力ある個店となるよう、消費者ニーズを調査し、消費者との意見交換会やセミナーなどを開催します。
- 環境変化に対応できる人材を育成するため、若手経営者のネットワーク化などの支援を行います。
- 限られた経営資源を有効活用できるよう、共同販売、共同仕入れなどを目的とする中

2-1 産業

小の卸・小売・サービス業者によるグループづくりやグループの強化を支援します。

② 魅力ある商店街づくり

- 区内商店街の組織力を高めるため、関係団体との連携を強化するとともに「北区商店街の活性化に関する条例」の普及に努めます。
- 商店街の集客力を高めるため、生産地等と連携して「食」を介した空き店舗活用に取り組めます。

③ 地域密着型産業への回帰

- 地域住民の暮らしを支えるため立地特性に応じた商店街等の取り組みを支援します。
- 商店街が核となり地域の暮らしをサポートするプラットフォームになるよう、地域住民と協働したサポートシステムの構築を研究します。
- 少子高齢化や核家族化の進展に伴うライフスタイルの変化や「個対個」のニーズにきめ細やかに応えるため、生活支援型サービスの展開と、一層のサービス向上への取り組みを支援します。
- 環境共生都市の実現をめざすため、環境に配慮した取り組みを行う商店街等に対する取り組みを支援します。
- 商店街の機能強化やにぎわいの高まりを促すため、商店街が核となるまちづくりには、区の担当部局との連携を強化し、積極的に支援します。

(4) 勤労者の働きやすい環境づくり

① 勤労者福祉事業の支援

- 区内中小企業に働く従業員の福祉の増進と雇用の安定を図るため、新しい時代に適応した福利厚生や退職金等の諸制度のあり方を検討します。
- 区内で働く従業員の健康といきがいを増進するため、国や都、企業と連携し、ワーク・

ライフ・バランス（仕事と生活の調和）のとれた働く環境づくりを促進します。

2-1 産業

■施策体系図

基本施策		計画事業
単位施策	施策の方向	
(1) 新たな産業の展開		【29】 就労支援の推進 【30】 観光事業の推進体制の構築
① 地域産業を支える産業施策の推進	経営相談、IT相談の充実 中小企業金融対策 区内産業関係団体との連携強化 区内産業人の人材育成 まちづくりとの連携	
② 創造的都市型産業の誘発	健康・医療・福祉分野の課題解決支援 情報発信型産業集積の促進 産学官連携と異業種交流の促進 知的財産の保護	
③ 創業及び雇用の促進	体系的セミナー事業の推進とネスト赤羽の機能充実 資格取得の支援や中小企業との出会いの場の提供 国・都と連携による雇用の促進	
④ 北区の魅力を生かした観光の推進	観光推進体制の整備 観光の担い手の育成 観光資源の効果的な発信と有効活用	
(2) モノづくりの振興		【31】 新製品・新技術開発支援事業 【32】 ものづくり企業トータルサポート事業
① 技術と技能の継承と高度化	都の技術支援機関との連携強化 新製品・新技術の研究開発支援 大学等からの情報提供機会創設とものづくり夜間大学の実施 ワンストップ型相談の充実 事業継続計画の策定支援	再掲 107 中小企業への新エネルギー・省エネルギー機器等導入支援 再掲 110 エコアクション21取得支援事業
② 地域・企業間との多様な連携の促進	優れた技術や製品を有する企業の積極的PR 効果的・効率的な環境システムの構築支援 企業誘致のあり方検討 企業間の連携強化 交流支援と企業・技術のデータベース化 専門的サービス業の育成方策の検討	

2-1 産業

基本施策		計画事業
単位施策	施策の方向	
(3) 生活サービス産業の育成		【33】 商店街にぎわい再生プロジェクトの推進
①環境変化に対応する個店づくり	消費者ニーズの把握やセミナー事業の開催	【34】 商店街マイプラン支援事業
	若手経営者のネットワーク化支援	【35】 商店街コミュニティ拠点創出支援事業
	共同化の支援	【36】 商店街街路灯LED化推進事業
	②魅力ある商店街づくり	
	北区商店街の活性化に関する条例の普及	
	食材産地との連携による空き店舗活用や活性化事業等への支援	
	③地域密着型産業への回帰	
	立地特性に応じた商店の取り組みへの支援	
	地域住民との協働による生活サポートシステムの研究	
	生活支援型サービス業の取り組み支援	
商店街等の環境への取り組み支援		
まちづくりとの連携・強化		
(4) 勤労者の働きやすい環境づくり		再掲 61 仕事と生活の両立支援事業
①勤労者福祉事業の支援	中小企業の福利厚生や退職金等の諸制度のあり方検討	(要請) 育児・介護休養制度の改善
	ワーク・ライフ・バランスのとれた環境づくりの促進	

■計画事業

【29】 就労支援の推進

ハローワークと共同し、内職を含め区内求職者の就職相談や職業紹介などを行うとともに、関係機関と連携しながら就労支援を行う。また、公的資格等の取得を支援する講座を開催し、就労支援の充実を図る。

地域振興部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
推進	推進	推進	推進	推進
	事業費(百万円)	202	101	101

2-1 産業

【30】観光事業の推進体制の構築

(仮称)観光基本計画を策定し、北区の観光振興の方向性や具体的施策などを明らかにするとともに、(仮称)観光協会を設立し、行政、事業者、区民が一体となって、北区の観光資源や魅力を発信する体制を構築する。

地域振興部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前 期 (22～26年度)	後 期 (27～31年度)
構 築	検 討	構 築	構 築	
	事業費 (百万円)	20	20	

【31】新製品・新技術開発支援事業

区内中小企業の創造的な事業活動を促進し、新たな事業分野の開拓による区内産業の活性化を図るため、区内中小企業が行う新製品・新技術の研究開発に対し経費の一部を助成する。

地域振興部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前 期 (22～26年度)	後 期 (27～31年度)
33件	3件	30件	15件	15件
	事業費 (百万円)	68	34	34

【32】ものづくり企業トータルサポート事業

大学や研究機関などの関係機関と連携し、販路拡大などに必要なデータベースの構築や技術専門相談窓口の開設など、区内ものづくり企業の技術高度化、高付加価値化の促進を支援していく。

地域振興部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前 期 (22～26年度)	後 期 (27～31年度)
推 進	検 討	推 進	推 進	推 進
	事業費 (百万円)	96	40	56

2-1 産業

【33】 商店街にぎわい再生プロジェクトの推進

商店街のにぎわいを再生・創出するため、商店街にアドバイザーを派遣するとともに、商店街が行う商圈調査、方向性や具体的取り組みを盛り込んだ5か年計画の策定及び計画に基づく事業実施を継続的に支援していく。

地域振興部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前 期 (22～26年度)	後 期 (27～31年度)
20商店街	—	20商店街	10商店街	10商店街
	事業費(百万円)	97	47	50

【34】 商店街マイプラン支援事業

商店街活性化を促進するため、商店街連合会が主体的に取り組む事業を支援していく。

地域振興部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前 期 (22～26年度)	後 期 (27～31年度)
推 進	—	推 進	推 進	推 進
	事業費(百万円)	116	85	31

【35】 商店街コミュニティ拠点創出支援事業

子育てや高齢者の居場所づくりなど、それぞれの地域が抱える社会的課題等の解決に向けた、商店街が担うコミュニティ活動としての空き店舗を活用した取り組みを支援していく。

地域振興部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前 期 (22～26年度)	後 期 (27～31年度)
20店舗	検 討	20店舗	10店舗	10店舗
	事業費(百万円)	154	62	92

【36】 商店街街路灯LED化推進事業

商店街の装飾街路灯のLED化を支援し、環境に配慮した商店街づくりを推進する。

地域振興部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前 期 (22～26年度)	後 期 (27～31年度)
57商店街	7商店街	50商店街	50商店街	
	事業費(百万円)	73	73	

2-2 コミュニティ活動の活性化



北区基本構想

思いやりと支えあいのある、人間性豊かで、開かれた地域社会をめざして、多様な世代や人々の地域活動への参加や交流を推進します。

あわせて、地域で諸課題に主体的に取り組むため、ボランティア・市民活動団体、企業などの様々な活動主体が連携、協力できる環境づくりを進めます。

また、コミュニティ活動やボランティア・市民活動団体などの活動の場を整備します。

■現状と課題

少子高齢化の進展、ファミリー世帯を中心とした若い世代の流出などにより、地域社会の人口構成は大きく変化しています。特に、都市部で目立つ人口の流動化などの社会構造の変化は、地域の連帯意識を希薄にさせて、コミュニティ活動の基盤に大きな影響を与えています。

また、防災・防犯活動、福祉、リサイクルやごみ減量化への取り組み、子どもや高齢者への見守り活動など、地域コミュニティに期待される課題は多様化、複雑化しており、行政だけでは区民の多様な価値観やライフスタイルに対応していくことが難しくなっています。

一方、特定非営利活動促進法（NPO法）が平成10年（1998年）に施行されたことにより、NPOに対する社会的認知度が高まり、新しい公共を担う様々な主体が成長・発展してきています。

こうした社会構造の変化に柔軟に対応し、人間性豊かで、開かれた地域社会づくりを進めていくには、地域における様々な主体による自主・自発

的な活動を基本に、地域における課題はできる限り地域で解決していくためのしくみづくりが求められています。

北区のコミュニティの現状をみると、これまで、地縁的組織である町会・自治会が中心となり、様々な地域の課題に積極的に対応し、リサイクルや防災などの分野で大きな役割を果たしてきました。しかし、区民一人ひとりの地域活動への参加は決して多い状況とはいえません。

平成20年（2008年）の北区区民意識・意向調査でも、約6割の区民が「区政に関心がある」としながら、地域活動へ「参加したことがない」という人が最も多い82.5%となっています。また、参加しない理由として「家事や仕事が忙しい」（35.5%）の次に「参加・活動のきっかけがない」（25.4%）があげられている一方、地域活動への参加のためには、情報公開や情報発信、区民との協働による事業推進を望んでいるとの調査結果も示されています。

また一方で、地域活動の担い手として、多様な経験や能力を持った団塊の世代に期待が寄せられています。

そこで、区は、コミュニティ活動の活性化に向けて、区民や活動団体の地域活動への参加の意向を引き出し、実際の活動へと結びつけるしくみづくりに取り組むとともに、区民の多彩な活動を支援する環境づくりを進めることが必要になります。

そのためには、区民が地域への関心を高められるよう、積極的な情報提供により情報の共有化を進めることが必要です。また、役員等の高齢化や



政策提案協働事業
「まちがミュージアムプロジェクト」

2-2 コミュニティ

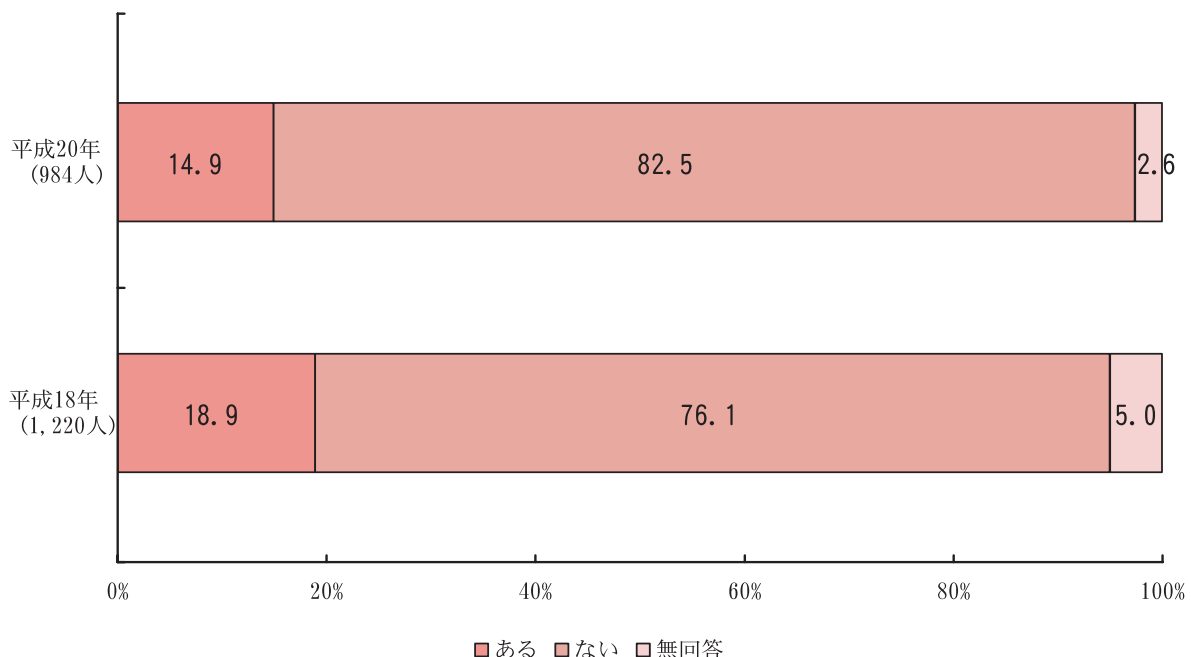
加入率の低下などの課題を抱える町会・自治会に対し、活動の活性化や核となる担い手の確保と育成を支援するしくみづくりに取り組む必要があります。さらには、生涯学習・スポーツ・文化活動・環境活動など興味や関心を共有する区民の主体的な地域活動を支援し、活動団体同士の交流を促進していくことも重要です。

また、地域課題がより多様化、複雑化する中、柔軟で機動性のある公益的な活動を活発に行う、NPO・ボランティア活動にも大きな期待が寄せられています。区では、区民の視点・発想を生かしたNPO・ボランティア活動を促進するため、平成15年（2003年）11月に「NPO・ボランティアぷらざ」を開設しました。それにより、「自分たちのまちは自分たちでつくる」といった区民自治の考え方にに基づき、区民自らの手で解決しようとする活動団体などが確実に育ってきています。今後は、町会・自治会などの地縁的なコミュニティ活動団体と、NPO・ボランティア活動団体、企業・商店街などとの連携・協力をより強化し、地域の様々な活動主体が、お互いの特性を生かしながら住みよいまちづくりを推進できるしくみや機会をつくり出し、ネットワーク化を図っていく必要が

あります。

また、北区のNPO・ボランティア活動団体を活性化し、協働によるまちづくりをさらに推進していくため、平成19年度（2007年度）に北区協働推進基金を創設しました。この基金を活用し、NPO・ボランティア活動団体の自由な発想を生かした提案事業への支援を行っています。これらの事業については、適切な評価・検証を行ない、協働の質や効果を高めていく必要があります。あわせて、NPO・ボランティアぷらざの機能を生かして、NPO・ボランティア活動団体等の活性化や自立化に向けた支援策を展開していくとともに、区民や区職員への協働に対するさらなる理解促進を図ることも重要です。

なお、地域活動の促進には、活動の場の確保が必要です。北区は、これまで、地域におけるコミュニティ活動の拠点として、区民センターやふれあい館の計画的な整備を進めてきました。今後は、学校施設をはじめ他の公共施設などの有効活用により身近な活動場所を確保していく必要があります。施設の管理運営にあたっては、地域住民の誰もが気軽に利用できるよう、区民参画による自主管理・運営を推進していきます。



今までに区政に参画または地域活動に参加したことの有無

2-2 コミュニティ

また、少子高齢化や社会状況の変化に対応できるよう、区全体の施設の有効活用の観点から、現在の施設の機能を見直し、今後のあり方を検討していくことも必要となっています。

■施策の方向

(1) コミュニティ活動の支援

① 地域活動・交流の促進

○思いやりと支えあいによる、人間性豊かな開かれた地域社会をつくるため、多様な世代や人々の交流や地域活動に気軽に参加できるしくみづくりを推進します。

○区民が情報を共有化し、地域への関心を深められるよう、積極的に地域情報を提供します。

○区民のコミュニティに対する関心や参加を高めるとともに、地域の連帯を深めるため、コミュニティ形成のための意識づくりを推進し、町会・自治会の加入促進の取り組みなどを支援します。

○地域を舞台に様々な活動を行うグループや団体などに対し、活動の場や情報提供を行うなどの支援を行い、自主的な活動を促進します。

② 様々な活動主体による連携・協力への支援

○地域社会が多様化、複雑化する諸問題に、主体的かつ柔軟に取り組めるよう、町会・自治会、NPO・ボランティア活動団体、企業・商店街、学校などの様々な活動主体が連携・協力できるしくみや機会をつくり、それぞれの活動を支援するためコーディネート機能の充実を図ります。

○地域社会の一員としての役割と責任を果たすよう、企業に地域への貢献活動を求めるとともに、その支援を推進していきます。

③ 協働推進体制の充実

○北区協働推進基金を活用し、NPO・ボランティア活動団体等の視点や発想を生かし

た協働によるまちづくりを推進していきます。

○NPO・ボランティアぷらざの機能を生かし、NPO・ボランティア活動団体等の組織基盤の強化を図り、自立化を促進していきます。

○区民や区職員への協働に対するさらなる理解促進を図ります。

(2) コミュニティ施設の充実

① コミュニティ活動の場の整備

○区民やNPO・ボランティア活動団体などの多様な地域活動を支援し、地域情報の発信や活動の場の提供、相互の交流を推進する場としての、NPO・ボランティアぷらざや地域振興室、ふれあい館をさらに充実させていきます。

○学校施設など公共施設の地域開放を推進し、身近な活動の場を確保します。

② 区民主体の施設運営の推進

○区民により身近な施設となるよう、ふれあい館などのコミュニティ施設の区民による自主管理や運営を推進します。

③ 施設の適正な配置と維持・管理の推進

○社会状況の変化に対応したコミュニティ施設の利用を推進するため、利用方法や配置の見直しを検討します。

○老朽化等に伴う更新等が必要な施設の計画的な改修と維持補修を推進します。

2-2 コミュニティ

■施策体系図

基本施策		計画事業
単位施策	施策の方向	
(1) コミュニティ活動の支援		
①地域活動・交流の促進		
	地域活動・交流への参加促進	
	地域情報の積極的な提供	
	コミュニティ形成のための意識づくり	
	グループ・団体の自主的活動の促進	
②様々な活動主体による連携・協力への支援		
	様々な活動主体による連携・協力のしくみづくり	
	企業の地域参加の促進	
③協働推進体制の充実		
	北区協働推進基金を活用した協働事業の充実	
	NPO・ボランティア活動団体等の組織基盤の強化	
	協働に対する理解促進	
(2) コミュニティ施設の充実		
①コミュニティ活動の場の整備		
	地域活動の場の充実	
	公共施設など身近な活動の場の確保	
②区民主体の施設運営の推進		
	コミュニティ施設の自主管理運営の推進	
③施設の適正な配置と維持・管理の推進		
	施設の利用方法・配置の見直し	
	計画的な改修と維持補修	

■計画事業

【37】（仮称）コミュニティ・アリーナの整備

学校適正配置で閉校した学校施設の体育館を活用し、スポーツをはじめ文化・芸術・健康づくりなど多目的な活動を行える施設を整備する。

地域振興部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
3か所	—	3か所	2か所	1か所
	事業費(百万円)	55	55	—

※ 事業費の一部については、「【42】（仮称）「文化の創造と人々の交流」施設の整備」に計上。

2-2 コミュニティ

【38】 町会・自治会会館建設等助成

地域住民相互の交流及び自主活動を行う場として、町会・自治会が自ら拠点施設を整備しようとする際に、施設建設等に係わる経費の一部を助成する。

地域振興部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
47件	37件	10件	5件	5件
	事業費(百万円)	100	50	50

【39】 区民葬祭センターの建設

首都高速中央環状線高架下(堀船二丁目)に区民葬祭センターを建設する。

地域振興部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
2か所	1か所	1か所	1か所	
	事業費(百万円)	897	897	

【40】 区民センターの整備(桐ヶ丘地区)

地域コミュニティ活動の拠点施設として、区民センターを計画的に整備する。

地域振興部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
1か所	—	1か所		1か所
	事業費(百万円)	573		573

2-3 個性豊かな地域文化の創造



北区基本構想

グローバル時代にあっても、わたしたちの国や地域が育てた固有の文化を誇りに思い、大切にしていくことが必要です。

北区に根ざした生活や産業、伝統により育まれた貴重な文化を誇りにし、継承しながら、区民の創意あふれる芸術文化活動を通じて、文化の香り高く、にぎわいのあるまちをつくります。

区は、区民の主体的な芸術文化活動を支援して、区民とともに個性的な地域文化を創造し、北区の魅力として発信します。

また、北区を誇りに思う意識を育み、歴史的文化の継承と活用を図ります。

■現状と課題

北区は、徳川8代将軍吉宗が植えた桜で有名な飛鳥山をはじめ、日本最大規模の縄文時代の遺跡である中里貝塚や、歴史の中で培われ、伝承されてきた「王子田楽」や「白酒祭」など歴史的文化遗产や伝統芸能・行事が数多くあります。また、明治から大正・昭和初期にかけて、芥川龍之介など多くの作家や芸術家に移り住み「田端文士芸術家村」が形づくられるなど、貴重な文化が数多く育まれてきました。

このような北区の様々な歴史や文化を生かしたまちづくりを進めていくことは、個性豊かな地域文化の創造につながるとともに、産業・福祉・教育など多様な分野における区民の生活の質を向上させる面でも重要なことです。

そこで、北区では、平成16年（2004年）6月、「北区文化芸術振興ビジョン」を策定し、区民をはじめ、地域の多様な主体とともに文化芸術を「つくり」、「そだて」、「ひろげ」、これらの活動を「ささえる」ための基盤整備を推進しています。

これまで、北区では、平成2年（1990年）に開設した「北とぴあ」を核として、北区文化振興財団（以下、「財団」）が中心となり多彩な事業を展開してきました。なかでも、平成6年（1994年）に創設した「北区つかこうへい劇団」や、平成7年（1995年）に開始した「北とぴあ国際音楽祭」は、他に例のないオリジナリティあふれる文化事業として高い評価を得ています。また、「田端文士村記

念館」や「飛鳥山博物館」などを開設し、有形無形の文化的資産の継承にも努めてきました。平成17年（2005年）には、江戸時代後期頃の建築と推定される古民家を「ふるさと農家体験館」として赤羽自然観察公園に移築・復原し、様々な体験講座や文化財講座を行っています。あわせて、文化センターなどでも伝統文化について学ぶ教室や区民の多様な要望に応えた文化講座などを行っています。



北とぴあ国際音楽祭

今後、北区らしい文化芸術の創造を一層推進するとともに、地域に受け継がれてきた歴史文化や伝統芸能などを北区の新たな地域おこしなどに生かす活動を支援していくことが重要です。

また、区民が主体的に文化芸術活動を楽しみ、自らの個性や能力を伸ばせる環境づくりとして、「北区文化祭」や「文化センターまつり」をはじめ、「北とぴあ演劇祭」や「おやじバンドフェスティバル」など、区民や文化団体の発表の場を数多く提

2-3 地域文化

供しています。また、区民による「北区民オーケストラ」や「北区民混声合唱団」などの育成も行っています。平成17年度（2005年度）からは、子どもたちが日本の伝統文化を本格的に体験・習得する場として「子ども文化村事業」を推進しています。

今後も、区民主体の文化芸術活動がさらに活発となるよう、担い手の拡大や質の向上を支援するとともに、豊かな才能を見出し、高い専門知識をもった人材の育成を図っていく必要があります。

また、各地域のふれあい館などでの「まちかどコンサート」や、子どもたちが身近で一流の文化芸術に触れ、親しむ機会として、小中学校における「スクールコンサート」や東京藝術大学音楽学部附属音楽高等学校の協力による「輝く☆未来の星コンサート」などを開催しています。

今後も、子どもから高齢者までだれもが文化芸術を鑑賞・体験する機会の拡充を図るとともに、区民と協働して、身近な地域で文化芸術を発表・鑑賞できる機会を充実していく必要があります。

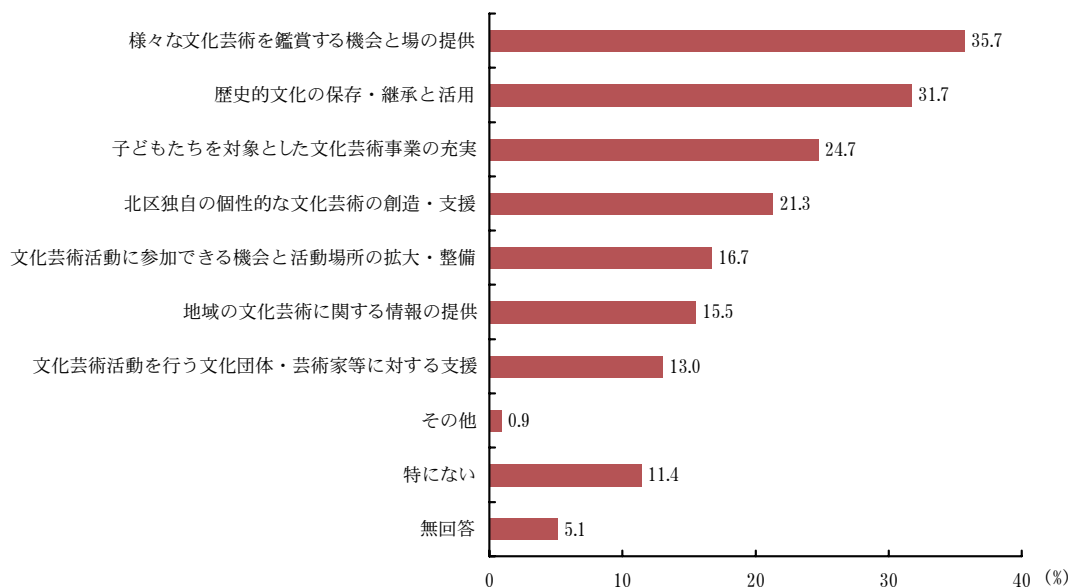
一方、文化芸術活動を支えるための取り組みとして、北とびあのほか、赤羽会館、滝野川会館や文化センターやふれあい館などを文化芸術の発表や練習の場として活用してきました。平成19年（2007年）には、文化活動の拠点としての充実を

図るため、北とびあのリニューアルに着手しました。

今後は、公演等で長期間の継続使用が可能な稽古場の確保など、専用の活動場所の整備が必要です。また、区民等と協働して文化芸術活動を推進するための支援体制を整備するとともに、文化芸術活動の振興に向けた民間との連携なども重要となってきます。

生活や歴史など文化は様々であり、区民主体の幅広い文化活動を支援していくことが必要です。歴史的文化の面においては、様々な展示や講座・体験教室等を通じて北区の豊かな歴史的文化や地域文化を伝えるとともに、資料を将来へ引き継ぐためにデジタル化を含めて保存・活用していくなど、郷土意識を高め、地域文化の振興を図るための取り組みを推進しています。飛鳥山博物館では、区民の生涯学習活動を支援するとともに、学校と連携した展示や出張事業なども実施しています。今後は、各種事業等の一層の充実を図るとともに、次代を担う子どもたちに向けた取り組みの拡充が求められています。

なお、個性豊かな地域文化の発見、創造には、北区の観光資源を効果的に活用していくことも必要です。近年では、渋沢史料館や東書文庫などをはじめとする北区の5つの文化遺産が、経済産業



区民が望む地域文化振興のための施策（複数回答）

2-3 地域文化

省がとりまとめた「近代化産業遺産群」に認定され、地域活性化の種として期待されています。先人が残した豊かな文化遺産を継承しつつ、観光の振興により、人と人とのふれあいや文化と文化の交流を活発にし、区民の感性と創造性を高め、北区の未来を豊かなものにしていく取り組みが求められています。

■施策の方向

(1) 個性豊かな文化の創造と発信

① 地域の個性を生かした文化芸術の創造

- 北区の文化資源や地域特性を生かして、北区らしい個性的な文化芸術の創造を一層推進するとともに、これまでの文化芸術をさらに発展・継承します。また、芸術家や文化団体等の創造的活動が活発に行えるような環境を整備します。
- 地域で生まれ、受け継がれてきた歴史文化、伝統芸能など特色ある文化を新たなまちづくりや地域おこしなどに生かしていく活動を支援します。
- 地域の文化資源の活用や芸術家の交流活動の促進など、魅力的な文化芸術が創造される環境づくりに、ハード・ソフトの両面から取り組みます。

② 北区らしい文化芸術活動の発展・支援

- 文化芸術活動を活発化し、より高い水準を達成するため、人材の発掘と育成を図るとともに芸術家や指導者の支援を行います。
- 区民主体の文化芸術活動が活発に行えるよう、身近な施設などの環境を整備します。
- 区民と協働して文化芸術活動への参加を促進するしくみを検討します。また、芸術家や文化団体の交流が活発になるようなしくみを構築します。

③ 様々な文化芸術に触れる機会の拡大

- 質の高い演奏や舞台など一流の文化芸術や伝統文化を、だれもが身近で鑑賞し、触れ

る機会を提供します。

- 子どもたちが文化芸術に親しめるように、学校をはじめとする公共施設はもちろん、地域の様々な場所で文化芸術を鑑賞・体験する機会を拡充するとともに、習得する場を整備していきます。
- 音楽高校などと連携した文化芸術事業を推進し、文化芸術に対する高い意欲と創造性をもった子どもたちを育成していきます。
- 区民、芸術家、文化団体等が、様々な場所での文化芸術活動の発表・普及ができるように協働して推進します。

④ 文化芸術を支えるしくみの構築

- 公共施設など既存の施設が、区民の文化芸術活動に一層活用されるよう、機能を高めるとともに使いやすさを向上させていきます。あわせて、学校施設跡地を活用し新たな文化芸術活動の拠点を整備します。
- 芸術家や文化団体などの活動紹介やイベント開催情報など、様々な文化芸術にかかわる情報を収集し、発信していきます。
- 区民、文化団体、NPO、企業、行政などが力を合わせて文化芸術を振興する、文化芸術活動支援のネットワークを整備します。
- 区民や企業が、文化芸術活動に対して資金援助など様々な支援をしやすい体制づくりを検討します。

(2) 歴史的文化の継承と活用

① 歴史的文化の継承と活用

- 歴史的文化を保存し、次代に継承していくために、文化財の保護や資料の保存に努めるとともに、地域の歴史や自然に関する展示などの様々な事業や、文化遺産の積極的な活用を通して、豊かな歴史的文化や地域文化を伝え、郷土意識を高めていきます。また、子どもたちに対する継承の取り組みにも力を入れていきます。

2-3 地域文化

■施策体系図

基本施策		計画事業
単位施策	施策の方向	
(1) 個性豊かな文化の創造と発信		【41】 子どもかがやき文化芸術事業 【42】 (仮称)「文化の創造と人々の交流」施設の整備 【43】 北とびあの改修 再掲 30 観光事業の推進体制の構築
①地域個性を生かした文化芸術の創造		
	個性的な文化芸術の創造の促進	
	地域文化芸術の再生と創造活動の支援	
	文化芸術創造のための環境づくり	
②北区らしい文化芸術活動の発展・支援		
	高い専門性や資質を持つ人材への支援	
	区民主体の文化芸術活動の促進	
	文化芸術活動の発展への支援	
③様々な文化芸術に触れる機会の拡大		
	質の高い文化芸術に親しむ機会の充実	
	子どもたちへの文化芸術体験機会の拡充	
	音楽高校等との連携事業の推進	
	文化芸術の発表機会の充実	
④文化芸術を支えるしくみの構築		
	既存施設の有効活用と新たな活動拠点の整備	
	情報の収集と発信機能の充実	
	新たな協働体制の整備	
	文化芸術活動の支援体制の検討	
(2) 歴史的文化の継承と活用		
①歴史的文化の継承と活用		
	文化遺産の保存・継承・活用	

■計画事業

【41】 子どもかがやき文化芸術事業

日本文化の継承のため文化芸術を体験・修得できる「子ども文化村」、小中学校にプロの演奏家等を派遣する「スクールコンサート」、東京藝術大学音楽学部附属音楽高等学校と連携した「輝く☆未来の星コンサート」を通じて、子どもの頃から本物の文化芸術に親しむ機会の充実を図る。

地域振興部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
推進	推進	推進	推進	推進
	事業費(百万円)	235	111	124

2-3 地域文化

【42】（仮称）「文化の創造と人々の交流」施設の整備

旧豊島北中学校跡地を、「文化の創造と人々の交流を育むまち」というコンセプトに基づき整備する。

地域振興部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前 期 (22 ~ 26年度)	後 期 (27 ~ 31年度)
1か所	検 討	1か所	1か所	
	事業費 (百万円)	439	439	

【43】北とぴあの改修

より多くの区民が安全かつ快適に利用できる施設とするために、機械・設備を改修する。

地域振興部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前 期 (22 ~ 26年度)	後 期 (27 ~ 31年度)
改 修	設 計	改 修	改 修	
	事業費 (百万円)	1,660	1,660	

2-4 生涯学習の推進



北区基本構想

区民一人ひとりが、自分の人生をより豊かにするため、学びたい人がいつでも、どこでも、学習に取り組み、生涯にわたって学び続けることができる環境づくりを進めます。

そのため、情報提供・相談体制を充実するとともに、身近な学習機会を拡充し、地域での学習活動を支援するしくみをつくります。

■現状と課題

区民一人ひとりが、自己の人格を磨き、自分の人生を心豊かに生きていくために、また、くらしや社会の問題を主体的に解決し住みよい地域づくりを進めていくために、生涯にわたって自発的に学び続けることが重要です。区民が地域社会の中で、健康で生きがいのある社会生活を営むことができるよう、子どもから大人・高齢者まで、いつでも、どこでも学習できる環境を整備することが求められています。また、地域の課題を解決し、地域の教育力向上ため、家庭・地域・学校と協力・連携しながら、学習の成果を地域に生かせるしくみの充実が望まれています。



放課後子ども教室

平成18年(2006年)12月に改正された教育基本法では、「生涯学習の理念」が新たに規定され、「教育の目標」、「家庭教育」、「幼児期の教育」、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」などの項目においても生涯学習の理念を踏まえた考え方が採られています。さらに、平成20年(2008年)6月には社会教育法が改正され、学校・家庭・地域の連携・協力を進めることが、社会教育を推進

する国および地方公共団体の任務として明確に位置づけられています。

さらに、「北区民意識・意向調査」(平成20年(2008年)8月)では、生涯学習の推進において区民が求めているものとして「学習の場の充実」(31.2%)と「多様な学習意欲に応える講座等の充実」(30.3%)が多く、次いで「学習に関する情報の提供」(20.6%)となっています。行政には区民の生涯学習活動を支援する環境づくりが求められています。

生涯学習活動は文化・芸術からスポーツ、環境、消費者活動、男女共同参画など多岐にわたっています。北区では、区民大学をはじめとした講座・講習会のほか、区民の学習ニーズにあわせた趣味の講座から健康づくりや地域課題を解決するための学習まで、様々な事業を推進しています。また、区内外の大学や高校など様々な機関や団体・学校教育と連携を図りつつ、子どもから大人までを対象とした体験型の事業にも取り組んでいます。生涯学習の主体である区民や社会教育関係団体等が、企画・運営する事業の支援を図ることや、大学等と連携して勤労者や団塊世代などを対象とした高度で専門的な学習の機会の充実など、より主体的な学習環境の整備と人材の育成が必要です。様々な講座等の必要な情報が、いつでもどこでも入手できる活用しやすい、より一層充実した情報システムや学習相談体制、交流の場とともに、区には、それらをコーディネートする機能が求められています。

いつでもどこでも学習できる環境を整備するため、文化センターや図書館をはじめとする身近な

2-4 生涯学習

学習施設を充実させるとともに、学校施設や民間施設の有効活用を推進しながら総合的な施策を展開することが求められています。特に、図書館は教養、調査、研究、レクリエーションなどについての区民の学習ニーズに応える場として、生涯学習の入口的役割を果たすとともに、ビジネスや法律等生活に関わる様々な情報支援の強化が求められています。また、平成20年（2008年）6月に開設した新しい中央図書館（赤レンガ図書館）は、区民とともに歩む図書館をめざして、「協働型図書館」づくりに取り組んでいます。あわせて、第二期北区子ども読書活動推進計画（平成21年（2009年）3月策定）における基本理念～読む力は生きる力～を踏まえ、子どもの読書環境の整備を図っていきます。

平成20年度（2008年度）から国は地域全体で学校教育を支援し、地域ぐるみで子どもの教育を推進し、地域の教育力向上を図る取り組みとして「学校支援地域本部事業」を推進して、地域の人材が学校を支援するしくみづくりを進めています。

北区では既に「学校支援ボランティア活動推進事業」を進めてきており、これまでの活動を基に「学

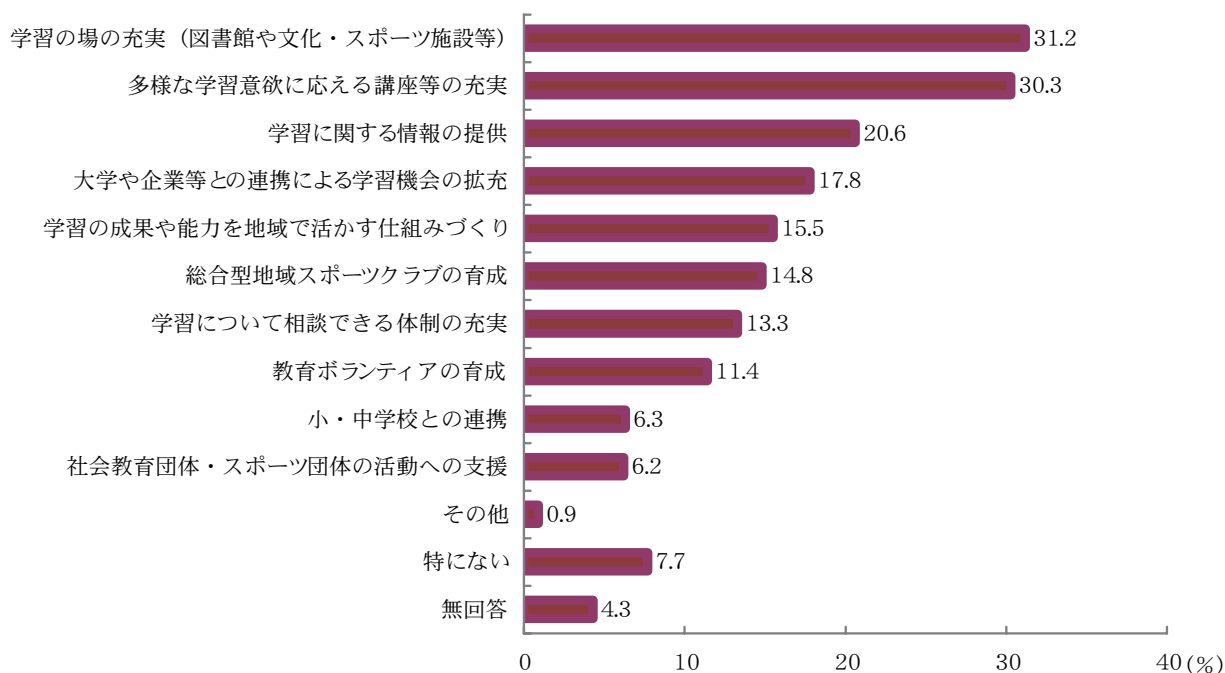
校支援地域本部事業」に取り組んでいます。

学校サブファミリー内での連携を図りながら、様々な技能や知識を持つ人を地域の資産・人材と捉え、家庭、地域、学校との連携・協力を推進し、地域社会全体の教育力の向上に向けて充実していくことが求められています。

すべての教育の出発点である家庭教育は、保護者が子どもの教育について第一義的責任を有していることを尊重しつつ、家庭教育に関する学習機会の充実、子育てを支えあう区民のネットワークづくりなどを進めながら、各家庭における教育の基盤づくりを支援していく必要があります。

学齢期の子どもについては、地域の様々な団体や学校支援ボランティアと連携・協働して安全で安心して過ごすことができる子どもの居場所づくりの活動を推進しています。今後、さらに子どもの総合的な放課後対策のあり方を検討し、放課後子どもプランに基く全児童を対象とした施策の充実が求められています。

中学生・高校生には将来の進路に示唆を与える取り組みも大切です。KITAKUスーパーサイエンススクールのように、大学等の高等教育機関



区民が望む生涯学習推進のための重点施策（複数回答）

2-4 生涯学習

や研究機関、企業等と連携した公開講座の開設や体験学習などの機会の充実が必要です。さらに、子どもの中のリーダーや青少年教育に関わる方を対象に、団体活動に必要な知識や技能の習得を図るための研修会の実施などを通して、引き続き指導者として養成することも求められています。

■施策の方向

(1) 情報提供・相談体制の充実

① 学習情報提供・学習相談体制の充実

- 区民が自己に適した手段・方法で、いつでも、どこでも学習情報が入手できるよう教育情報紙やインターネットなど様々な情報伝達手段を活用します。
- 国や都、高等教育機関などとの連携を進めるとともに、民間施設を含めた幅広い学習情報を収集整理し、区民に的確に提供できるよう生涯学習情報システムを充実します。
- 区民一人ひとりの生涯にわたる学習活動をきめ細かく支援する学習相談体制を充実します。

(2) 学習機会の拡充

① 多様なニーズに応える学習機会の拡充

- 大学などの高等教育機関や民間等と連携し、より高度で多彩な学習機会を提供します。
- 文化センターや図書館などの社会教育施設と学校教育の連携を強化します。
- 区民が主体となって企画する講座や学習会を支援し、多様なライフスタイルに対応した学習機会を提供します。
- 自然とのふれあいを通じた体験学習の場やふるさと農家体験館で、区民を主体にした運営協議会による年中行事の再現や生活体験講座などの機会を提供します。
- 豊かな心を持った子どもを育てるための家庭教育学級や親育ち講座などの子育て家庭の保護者を対象にした講座などの機会を提

供します。

② 身近な学習の場の充実

- 高度情報化、グローバル化、ビジネス支援に対応した総合的な学習活動の拠点として、中央図書館のサービスを充実します。
- 地区図書館と中央図書館とのネットワークや国・公立図書館との連携により、図書館サービスを充実し、利用者の利便性等の向上に努めます。
- 子どもの読書活動推進を図るため、図書館と学校図書館との連携、協働を図ります。
- 区民と連携、協働し、図書館を中心とした地域コミュニティの創出につなげます。
- 学校施設などの公共施設の有効活用や、文化センターなどの社会教育施設やコミュニティ施設などの連携を進めることにより、身近で使いやすい地域の学習の場を充実させます。

(3) 学習成果の活用

① 学習成果を生かし合うしくみづくり

- 社会教育関係団体の登録をはじめ、学習情報の収集・提供、講師の派遣などにより、グループ・団体による学習活動を支援するとともに、相互の交流を促進します。
- 学校支援ボランティアをはじめとする区民と協働して、安全で安心な子どもの居場所づくりや学校支援活動を進めることにより地域の教育力の向上を図ります。
- 様々な技能や知識を持つ人を、地域の資産・人材と捉え、その力を発揮する場を提供するとともに、人材情報の収集や提供を行うなどして、区民が自らの学習成果を生かし合うボランティア活動を支援します。
- 次代を担う青少年やその指導者を育成するとともに、地域の青少年団体の育成、青少年健全育成活動の発展に努めます。

2-4 生涯学習

■施策体系図

基本施策		計画事業
単位施策		
施策の方向		
(1) 情報提供・相談体制の充実		再掲 9 元気高齢者総合支援事業
①学習情報提供・学習相談体制の充実		
	様々な情報伝達手段の活用	
	生涯学習情報提供システムの充実	
	学習相談体制の充実	
(2) 学習機会の拡充		再掲 54 大学機能との連携の推進
①多様なニーズに応える学習機会の拡充		
	多彩な学習機会の提供	
	社会教育施設と学校教育の連携強化	
	ライフスタイルに適した学習機会の提供	
	体験学習の場の提供	
	家庭教育に関する学習機会の充実	
②身近な学習の場の充実		
	中央図書館サービスの充実	
	図書館サービスの充実	
	子どもの読書活動推進	
	図書館を中心とした地域コミュニティの創出	
	公共施設の有効活用	
(3) 学習成果の活用		【44】放課後子どもプランの推進
①学習成果を生かし合うしくみづくり		
	グループ・団体活動の支援	再掲 59 学校支援ボランティア活動推進事業
	子どもの居場所づくりや地域教育力の向上	
	ボランティア活動の支援	
	青少年団体・指導者育成の支援	

■計画事業

【44】放課後子どもプランの推進

小学校を活用して、放課後等における子どもたちの安全・安心で健やかな活動拠点（居場所づくり）の充実を図るため、「放課後子ども教室」「学童クラブ」「校庭開放」の機能をあわせもつ総合的な放課後対策のあり方を検討し、モデル事業を実施した上で、全小学校に順次導入する。

教育委員会事務局・子ども家庭部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
小学校全校	検討	小学校全校	13校	25校
	事業費（百万円）	5,056	628	4,428

2-5 生涯スポーツの推進



北区基本構想

区民一人ひとりが、生涯にわたっていきいきと楽しく暮らすため、健康づくりから競技スポーツまで、それぞれの体力や興味に応じて、いつでも、どこでも、スポーツ・レクリエーション活動を行うことができる環境づくりを進めます。

そのため、だれもが身近な地域でスポーツ・レクリエーション活動を行える場を提供するとともに、いつでも気軽に参加できる機会の拡充を図ります。

■現状と課題

高齢化や自由時間の増大などに伴って、心身ともに健康で活力ある生活を営むうえで、スポーツ活動やレクリエーション活動が重要になっています。体力は、人間のあらゆる活動の源であり、健康な生活を営むうえでも、また物事に取り組む意欲や気力といった精神面の充実にも深く関わっており、人間の健全な発達・成長を支え、より豊かで充実した生活を送るうえで大変重要なものです。スポーツを通じた心身の元気回復は、区民の健康づくりを支援する視点からも大切です。また、スポーツを通じての世代間交流や地域交流は、地域コミュニティ形成の推進に役立ちます。

平成18年（2006年）に内閣府大臣官房政府広報室が実施した「体力・スポーツに関する世論調査」によると、85.5%の人が「大いに健康」又は「まあ健康」と答えています。一方で運動不足について67.6%の人が運動不足を「大いに感じる」又は「ある程度感じる」としています。多くの人が、健康ではあるが、運動不足を感じています。

運動をしない人の理由として「仕事（家事・育児）が忙しくて時間がないから」が51.6%、「体が弱いから」17.8%、「年をとったから」17.4%、「運動・スポーツは好きではないから」10.4%となっています。

平成20年（2008年）に策定した東京都スポーツ振興基本計画では国を上回る「成人の週1回以上のスポーツ実施率60%以上」を目標としています。あらゆる年代の方が年齢や体力・興味に応じて、身近に、日常的に参加できるスポーツ・レクリエーションの機会と場を整備することがスポーツの実

施率を高めるためには重要です。

北区では、スポーツ振興基本計画として「地域が創る豊かなスポーツライフビジョン」を平成15年（2003年）12月に策定し、スポーツを「する」「みる」「かたる」「ささえる」と多様化した区民ニーズに総合的に応えるため、スポーツ振興施策を展開してきました。今後、区を取り巻く様々な状況の変化に対応するため、スポーツ振興基本計画を見直す必要があります。



スポーツ祭り2009

東京都が実施した「平成19年度東京都児童・生徒の体力テスト調査」によると、体格については全国平均とそれほどかわりがないものの、体力は全般的に全国を下回っています。運動やスポーツを通じた健康づくりや体力の向上は、子どもたちの心身のバランスの取れた発育・発達に不可欠です。子どもたちの健康や体力の向上は、小さいころから十分に身体を動かしたり遊んだりするなど、家庭や地域での取り組みが重要です。さらに、学校においては、体育の授業、学校行事及び運動部活動等の充実により、生涯にわたって、積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、能力を育成するこ

2-5 生涯スポーツ

とが大切です。さらに、子どもの時期は、自分にあったスポーツを探す時期でもあります。子どもたちが様々なスポーツに触れて、その中から自分に合ったスポーツを選ぶことのできる環境を整えることが大切です。

スポーツの場の提供は、地域スポーツの拠点となる施設の整備・充実を進めるとともに、国や都、民間施設の積極的な有効活用を推進し、活動の場を確保することも必要です。既存の桐ヶ丘体育館、滝野川体育館に加え（仮称）赤羽体育館を総合体育館として、全区的、広域的、総合スポーツ大会が開催できる体育施設として整備することが求められています。区民により身近なスポーツの場として、校庭や体育館などの学校施設を有効に活用していくことが重要ですが、学校適正配置が検討される中では、学校の統合も見込まれます。身近なスポーツの場を確保するため、地域バランスを考慮した体育施設の整備・有効活用・利用促進を図る必要があります。

北区版総合型地域スポーツクラブは、誰もが身近で楽しく気軽に参加できる地域の日常的なスポーツ活動の場として、地域住民自らが主体となって運営しています。区には、団体への活動支援やスポーツ人材育成、担い手育成などの基盤づくりが求められています。

北区には、トップアスリートが集い、日々練習を重ねるナショナルトレーニングセンターがあります。トップアスリートとのふれあいは「みる」「かたる」スポーツの楽しみを倍増させます。子どもたちにとっても、スポーツを始める動機付けとして十分な効果があるものと思われます。区とナショナルトレーニングセンターの連携を一層深めて、区民のスポーツへの意識を高め、活動を広げていくことが重要です。平成25年(2013年)に北区は、第68回国民体育大会のサッカー競技会場の一つとなる予定です。大会を開催するにあたり、区民のスポーツに対する気運を高めるとともに、ジュニアアスリートの育成、優れたジュニアスポーツ指

導者の養成に取り組んでいく必要があります。

北区の地域スポーツ発展のためには、(財)北区体育協会をはじめ、(財)北区体育協会に属する各競技団体、体育指導委員(地域スポーツコーディネーター)、青少年地区委員会など関連団体との今まで以上に緊密な連携を図ることが必要です。

区民のスポーツライフをより豊かなものにするためには、学校体育と社会体育、競技スポーツと地域スポーツなどが互いに連携したスポーツ振興施策を展開することが重要です。

■施策の方向

(1) 身近なスポーツの場の整備

① 身近なスポーツの場の整備

- 誰もが、いつでもスポーツ・レクリエーションが楽しめるよう、(仮称)赤羽体育館の建設をはじめ、地域の拠点となる体育施設の整備を進めます。
- 学校体育施設など公共施設の有効活用を図るとともに、積極的に民間スポーツ施設の活用を推進することにより、身近な地域のスポーツ活動の場を整備します。
- 国・公立スポーツ施設等の地域開放を関係機関に要請します。
- 学校施設の改築に併せて、体育施設・設備を改善していきます。

(2) 参加機会の拡充

① スポーツ・レクリエーションの参加機会の拡充

- スポーツ・レクリエーションを通じた、区民相互の多彩な交流を促進します。
- 幅広いスポーツ・レクリエーション情報や健康に関する情報、施設案内などを提供するとともに、健康状態や体力、年齢に応じた活動ができるよう相談体制を充実します。
- 関係機関やスポーツ団体と連携を深め、各種スポーツ講習会、教室、大会を充実し、

2-5 生涯スポーツ

健康づくりを視野に入れた、だれもが体力や興味に応じて気軽に楽しく参加できる活動の機会づくりを充実します。

- 地域で子どもたちが健やかに成長できるように、のびのびと活動できるスポーツの参加機会づくりを進めます。
- ナショナルトレーニングセンターと連携し、トップレベルの競技スポーツ選手などと、小中学生をはじめ区民との交流を促進します。
- だれもが年齢、興味、技術レベルに応じて、身近な場所で日常的にスポーツを楽しめるように、地域に根ざした総合型地域スポーツクラブを育成、支援します。

② 指導者の育成

- 正しい知識に基づいたスポーツ・レクリエーション活動の普及、振興や競技力の向上、健康づくりを図るため、スポーツや健康づくりの指導者・リーダーを育成します。
- 地域スポーツの活動を支援するため、体育指導委員（地域スポーツコーディネーター）を育成します。
- 地域での活発な活動に結びつけるため、豊かな知識や技術を持った人材の力を区民が互いに生かしあえるよう、ボランティア活動を支援します。

2-5 生涯スポーツ

■施策体系図

基本施策		計画事業	
単位施策	施策の方向		
(1) 身近なスポーツの場の整備		【45】 (仮称) 赤羽体育館の建設 【46】 地区体育館の整備 【47】 桐ヶ丘体育館の改築	
①身近なスポーツの場の整備	拠点となる体育施設の整備	再掲 37 (仮称) コミュニティ・アリーナの整備 (要請) 国・公立スポーツ施設等の地域開放	
	身近なスポーツの場の確保		
	国・公立スポーツ施設等の地域開放		
	体育施設・設備の改善		
(2) 参加機会の拡充		【48】 トップアスリート交流スポーツ教室	
①スポーツ・レクリエーションの参加機会の拡充	スポーツ交流の促進		
	情報提供・相談体制の充実		
	参加機会の充実		
	子どもたちのスポーツ活動の参加促進		
	競技スポーツ選手などと区民の交流促進		
	地域に根ざしたスポーツクラブの育成・支援		
	②指導者の育成		
	指導者・リーダーの育成		
	地域スポーツコーディネーターの育成		
	ボランティア活動の支援		

■計画事業

【45】 (仮称) 赤羽体育館の建設

区民に多様なスポーツ活動の場を提供するため、全区的、広域的、総合スポーツ大会ができる総合体育館として (仮称) 赤羽体育館を建設する。

教育委員会事務局

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
1か所	実施設計	1か所	1か所	
	事業費 (百万円)	3,561	3,561	

2-5 生涯スポーツ

【46】 地区体育館の整備

誰もが、スポーツ・レクリエーションが楽しめるように、身近な地域スポーツ活動の場として、学校適正配置計画による学校改築にあわせて地区体育館及び校庭夜間開放施設の整備を図る。

教育委員会事務局

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
推進	推進	推進	推進	
(内訳) 地区体育館 開設7施設	2施設	5施設	5施設	
校庭夜間開放施設 開設4施設	—	4施設	4施設	
	事業費(百万円)	事業費は「【55】学校の改築」に計上		

【47】 桐ヶ丘体育館の改築

区民に多様なスポーツの場を提供するため、都営桐ヶ丘団地再生計画にあわせて、桐ヶ丘体育館の改築を行う。

教育委員会事務局

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
1か所	—	1か所		1か所
	事業費(百万円)	2,520		2,520

【48】 トップアスリート交流スポーツ教室

子どもたちの運動・スポーツ習慣の形成に向け、ナショナルトレーニングセンターと連携を図りながら、小・中学生を対象に各種スポーツで活躍した選手の技術や競技経験を生かしたスポーツ教室を開催する。

教育委員会事務局

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
推進	—	推進	1モデル教室 推進	推進
	事業費(百万円)	14	7	7

2-6 未来を担う人づくり



北区基本構想

子どもたちを、社会の変化にも柔軟かつ主体的に対応できる、豊かな感性と創造的な知性を備えた、未来を担う人材として育てていきます。

そのため、ゆとりある教育環境のもと、子どもたちの「生きる力」や「豊かな心」を育むことを重視し、個性を伸ばす教育を推進します。

また、学校・家庭・地域社会の連携のもと、地域に開かれた学校づくりを推進するとともに、地域の中で子どもたちが健やかに育つことができる環境づくりを進めます。

■現状と課題

平成18年（2006年）12月、これからの教育のあるべき姿、めざすべき理念を明らかにした教育基本法が約60年ぶりに改正されました。このことを踏まえ、必要な教育制度の改革として、まず学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、教育職員免許法及び教育公務員特例法のいわゆる教育3法が平成19年（2007年）6月に公布されました。

このように、次代を切り拓く教育の実現をめざすため、教育をめぐる様々な改革の動きが出ています。

一方、子どもたちを取り巻く環境は、少子化の進展をはじめ、グローバル化、ネットワーク社会の急速な進展、環境問題の深刻化、食をはじめとした安全・安心への不安など大きく変化し、教育行政においても重要な課題となっています。このような中、知識基盤社会の進展という社会の構造的な変化にも主体的に対応し、創造的な知性とグローバルな視野を備え、心身ともに健やかな児童・生徒を育成し、明日の北区を担っていくことのできる、「北区人」を育てていくことが教育先進都市・北区の大切な責務です。

平成17年（2005年）3月、北区の教育がめざすべき姿と方向を示す北区の教育理念として「北区教育ビジョン2005」を策定し、教育先進都市・北区の教育活動を推進するための様々な施策を進めてきました。なかでも平成15年（2003年）6月に策定した「北区学校ファミリー構想」に基づく幼・

小・中の連携を中心とした様々な活動は、着実に定着してきています。今後も、各学校が「開かれた」存在へと変化し、様々な外部機関や他校と「結ぶ」柔軟性をもち、教職員、保護者、地域住民も「ともに学び合う」という体制の強化を図り、常に新しい教育課題に挑戦し自己改革し続ける学校づくりを進めていく必要があります。平成22年（2010年）3月には、こうした時代の変化に的確に対応していくために「北区教育ビジョン2010」を策定し、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための教育振興基本計画に位置づけることとしました。

学校教育においては、近年、児童・生徒の学力向上や、社会環境や生活様式の変化などによる社会性の涵養や体力の向上が課題とされています。「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康・体力」の三つの要素からなる「生きる力」を育むために、基礎・基本的な学力と知識を確実に身につけ、自ら学び、主体的に判断・行動し、問題解決能力を高めていき、あわせて他と協調し思いやる心や規範意識、これからの人生をたくましく生きるための健康や体力をバランス良く育てていく教育を進めていかなければなりません。

なお、小学校6年生から中学校1年生になる時期を境に、不登校や暴力行為、いじめといった問題行動の増加や、中学校から授業について行けない子どもの割合が高くなる「中一ギャップ」が問題となっています。また、各家庭や子どもの価値観の多様化が進む中、保護者が学校に期待する教

2-6 学校教育・青少年

育内容は以前にも増して幅広くなっており、子どもの興味・関心、規範意識も一人ひとり様々となっています。中学校への接続の円滑化や価値観の多様化への対応、さらに各学習内容の確実な定着を図る、義務教育9年間を見通した小中一貫教育を推進する必要があります。こうした教育課題の多様化・複雑化への対応や、新学習指導要領への移行を踏まえ、校務処理の効率化など教職員の校務負担軽減に向けた取り組みが求められています。

また、異なる文化や価値観との共存や持続可能な発展に向けて、学校教育において言語力の育成や外国語活動を充実することは、重要な課題のひとつです。北区においては、平成16年度(2004年度)から「英語が使える北区人」事業として、基礎教育の段階から英語に親しめる環境を整備してきました。引き続き、小学校低学年から外国語を用いて積極的にコミュニケーションを図る機会を充実させるとともに、各教科・領域等における言語活動の充実に取り組む必要があります。

さらに、医療・科学技術の進歩や世界的競争の激化により、我が国においても科学技術教育の充実が大きな課題となっています。北区においては、全国に先駆けて理科実験支援事業や、理科支援員の配置を実施しており、引き続き、生涯を通じて科学する心を持ち続ける理科好きな子どもの育成に取り組んでいくことが重要です。情報教育についてもICTの授業への活用や情報モラル教育を積極的に進めていく必要があります。

一方、いつの時代にあっても生命を大切にする教育や人権尊重の教育は人づくりの根幹であり、教育活動全体を通して、あらゆる差別を無くし、人権を尊重する精神の高揚を図り、生命の大切さを気づかせ自他の生命を尊重する態度を育てていかなければなりません。特にいじめについては早期発見・早期対応を基本に指導の徹底を図っていく必要があります。

特別支援教育については、平成19年(2007年)3月に「北区特別支援教育推進計画」を策定し、

一人ひとりの輝きを大切にする教育をめざしています。学校が特別支援教育を推進するための体制づくりを支援するだけでなく、発達障害の児童・生徒の増加に対応した就学相談体制の充実や特別支援学級の整備を計画的に行うことが重要です。

不登校児童・生徒の要因や背景は、家庭、学校、本人に関わる様々な要因が複雑に絡み合っている場合が多く、個々の要因に応じた適切な対応が必要です。北区では、スクールカウンセラー(臨床心理士)を全小・中学校に配置し、不登校の未然防止・早期発見・早期対応を基本に、教員への指導・助言を充実するなど、学校の相談体制の強化を図っています。今後は、カウンセラーへの相談機会の拡大と、子育てや教育に関する悩みに対し多面的な支援を行うことができる教育環境の整備が必要です。



小学校外国語活動

幼児期の教育については、平成20年(2008年)8月に北区就学前教育保育検討委員会が、就学前の一貫した教育及び保育を実施するための基本的なあり方について報告書をまとめるとともに、就学前教育保育に携わる者向けに「子どもたちの育つ姿」をまとめました。就学前の幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎が培われる時期であり、非常に重要なものとして、教育基本法では新たに「幼児期の教育」が明記されました。子育てと就学前教育に対する一層の取り組みを推進し、幼稚園や保育園から小学校へ入学する子どもたちの連続性を重視し、日頃の交流の促進を含め、連携の強化

2-6 学校教育・青少年

が必要です。同様に、小学校と中学校についても、日常の交流をはじめとして異校種間の連携を深め、子どもたちの心身の発達段階に応じ、一人ひとりの個性と能力を尊重したより質の高い教育を組織的・体系的に行っていく必要があります。

北区の人口減少と少子化傾向は、今後も引き続き進行するものと予測され、学校の小規模化も進んでいます。集団活動を伴う学習指導や好ましい人間関係を育成するためには、学校規模の適正化、適正配置は引き続き進めていかなければなりません。

学校の適正配置については、平成21年（2009年）4月の第七次区立学校適正配置をもって中学校に関しては一つの区切りを迎えました。今後は、北区立学校適正規模等審議会の第三次答申を基に、小学校の適正配置を進めていくことが必要ですが、その際、地域、学校関係者の意見に十分耳を傾けて進めていくことはもちろんのこと、学校の改築計画や改修計画の調整を十分行うことが大切です。

施設整備には多くの財政負担と時間を要することから、計画的な整備を図り、既存校の補完策も含めた総合的な計画のもとに進めていくことが必要です。改築の進行にあたっては、計画段階から地域住民の参加を得て、学校・地域・行政の協働により、地域における施設のあり方と学校の担う役割、学校施設の管理運営体制等について検討するとともに、児童・生徒が過ごしやすい、新しい教育内容にも柔軟に対応できるような、また、区

民開放教室や校庭・体育館のスポーツ開放、災害時の避難所としての位置づけなど、学校施設を中心とした地域コミュニティの核としての機能も期待されます。

現在、小・中学校において地域の人材、素材、伝統を活用した特色ある教育活動を行っており、地域社会との連携の中で豊かな人間性、社会性を育む教育活動に取り組んでいます。既に各学校において実施されている学校評議員制度や学校評価システムについても、より多くの保護者や地域の声が反映される実効性のある制度としていかなければなりません。

また、北区学校ファミリーにおける学校支援ボランティアの活動をはじめ、学校、家庭、地域が連携し、子育てや地域づくりの広域ネットワークなど、子どもたちが地域で健やかにのびのびと育つ環境を作り上げることが重要です。

次代を担う青少年が、安全・安心で健全な地域環境において、健やかに未来に向かい明るい希望を抱きながら、人間性豊かな社会人として成長することは、地域社会の課題であるともいえます。

平成20年（2008年）12月には東京都北区中高生夢構想検討委員会から「北区中高生世代夢構想」が提言されました。そこでは、中高生世代の成長を見守り、自立を促すにはその中核となる「居場所」と成長のきっかけとなる「社会参画の機会」、「職業や社会情勢にふれる機会」の提供、これらを支える「成長を継続的に見守るしくみ」を整える必要があるとしています。

青少年の健全育成に向けては、青少年が規範意識や社会の一員としての自覚と自信を持ち、豊かな想像力のある人材となれるように、家庭・地域・学校が連携し、北区で育って良かったと実感できるような取り組みを推進することが重要です。

すべての青少年が夢や目標を持って成長し、たくましく自立していくことができるよう、環境整備を進めていくことがますます重要となっています。



西浮間小学校

2-6 学校教育・青少年

■施策の方向

(1) 社会の変化に対応する学校教育の推進

① 新しい時代を生きる北区人の育成

- 北区を愛し、誇りに思う子どもを育むとともに、国際社会で活躍する北区人の育成を図るため、言語力の育成を進め、我が国や郷土の伝統や文化を継承・発展させる教育を充実します。
- 外国語活動を通して、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図るとともに、異なる文化をもつ人々との交流を通して、日本と外国の言語や文化について体験的に理解を深め、国際理解教育を推進します。
- 学校の教育活動全体を通して、道徳教育を推進し、基本的生活習慣の確立や規範意識の向上に努め、豊かな人間性をはぐくみます。
- 児童・生徒のよい点や主体的な取り組みなどを積極的に評価し、表彰するなど学習意欲の向上と創造性の育成を図ります。

② 新しい学校づくりの推進

- 北区学校ファミリーにより「学校間の連携」、「家庭・地域を含めたネットワークの形成」及び「小学校と幼稚園・保育園との交流」を推進し、各学校が、学校関係者、地域の関係諸機関との連携・協力を深める中で、自己を変革し続ける学校づくりを推進します。
- 北区学校ファミリーを基盤とした北区小中一貫教育として、義務教育9年間を見通すことのできる学習への取り組みを進め、新学習指導要領の趣旨を踏まえた学校教育を推進し「中一ギャップ」などの課題解決に努めます。

③ 個に応じた教育の推進

- 児童・生徒の基礎・基本の確実な定着や自ら学び考える力の育成を図るため、小・中学

校に学力パワーアップ講師を派遣し、チームティーチングや習熟度別指導をはじめとする少人数学習指導の充実に努め、個に応じたきめ細やかな教育を推進します。

- 特別支援教育システムを一層充実させ、通常の学級におけるADHD、LD等の特別な教育的支援を必要とする児童・生徒への支援を充実させます。
- 保育園、幼稚園、児童福祉、保健、医療機関等との連携を図り、就学時における支援の充実を図るなど、特別支援教育対象児への総合的支援体制の構築を推進します。
- 職場体験活動など社会参加の機会をはじめ、教育活動全体を通して、望ましい人間関係の形成や勤労観、職業観の育成、自主的・実践的態度や健全な生活態度を育むとともに、人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養うキャリア教育を推進します。

④ 特色ある教育活動の推進

- 校風や伝統、地域の特性や人材を生かした特色ある教育活動を推進します。
- 児童・生徒の体力向上のために、体育の授業、学校行事及び運動部活動等の充実により、積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、能力を育成します。
- 全小学校への理科支援員の配置、大学等と連携した小・中学校に対する理科実験支援事業の実施など、理科教育の充実に努め、生涯を通じて科学する心を持ち続ける理科好きな子どもを育成します。
- 情報教育を推進し、ICTの活用や情報モラル教育の充実に努めるとともに、外国語教育、国際理解教育、理科教育などの一層の推進を図り、社会の変化に主体的に対応できる力を育成します。
- 学校図書館における図書の整備や学習情報センター機能の充実に努め、読書活動を推

2-6 学校教育・青少年

進するとともに、各教科・領域で学校図書館を積極的に活用し、児童・生徒の豊かな感性や情操をはぐくみ、自ら課題を見つけ解決する力を育成します。

⑤ 人権教育の推進

○学校の教育活動全体を通して、いじめ等様々な人権課題に関わる人権教育を効果的に進め、差別意識の防止と解消を図るよう努めます。

○人種・民族・性別等を異にすることで、児童・生徒の人権が損なわれることのないように十分配慮するとともに、障害のある人や高齢者等に対する理解を深め、思いやりの心や連帯感を育成します。

⑥ 幼児教育の充実

○幼児期の教育は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものであることを踏まえ、家庭、地域と連携するとともに、小学校との接続など学びの連続性を大切にして、幼児一人ひとりの望ましい発達を促す教育の充実を図ります。

○就学前教育プログラム及び就学前教育カリキュラム実証研究を東京都とともにを行い、今後の就学前教育に研究の成果を生かしていきます。

(2) 教育環境の整備

① 教育活動を支える基礎研究の充実

○「教育先進都市・北区」の教育拠点施設として、教育未来館と教育相談所及び就学相談事務を統合し、(仮称)教育総合センターを設置します。

○大学等のもつ専門的なノウハウを生かし、学校教育への支援をはじめ、地域との協働事業など、様々な場面で教育力の向上をめざすため、提携・連携する大学や分野の拡大を図ります。

② ゆとりある教育環境の整備

○安全で多様な教育活動に対応するため、学校施設の改築、改修については、学校適正配置の進行を踏まえつつ、計画的に進めていきます。

○改築計画の無い既存校については、校舎、体育館の改修や、施設・設備のリニューアルを計画的に進めることにより、学校改築を補完していきます。

○子どもたちの健康の保持・増進、体力の向上とともに、学校給食が食育の「生きた教材」となるよう、おいしく喜ばれる給食を提供していくとともに、衛生管理の徹底にも努めていきます。

③ 学校規模の適正化・適正配置

○少子化による児童・生徒の減少、学校の小規模化等を考慮し、よりよい教育環境を維持するため、保護者や地域の理解のもと、適正な学校規模の確保をめざして区立小学校の適正配置を推進します。

④ 教育支援体制の整備

○相談内容の多様化・複雑化に確実に対応するため、スクールカウンセラー研修体制の整備・情報交換を行い、資質・能力の向上を図ります。

○教育相談所・就学相談室・不登校対策室及びスクールカウンセラーの機能等をさらに強化し、児童・生徒の相談に多面的に対応していきます。

○不登校児童・生徒や保護者の一人ひとりの実情に的確に対応することのできる相談体制を確保するため、相談機会の拡充に努めます。

○不登校児童・生徒の実態を調査・把握し、早期発見・早期対応を図ることにより、不登校状態の長期化を防止し、円滑な社会的自立や学校復帰を支援していきます。

○教職員の指導力の向上や意識改革への取り組みを推進するため、国・都の指定研修や

2-6 学校教育・青少年

職層研修、キャリアアップ研修をはじめ各種研修の体系的な整備や充実を図ります。

- 学校現場における事務処理の増加に対応するため校務情報化を進め、教職員と児童生徒が向き合う時間を増やしていきます。

(3) 学校・家庭・地域社会の連携の推進

① 学校・家庭・地域社会の協働

- 北区学校ファミリーにおけるそれぞれのサブファミリーを単位としたネットワークを推進して、学校と地域の関係諸機関・家庭・地域社会との幅広い連携を構築します。
- サブファミリー活動の一環として、学校支援ボランティアなどの地域の人材を学校活動に生かせるしくみを整備し、学校と地域の連携を強化するとともに、地域の教育力を高めていきます。
- 教育情報紙やホームページ、メール配信等を充実することにより、新しい情報をきめ細かく保護者や地域の人々へ発信し、地域教育力を強化していきます。

(4) 地域に開かれた学校づくり

① 地域社会との交流促進

- 地域の自然や伝統文化を学校教育の教材にし、また知識や技術を持った地域の人材を授業や教育活動に活用して、地域社会との交流をさらに推進します。
- 学校のもつ教育力を学校公開講座の開催等により広く地域に広めたり、地域活動に学校が積極的に参加して交流を促進します。
- コミュニティスクールや学校評議員、学校関係者評価委員の活動をより充実・推進させ、意見や評価結果を学校経営に反映させることにより、「地域が育てる学校」をめざします。

② 地域に開かれた学校施設

- 子どもの居場所、地域の生涯学習・スポーツ、

防災、福祉等コミュニティ活動の場として、学校施設の地域への開放を積極的に推進します。

- 体育館、運動場、区民開放室などの公開施設のほか、余裕教室などの利活用に努めます。

(5) 青少年の健全育成と自立支援

① 青少年の社会参加の促進

- 青少年が地域社会の一員としての自覚を高め、社会人として必要となる視野や生活に必要なことが習得できるよう、体験学習やリーダー研修等を通して積極性・社会性を養うとともに、ボランティア活動や地域活動・行事などの参加機会を拡充し、社会参加を促進します。
- 青少年と異なる世代の人々との交流や、区内外の様々な地域の人々との交流を促進します。

② 青少年を育む地域環境の整備

- 学校・家庭・地域と関係機関などが連携をとって、非行防止やメディアなどによる有害情報に対する意識啓発など健全育成活動を充実し、地域環境の整備を推進します。

2-6 学校教育・青少年

■施策体系図

基本施策		計画事業
単位施策	施策の方向	
(1)	社会の変化に対応する学校教育の推進	【49】 学び・拓く・北区人づくりプロジェクト 【50】 学力パワーアップ事業 【51】 北区小中一貫教育の推進 【52】 きらきら0年生応援プロジェクト 再掲 48 トップアスリート交流スポーツ教室 (要請) 教職員の人事権や学級編制権限の移譲
	①新しい時代を生きる北区人の育成	
	北区の文化伝統等を継承する郷土学習・言語力育成の充実	
	外国語活動を通じての国際理解教育の推進	
	基本的な生活習慣の確立や規範意識の向上	
	積極的な評価による学習意欲の向上と創造性の育成	
	②新しい学校づくりの推進	
	北区学校ファミリーの推進	
	北区小中一貫教育の推進	
	③個に応じた教育の推進	
	きめ細やかな個に応じた教育の推進	
	特別支援教育システムの充実	
	特別支援教育対象児への総合的な支援体制の構築	
	人間関係を築く能力・キャリア教育の推進	
	④特色ある教育活動の推進	
	特色ある教育活動の推進	
	児童・生徒の体力の向上	
	理科教育の充実	
	社会変化に対応する教育の推進	
	学校図書館の積極的な活用	
	⑤人権教育の推進	
	学校全体を通じた人権教育の推進	
	思いやりの心や連帯感の育成	
	⑥幼児教育の充実	
	家庭、地域との連携による幼児教育の充実	
	研究成果を生かした就学前教育の推進	

2-6 学校教育・青少年

基本施策		計画事業
単位施策	施策の方向	
(2) 教育環境の整備		【53】 (仮称) 教育総合センターの設置 【54】 大学機能との連携の推進 【55】 学校の改築 【56】 校舎改修・改築計画の策定と推進 【57】 小学校の適正配置の推進 【58】 教師力向上応援プロジェクト
①教育活動を支える基礎研究の充実	教育拠点施設の整備 大学等との連携	
②ゆとりある教育環境の整備	学校施設の改築・整備の推進 学校施設・設備のリニューアル 学校給食の充実	再掲 76 公共施設の耐震補強 再掲 115 エコスクール整備事業
③学校規模の適正化・適正配置	小学校の適正配置の推進	(要請) 公立学校施設整備への支援
④教育支援体制の整備	スクールカウンセラーの資質・能力の向上 総合的な相談体制の整備 不登校児童・生徒や保護者の相談機会の拡充 不登校児童・生徒への自立支援 教職員研修の整備・充実 校務情報化の推進	
(3) 学校・家庭・地域社会の連携の推進		【59】 学校支援ボランティア活動推進事業 【60】 早寝・早起き・朝ごはんプロジェクト
①学校・家庭・地域社会の協働	学校・家庭・地域社会等の連携 学校支援ボランティア等の人材の活用 保護者、地域社会への情報発信	再掲 44 放課後子どもプランの推進
(4) 地域に開かれた学校づくり		
①地域社会との交流促進	地域の教育力の活用 学校の教育力の地域活用 コミュニティスクール・学校評議員・学校評価等の充実・推進	
②地域に開かれた学校施設	学校施設の地域開放の推進 公開施設、余裕教室等の利活用	
(5) 青少年の健全育成と自立支援		再掲 28 (仮称) 子どもプラザの整備
①青少年の社会参加の促進	青少年の社会参加の促進 多様な年代や人々との交流	
②青少年を育む地域環境の整備	地域環境の整備	

2-6 学校教育・青少年

■計画事業

【49】 学び・拓く・北区人づくりプロジェクト

外国語教育や理科教育、及び新聞を活用した教育を推進し、言語活動の充実を図り、コミュニケーション能力や思考力・判断力・表現力を高め、自ら主体的に問題を解決し、未来を拓くことのできる北区人を育成する。

教育委員会事務局

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
推進	推進	推進	推進	
(内訳) 英語が使える北区 人事業	推進	推進	推進	
理科大好きプロ ジェクト	推進	推進	推進	
新聞大好きプロ ジェクト	—	推進	推進	
	事業費(百万円)	598	598	

【50】 学力パワーアップ事業

児童・生徒一人ひとりの個性に応じた、よりきめ細やかな指導を行うことにより基礎的・基本的な学力の向上を図るため、全小・中学校に非常勤講師を配置する。あわせて、学校の実情に応じて長期休業期間中に特別講座「がんばる子応援アカデミー」を実施し、発展的学習の充実を図る。

教育委員会事務局

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
推進	推進	推進	推進	推進
	事業費(百万円)	2,302	1,151	1,151

【51】 北区小中一貫教育の推進

「北区小中一貫教育基本方針」を踏まえ、小・中学校の連携（北区学校ファミリー）を基盤として地域の特性を生かしながら、義務教育9年間を貫いて実施される北区小中一貫教育を推進していく。

教育委員会事務局

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
全校実施	モデル事業	全校実施	全校実施	推進
	事業費(百万円)	68	43	25

2-6 学校教育・青少年

【52】きらきら0年生応援プロジェクト

就学前の子どもたちが、通う施設の種類に関わらず共通性のある幼児教育を受けることができるよう、幼児教育プログラムやカリキュラムの実証研究を行い、就学前教育保育の充実を図る。

教育委員会事務局・子ども家庭部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
推進	開始	拡充	拡充	推進
(内訳) 就学前教育保育の 充実	開始	推進	拡充	推進
幼児教育プログラム等実証研究	開始	検証・推進	検証・推進	推進
在宅教育支援 〔子どもたちの 育つ姿〕配付)	開始	推進	推進	推進
幼保小交流事業	開始	推進	推進	推進
実施体制の連携強化	開始	拡充	拡充	推進
	事業費(百万円)	38	21	17

【53】(仮称)教育総合センターの設置

「教育先進都市・北区」の教育拠点施設として、教育未来館と教育相談所及び就学相談事務を統合し、(仮称)教育総合センターを設置する。

教育委員会事務局

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
1か所	検討	1か所	実施設計	1か所
	事業費(百万円)	1,706	79	1,627

【54】大学機能との連携の推進

大学等のもつ専門的なノウハウを生かし、学校教育への支援をはじめ、地域との協働事業など、様々な場面で教育力の向上をめざすため、提携・連携する大学や分野の拡大を図る。

教育委員会事務局

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
6校	1校	5校	5校	
	事業費(百万円)	-	-	

2-6 学校教育・青少年

【55】学校の改築

改築時期を迎える学校施設について、児童・生徒の快適で安全な学校生活を実現するため、校舎の改築計画を策定し、それに基づく学校の改築を実施する。

教育委員会事務局

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前 期 (22～26年度)	後 期 (27～31年度)
改築12校	改築4校	改築8校	基本設計 3校 実施設計 3校 工事着工 4校 工事完了 5校	基本設計 5校 実施設計 5校 工事着工 4校 工事完了 3校
	事業費(百万円)	25,157	14,734	10,423

【56】校舎改修・改築計画の策定と推進

校舎改修・改築計画を策定し、校舎の大規模改造が未実施、または大規模改造実施後20年を超えた学校、または適正配置計画において存置されることになった学校を中心に効果的な改修工事を実施する。

教育委員会事務局

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前 期 (22～26年度)	後 期 (27～31年度)
計画策定 改修13校	改修8校	計画策定 改修5校	計画策定 実施設計1校	実施設計5校 改修5校
	事業費(百万円)	2,590	15	2,575

【57】小学校の適正配置の推進

人口減少と少子化に伴う小規模化に対応し、教育環境の改善と向上を図るため、「東京都北区立学校適正規模等審議会第三次答申」を基に、小学校適正配置に関する計画案(タタキ台)を策定した上で、ブロック毎に検討組織を設置し、具体的な適正配置の検討を推進する。

教育委員会事務局

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前 期 (22～26年度)	後 期 (27～31年度)
推 進	検 討	推 進	推 進	
	事業費(百万円)	1	1	

2-6 学校教育・青少年

【58】 教師力向上応援プロジェクト

校務情報化や電子黒板など学校における効果的なICT環境の整備を検討・推進し、教職員が児童・生徒と向き合う時間を増やすとともに学校教育の質の向上を図る。あわせて、研修の充実化や小・中学校間における教員相互の交流等を通じて、教職員のICT活用指導力の向上や意識改革への取り組みを推進する。また、教職員の働く環境を整備するため、相談体制の充実・強化を図る。

教育委員会事務局

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
推進	推進	推進	推進	
(内訳) 校務情報化システムの導入	検討	全校導入	全校導入	
教員研修の充実	推進	推進	推進	
異校種間教員交流	—	推進	推進	
先生サポートほつとラインの設置	—	設置	設置	
	事業費(百万円)	83	83	

【59】 学校支援ボランティア活動推進事業

学校と地域の連携・協働体制を整備し、教育活動を支援する地域のボランティア活動を推進することにより、学校の活性化や安全対策の充実及び地域の教育力の向上を図る。

教育委員会事務局

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
全サブファミリー実施	7サブファミリー事業実施	全サブファミリー実施	全サブファミリー実施	
	事業費(百万円)	72	72	

【60】 早寝・早起き・朝ごはんプロジェクト

子どもたちの基本的な生活習慣を改善し生活リズムを向上させるための普及啓発事業を積極的に展開する。

教育委員会事務局

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
推進	—	推進	推進	
(内訳) 普及・啓発事業	—	推進	推進	
生活習慣実態調査	—	実施	実施	
	事業費(百万円)	3	3	

2-7 グローバル時代のまちづくり



北区基本構想

グローバル時代（地球時代）にあって、平和をはじめ、環境、差別、飢餓といった地球規模の課題は、わたしたちの暮らしと密接な関係を持っています。

わたしたち一人ひとりに、同じ地球に住む人「地球市民」としての自覚のもと、それらの課題の解決に向けた地域での取り組みが求められています。

また、この考え方の基本として、一人ひとりの人権を尊重することが大切です。

区民の「地球市民」としての意識を育み、平和にも貢献するため、区は区民、ボランティア・市民活動団体、企業などと連携、協働して、国際交流、国際協力を推進します。そして、世界に開かれた平和と人権を尊重するまちをめざします。

■現状と課題

インターネットなどの情報通信技術の高度化、交通手段の多様化、世界的な市場経済の進展、それに伴う人や情報、文化などの交流の拡大により、グローバル化のスピードは一層、加速しています。

このようなグローバル時代（地球時代）にあって、世界平和をはじめ、環境問題、人権問題、資源・エネルギー問題や食糧問題といった地球規模の課題は、私たちの暮らしと密接な関係をもっており、特定の国や地域だけの問題ではありません。北区は昭和61年（1986年）に、世界の恒久平和と永遠の繁栄を願って、「平和都市宣言」を行いました。平和は人類の共通の願いであることから、平和の推進には、区民と区がそれぞれの役割を果たし、積極的に行動していくことが大切です。



国際ふれあい広場

グローバル化が進み、国境を越えた経済活動が活発になる中、海外から多くの外国人が労働・留学・結婚その他様々な目的で来日し、地域における定

住化も進んでいます。北区の外国人登録者数は、平成22年（2010年）1月1日現在16,176人で人口の約5%に達し、増加の一途をたどっています。

一方、外国人と地域社会の間には、言葉や習慣等の違いから、誤解やあつれきが生じる場合があります。このような中において、外国人も日本人も同じ「地球市民」として、また、ともに暮らす地域の一員として、身近な問題から地球規模の課題をグローバルな視点で考え、地域から行動していくことが求められます。そのためには、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地などによる、あらゆる偏見や差別が解消され、だれもが幸せに暮らせるよう、一人ひとりの人格を認めあう社会の実現をめざしていくことが大切です。北区の学校教育においては、世界の人々の生活や文化を理解し尊重するとともに、国際社会に参加する力を育み、地球市民として活躍できる子どもたちを育成するため、小中学校への「外国語指導助手（ALT）派遣事業」や「中学生の海外交流事業」、「イングリッシュサマーキャンプ」などを推進しています。今後も、家庭、地域、学校・職場などで様々な手段や機会を通じ、区民の人権に対する理解と認識を深め、グローバル時代にふさわしい人権意識を育む必要があります。

国際交流については、北区と「友好交流・協力関係」にある中国北京市宣武区との間で、次世代を担う青少年を中心とした文化・スポーツなどの交流を行い、友好を深めています。また、区民と

2-7 グローバル

NPO、区が協働して実施している「東南アジア保育支援事業」や、「短期国際交流員派遣事業」、「北区国際交流・協力ボランティア登録制度」などの地域に根ざした国際化への積極的な取り組みを行っています。

今後は「北区国際化推進ビジョン」を基に、地方自治体の自主性を生かしつつ、人権の尊重・異文化理解・多文化共生などきめ細かい国際化を推進するとともに、区民主体の地域からの交流を推進し、NPOをはじめとするボランティア・市民活動団体、企業などとも連携・協働して、国際交流や国際協力を推進していく必要があります。

また、外国人もともに地域で生活する区民として、情報の共有とネットワーク化を進め、外国人と日本人が相互理解を深め、互いの存在を認めあうことを基本として、少数者の存在やその文化を尊重して、多様性を生かした「多文化共生社会」を推進していくことが必要です。

今後、さらにグローバル化が進展し、外国人区民のさらなる増加が見込まれます。北区におけるこれからの国際化においては、外国人区民の社会参加の促進と、次代を担う子どもたちが地球市民としての視点や意識と国際感覚を育み、多文化理

解を深めていくための施策の充実が求められています。

■施策の方向

(1) 地球市民を育む意識づくり

① 人権の尊重

○区民、企業、区民活動団体などと連携し、あらゆる機会を通じて、人権尊重への普及・啓発・学習活動を推進します。

○区民一人ひとりが同じ地球に住む人間として、グローバルな視点で考え行動することができる「地球市民」の意識づくりを進めます。

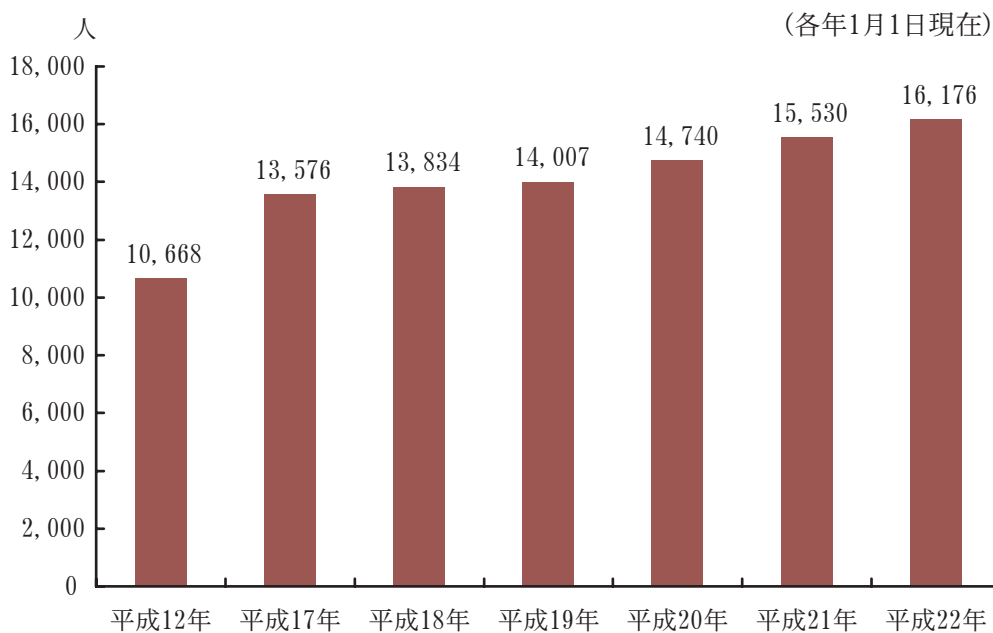
② 平和の推進

○あらゆる機会を通じて「地球市民」の視点に立った区民の平和に対する意識を普及します。

○「北区平和都市宣言」の理念の普及と、区民の平和への願いを区内外へ発信するため、平和を祈念する事業を推進します。

③ 国際理解の推進

○地球市民として活躍できるコミュニケーション能力をもった子どもたちを育成する



北区の外国人登録者数の推移

2-7 グローバル

ため、小中学校へ外国語指導助手（ALT）を配置するなど、国際理解教育・外国語教育を推進します。

- 国際社会に柔軟に対応できる豊かな人間性を育むため、中学生海外交流事業の推進など国際理解の充実を図ります。
- 多文化共生についての学習の機会を設けるなど、多文化教育の推進を図ります。

(2) 国際交流・国際協力の推進

① 地域における草の根交流の推進

- 地域と区民活動団体との連携を図り、芸術・文化・スポーツなどを通じた国際交流事業の開催を促進します。
- 地域において、日本人区民と外国人区民が日常的に交流できる環境を整備します。

② 区民主体の国際交流の推進

- 友好都市の持つ魅力や活力をまちづくりに生かしていくため、より多くの区民が参加できるよう親しみやすいテーマで、区民主体の交流の促進を図ります。
- 友好都市をはじめ、様々な海外の都市との交流を支援するとともに、青少年の国際感覚の育成を図ります。

③ 北区らしい国際協力の推進

- 北区や地域社会が今まで培ってきた技術力や人づくりのノウハウを最大限に活用して、発展途上の国々に対する地域からの国際協力の推進を図ります。
- 様々な機関と連携を図り、地域からの国際協力を推進します。

(3) 外国人が暮らしやすい環境づくり

① 外国人が生活しやすい環境の整備

- 外国語による区政情報や外国人区民が必要としている生活情報の提供の充実を図ります。
- だれもが手軽に必要な情報を得ること

ができるようなしくみの構築を図ります。

- 区立施設をはじめ、病院や駅などの公共的施設において、外国語表示の促進を図ります。
- 外国人相談については、民間も含めた相談ネットワークを構築し、相談者のニーズにきめ細かく対応できるように体制の整備を図ります。
- 区民活動団体等と連携して、日本語習得、生活習慣及び適応訓練等の機会の拡大に向けて環境を整備します。

② 多文化共生のしくみづくり

- 外国人区民の生活実態や意向の把握に努めるとともに、その意見を区政に反映させるしくみの構築を図ります。
- 外国人区民などが有している母語や文化・風俗・習慣などを地域の貴重な資産として位置づけて、地域社会へ積極的な活用を図ります。

③ 外国人区民の地域社会への参画の促進

- 外国人区民が愛着をもって積極的に地域社会に参画できるように、北区や居住する地域に対する理解の促進を図るとともに、自治会、学校のPTAなど地域社会で行う様々な活動への外国人区民の参画を促進します。

2-7 グローバル

■施策体系図

基本施策		計画事業
単位施策	施策の方向	
(1) 地球市民を育む意識づくり		再掲 49 学び・拓く・北区人づくりプロジェクト
①人権の尊重		
	人権尊重への普及・啓発・学習活動の推進 地球市民の意識づくり	
②平和の推進		
	平和意識の普及 平和祈念事業の推進	
③国際理解の推進		
	国際理解・外国語教育の推進 国際理解に向けた機会の創出 多文化教育の推進	
(2) 国際交流・国際協力の推進		
①地域における草の根交流の推進		
	芸術・文化・スポーツ等の国際交流事業の開催 地域で交流できる環境整備	
②区民主体の国際交流の推進		
	区民主体の交流の促進 青少年の国際感覚の育成	
③北区らしい国際協力の推進		
	地域からの国際協力の推進 関係機関との連携	
(3) 外国人が暮らしやすい環境づくり		
①外国人が生活しやすい環境の整備		
	外国語による情報提供の充実 情報を入手しやすいしくみの構築 区立施設等における外国語表示の促進 相談体制の整備 区民活動団体等との連携	
②多文化共生のしくみづくり		
	外国人区民の生活実態、意向の把握 外国人区民の母語、文化等の活用	
③外国人区民の地域社会への参画の促進		
	外国人区民の地域参画の促進	

2-8 男女共同参画社会の実現



北区基本構想

男女が互いの人権や個性を尊重し、ともに社会のあらゆる分野に参画して、個性豊かにいきいきと暮らせる地域社会の実現をめざします。

男女平等の意識づくりを進めるとともに、あらゆる分野への男女の共同参画を推進します。

また、男女が仕事と家庭生活を両立できるよう支援します。

■現状と課題

個人の尊重と法の下での平等を基本とする日本国憲法の下で、男女平等の実現に向けた取り組みは、国際的な取り組みとともに着実に進められてきました。

国においては、「女子差別撤廃条約」の批准をはじめとし、「男女雇用機会均等法」、「育児介護休業法」の制定、さらに平成11年（1999年）には「男女共同参画基本法」を制定し、男女共同参画社会の実現を早急に取り組まなければならない最重要課題として位置づけています。平成22年（2010年）1月に閣議決定した「子ども・子育てビジョン」では、男女共同参画、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、子ども・若者育成支援等の重要施策を、政府を挙げて一体的な取り組みを進めると示しています。

東京都においても、平成12年（2000年）に「東京都男女平等参画基本条例」を制定し、条例の具体的施策の指針として、平成14年（2002年）に「男女平等参画のための東京都行動計画」が策定されました。

北区では、平成18年（2006年）に豊かで暮らしやすい地域社会の実現をめざして、「北区男女共同参画条例」を制定し、条例の基本理念に従い、具体的な男女共同参画行動計画である「北区アゼリアプラン」に基づき様々な取り組みを行っています。北とぴあ内に設置した男女共同参画センター「スペースゆう」を活動拠点として、男女共同参画に関わる団体の活動支援事業、女性のためのチャレンジ支援事業、女性総合相談事業など、区民・団体のための様々な事業を行っています。

このように各種法制度の整備が進み、社会の意識も少しずつ変化していますが、性別による固定的役割分担意識やそれに基づく社会制度や慣行は依然として存在し、さらなる取り組みが必要です。また、社会環境が大きく変化している中で、人々の価値観や働き方、個人のライフスタイルの多様化など、新たな課題への対応が求められています。

また、国の男女共同参画会議基本問題専門調査会は平成20年（2008年）10月に、地域における男女共同参画が必ずしも順調に進んでいない状況が見られるとし、地域や地域の人々の課題を解決するためには、意識啓発や知識習得中心の従来の取り組みでは不十分であり、自治体や地域団体、NPO、企業、大学など多様な主体の連携・協働による実践的活動中心の取り組みへの移行が必要であると提言しています。



スペースゆう

これらを踏まえ、社会環境の変化や新たな課題に積極的に取り組むため、平成22年（2010年）3月に「第4次北区アゼリアプラン」を策定しました。

男女共同参画社会の実現には、男性も女性も個人として尊重され、お互いが助けあい支えあって、

2-8 男女共同参画

いきいきと活動することができる環境が必要です。近年、配偶者等からの暴力やセクシャルハラスメント、ストーカー行為※などの人権侵害が、大きな社会問題となっています。配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。平成12年（2000年）には「ストーカー規制法」が、平成13年（2001年）には、「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」が制定されました。その後二度にわたる法改正が行なわれ、配偶者等からの暴力についての認識が人々に浸透しはじめ、相談件数や保護命令件数は年々増加傾向にあります。被害者の保護や適切な支援をはじめ、暴力発生を未然に防ぐために若い世代からの意識啓発を積極的に進め、あらゆる暴力の根絶に向けた取り組みが必要です。

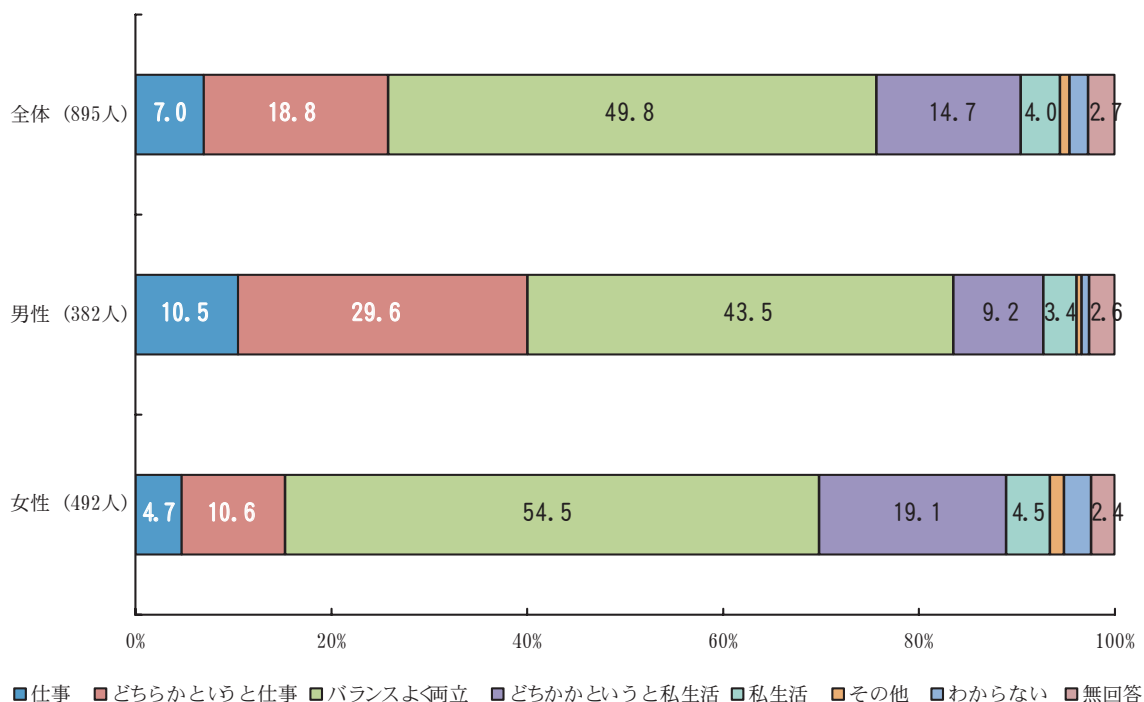
また豊かな社会を築いていくためには、人々の多様な個性や生き方が尊重されることが大切です。多様な立場の個人が、人生の各段階に応じて仕事と家庭生活、地域活動等をバランスよく両立するための「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」が実現できる環境が整っている必要があります。

区が平成20年（2008年）に行なった「男女共同参画に関する意識意向調査」では、仕事と私生活の両立についての考えを調査したところ、「仕事と私生活をバランスよく両立させる」が49.8%と約半数を占めています。また、働きやすい職場にしていくために重要なことでは、「育児・介護休業などの両立支援制度が整うこと」が59.6%で最も多くなっています。

国の男女共同参画基本計画（第2次）では、概ね平成26年度（2014年度）までに育児休業取得率を男性10%、女性80%にすることをめざし、育児休業取得率の向上を図っています。

「仕事と生活の調和」を実現するためには、これまでの働き方を見直し、育児や介護など家庭への責任を男女ともに果たすことができるよう、また子育てや介護を個人の問題としてでなく、社会全体で支える環境づくりを進めていくことが必要です。

男女が家庭、地域、職場、学校などのあらゆる分野において、対等な立場でともに参画することは、新たな視点や多様な発想が生まれ、多くの人材の活躍の場の拡大や課題解決が図られ、それぞれの分野の発展が促進されるためにとっても大切な



仕事と私生活の両立についての考え方

2-8 男女共同参画

ことです。そのためには、様々な学習機会をとおりして男女共同参画の意識啓発を行うとともに、身近な地域の課題解決の実践的活動に携わり、女性のエンパワーメント※のメリットを実感する機会を拡大することが必要です。

また、政策方針・意思決定過程への参画は、多くの分野において、未だ女性の占める割合が低い状況にあります。北区でも、審議会や委員会への女性の参画は進みつつありますが、平成20年(2008年)4月現在、審議会等の女性委員の割合は26.9%であり、男女共同参画社会をめざす行動計画「北区アゼリアプラン」での目標値40%の達成に向け、さらに推進していく必要があります。

■施策の方向

(1) 男女平等の意識づくり

① 学習・啓発による男女共同参画意識の向上

- 学校、職場、地域社会などあらゆる場面で、地域における組織・団体と連携し、男女がともに個性や能力を発揮できる男女共同参画社会をめざした普及・啓発活動を推進します。
- 生涯にわたっていきいきと暮らすため、心身の健康づくりを推進します。特に妊娠や出産などにかかわる女性の性差を考慮した健康支援の充実を図ります。
- 配偶者等からの暴力やセクシャルハラスメントなどの人権侵害に対し、区民・NPO・企業・大学等と連携し、あらゆる暴力の根絶に向け、意識啓発による未然防止と被害者への支援に取り組みます。

(2) 男女共同参画の推進

① 男女共同参画の推進

- 男女共同参画行動計画「北区アゼリアプラン」に基づき、男女共同参画社会の実現に努めます。
- 女性の意見を政策・方針決定へ十分に反映

することができるように、区の審議会等への女性委員の参画を積極的に推進します。また、幅広い分野で女性が能力を発揮し活躍することをめざして、区政を担う職員一人ひとりが男女共同参画に関する視点をもてるよう理解と認識を深める意識啓発に取り組みます。

- 固定的役割分担意識の解消とともに、特にこれまで家庭への参画の少なかった男性が、家庭生活に積極的に参画することができるような取り組みを進めます。

- 地域活動促進のために、男女共同参画を推進する地域団体やグループの活動紹介や場の提供など、男女がともに地域活動へ積極的に参画することを支援します。

② 男女共同参画を総合的に推進するための体制の整備

- 区における男女共同参画を効果的、効率的に推進していくために、「スペースゆう」を拠点に、区と区民、団体や企業など関係機関との連携強化を図り、情報の収集・提供・交換等を積極的に取り組みます。
- 男女共同参画行動計画「北区アゼリアプラン」の取り組みを着実に進め、実効性のあるものにするため、プランの進捗状況や目標の達成度を点検し、客観的に評価するシステムを整備します。
- 様々な暴力の防止に向け、相談体制の充実と区民や関係機関と連携を強化し、早期発見から自立までの総合的な支援を推進します。

(3) 男女の仕事と家庭の両立支援

① 仕事と家庭生活の両立支援

- 人生の各段階に応じた多様な働き方を選択できるように、企業や事業主に対し、育児・介護休業制度等の周知や意識啓発を行うとともに、取得しやすい環境整備を促進しま

2-8 男女共同参画

す。また国・東京都へ制度改善についての要請を行います。

- 男女ともが安心して子どもを産み育て、家庭と仕事を両立できるよう、保育サービスなどの子育て支援策を充実します。

○介護を必要とする家庭を支援する介護サービスを充実します。

- 就労・再就職・起業を希望する女性に対して、就労に関する情報提供や講座等により支援を行ないます。

■施策体系図

基本施策		計画事業
単位施策		
施策の方向		
(1) 男女平等の意識づくり		(要請) 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護への支援
①学習・啓発による男女共同参画意識の向上		
男女平等意識の普及・啓発		
生涯にわたる女性の健康づくり支援		
暴力等の未然防止と被害者への支援		
(2) 男女共同参画の推進		
①男女共同参画の推進		
アゼリアプランに基づく男女共同参画社会の実現		
審議会等への女性の積極的な登用		
固定的役割分担意識の解消		
グループ・団体活動の支援		
②男女共同参画を総合的に推進するための体制の整備		
国・都・関係機関との連携強化		
アゼリアプランの評価システムの整備		
暴力防止の総合的な支援の推進		
(3) 男女の仕事と家庭の両立支援		【61】 仕事と生活の両立支援事業
①仕事と家庭生活の両立支援		再掲 12 老人短期入所施設の整備 再掲 13 小規模多機能型居宅介護拠点の整備 再掲 14 特別養護老人ホームの整備 再掲 16 老人保健施設の整備 再掲 20 保育園待機児解消 再掲 21 学童クラブの定員拡大 再掲 23 病児・病後児保育の実施 再掲 24 延長、夜間及び休日保育の拡充 再掲 25 障害児放課後等デイサービス事業の推進
育児・介護休業制度の普及推進と国・都への制度改善の要請		
子育て支援策の充実		
介護サービスの充実		
女性の就労支援		
		(要請) 育児・介護休業制度の改善

2-8 男女共同参画

■計画事業

【61】仕事と生活の両立支援事業

区内の中小企業を対象に、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に積極的に取り組んでいる企業を支援し、ワーク・ライフ・バランスの更なる推進を図る。

子ども家庭部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前 期 (22 ~ 26年度)	後 期 (27 ~ 31年度)
認 定	検 討	認 定	認 定	継 続
(内訳) 認定促進の支援 12社	検 討	12社	12社	
認定企業の支援 15社	検 討	15社	15社	継 続
	事業費(百万円)	13	11	2

2-9 主体的な消費生活の推進



北区基本構想

消費者一人一人は、自らの価値観のもとで、主体的に判断し行動する消費生活をめざします。

わたしたちは、日々の消費行動が地球規模の環境問題や、ごみ・リサイクル問題に密接に関係していることを認識し、環境にも配慮した消費生活に心がけることが必要です。

区は、消費者の自立を支援するとともに、消費者被害を防止して、消費生活の安定に努めます。

■現状と課題

平成16年（2004年）、「消費者保護基本法」が改正され、消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援を基本理念とした「消費者基本法」が制定されました。これにより、消費者は保護の対象から、権利に支えられた自立を求められようになりました。国は、新法の理念に基づき、消費者基本計画を制定し、消費者の利益の擁護・推進のための施策を展開しています。

近年、食品の偽装表示、製品の欠陥事故など消費者の安全・安心を脅かす事件が相次いで発生し、企業に対する消費者の信頼が揺らぎつつあります。こうした中、都は、平成19年（2007年）7月に「東京都消費者生活条例」を改正し、悪質業者に対する取り締まりを強化しました。また、国は、平成19年（2007年）に、消費者全体の権利を擁護するため「消費者団体訴訟制度」の導入を行うとともに、平成20年（2008年）3月、「消費者契約法」の改正を行いました。さらに、平成21年（2009年）9月、各省庁にまたがる消費者行政を一元化する「消費者庁」が設置されました。

北区消費生活センターの平成20年度（2008年度）の相談状況をみると、2,360件で、前年度2,414件と比較すると若干減少しているものの件数はここ数年横ばいの状況です。こうした中で、高齢者の消費生活相談件数は、過去5か年において毎年20%前後の高率を占めています。相談内容は、契約・解約に関するものがもっとも多く、パソコン・携帯電話のメールを利用した不当請求、公的機関

を名乗った架空請求は、世代を問わず相談が増えています。また、高齢者を狙った点検商法、次々販売などの問題商法による被害や、社会人としての経験の浅い若者を言葉巧みに強引に契約させるキャッチセールスやマルチ商法などによる被害も後を絶ちません。悪質な商法は、社会情勢に敏感に反応し、新たな手口で次々と消費者を脅かしています。そのため、消費生活相談体制の強化や消費者に対する情報提供、学習機会・啓発に関する取り組みの充実・強化が必要となっています。また、子どもたちへ、お金や契約に関する知識を学ぶ機会を提供し、社会の中で生きていく力を身につけられるよう支援していくことも重要です。



消費生活展

近年では、消費者金融機関の発達による多重債務者が増加し、借金が原因の事件や自殺が増えています。こうした状況から、平成18年（2006年）に、「貸金業の規制等に関する法律」が改正され、上限金利の引き下げなど貸し手側である事業者の適正化が図られるとともに、消費者側の借りすぎ

2-9 消費生活

を防止する総量規制が法制化されました。平成19年（2007年）には、国による「多重債務問題改善プログラム」が策定され、全国で、多重債務問題に積極的に取り組む施策が展開されています。

北区においても、平成20年度（2008年度）より消費生活センターにおいて多重債務相談を開設し、債務状況や生活状況に応じて法律の専門家に引き継いでいます。今後も関係機関との連携を深めながら消費生活相談の体制の充実を図るとともに、多重債務相談の活用促進に向けた積極的な周知を図っていく必要があります。さらに、新手の消費者被害へ対応していくため、相談員の技術力の向上が求められています。

さらに、消費生活相談の現場だからこそ分かる、新たな消費者被害内容や、安全性や不当表示などの生命に関わるような情報など、消費者の関心の高い情報を迅速に提供することも必要です。特に、消費者被害にあいやすい高齢者や若者に対する教育や啓発活動を強化するとともに、高齢者においては、家族や介護関係者、地域などによる見守り体制を強化することで、被害の未然防止と、被害にあってしまった場合に、一人で問題を抱えこませないように相談窓口へつなげる体制づくりが重要となっています。

一方、地球温暖化やごみ、リサイクルなどの生活環境問題には、直接的、間接的に生産者と消費生活のあり方が問われています。環境にやさしい商品の選択や3R（リデュース、リユース、リサイクル）など、日常の消費行動は環境に大きな影響力と責任を含んでいます。環境への負担も配慮しながら自己の責任に基づいて消費者活動を行うことが求められています。

北区では、昭和48年（1973年）から現在まで、消費者グループ、団体等との連携による消費生活展が継続して開催されるなど、消費者の自主的な活動が活発に行われています。今後も、これらの取り組みを推進するため、学習機会をさらに充実、発展させていくとともに、消費生活情報の提供や

活動の場を支援していくことが重要です。

なお、消費者が日常使用する製品を適正に選択し購入できるよう、関係機関と連携しながら、店舗等への立ち入り検査・指導などを行い、規格、表示の適正化を推進していくことも必要です。

■ 施策の方向

(1) 消費者の自立支援

① 消費生活情報の提供

○消費者庁、国民生活センター、東京都消費生活総合センター、警察署、保健所などの関係機関との連携を深め、情報収集体制を強化するとともに、被害の多い高齢者や若者に情報が届くように福祉部門や子育て教育部門などとの連携を深め情報提供体制を強化します。

○消費者が必要とするときに、適切な情報や正しい知識を提供できるよう、広報紙、ホームページ、メールマガジンなどの情報伝達手段を活用・充実を図ります。

② 消費者教育・啓発の提供

○消費者が自らの判断で主体的に行動できる「自立した消費者」となれるよう子どもから高齢者まで年代に応じた消費者教育を積極的に推進します。

○消費者講座や、商品テスト教室、講師を派遣する出張講座の開催など消費者の学習機会を充実し、強化していきます。

③ 主体的な消費者活動の支援

○活動の場や情報の提供により、グループ・団体による活動を支援するとともに、消費生活展の開催などにより、学習や研究の成果を発表する場を確保します。

○地域での主体的な活動をより活発にするため、消費生活センターを拠点とした消費者グループ・団体相互の交流、連携を促進します。

④ 環境に配慮した消費生活への取り組み

2-9 消費生活

○環境に配慮した製品の利用や、リデュース（ごみの発生・排出抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（ごみの再利用）の推進など、省資源・省エネルギー型のライフスタイルへの転換に向けた消費者の取り組みを支援します。

(2) 消費生活の安定

① 消費者相談体制の強化

○多様化、複雑化する消費者問題に的確に対応し、消費者被害を防止するため、関係機関との連携を深め、増加している契約トラブルへの対応を図るため、相談体制の強化、充実を図ります。

○消費生活相談の現場を生かした情報の収集・発信に努めるとともに、変化の激しい消費者問題に的確に対応できるよう相談員の知識向上に取り組みます。

○高齢者被害防止のため、福祉部門と連携しながら、家族や介護関係者、地域などによる高齢者の見守り体制の強化を図り、問題を一人で抱え込ませないよう相談窓口へとつなげます。

○深刻な社会問題となっている多重債務問題に対し、相談できる窓口があることを周知するとともに、適切な相談対応を行います。

② 適正な取引の確保

○関係機関との連携により、商品やサービスの安全性の確保に努めるとともに、家庭用品などの適切な検査、指導を推進します。

2-9 消費生活

■施策体系図

基本施策		計画事業
単位施策	施策の方向	
(1) 消費者の自立支援		
①消費生活情報の提供		
	情報提供体制の強化	
	様々な情報提供手段の活用	
②消費者教育・啓発の提供		
	年代に応じた消費者教育の推進	
	学習機会の充実・強化	
③主体的な消費者活動の支援		
	グループ・団体の活動支援	
	グループ・団体の交流・連携の促進	
④環境に配慮した消費生活への取り組み		
	環境に配慮した取り組みへの支援	
(2) 消費生活の安定		
①消費者相談体制の強化		
	関係機関との連携強化による相談体制の充実	
	相談員の知識向上	
	高齢者の見守り体制の強化	
	多重債務者への適切な相談対応	
②適正な取引の確保		
	適切な検査、指導の推進	



第 3 章

安全で快適な うるおいのあるまちづくり

3-1	計画的なまちづくりの展開	129
3-2	安全で災害に強いまちづくり	137
3-3	利便性の高い総合的な交通体系の整備	149
3-4	情報通信の利便性の高いまちづくり	157
3-5	快適な都市居住の実現	160
3-6	うるおいのある魅力的な都市空間の整備	168
3-7	持続的発展が可能なまちづくり	176
3-8	自然との共生	184

3-1 計画的なまちづくりの展開



北区基本構想

地域がそれぞれの個性を生かして、安全で快適に暮らせる、うるおいのある都市空間を形成するため、区は、区民とともに地域の特性を生かした計画的なまちづくりを推進します。

■現状と課題

北区は、計画的なまちづくりを進めるため、平成12年（2000年）に策定した「北区都市計画マスタープラン※」をもとに、都市計画法や建築基準法などの法律の規制に加え、「北区みどりの条例」、「集合住宅の建築及び管理に関する条例」、「北区居住環境整備指導要綱」、「国公有地跡地利用計画」などを定め、適正な土地利用の誘導を図ってきました。しかしながら、都市計画道路の整備進捗状況、公園の整備状況、長期にわたる大規模団地の建替え計画、木造住宅密集地域が区内に点在することや細街路が数多く残っていることなどの防災基盤の立ち遅れなど、都市基盤の整備はまだ十分でない状況です。

国では、環境、防災、国際化等の観点から都市の再生をめざす21世紀型都市再生プロジェクトの推進や土地の有効利用等の都市再生に関する施策、コンパクトなまちづくりをめざした中心市街地活性化のまちづくりを進めています。

本格的な少子高齢化の時代を迎え、各自治体では住民参加のもと地域性を生かしながら、独自にまちづくりを進めるしくみづくりや、それに基づいた具体的な取り組みが着々と進んでいます。

このような時代の流れの中で求められるのは、北区が、大都市東京の一翼を担う魅力ある都市としてさらに成熟していくための道筋を明らかにすることであり、北区のまちづくりの将来像を実現するため、計画的なまちづくりを展開していくことです。

北区は、JR京浜東北線に沿った武蔵野台地の崖線を境に、大きく西側の台地部と東側の低地部に分けられます。台地部の特徴は、旧軍用地が集

中していた歴史から、特に北側を中心に、都内屈指の規模の都営桐ヶ丘団地や都市再生機構赤羽台団地に代表される大規模な住宅団地や、国、都などの公的機関によるまとまった土地利用が数多く見られることで、現在は概ね住宅を主体とする市街地となっています。

一方、低地部では、地域に根ざした町工場や商店街などと住宅が共存した市街地が形成されています。縁辺部を流れる荒川、新河岸川、隅田川沿いは、工場が立地した産業集積地となっていますが、近年、それら工場の生産機能の区外への転出により、住宅を中心とした用途に転換されるケースが見受けられ、住工混在の市街地となっています。

このように、北区は、全体としては住宅が中心の土地利用となっていますが、歴史や文化、地形などの地域特性を踏まえたうえで、平成22年（2010年）策定の「北区都市計画マスタープラン」に基づいた、地域の特徴を生かした計画的なまちづくりを推進する必要があります。

そのためには、北区のまちづくりの将来像を実現するための課題である、道路や公共交通などの基幹交通網の整備・充実やユニバーサルデザインのまちづくり、子育て世帯を中心とした定住化の促進や、だれもが住み続けられるまちづくりの推進、いきいきとした産業のある活気あるまちづくりの推進、元気環境共生都市の実現、防災基盤の整備など、その解決に資する土地利用の積極的誘導を図るとともに、民間事業者の適切な土地利用を誘導するためのしくみを整備していくことが求められます。

また、北区は、全体として高密度な市街地となっていることから、限られた土地資源を有効に利用

3-1 計画的なまちづくり

に資する土地利用の誘導を図ります。

地域特性を踏まえたまちづくりを進めるためには、「まちづくりの主役は、地域住民である」ということを基本にした協働型のまちづくりの推進が不可欠です。

そのためには、まず区と地域住民が各地域のまちづくりにおける課題を、日頃から共有しておくことが大変重要になります。区には積極的でわかりやすい情報提供と学習機会の創出が求められます。

さらに、具体的な事業の進捗に際しては、計画策定の当初から、地域住民や民間事業者等の参画のしくみを構築していく必要があります。そして、地域住民の一定の合意が得られた地域では、様々な手法やまちづくり制度等を活用し、めざすべきまちの姿、将来像を実現するために地域のルールを策定するなどして、まちづくりの具体化を推進する必要があります。

■施策の方向

(1) 適正な土地利用への誘導

① 適正な土地利用への誘導

- 都市計画マスタープランのもと、地域の特性を生かした適正な土地利用を誘導し、計画的なまちづくりを推進します。
- 子育て世帯を中心とした定住化の促進や誰もが住み続けられるまちづくり、いきいきとした産業のある活気あるまちづくり、元気環境共生都市の実現、住環境や都市防災基盤の整備などのまちづくりの将来像を実現するための課題を解決するため、政策的な土地利用の誘導を図ります。
- 住宅を主体とする市街地は、良好な住環境を保全しつつ基盤整備などを進め、様々な人々が住む快適な住宅地の形成を図ります。
- 地域型商店街や町工場などが住宅と共存している市街地は、適正な土地利用の計画的誘導を図り、互いの共存を図った活気ある複合市街地の形成を図ります。

○まとまった工業地は、隣接する地域の環境に配慮しながら、今後とも工業用途を優先する土地利用を誘導します。また、新たな産業の展開を育てるしくみづくりを産業振興策と協調させながら検討・実施するなど、産業の活性化を図るとともに、職住近接の活気ある複合市街地の形成を図ります。

○防災上課題がある地域では、オープンスペースのある安全で快適な市街地を形成するため、様々な手法を活用して、土地利用を誘導します。

○地区計画制度や特別用途地区制度などを活用し、区民とともに、まちづくりを進めると同時に、民間企業の開発等を規制または誘導するためのしくみづくりを進めます。

② 国公有地跡地等の有効活用

○国公有地跡地や区立学校の統合跡地、工場跡地などのまとまった土地は、周辺地域をはじめ北区全体のまちづくりの課題を解決するために、関係機関、民間事業者と連携して、望ましい土地利用を図ります。

(2) 地域特性を重視した協働型のまちづくり

① 協働型のまちづくりの推進

- 区民が身近な地域に対する関心を高め、積極的にまちづくりに参画できるよう、各種のまちづくり情報を効果的に提供します。
- 区民、企業、NPOと区が協働し魅力あるまちづくりを進めるため、それぞれの責任や役割を踏まえた参画のしくみづくりを進めます。
- まちづくり活動の支援では、利用しやすい制度への改善に努め、区民、企業、NPO、行政のネットワークの強化を行うなど、ソフト面の充実を進めます。
- 地域の特性や区民の意向を反映しながら、地区計画やまちづくりの協定など、その地

3-1 計画的なまちづくり

区にふさわしいルールや事業手法を選択し、良好な市街地の形成や環境の保全をめざします。

② 地域特性に応じた拠点の整備

- 赤羽、王子、十条・東十条、田端駅周辺の主要駅圏を、区外からも人を呼び込めるような、商業・業務・文化機能などが集積した「にぎわいの拠点」と位置づけ、整備を促進します。
- 他の鉄道駅周辺については、近隣地域のサービスの拠点として、生活利便施設の集積した「地域の生活拠点」と位置付け、周辺の土地利用転換など、まちづくりに及ぼす影響と整合を図り、整備を促進します。
- 公園・緑地その周辺を区民のやすらぎの場、レクリエーションの場として「いこいの拠点」と位置づけ、避難場所としての防災機能の充実とあわせて整備を促進します。
- 産業を支える様々な工場・研究開発施設や文化教育機能を有した施設など、創造的な活動を行う場が集積した地区を「創造の拠点」と位置づけ、隣接する地域の環境に配慮しながら整備を促進します。

3-1 計画的なまちづくり

■施策体系図

基本施策		計画事業
単位施策	施策の方向	
(1) 適正な土地利用への誘導		
①適正な土地利用への誘導		
	適正な土地利用の誘導	
	政策的な土地利用の誘導	
	快適な住宅地の形成	
	活気ある複合市街地の形成	
	工業地の適正な土地利用	
	防災上の課題解決のための土地利用の誘導	
	民間企業の開発規制、誘導のしくみづくり	
②国公有地跡地等の有効活用		
	大規模敷地等の望ましい土地利用の誘導	
(2) 地域特性を重視した協働型のまちづくり		
①協働型のまちづくりの推進		
	各種まちづくり情報の提供	
	区民参画のしくみづくり	
	まちづくり活動の支援	
	地域特性に応じたまちづくりの推進	
②地域特性に応じた拠点の整備		
	「にぎわいの拠点」の整備促進	
	「地域の生活拠点」の整備促進	
	「いこいの拠点」の整備促進	
	「創造の拠点」の整備促進	
	【62】 「にぎわいの拠点」・「地域の生活拠点」の整備推進	
	【63】 十条駅周辺のまちづくりの促進	
	【64】 赤羽駅周辺のまちづくりの促進	
	【65】 王子駅周辺のまちづくりの促進	
	【66】 赤羽台周辺地区住宅市街地総合整備事業の推進	

3-1 計画的なまちづくり

■計画事業

【62】「にぎわいの拠点」・「地域の生活拠点」の整備推進

赤羽、王子、十条・東十条、田端駅周辺を、商業、業務、文化機能などが集積した「にぎわいの拠点」として整備するとともに、区内の鉄道駅周辺を、生活利便施設の集積・集約の誘導などにより、地域の利便に資する「地域の生活拠点」として整備する。

まちづくり部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前 期 (22 ~ 26年度)	後 期 (27 ~ 31年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	推 進
(内訳) 「にぎわいの拠点」 4駅周辺推進	推 進	4駅周辺	推 進	推 進
赤羽駅周辺	推 進	推 進	<ul style="list-style-type: none"> 赤羽駅周辺のまちづくりの促進 赤羽台周辺地区住宅市街地総合整備事業の推進 都市計画道路新設拡幅整備（区画街路3号線・補助243号線）など 	<ul style="list-style-type: none"> 赤羽駅周辺のまちづくりの促進 赤羽台周辺地区住宅市街地総合整備事業の推進 都市計画道路新設拡幅整備（区画街路3号線・補助243号線） （仮称）赤羽台のもり公園の整備など
王子駅周辺	推 進	推 進	<ul style="list-style-type: none"> 王子駅周辺のまちづくりの促進 鉄道駅エレベーター等整備事業 飛鳥山公園の再生整備など 	<ul style="list-style-type: none"> 王子駅周辺のまちづくりの促進 など
十条・東十条駅周辺	推 進	推 進	<ul style="list-style-type: none"> 十条駅周辺のまちづくりの促進 防災まちづくり事業の推進 橋梁整備（十条跨線橋） 十条駅付近連続立体交差化事業 駅周辺へのエレベーター等の設置（東十条駅北口西側）など 	<ul style="list-style-type: none"> 十条駅周辺のまちづくりの促進 防災まちづくり事業の推進 橋梁整備（十条跨線橋） 十条駅付近連続立体交差化事業 など
田端駅周辺	推 進	推 進	<ul style="list-style-type: none"> 駅周辺へのエレベーター等の設置（田端ふれあい橋・東台橋脇） 自転車駐輪場の整備など 	

3-1 計画的なまちづくり

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前 期 (22～26年度)	後 期 (27～31年度)
(内訳) 「地域の生活拠点」 6駅周辺推進	推 進	6駅周辺	推 進	推 進
上中里駅周辺	推 進	推 進	・駅周辺へのエレベーター等の設置など	・駐輪場の新設 などを検討
駒込駅周辺	推 進	推 進	・まちなかのお花畑整備事業（東中里公園再生整備）など	・周辺の歩行区間の充実 ・駐輪場の充実 ・東口バリアフリー化 などを検討
板橋駅周辺	—	推 進	・鉄道駅エレベーター等整備事業 など	・バリアフリー化の推進 ・駐輪場の充実 などを検討
浮間舟渡駅 周辺	—	推 進	・新河岸東公園の拡張及び周辺街路等の整備など	・駐輪場の充実 などを検討
北赤羽駅周辺	推 進	推 進		・駐輪場の充実 ・赤羽口バリアフリー化の推進 などを検討
尾久駅周辺	—	推 進		・駅地下道のバリアフリー化 ・駅前広場整備 などを検討
	事業費 (百万円)	※ 事業費は、各計画事業などで計上している。		

※「地域の生活拠点」の後期（27～31年度）内訳は、北区都市計画マスタープランにおける、JR各駅周辺のまちづくりの方針を記載している。

【63】十条駅周辺のまちづくりの促進

十条駅周辺の鉄道と道路の立体交差化を視野に入れた「十条地区まちづくり基本構想」をもとに、地域住民と進めるまちづくり手法等について検討し、駅西口及び東口地区について事業化を促進する。

特に駅西口地区については、市街地再開発事業により、駅前広場や道路、駐輪施設の整備を図っていくため、再開発準備組合の活動支援を行う。

まちづくり部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前 期 (22～26年度)	後 期 (27～31年度)
促 進	促 進	促 進	促 進	促 進
(内訳) 駅西口地区市街地 再開発事業（組合 施行）	推 進 (再開発準備組合 活動支援)	推 進 (事業終了)	推 進 (事業着手)	推 進 (事業終了)
	事業費（百万円）	11,217	3,269	7,948

3-1 計画的なまちづくり

【64】赤羽駅周辺のまちづくりの促進

赤羽駅東口周辺における地域住民主体の「にぎわいの拠点」や住環境等の整備に向けたまちづくりについて、積極的に支援し、事業化を促進する。

まちづくり部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
促進	促進 (まちづくり全体協議会設立)	促進	促進	促進
	事業費(百万円)	-	-	-

【65】王子駅周辺のまちづくりの促進

王子駅周辺におけるまちづくりの基本構想を策定するとともに、「にぎわいの拠点」や駅周辺のまちづくりを促進する。

まちづくり部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
促進	促進 (調査・検討)	促進	促進 (まちづくり基本構想策定)	促進
	事業費(百万円)	5	5	-

【66】赤羽台周辺地区住宅市街地総合整備事業の推進

都市再生機構赤羽台団地の建替え計画に合わせ、周辺市街地の公園、道路等公共施設の整備を推進する。

まちづくり部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
推進	推進	推進	推進	推進
(内訳) 推進	推進 (仮称)赤羽自衛隊跡地公園の整備	推進	・幹線区道 赤羽台団地西側道路 拡幅整備 ・都市計画道路 区画街路3号線・補助243号線 拡幅整備	・都市計画道路 区画街路3号線・補助243号線 拡幅整備 ・(仮称)赤羽台のもり公園の整備
	事業費(百万円)	-	-	-

- ※ 計画地区内では他に、都市計画道路補助85号線、補助86号線の新設・拡幅整備が予定されている。(東京都施行)
- ※ 区施行の事業費は、「【82】都市計画道路新設・拡幅整備、【83】幹線区道新設・拡幅整備、【99】(仮称)赤羽台のもり公園の整備」に計上している。

3-2 安全で災害に強いまちづくり



北区基本構想

都市基盤の安全性を高めるため、計画的な防災まちづくりを推進するとともに、防災体制を充実します。また、区民の「自分たちのまちは自分たちでつくり、守る」という意識を高め、区は、区民、企業、関係機関と一体となって、防災に対する取り組みを推進し、災害に強いまちをめざします。

さらに、犯罪や交通事故などの不安がなく、安心して暮らすことのできるまちをめざします。

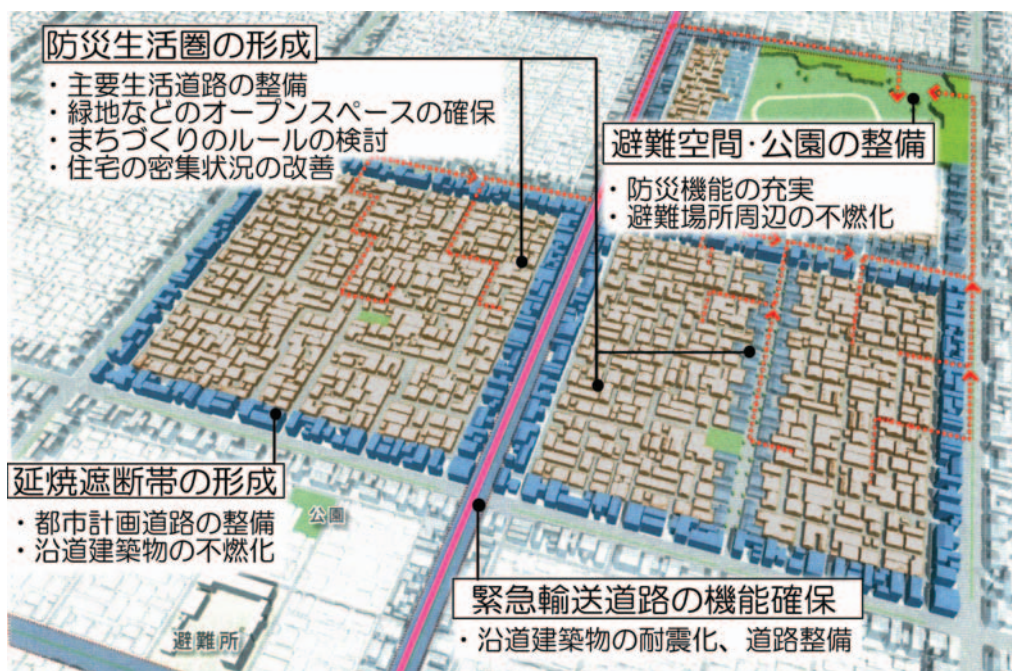
■現状と課題

平成7年（1995年）に発生した阪神・淡路大震災以降、新潟県中越地震、能登半島地震、新潟県中越沖地震、岩手・宮城内陸地震など、多くの人的被害を伴った地震が頻繁に起こっています。首都圏では、人口や産業の中核機能が集中していることから、切迫性が指摘されている首都直下地震等の大地震が発生した場合、甚大な被害が予想されています。さらに夕刻の強風時という最悪の条件が重なった場合には、阪神・淡路大震災をはるかに上回る被害が発生する恐れがあります。

北区民意識・意向調査（平成20年（2008年））では、「防災対策の充実」「防犯対策の充実」が区の施策の重要度として最も高く、災害に強いまち、

犯罪や事故に対する不安が少なく、安全・安心に生活ができるまちが望まれていることがうかがえます。

東京区部を防災上の観点から見ると、道路や公園等の公共スペースが十分ではなく、木造住宅密集地域が広範囲に分布するなど、災害に対する脆弱（ぜいじゃく）な都市構造が指摘されています。山手線周辺部を中心に分布している木造住宅密集地域は、急速に都市化が進むなかで都市基盤整備が十分なされないまま宅地が細分化され、住宅が密集したことなどにより防災上大きな問題を抱えています。しかし、居住者の高齢化や狭小敷地等の問題から建替えが進みにくい状況にあります。「東京都防災都市づくり推進計画」では、地域危険



防災まちづくりのイメージ

※無電柱化 道路の地下空間を活用して、電力線や通信線などをまとめて収容する電線共同溝などの整備による電線類地中化や、表通りから見えないように配線する裏配線などにより道路から電柱をなくすこと。

※BCP 事業継続計画 (Business Continuity Plan) 災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として作成するもの。事業のバックアップシステムやオフィスの確保、災害に即した要員の確保、迅速な安否確認などが典型。

3-2 安全と防災

度が高く、老朽化した木造建築物が集積するなど、災害時に甚大な被害が想定される整備地域として、北区内の5地域が指定されており、そのなかでも特に十条地区は重点整備地域に指定されています。

災害に強い都市構造をつくるためには、道路や公園等の公共空間など都市の基盤整備を進めることが重要です。災害時の避難路や救援物資の輸送路にもなる幹線道路を整備するとともに、無電柱化※、沿道の建築物を耐震性の高い耐火建築物へ更新することを誘導するなど、延焼遮断帯により「火を出さない、もらわない」区域を形成していく必要があります。さらに、防災上や住環境上の観点から問題が指摘されている木造住宅密集市街地を中心に、建物の耐震化、不燃化への建替え誘導を促進するとともに、建物の共同化等による道路拡幅、広場等のオープンスペースを確保し「逃げないですむまちづくり」をめざしていくことが求められています。平成18年(2006年)に耐震改修促進法が改正されたことに伴い、区では「東京都北区耐震改修促進計画」を平成20年(2008年)3月に策定し、平成27年度(2015年度)末までの耐震化率90%をめざしているため、まち全体の耐震化を促進するための総合的な取り組みをしていく必要があります。

また、近年、全国各地で記録的、局地的な集中豪雨による被害が多発しており、都市部においては、市街化に伴う雨水浸透機能の低下や道路冠水等都市型水害の発生による危険性が指摘されています。そのため、豪雨に備えた総合的な治水対策、急傾斜地等の崩壊による災害の未然防止などの安全対策にも努めていく必要があります。

災害の被害を最小限にするための減災への取り組みや災害が発生した場合の応急体制、災害時帰宅困難者の支援、さらには復旧・復興体制を整えていくことも大変重要です。区では、地域防災無線のデジタル化など、災害時の情報通信の高度化を進めるとともに、防災上重要な区有建築物については、平成27年度(2015年度)末までに耐震

化率100%をめざしていくことが求められています。あわせて、少子高齢化をはじめとする社会状況の変化に対応し、より柔軟で強固な防災体制を確立するため、自主防災組織や防災関係機関を中心に、NPO、防災ボランティア等との連携強化をしていく必要があります。

被災後の復旧・復興を円滑に進めるための取り組みについては、平成20年(2008年)に修正した「東京都北区地域防災計画」をふまえ、木造住宅密集市街地を中心に復興を視点としたまちづくりや区政のBCP※の検討を進めていくことが望まれます。

平成22年(2010年)策定の「北区防災対策推進5カ年計画」では、区の防災対策を着実に推進するため、施設・設備の整備だけでなく、人材育成やマニュアルの作成などのソフト事業について計画化しており、災害に強いまちづくりのためには、地域防災力の向上も不可欠です。近年、地域コミュニティの担い手不足や高齢化による地域防災力の低下が指摘されています。「自助、共助」の考え方を中心に、災害時にはまず自分の身を守り、そして家族、近隣の安否確認や救助・救出など、適切な避難行動が取れるよう地域の協力体制を築くとともに、日頃から防災訓練の実施等を通じて、防災意識の向上と防災行動力を高めていくことが重要です。自主防災組織の充実や区民、事業者、行政、関係機関の連携強化を行うとともに、災害時に適切な避難行動等がとりにくい高齢者・障害者等を中心とした災害時要援護者の支援体制を築き、互いに支えあいながら安全確保を図る必要があります。

そのほかの安全面として、交通安全があります。北区は人口1万人あたり交通事故件数が23区内で最も低く(「平成20年版特別区の統計」(財)特別区協議会)比較的安全なまちといえますが、引き続き関係機関と連携して交通事故をなくしていくための教育や、安全な歩行者空間を確保していく必要があります。

3-2 安全と防災

また地域犯罪については、北区内の刑法犯の認知件数をみると、平成12年(2000年)がピークで8,042件、平成20年(2008年)は4,973件と減少傾向にあります。高齢者を狙った振り込め詐欺やひったくり事件、子どもが被害者となる事件などは後を断ちません。平成19年(2007年)には、北区生活安全条例の実効性を高めるために北区生活安全推進プランを作成しました。これに基づき関係機関等と連携し、防犯体制の拡充に努め、一層推進していく必要があります。また、区では、地域安全・安心パトロール隊が365日24時間体制で区内のパトロールを実施していますが、地域との連携なくして安全・安心なまちの実現はありません。区民一人ひとりの防犯意識は、少しずつ高まり、徐々にパトロールボランティア団体も増加するなど、その活動の成果が見え始めていますが、引き続き区民と協働しながら地域ぐるみの活動を促進し、地域防犯力の向上を高める必要があります。

多様な事案に対する危機管理体制の構築も重要な課題です。平成18年(2006年)には「北区新型インフルエンザ対策行動計画」を策定するなど、新たな危機への取り組みも進めています。また、国民保護法に基づき、区民の生命、身体、財産を保護するため、平成19年(2007年)には「北区国民保護計画」を作成しました。有事には有事法制による国との役割分担により、地方自治体の責務を果たしていくことが求められます。

■施策の方向

(1) 防災まちづくり

① 都市の防災機能の向上

○延焼遮断帯として、都市計画道路などの幹線道路を整備するとともに、その沿道や緊急輸送道路沿道の建築物の不燃化、耐震化、無電柱化など、災害に強いまちづくりを推進します。

○防災上、住環境上の観点から問題が指摘さ

れている木造建物の密集地域では、建物の耐震化、不燃化、生活道路の整備、オープンスペースの確保を進め、地域の課題改善に努めます。また、住民と区で話し合いながら、地区の実情に応じた地区計画などのまちづくりのルールを定め、災害に強いまちを計画的に誘導していきます。

○災害時の甚大な被害が想定される地域危険度が高い地区などについて、防災まちづくり事業を導入し、防災性の向上に努めます。

○地震による建物倒壊、火災などの危険性が特に高い十条、西ヶ原、志茂地区について、住宅市街地総合整備事業などの防災まちづくり事業による防災性の向上を進めます。

○平成27年度(2015年度)末の耐震化率90%をめざすべき指標として、木造住宅やマンションへの耐震化助成など、民間住宅の耐震化を推進します。

○道路拡幅等により避難場所などへの避難路を確保するとともに、災害時のライフライン※への影響を最小限に抑えるため、橋梁等の耐震性の向上を図ります。

○災害時において、緊急時の交通網となる河川を利用した水上交通の活用を推進するとともに、その拠点として、防災船着場の整備を推進します。

② 治水対策等の推進

○豪雨に備えた治水対策、雨水流出抑制、道路沿いの危険ながけなどの安全性の点検、改善を進めます。

(2) 防災体制の整備・充実

① 予防・応急体制の整備・充実

○災害時の情報収集伝達体制の整備・見直しを図るとともに、職員の防災意識の高揚に努めるなど、危機管理機能を強化します。

○庁舎をはじめとした、防災上重要な区有建築物の耐震化を推進するとともに、備蓄物

3-2 安全と防災

資、防災資機材、給水施設の機能の向上に努めます。

○都・消防署・消防団などの関係機関や防災ボランティア、事業所との連携を強化するとともに、近隣自治体、友好都市との広域応援体制を充実します。

○災害時に自力で避難することが困難な人々に対し、「災害時要援護者行動マニュアル」に基づき、登録を受け、支援プランをもとに救出救護体制の整備を図ります。

○災害時に外出者が安全に帰宅できるよう、都・警察署・消防署・鉄道事業者等と災害時の各機関の役割に基づいて、帰宅支援ステーションの周知や一時収容施設の確保など、災害時帰宅困難者の支援に努めます。

② 復旧・復興体制の整備・充実

○災害発生後に市街地及び住宅、くらし及び産業の復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、引き続き災害復興のあり方について検討を深めるとともに、東京都等と調整を図りながら、迅速な復興のしくみづくりに取り組みます。

○密集住宅市街地を中心に、復興も視野に入れたまちづくり活動を推進します。

○災害発生時に最短の時間で復旧を可能とし、必要とされる都市機能を確保するため、その業務に関するBCPを検討します。

(3) 地域防災力の向上

① 防災意識の向上

○防災に対する意識を高めるため、防災センターを拠点としながら、防災教室や防災訓練など様々な場を活用して、防災に関する情報や学習機会の場を提供します。

② 防災行動力の向上

○自主防災組織の育成や装備の充実を図るとともに、関係機関と連携し、災害時における災害時要援護者の安全確保への取り組み

を推進します。

○区内事業者などには、地域を構成する一員として、応急活動など、地域への貢献活動を求めるとともに、事業所内での備蓄を推進します。

(4) 交通安全対策の推進

① 交通安全教育の充実

○警察などの関係機関と連携し、子どもから高齢者までの各年代に応じた交通安全教育を推進します。

② 安全な歩行者空間の確保

○歩道のバリアフリー化や新設・拡幅整備を進めるなど、交通安全施設を整備します。
○安全で快適な道路環境や歩行者空間を確保するため、道路の不法占用物の排除など道路利用の適正化を推進します。

(5) 地域防犯活動の充実

① 地域防犯活動の充実

○「地域の安全は地域で守る」という防犯意識を高め、関係機関、関係団体、事業者及び区民が相互に連携した地域ぐるみの防犯活動を推進します。

○安全で安心して生活することができる地域環境づくりのため、地域の安全点検を実施し、危険箇所の改善や防犯設備の整備など安全対策を推進します。

○子どもが犯罪に巻き込まれないように、「自分で守る」「学校で守る」「地域で守る」の「3つの守る」を推進し、子どもの安全確保に努めます。

② 危機管理体制の整備

○区民の安全を確保する地域防犯から、防災・有事などにわたる広範な範囲に対応する総合的な危機管理体制を構築します。

3-2 安全と防災

■施策体系図

基本施策		計画事業
単位施策	施策の方向	
(1) 防災まちづくり		【67】 都市防災不燃化促進事業 【68】 防災まちづくり事業の推進 【69】 木造民間住宅耐震改修・建替え促進事業 【70】 分譲マンション耐震改修促進事業 【71】 賃貸マンション耐震化の支援 【72】 公共防災船着場の整備 【73】 擁壁等安全対策支援事業 【74】 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業 再掲 95 無電柱化事業の推進
①都市の防災機能の向上		
	幹線道路の防災機能向上	
	木造住宅密集市街地の改善	
	防災まちづくり事業の導入	
	防災まちづくり事業の推進	
	民間住宅の耐震化促進	
	橋梁等の耐震性の向上	
	防災船着場の整備推進	
②治水対策等の推進	治水対策等の推進	
(2) 防災体制の整備・充実		【75】 区営住宅の耐震補強 【76】 公共施設の耐震補強 【77】 避難所等のトイレ対策事業
①予防・応急体制の整備・充実		
	危機管理機能の強化	
	防災拠点の整備・機能の向上	
	関係機関との連携強化	
	救出・救護体制の整備	
	災害時帰宅困難者の支援	
②復旧・復興体制の整備・充実		
	災害復興のしくみづくり	
	復興まちづくり活動の推進	
	事業継続計画（BCP）の検討	
(3) 地域防災力の向上		【78】 中学生地域防災力向上プロジェクト
①防災意識の向上		
	防災意識の向上	
②防災行動力の向上		
	自主防災組織の育成・強化	
	区内事業者との連携の強化	
(4) 交通安全対策の推進		
①交通安全教育の充実		
	年代に応じた交通安全教育の推進	
②安全な歩行者空間の確保		
	交通安全施設の整備	
	道路利用の適正化	
(5) 地域防犯活動の充実		【79】 北区安全・安心パトロール事業 【80】 子ども安心まちづくり事業 【81】 共同住宅防犯設備整備補助事業
①地域防犯活動の充実		
	地域ぐるみの防犯活動の推進	
	安全・安心の地域環境づくり	
	子どもの安全対策の推進	
②危機管理体制の整備		
	総合的な危機管理体制の構築	

3-2 安全と防災

■計画事業

【67】都市防災不燃化促進事業

大震災時の火災から住民の生命・財産を守るため、避難道路周辺を不燃化促進地区に指定し、一定の基準に適合する耐火建築物の建築費を一部助成することで、沿道の不燃化を向上させる。

まちづくり部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
1路線完了 2路線着手・継続	1路線継続 1路線調査	1路線完了 2路線着手・継続	1路線完了 1路線着手・継続	1路線継続 1路線着手・継続
(内訳) 補助88号線地区 (日産通り)	継続	完了	完了	
補助83号線地区 (岩槻街道)	調査	着手・継続	着手・継続	継続
補助85号線地区 (十条地区)	—	着手・継続		着手・継続
	事業費(百万円)	552	280	272

3-2 安全と防災

【68】防災まちづくり事業の推進

東京都防災都市づくり推進計画の中で、地域危険度が高く、かつ特に老朽化した木造建築物が集積するなど、震災時の大きな被害が想定されるとして「整備地域」に指定された地区などについて、防災広場等の整備や避難路となる道路の拡幅を推進するなど、防災性の向上を図る。また、効率的かつ効果的に事業を推進するため、家屋移転補償等にも順次取り組む。

まちづくり部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
推進	推進	推進	推進	推進
(地区内訳) 十条地区	推進	推進	推進	推進
上十条三・四丁目地区	推進 (密集事業)	推進・事業終了	推進・事業終了	
上十条一丁目・ 中十条一・二丁目地区	推進 (密集事業)	推進	推進	推進
中十条三丁目地区	整備計画 (密集事業)	推進	推進	推進 (密集事業着手)
新規(密集事業)地区	推進 (まちづくり活動支援・整備地域指定)	推進	推進 (調査・検討・密集事業着手)	推進
西ヶ原地区	推進 (密集事業)	推進・事業終了	推進・事業終了	
志茂地区	推進 (密集事業)	推進・事業終了	推進	推進・事業終了
新規(密集事業)地区	—	推進	推進 (調査・検討)	推進 (密集事業着手)
(整備内容内訳) まちづくり活動支援 広場整備(22か所) 道路拡幅(8,759㎡) 建替促進(19棟) 集会施設(2か所)	全地区 8か所 2,799㎡ 6棟 1か所	全地区 14か所 5,960㎡ 13棟 1か所	全地区 7か所 2,235㎡ 4棟 1か所	全地区 7か所 3,725㎡ 9棟
	事業費(百万円)	4,026	2,970	1,056

※ 上十条一丁目・中十条一・二丁目地区、中十条三丁目地区は、都市計画道路補助83号線拡幅整備の進捗状況にあわせて事業推進していく。

※ 十条地区の新規(密集事業)地区は、環七北側地区(上十条五丁目地区、十条仲原三・四丁目地区)もしくは駅西地区(上十条二丁目地区、十条仲原一・二丁目地区)を想定し、密集事業導入に向け、事業推進していく。

3-2 安全と防災

【69】木造民間住宅耐震改修・建替え促進事業

地震等における木造建築物の倒壊を防ぎ、人命の安全確保のため、耐震改修及び建替えについて助成し、耐震性の向上を図る。

まちづくり部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
推進	推進	推進	推進	推進
(内訳) 改修助成220件	20件	200件	100件	100件
建替助成325件	25件	300件	150件	150件
	事業費(百万円)	400	200	200

※ 改修助成については区内全域が対象となるが、建替助成については、新防火規制地区が対象となる。

【70】分譲マンション耐震改修促進事業

新耐震設計基準以前に設計された分譲マンションについて、改修費の一部を助成し、耐震化を促進する。

まちづくり部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
21件	1件	20件	10件	10件
	事業費(百万円)	435	210	225

【71】賃貸マンション耐震化の支援

新耐震設計基準以前に設計された賃貸マンションの耐震化を促進するため、実態調査を行うとともに、必要な耐震化支援事業について検討を行う。

まちづくり部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
調査・検討	—	調査・検討	調査・検討	
	事業費(百万円)	7	7	

※ 事業費は、賃貸マンション実態調査費である。

3-2 安全と防災

【72】 公共防災船着場の整備

東京都防災船着場整備計画に基づき、スーパー堤防等の整備に合わせ、災害時に水上輸送基地となる防災船着場を整備する。

まちづくり部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前 期 (22～26年度)	後 期 (27～31年度)
4か所	3か所	1か所	1か所(志茂)	
	事業費(百万円)	148	148	

※ 整備済3か所は、神谷、岩淵、豊島である。

※ 東京都防災船着場整備計画では、この他に浮間及び堀船地区に整備を予定している。

【73】 擁壁等安全対策支援事業

地震・台風及び集中豪雨等の自然災害の際にも安全に通行できる避難路を確保するため、道路に面した危険な擁壁等の安全対策を推進する。

まちづくり部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前 期 (22～26年度)	後 期 (27～31年度)
46件	6件	40件	20件	20件
	事業費(百万円)	76	36	40

【74】 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業

地震発生時に閉塞を防ぐべき道路として指定された緊急輸送道路のうち、優先度の高い道路の沿道にある建築物について、必要な支援を行う。

まちづくり部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前 期 (22～26年度)	後 期 (27～31年度)
推 進	調 査	着手・推進	着手・推進	推 進
	事業費(百万円)	-	-	-

※ 事業費は、調査結果に基づき計上する。

3-2 安全と防災

【75】区営住宅の耐震補強

区営住宅のうち新耐震設計基準を満たさないものについて、必要な耐震性能を満たすための補強を行う。

まちづくり部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
9棟	(設計2棟)	9棟	9棟	
	事業費(百万円)	45	45	

【76】公共施設の耐震補強

災害時に避難所となる区立小中学校の耐震補強を進めるとともに、災害時要援護者が利用する福祉施設など防災・復興の拠点となる公共施設について、順次計画的に実施する。

各所管部・教育委員会事務局

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
完了	88施設	完了	推進	完了
(内訳) 学校施設 79施設	71施設	8施設	8施設	
その他の公共施設 40施設	17施設	23施設	16施設	7施設
	事業費(百万円)	3,707	2,109	1,598

3-2 安全と防災

【77】避難所等のトイレ対策事業

避難所や避難場所となる学校や公園などの公共施設において、災害時のトイレ対策を推進する。避難所となる学校においては、排水管の耐震性強化や下水道本管との接続部の可とう化に取り組む。

また、避難場所となる公園を中心に、公共施設の新設・再整備、学校の改築時などにあわせてマンホールトイレを設置する。

危機管理室・まちづくり部・教育委員会事務局

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
推進	推進	推進	推進	推進
(内訳) 学校の排水管の耐震性強化 47校	30校	17校	17校	
公園等のマンホールトイレの設置 391基	211基	180基	95基	85基
	事業費(百万円)	40	40	—

※ 公園等のマンホールトイレの設置事業費は、「【55】学校の改築」及び3-6で掲出している各公園・児童遊園等の新設・再生整備費に計上している。

【78】中学生地域防災力向上プロジェクト

中学生を将来の地域防災リーダーとして育成することを目的に、自主防災組織や消防署と連携し、防災活動への興味を向上させる取り組みを行う。あわせて、地域の防災活動への参加を促すしくみづくりを行い、災害時に地域の力として重要な役割を担う中学生と地域との連携を強め、地域防災力の向上を図る。

危機管理室

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
推進	推進	推進	推進	推進
(内訳) 中学生防災学校 全校実施	19校	60校	30校	30校
地域防災リーダー 育成(中学生編) 全校実施	—	18校	試行1校 実施7校	10校
	事業費(百万円)	7	3	4

※ 事業量は、延数である。

3-2 安全と防災

【79】北区安全・安心パトロール事業

青色回転灯搭載のパトロールカーを使用し、夜間及び年末年始を含め「地域安全・安心パトロール隊」による巡回パトロールを実施することで、365日・24時間、安全・安心な生活環境を確保する。

危機管理室

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
推進	推進	推進	推進	推進
	事業費(百万円)	991	496	495

【80】子ども安心まちづくり事業

子どもにとって安心なまちづくりを推進するため、地域安全・安心パトロール隊や小学校児童・保護者などが把握する情報などを活用しながら、まちの中における子どもにとって危険な箇所を改善する。

危機管理室

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
各小学校区域改善	小学校全校点検 改善実施	各小学校区域改善	各小学校区域改善	
	事業費(百万円)	—	—	

【81】共同住宅防犯設備整備補助事業

一定の防犯活動を行うことなどを条件に、マンション等共同住宅の共用部分への防犯設備の設置費用を助成し、地域の防犯環境の整備と地域防犯力の向上を図る。

危機管理室

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
180件	—	180件	80件	100件
	事業費(百万円)	95	42	53

3-3 利便性の高い総合的な交通体系の整備



北区基本構想

体系的な道路ネットワークや公共交通機関の整備を推進するとともに、自動車・自転車利用の適正化を推進し、多様な交通手段を活用して、だれもが安心して快適に移動できるまちをめざします。

■現状と課題

利便性の高い総合的な交通体系の整備は、安全で快適な区民生活の基礎となるとともに、今後ますます活性化する人や物の円滑な流れを支え、都市活動、地域活動の活性化を促します。北区は、都心・副都心とさいたま新都心との中間に位置し、これらの都市間を結ぶ鉄道や主要幹線道路などの広域交通網が発達しています。

公共交通については、JR、地下鉄、都電やバス路線網の整備が進み、比較的利便性の高い状況にあります。さらに、平成25年度（2013年度）の完成を予定し、JR宇都宮・高崎線の東京駅乗り入れルートが整備が進められています。平成20年（2008年）の「北区民意識・意向調査」の結果からも、「通勤・通学の便利さ」の満足度は高く、区民に北区の交通利便性が高く評価されていることがわかります。

一方、道路網の整備については、環状8号線など都市間の広域交通を担う主要幹線道路は整備が進んでいますが、地域の交通を担う都市計画道路などの幹線道路の整備は立ち遅れている状況にあります。

幹線道路や生活道路は、地域内の交通を支えるだけでなく、災害時における延焼遮断帯や避難路となり、災害に強い都市構造を確保し、地域の防災性を高めるために重要な役割を果たします。

これらを整備することにより、住宅地への通過交通の流入を抑制し、歩行者の安全性や快適性を確保するとともに、交通渋滞の緩和やバス交通の定時制の確保、防災性の向上などを図る必要があります。特に、密集市街地における生活道路の整備は、消防活動等の空間や安全な避難路を確保す

る観点からも早急に整備することが求められています。

幹線道路や生活道路が、それぞれの機能を充分発揮できるように、バリアフリー化を図りつつ、体系的な道路ネットワークの整備を推進する必要があります。

JR埼京線十条駅周辺においては、木造住宅密集地域の中を埼京線が南北に貫通し、地域を分断しているため、東西交流や沿線の効率的な土地利用が阻害され、地域の活性化や防災性の向上に大きな障害となっています。また、踏切の遮断による慢性的な交通渋滞の発生や踏切事故も懸念されます。



コミュニティバス

そのため、埼京線の十条駅付近の道路と鉄道の立体交差化を早期に事業化し、道路交通の円滑化と利用者の安全性を確保するとともに、東西交通によるぎわいの拠点整備を進めることが求められています。

平成20年（2008年）6月には、今後、新規着工準備に向けて取り組む「事業候補区間」に位置づけられ、早期に立体化に着手できるよう東京都と連携して取り組むとともに、駅周辺のまちづく

3-3 交通

りを進めていきます。

このような道路の整備と同時に、関係機関と連携して、自動車から公共交通への利用を促し、自動車交通総量を抑制するしくみも必要です。

北区の高齢化率は、平成22年（2010年）1月1日現在24.6%で、今後もさらに高齢化が進行していくことが見込まれています。本格化する超高齢社会において、だれもが安心して快適に移動できるまちを実現するため、公共交通網の充実や、交通施設の更なるバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を進めることが求められています。

交通施設のバリアフリー化では、駅施設でエレベーターやエスカレーター等の設置が実現されているものの、だれもが安心して公共交通機関を利用できるまでには至っていません。交通事業者と連携した、鉄道とバスなどの乗り継ぎの円滑化と、だれもが利用しやすいユニバーサルデザインの施設整備を進めることで、さらなる公共交通機関の安全性と利便性の向上を図る必要があります。

公共交通網の充実については、台地部と低地部に大きく分かれる北区の地形的特性を踏まえると、今後、区内をさらに移動しやすくするため、地区のコミュニティ交通としてよりきめ細かく地域を結ぶ地域密着型の交通機関の導入を検討する必要があります。

また、環状方向に計画しているエイトライナー・メトロセブン※などの新たな交通機関の導入を推進することも必要です。

自動車・自転車利用の適正化という点では、これまで駐車場・駐輪場の整備を進めるとともに、違法駐車、放置自転車の防止を区民との協働活動として積極的に取り組んできました。

しかし、違法駐車や放置自転車はあとを絶たず、車椅子や視覚障害者などの通行の妨げになるだけでなく、緊急車両の進入の障害や交通事故の原因となるなど、安全で快適な区民生活にとって大きな障害となっています。

特に交通の輻湊が予想される駅周辺などでは、

交通環境の向上を図るため、民間事業者と協力し、一時預かり対応の駐車場整備や駐車場案内システムなどによる既設駐車場の有効利用を進めるとともに、駐車モラルの向上を図ることにより、違法駐車防止に努めていく必要があります。

また、自転車は近距離の移動に適した環境に優しい交通手段ですが、利用しやすい環境づくりという点では、平成20年（2008年）の「北区民意識・意向調査」において、「駐輪場の整備」は比較的重要な施策に位置づけられている一方、満足度においては大変厳しい評価となっています。駅周辺などの放置自転車整理（禁止）区域では、放置自転車を防止するため、その対策強化とモラルの向上を図るとともに、駐輪場の整備を進める必要があります。

さらに、道路の狭い歩行空間や段差の解消、電線類の地中化の推進などによる快適で安全な歩行空間の確保や自転車が安心して走れる空間の整備など、歩行者・自転車が利用しやすい環境づくりを図る必要があります。

■施策の方向

(1) 体系的な道路ネットワークの形成

① 体系的な道路ネットワークの形成

- 幹線道路や生活道路などの新設・拡幅により、道路網の体系的な整備を進め、だれもが活動しやすい交通基盤の整備を図ります。
- 十条駅周辺のまちづくりを進める中で、踏切による交通障害を解消し、円滑な道路交通の確保を図るため、駅付近の道路と鉄道の立体交差化を関係者に強く働きかけながら推進し、実現します。
- 地域特性に応じたまちづくり事業を進める中で、バリアフリー化に配慮した安全で快適な歩行空間、自転車走行空間の確保や防災性の向上に配慮した道路の拡幅整備を進めます。

② 自動車交通量の抑制

○慢性的な渋滞の緩和や生活道路への流入を防ぎ、安全で円滑な道路交通を確保するため、関係機関と連携して広域的な交通総量抑制対策に取り組みます。

○交通事業者や多くの駐車・駐輪が必要となる施設の設置者に協力を求め、駐車場・駐輪場の整備を図ります。

○民営自転車駐車場助成事業の活用等により駅周辺の自転車駐車場の整備を推進します。

(2) 公共交通機関の利便性の向上

① 公共交通機関等の整備・充実

○高齢化など社会環境の変化に対応する公共交通として、地域密着型の新たな交通機関の整備を検討します。また、鉄道及び都電、バスについても利便性・快適性の向上を事業者に要請します。

○交通結節点である駅前広場については、交通混雑の緩和や乗り換え利便性の向上を図るため、整備や改善を進めます。

○新たな交通手段として、エイトライナーやメトロセブンによる区部環状方向への地下鉄導入を関係区とともに推進します。

② 利用者にやさしい交通施設の整備

○高齢者や障害者など、だれもが移動しやすいまちづくりを進めるため、鉄道駅周辺へのエレベーターなどの設置や、わかりやすい案内標識の設置を推進します。

○低床式バスの導入、バス停などの施設改善の促進や鉄道駅のエレベーター等の利用者にやさしい交通施設の整備を事業者に要請します。

(3) 自動車・自転車利用の適正化

① 違法駐車・放置自転車の防止

○違法駐車や放置自転車をなくし交通環境の向上を図るため、利用者のモラル向上を図る広報・啓発活動を充実するとともに、放置自転車の撤去を強化します。また、違法駐車等の防止に関する施策を推進します。

② 駐車場・駐輪場の整備

○放置自転車の多い赤羽駅、王子駅等を中心に、駐輪場の整備を積極的に進めます。

3-3 交通

■施策体系図

基本施策		計画事業
単位施策	施策の方向	
(1) 体系的な道路ネットワークの形成		【82】 都市計画道路新設・拡幅整備 【83】 幹線区道新設・拡幅整備 【84】 生活道路の整備（細街路拡幅整備） 【85】 橋梁整備 【86】 十条駅付近連続立体交差化事業
①体系的な道路ネットワークの形成		(要請) 十条駅付近連続立体交差化事業 (要請) 都市計画道路の整備促進
幹線道路等の整備		
十条駅付近の鉄道立体交差化の実現		
まちづくりと一体となった道路整備		
②自動車交通量の抑制		
自動車交通量の抑制		
(2) 公共交通機関の利便性の向上		【87】 駅周辺へのエレベーター等の設置 【88】 鉄道駅エレベーター等整備事業 【89】 コミュニティバスの運行
①公共交通機関等の整備・充実		(要請) エイトライナー、メトロセブンの導入促進 (要請) 鉄道・バス交通の利便性の向上 (要請) 鉄道駅バリアフリー化の推進
公共交通の利便性・快適性の向上		
駅前広場の整備推進		
エイトライナー、メトロセブンの導入促進		
②利用者にやさしい交通施設の整備		
誰もが移動しやすいまちづくりの推進		
利用者にやさしい交通施設の整備		
(3) 自動車・自転車利用の適正化		【90】 自転車駐輪場の整備
①違法駐車・放置自転車の防止		
違法駐車等防止施策の推進		
②駐車場・駐輪場の整備		
駅周辺の駐輪場の整備		
交通事業者等への協力要請		
民営駐輪場整備の促進		

■計画事業

【82】都市計画道路新設・拡幅整備

都市機能の充実と効率的な都市活動を確保するため、交通需要の動向に対応しながら、都市計画道路を整備する。

まちづくり部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
2路線完成 2路線着手・継続	2路線継続 1路線準備	2路線完成 2路線着手・継続	2路線完成 2路線着手・継続	2路線継続
(内訳) 補助181号線	継続	完成	完成	
補助87号線	継続	完成	完成	
区画街路3号線	準備	着手・継続	着手・継続	継続
補助243号線	—	着手・継続	着手・継続	継続
	事業費(百万円)	7,305	4,249	3,056

※ 「【95】無電柱化事業の推進」の計画事業費を含む。

【83】幹線区道新設・拡幅整備

地域交通の円滑化及び地域環境の保全等を図るため、幹線区道を新設・拡幅整備する。

まちづくり部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
2路線完成 1路線着手・継続	2路線継続 1路線準備	2路線完成 1路線着手・継続	2路線完成 1路線着手・継続	1路線継続
(内訳) 赤羽台団地西側道路	継続	完成	完成	
赤羽連続立体交差 神谷道	継続	完成	完成	
中央図書館前道路	準備	着手・継続	着手・継続	継続
	事業費(百万円)	737	495	242

※ 中央図書館前道路拡幅整備は、都営王子本町アパート建替えにあわせて事業を推進する。

3-3 交通

【84】生活道路の整備（細街路拡幅整備）

密集住宅市街地での細街路の拡幅をはじめ、地域のより良い生活環境を確保するため生活道路を整備する。

まちづくり部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前 期 (22～26年度)	後 期 (27～31年度)
106,599 m	66,599 m	40,000 m	20,000 m	20,000 m
	事業費（百万円）	2,611	1,305	1,306

【85】橋梁整備

道路網の整備を図るため、老朽化した橋梁を架け替え、道路橋を整備する。

まちづくり部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前 期 (22～26年度)	後 期 (27～31年度)
2橋完成 2橋着手・継続	2橋継続 1橋準備	2橋完成 2橋着手・継続	1橋完成 1橋継続 1橋着手・継続	1橋完成 1橋継続 1橋着手・継続
(内訳) 志茂橋	継続（調整）	完 成	完 成	
新田橋	継続（調整）	完 成	継 続	完 成
十条跨線橋	準備（検討）	着手・継続	着手・継続	継 続
豊石橋・新堀橋	—	着手・継続		着手・継続
	事業費（百万円）	9,191	1,685	7,506

※ この他に、石神井川護岸工事とあわせ、新柳橋の架け替えが予定されている。

【86】十条駅付近連続立体交差化事業

円滑な東西交流と駅周辺の交通機能の向上を図るため、十条道踏切など6踏切の連続立体交差化の事業化を関係機関に働きかけながら推進し、実現する。

まちづくり部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前 期 (22～26年度)	後 期 (27～31年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	推 進
	事業費（百万円）	—	—	—

【87】 駅周辺へのエレベーター等の設置

公共交通へのアクセスのバリアフリー化と、鉄道横断施設の安全性と快適性を確保するため、区道部分などにエレベーター等の昇降機を設置する。

まちづくり部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前 期 (22 ~ 26年度)	後 期 (27 ~ 31年度)
3駅5か所設置	1駅1か所設置 3駅4か所継続	3駅4か所設置	3駅4か所設置	
(内訳) 上中里駅周辺	継続 (整備)	完 成	完 成	
東十条駅周辺 (2か所)	完成 (北口東側) 継続 (設計北口西側)	完 成	完 成	
田端駅周辺 (2か所)	継続 (設計2か所)	完 成	完 成	
	事業費 (百万円)	606	606	

【88】 鉄道駅エレベーター等整備事業

公共交通機関の利用環境の改善と高齢者や障害者等の移動円滑化を促進するため、鉄道事業者等に対し、鉄道駅のエレベーター等の設置費用の一部を補助する。

まちづくり部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前 期 (22 ~ 26年度)	後 期 (27 ~ 31年度)
3駅4か所補助	1駅2か所補助	2駅2か所補助	2駅2か所補助	
(内訳) 王子駅	—	補助 (鉄道事業者等整備)	補助 (整備・完成)	
板橋駅	—	補助 (鉄道事業者等整備)	補助 (整備・完成)	
	事業費 (百万円)	79	79	

※ 21年度末見込の1駅2か所補助は、尾久駅である。

3-3 交通

【89】コミュニティバスの運行

高齢者や障害者をはじめ誰もが安心して移動できるまちづくりを進めるため、崖線による東西間の高低差の移動を中心に、民間事業者等と連携しコミュニティバスのモデル運行を行い、事業採算性、その他の検証を行う。

まちづくり部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
モデル運行3路線	モデル運行1路線	モデル運行2路線	モデル運行1路線	モデル運行1路線
	事業費(百万円)	198	99	99

【90】自転車駐輪場の整備

放置自転車を解消し、駅周辺の交通環境を改善するため、民間駐輪場の整備補助制度の活用をはじめ、多様な手法を導入して、自転車駐輪場を整備する。

まちづくり部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
推進	推進	推進	推進	推進
(内訳) 有料制自転車駐輪場の整備(区立)	24か所	11か所	6か所	5か所
民間整備助成	1件	5件	3件	2件
	事業費(百万円)	582	372	210

※ 整備予定地は、放置自転車数の多い赤羽、王子、十条、東十条、田端、板橋駅などの周辺である。

※ICT Information and Communication Technology. 情報 (information) や通信 (communication) に関する技術の総称。日本では同様の言葉としてIT (Information Technology: 情報技術) の方が普及しているが、国際的にはICTの方が利用されている。「コミュニケーション」が具体的に表現されている点に特徴がある。情報を共有するという点で一層ユビキタス・ネットワーク社会に合致した表現として、日本でも総務省の「IT政策大綱」が平成16年から「ICT政策大綱」に名称を変更するなど、定着しつつある。

※行政の見える化 国民・企業等が自らに係る行政手続の処理状況を追跡し、自らの情報の所在を確認できるようにすること。

3-4 情報通信の利便性の高いまちづくり



北区基本構想

区民や企業の多様な交流や社会参加がより一層容易となる情報通信の利便性の高いまちをめざします。

そのため、だれもが、いつでも情報をやりとりできるよう、高度な情報通信基盤の整備と区民の情報活用能力の向上を図ります。

また、区は、開かれた区政を推進するため、区政の高度情報化に取り組みます。

■現状と課題

わが国の情報通信技術 (以下、「ICT※」) というをめぐるとは、21世紀に入り飛躍的に進展しました。

インターネット利用者は増加の一途で約9,091万人に達し、国民の10人に7人が利用するまで普及しています (総務省:平成20年通信利用動向調査)。また、携帯電話などの移動通信機器の契約台数は1億台を超え、地図情報を表示するGPS機能や電子マネー・決済機能等を搭載した国民の情報端末として、広く普及しています。

平成21年(2009年)に策定された「i-Japan戦略2015」では、ICTが「空気」や「水」のように抵抗なく普遍的に受け入れられて経済社会全体を包摂する存在となることをめざしています。

北区においても、ケーブルテレビ局など民間事業者の取り組みを中心に、高いレベルの情報通信基盤が整備され、また多様なサービスが提供されています。

そのため、区は引き続き、日々進展する新たなICTによるサービスの利用を望む区民・企業等には、即応して提供されるよう民間事業者をはじめ関係機関に働きかける必要があります。さらに、区民、企業、NPO・ボランティア活動団体などの地域の身近な活動拠点である区民施設において、インターネットなど情報通信を利用できる環境を継続して提供していくことが求められます。

電子自治体の推進に向けた取り組みとしては、平成19年(2007年)3月に策定された「新電子自治体推進指針(総務省)」では、「平成22年度(2010年度)までに利便・効率・活力を実感でき

る電子自治体の実現」を目標に、「行政サービスの高度化」「行政の簡素化・効率化」「地域の課題解決」を重点的な取り組みとして推進することが掲げられました。また、「i-Japan戦略2015」では、平成27年(2015年)までに、デジタル技術による「新たな行政改革」を進め、国民利便性の飛躍的向上、行政事務の簡素効率化・標準化、行政の見える化※を実現することをめざしています。

こうした中、北区では、北区公式ホームページのリニューアル、図書館の貸出図書予約・検索、公共施設の施設予約サービスをはじめ、申請・届出手続きをインターネット上で行える電子申請・電子調達サービスを開始・充実させるなど、区民サービスの向上に努めてきました。

また、北区の情報化を推進する上で、区役所の情報通信基盤を整備することがその礎となるとの考えから、住民記録、国民健康保険などの基幹となる情報システムの更新・充実や、区役所内部業務の効率化・高度化を目的とした情報システムの導入を推進してきました。これらの取り組みは、民間の調査機関による全国自治体の情報化ランキングでも全国23位(平成21年度)に位置づけられるなど、高い評価を得ています。

一方、地域はコミュニティの活性化、子育て支援、高齢者福祉、防災・防犯など多くの課題を抱えていることから、北区においてもICTを有効活用し、区民、民間事業者、NPO・ボランティア活動団体等と協働して、これらの課題の解決、軽減に役立てるような利用が期待されます。

なお、情報システムの導入・運用にあたっては、厳しい財政状況に照らし、費用対効果を踏まえて、

3-4 情報通信

より効率的かつ効果的なものとする必要があります。

また、個人情報の保護対策、コンピュータウイルスや不正アクセス対策とあわせ、情報セキュリティ対策は、ネットワーク利用者がICTの利便性を享受するだけでなく、自らの財産等を守る上でも必要不可欠な知識・技術であり、安全で安心なICT利用を推進するうえでも欠かせない問題となっています。



区役所の情報セキュリティ対策「生体認証システム」

特に、個人情報を取り扱い、区民サービスを提供する区は、自ら万全な情報セキュリティ対策を施すとともに、区民が安全・安心にICTを利用できるよう、情報活用能力の向上を支援する必要があります。そのためには、高齢者や障害者をはじめ、誰もが必要に応じた情報活用能力を習得できるよう、民間事業者や関係機関と協力して、機会や情報の提供等を支援することが重要です。また、高度情報社会を担う子どもたちが情報化に主体的に対応できるよう、学校教育における情報教育を推進する必要があります。

北区では情報化に係わる課題に効率的・効果的に対応するため、「北区地域情報化基本計画2002」に基づき、計画的に事業を進めてきました。これからは、「北区情報化基本計画2010」に基づき、ICTの進展や、新たな区政の課題への対応、そしてなにより区民とともにまちづくりを進める区政の基本姿勢をより確固たるものとするため、区民と区、区民と区民の結びつきをICTを活用し

てさらに深める情報化社会の実現をめざすことが必要です。

■施策の方向

(1) 情報通信基盤の整備

① 情報通信基盤の整備

- 民間事業者、関係機関等との適切な役割分担のもと、いつでも、どこでも、何でも、誰でもがネットワークに接続し、必要な情報を自在にやり取りできる「ユビキタス・ネットワーク※」の整備を推進します。
- 利用者の利便性向上のため、区立施設におけるICT環境の整備・更新を引き続き進めます。
- 地上デジタル放送への円滑な移行を、国へ働きかけるとともに、区民が必要とする情報を積極的に提供します。

② ICT（情報通信技術）の有効活用

- コンビニ収納やクレジット収納に代表される電子収納の導入などにより、電子区役所構築を推進し、誰もが安心して利用できる区民サービスと簡素で効率的でスピード感のある区政運営を実現します。
- 電子申請、電子入札など行政手続きのオンライン化を推進します。あわせて、国・他自治体等の動きを注視しながら、住基カードや公的個人認証サービスの利用を促進します。
- NPO・ボランティア活動団体や民間企業、関係機関等との協力による官民連携のワンストップサービスの導入について検討します。
- ICTを活用し、区民、民間事業者、NPO・ボランティア活動団体、関係機関との協働により、防災・防犯など地域の課題解決に積極的に取り組みます。
- 日々変化する情報セキュリティに係る脅威や脆弱性に迅速に対応し、個人情報保護を

3-4 情報通信

はじめ、情報セキュリティ対策を徹底します。

(2) 情報活用能力の向上

① 情報活用能力の向上

○区立小中学校において、積極的なICT活用により、情報教育を推進します。

○利用者の特性に応じたICTを活用した地域の人的ネットワークづくりを支援します。

○パソコン操作から情報セキュリティ対策意識の向上まで、高齢者や障害者へのサポートをはじめ区民の情報活用能力向上のための機会や情報を、官民の適切な役割分担のもと、提供します。

■施策体系図

基本施策		計画事業
単位施策	施策の方向	
(1) 情報通信基盤の整備		再掲 58 教師力向上応援プロジェクト
① 情報通信基盤の整備		
	ユビキタス・ネットワークの整備促進	
	公共施設のICT環境の整備・更新	
	地上デジタル放送への移行支援	
② ICT（情報通信技術）の有効活用		
	電子区役所の構築	
	行政手続きのオンライン化の推進	
	官民連携のワンストップサービスの導入検討	
	ICTを活用した地域の課題解決	
	情報セキュリティ対策の徹底	
(2) 情報活用能力の向上		
① 情報活用能力の向上		
	情報教育の推進	
	ICTを活用した地域の人的ネットワークづくり支援	
	区民の情報活用能力の向上	

3-5 快適な都市居住の実現



北区基本構想

だれもが快適でゆとりある居住を実現し、ファミリー世帯の定住化を図るため、良質で多様なタイプの住宅を確保するとともに、公園、緑地などを整備し、良好な住環境の形成を図ります。また、子育て世帯や高齢者世帯、障害者世帯が北区に安心して住み続けられるよう居住を支援します。

■現状と課題

本格的な少子高齢化、人口減少社会が到来する中、現在及び将来における国民の豊かな住生活を実現するため、平成18年（2006年）に住生活基本法が制定され、住宅政策は、新たな転換期を迎えました。

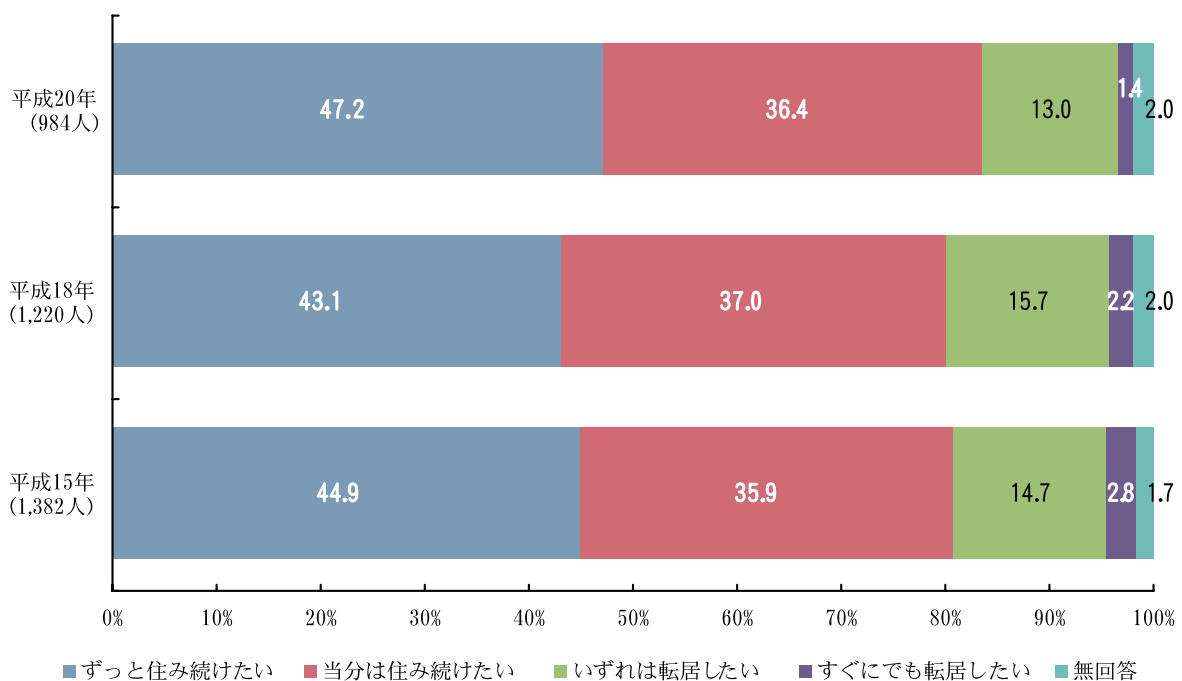
市場における量的な充足は満たされ、これまでのような右肩上がりの住宅需要を前提とした、公的資金による住宅及び住宅資金の直接供給を主眼とする施策の枠組みは、見直しが求められています。

北区においても、住宅数が世帯数を上回る中、今後、人口及び世帯数が緩やかに減少していくと予想されていることから、新規供給を中心とした住宅需要の大きな拡大は見込まれない状況となっています。今後は、住宅の量の確保から、既存の

住宅ストックの活用なども含め、住生活の質的向上を図ることに重点を移した対応が求められています。

平成20年（2008年）の「北区民意識・意向調査」によると、5人のうち4人が北区に愛着を感じていると回答しています。また、定住意向派は、83.6%を占め、おおかたの区民が北区に住み続けたいと回答しています。

一方、転居希望者の理由では「現在の住宅に不満がある」（31.0%）が最も多く、次いで、「自分の家を持ちたいから」（14.8%）、「家賃・地代が高いから」（10.6%）などが挙げられ、北区を転出する理由の大きな要因として、住宅問題が関わっていることが分かります。今住んでいる住宅の満足度では、約6割が満足とする一方で、約3割が不満と回答し、不満の理由は「住宅の狭さ」「建物の



定住意志

3-5 住宅・住環境

古さ」「家賃・地代の高さ」などが挙げられています。安定した住環境が定住化につながることから、持続可能な活力ある地域社会を実現するためには、適切な住宅施策の展開が重要です。

親と子どもで構成する世帯を見ると、平成12年(2000年)から平成17年(2005年)にかけて、世帯主年齢40～65歳未満の世帯が30,603世帯から27,986世帯と減少しています。(国勢調査)

子育て世帯は、定住人口の増加につながるともに、学校などを通じて地域コミュニティ参加の機会が多く、まちのにぎわいや地域コミュニティの形成などに、大きく寄与します。地域の活力を維持・発展させていくために、子育て世帯の定住化促進は重要な課題であり、北区がにぎわいのある、住みやすいまちとして維持・発展していくためには、子育て世帯の定住化につながる良質な住戸の供給を誘導する必要があります。

一方で、高齢者数の増加とともに高齢化率は増加傾向にあり、平成22年(2010年)1月1日現在の高齢化率は24.6%となっています。

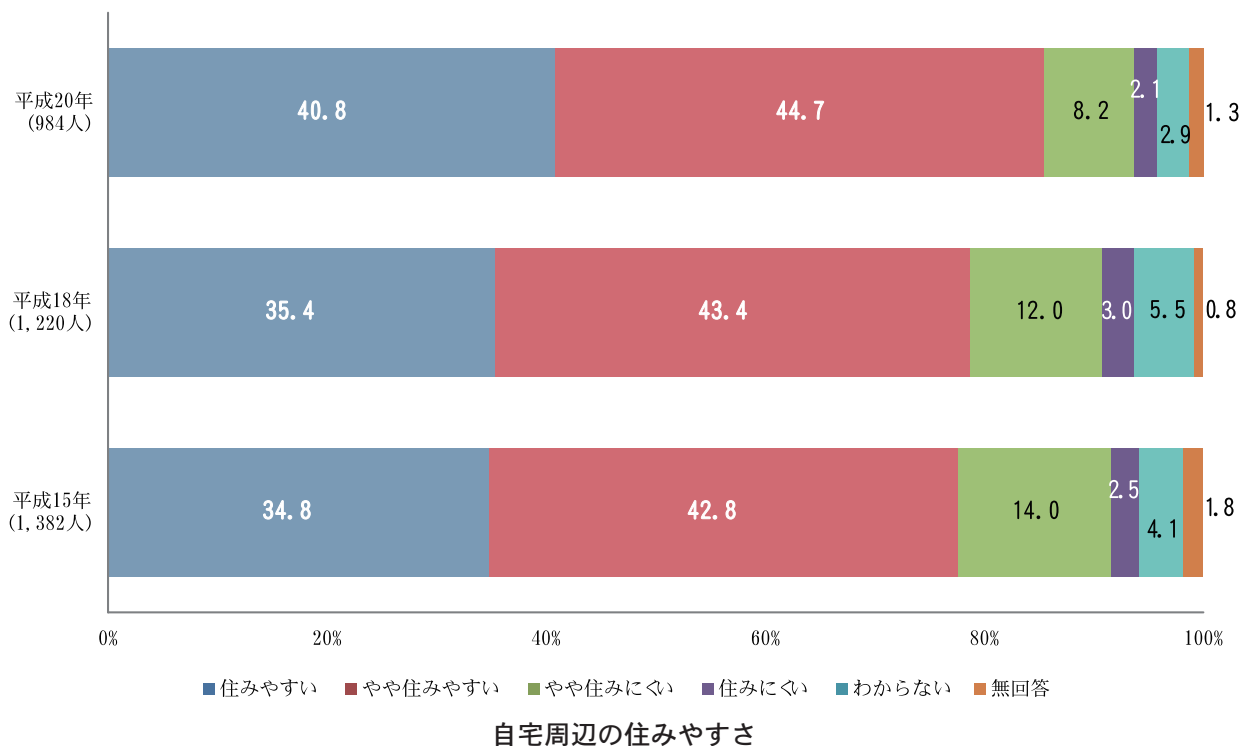
団塊の世代が高齢化を迎えることにより、高齢化率が急速に高くなることが推計されており、平

成30年の高齢化率は27.2%になると推計されています。

また、世帯規模の縮小化も進行し、高齢者の単身世帯が増加しています。そのため高齢者が安心して住み続けられる住まい、住環境づくりが求められています。

住宅困窮者に対する賃貸住宅の確保を促進する、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)」が平成19年(2007年)に制定され、市場において住宅を確保することが困難な世帯に対する一層の居住支援が求められています。住宅への困窮度が高い世帯に対して公平かつ的確な供給をするため、公的賃貸住宅をはじめとしたストック活用による住宅セーフティネット機能の向上を図るとともに、高齢者や障害者世帯等に対する居住支援のしくみを拡大することが必要です。

ストック活用の施策を展開していくうえで、住宅の資産価値を維持向上させるため、老朽化した建物に対する適切な対応も必要です。平成15年(2003年)の住宅土地統計調査をみると、新耐震設計基準以前の昭和55年(1980年)までに建て



3-5 住宅・住環境

られた木造住宅は、全体の44.4%（24,650戸）、非木造住宅では41.4%（38,630戸）となっています。

良質な住宅ストックの形成及び安全で快適な住環境を確保するため、住宅の建設、建替えにあたっては、バリアフリー、耐震、長寿命化や環境に配慮した建築を促進するとともに、既存の建物の耐震化を推進する必要があります。

マンションの建設数が増加しているのも、近年の特徴です。平成18年（2006年）までに竣工した区内分譲マンションは512棟あり、新耐震設計基準以前である昭和55年（1980年）までに建てられた建物は107棟と、およそ2割を占めています。経年による大規模修繕や建替え時期を迎えるマンションについて、良質な社会的ストックとして維持向上させるとともに良好な住環境を確保するため、適切な支援が求められています。

区民の居住を支えてきた区営住宅も、経年に対する適切な対応が求められます。

安全で快適な住環境を確保するため、耐震化の促進やリフォーム支援などの適正修繕による長寿命化を図るとともに、建替えが必要な時期を迎えるものについては、土地の有効活用や子育て世帯・高齢者の居住支援など、様々な手法について総合的に検討し、計画的な建替えを進めていく必要があります。

安全で快適な住まいの確保という点では、ゆとりある良好な住環境の整備が求められています。オープンスペースやみどりを確保した良好な住環境を形成するため、様々なまちづくり事業を活用して土地利用の高度化を図り、住宅の整備と合わせた良好な住環境の形成を実現することが必要です。

とりわけ、木造住宅密集地域では、修復型のまちづくり手法などの活用により、良好な住環境の整備を進めることが必要です。また、老朽化した大規模団地の建替えに際しては、良質な住宅を供給するとともに、緑化・防災機能等の向上を図り、

良好な住環境整備を進めることが必要です。

総住宅数に占める居住世帯のない住宅（空き家など）の実態把握も必要な課題です。特に賃貸用住宅の空き家が多く、市場に出回らない住宅の空き家も多くなっています。

老朽化等による防犯・防災面への対応をはじめ、良好な住環境の整備を進めるうえで、有効活用を含めた対策を検討していく必要があります。

安心して住み続けられる住まいと環境のしくみという点では、高齢者、障害者、子育て世帯などの居住の安定を確保するために、公的賃貸住宅や民間賃貸住宅による安定した居住確保の支援が求められています。

特に、子育て世帯の居住継続支援のためには、核家族化が進む中、悩まず安心して子育てできるよう、子育てを支える環境の整備と居住水準の向上を図る必要があります。

また、高齢者が安心して住み続けることのできる高齢者向け賃貸住宅の供給促進や、在宅における安心居住を支援するため、保健・医療・福祉との連携強化を図ることにより、高齢者・障害者が安心して住み続けることのできる環境の確保を図っていく必要があります。

■ 施策の方向

(1) 良質な住宅の供給

① 民間住宅の供給誘導

- 民間活力を活用し、様々な世帯層に対応した良質で多様な住宅の供給を促進します。
- 住宅の建設、建替えにあたっては、バリアフリー化、耐震化、長寿命化や環境に配慮した建築の促進を誘導し、良質な住宅ストックの形成を図ります。

② 公的住宅の供給・維持管理

- 公的賃貸住宅（都営住宅、都市再生機構住宅）の整備にあたっては、良質で多様なタイプの住宅整備を要請します。
- 区営住宅については、収入基準に従った適

3-5 住宅・住環境

正入居や福祉施策との連携などにより、住宅セーフティネットの構築を進め、住宅への困窮度が高い世帯の居住の安定を図ります。

○既存の区営住宅については、適切な修繕等の計画的な実施による長寿命化を図るとともに、世帯規模に応じた住み替えや施設の改善など、住宅ストックの有効活用を図ります。

○建替え時期を迎える区営住宅については、土地の有効活用など、様々な建替え手法を総合的に検討するとともに、居住者のための生活支援施設等の併設について、検討していきます。

③ 住宅の維持管理・建替えの支援

○安全で快適な居住環境を確保するため、建物耐震化の促進やリフォームを支援します。

○分譲マンションの適正な維持管理を図るため、相談体制の提供や助成制度の活用により、管理組合支援を図ります。

(2) 良好な住環境の整備

① まちづくり事業と連動した住環境の整備

○様々なまちづくり事業を活用して、住環境整備を図ります。木造住宅密集地区では主要生活道路の拡幅整備や共同建替えの促進等を行う住宅市街地総合整備事業等を適用し、地域特性に応じたまちづくり手法を活用します。また、居住世帯のない住宅（空き家など）について、実態の把握を行うとともに地域の実情に応じた対策等を検討します。

○良好な住環境を保全するため、住民の合意がある地区については、地区計画制度の適用を検討します。

② みどり豊かな住環境の整備

○民間事業者との協働により、住宅等の整備にあわせ、周辺に緑地やオープンスペース

の確保を求めるなど、より良い住環境の整備を誘導します。

○土地利用転換により住宅が建設される場合は、地区計画制度の活用などにより、位置付けを明確にして、みどり豊かな住環境を誘導します。

③ 大規模団地の建替・再生

○老朽化した大規模団地の建替・再生にあたっては、道路、公園その他の公共施設の再配置を進めます。

○避難場所としての機能を確保し、防災性の向上を図ります。

○都営住宅や都市再生機構住宅の建替・再生にあたっては、高齢者、障害者、子育て世帯向けの住宅供給や生活支援施設等の併設など、住宅セーフティネットとしての役割を十分に果たすよう要望していきます。

(3) 子育て世帯や高齢者・障害者世帯の居住支援

① 子育て世帯の居住継続の支援

○子育て世帯の居住水準向上と定住化促進を図るため、より良質で快適な住宅に居住できるよう支援を拡充します。

○子育て支援や教育環境の充実など、子育てしやすい環境づくりを進めます。

② 高齢者・障害者世帯の居住継続の支援

○高齢者や障害者の居住支援を図るため、あつせん制度を活用した住宅の確保を支援します。

○高齢者の継続的な居住を支えるため、高齢者が安心して住み続けることのできる住宅の提供を促進します。

○保健・医療・福祉との連携強化による在宅の安心居住を図ります。

3-5 住宅・住環境

■施策体系図

基本施策		計画事業
単位施策	施策の方向	
(1) 良質な住宅の供給		【91】 区営住宅のストック活用及び再生計画の策定 【92】 区営住宅の建替え
①民間住宅の供給誘導		(要請) 良質で多様な公的賃貸住宅の整備
民間による良質で多様な住宅の供給促進		
良質な住宅ストックの形成		
②公的住宅の供給・維持管理		
良質で多様な公的住宅の整備誘導		
住宅セーフティネット構築の推進		
住宅ストックの有効活用		
区営住宅の建替え手法の検討		
③住宅の維持管理・建替えの支援		
建物耐震化の促進やリフォームの支援		
分譲マンションの適切な維持・管理支援		
(2) 良好な住環境の整備		再掲 63 十条駅周辺のまちづくりの促進 再掲 64 赤羽駅周辺のまちづくりの促進 再掲 65 王子駅周辺のまちづくりの促進 再掲 66 赤羽台周辺地区住宅市街地総合整備事業の推進
①まちづくり事業と連動した住環境の整備		再掲 67 都市防災不燃化促進事業 再掲 68 防災まちづくり事業の推進 再掲 69 木造民間住宅耐震改修・建替え促進事業 再掲 102 街区公園・児童遊園の新設整備 再掲 103 まちなかのお花畑整備事業
様々なまちづくり事業の活用		
地区計画制度の適用検討		
②みどり豊かな住環境の整備		
住宅整備に合わせた緑地やオープンスペースの確保		
地区計画制度の活用		
③大規模団地の建替・再生		
大規模団地の建替・再生にあわせた公共施設の再配置推進		
避難場所機能の確保		
住宅セーフティネットの充実		

3-5 住宅・住環境

基本施策		計画事業
単位施策	施策の方向	
(3)	子育て世帯や高齢者・障害者世帯の居住支援	【93】 子育て世帯の居住支援 【94】 高齢者の居住支援
	①子育て世帯の居住継続の支援	
	子育て世帯への居住支援	
	子育て支援策や教育環境の充実	再掲 17 認知症高齢者グループホームの整備 再掲 18 心身障害者グループホーム・ケアホームの整備
	②高齢者・障害者世帯の居住継続の支援	
	住宅の確保の支援	再掲 19 精神障害者グループホームの整備
	高齢者のための住宅の提供促進	再掲 20 保育園待機児解消 再掲 21 学童クラブの定員拡大
	保健・医療・福祉との連携強化	再掲 23 病児・病後児保育の実施 再掲 24 延長、夜間及び休日保育の拡充 再掲 26 子育て応援団事業 再掲 28 (仮称) 子どもプラザの整備 再掲 49 学び・拓く・北区人づくりプロジェクト 再掲 50 学力パワーアップ事業 再掲 51 北区小中一貫教育の推進 再掲 52 きらきら0年生応援プロジェクト
		(要請) 高齢者、障害者、子育て世帯向けの住宅供給

■計画事業

【91】 区営住宅のストック活用及び再生計画の策定

区営住宅の維持管理や耐久性の向上に資する改善、役割の見直し等を検討し、各団地を長期的に有効活用していくためのストック活用計画を策定する。また、建替え時期を迎える区営住宅について、再生計画を策定し、区営住宅ストックの有効活用と効率的かつ円滑な更新を行う。

まちづくり部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
計画策定	—	計画策定	計画策定	
	事業費(百万円)	6	6	

3-5 住宅・住環境

【92】区営住宅の建替え

区営住宅の適正修繕による長寿命化など既存住宅を有効活用する一方で、建替え時期を迎える区営住宅について、区営住宅のストック活用及び再生計画に基づき、建替えを実施する。

まちづくり部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
建替整備	—	建替整備		建替整備
	事業費(百万円)	3,214		3,214

【93】子育て世帯の居住支援

区内に居住する子育て世帯が狭小な住宅からより広い賃貸住宅に転居する場合、家賃の差額の一部を助成する。また、子育てしやすい住環境と世代間の共助を推進するため、区内に親が居住している子育て世帯が住宅の取得等をした場合や、高齢者や環境等に配慮した三世代同居のための住宅を建設する場合に建設費等の一部を助成するとともに、子育て世帯向けの地域優良賃貸住宅の供給・誘導を推進する。

まちづくり部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	推 進
(内訳) ファミリー世帯 住み替え家賃助成	70件	400件	200件	200件
親元近居助成	100件	400件	200件	200件
三世代住宅建設助成	80件	300件	150件	150件
地域優良賃貸住宅 の供給・誘導	—	240戸	40戸	200戸
	事業費(百万円)	1,410	358	1,052

3-5 住宅・住環境

【94】高齢者の居住支援

高齢者が安全かつ安心して地域に住み続けられるよう、都市再生機構や民間事業者等と連携し、高齢者向けの地域優良賃貸住宅の供給・誘導を推進する。

まちづくり部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
推進	—	推進	推進	推進
(内訳) 公的住宅活用による 高齢者向け優良 賃貸住宅の供給	—	96戸	46戸	50戸
民間賃貸住宅活用 による高齢者向け 優良賃貸住宅の供給	—	165戸	40戸	125戸
	事業費(百万円)	1,041	257	784

3-6 うるおいのある魅力的な都市空間の整備



北区基本構想

住む人が愛着を感じ、訪れる人にもやすらぎとうるおいを与える魅力ある都市空間を形成するため、区は、美しいまち並みやみどりにあふれた公園、水辺などの公共空間の整備を推進します。

■現状と課題

豊かで美しい自然環境やうるおいのある都市景観は、人工的な都市空間にやすらぎやゆとりをもたらすと同時に、北区の個性を演出し、地域への愛着をはぐくみ、将来へと引き継ぐ貴重な財産になります。

なかでも公園や緑地は、自然と親しみ四季折々の花やみどりにふれあえる場であるとともに、スポーツやレクリエーション活動などを行ったり、日常的に人々が集い、憩い、いきいきと過ごす空間として重要な役割を担っています。また、ヒートアイランド現象※の緩和や地球温暖化の防止、都市における生態系の回復など都市環境の再生のみならず、災害時の延焼遮断機能や避難場所など都市防災施設としての機能、さらには地域のコミュニティの場など多様な機能を有しています。

こうした公園などの広がりのあるみどりを核に、崖線や水辺空間、地域のみどりを生かしたみどりのネットワークの形成や、みどりと調和したうるおいのある都市景観の創出など、花・みどりあふれる美しいまち並みを形成することは、区民の生活に快適さや豊かさを与えるだけでなく、まちのイメージや魅力を高め、まちを訪れる人をも魅了し、活力ある都市の再生、発展につながるものです。

北区では、区の南北に連なる崖線のみどり、荒川・隅田川・石神井川などの水辺空間、飛鳥山公園、旧古河庭園などの名勝・旧跡、都電の走る風景などが、「北区らしさ」を象徴する地域の景観資源として多くの区民に親しまれています。

これらのすぐれた都市景観を区民共有の財産とするため、区民参画による「景観百選」を選定す

るとともに、特に景観形成を図る一定の地区について、優れた景観の保全や良好な景観づくりを行うことを目標とした、「景観形成地区」を指定し、区民・事業者による美しいまち並みの創造を支援しています。

今後、さらに、区民や事業者との協働により、地域の特性を生かした魅力的な都市空間の形成を推進することが求められます。北区のイメージをかたちづくる要素である歴史的建造物や緑や河川などについて、適切な維持管理・保全を図ることも必要です。

また、北区を特徴づける景観を守り、育て、創出するとともに、駅前広場や道路の整備、工場跡地や大規模団地の建替えなどのまちづくりに合わせ、それぞれの地域を、うるおいとやすらぎに満ちた美しい都市空間として整備を進める必要があります。



飛鳥山公園

魅力ある都市空間の形成には、区民や事業者が美しいまち並みを創造する担い手として、自ら自主的に取り組むことも大切です。

区民一人ひとりが身の回りの景観づくりに取り組む一方で、区は、様々な自主的取り組みを支援・

3-6 景観・公園

誘導しながら、景観形成やまちの美化に対する区民意識の向上を図り、先導的な取り組みを進める必要があります。

平成20年(2008年)に実施した「北区民意識・意向調査」では、北区のイメージについて、「便利で住みやすいまち」(55.1%)に次いで、「みどり豊かなまち」(15.5%)が挙げられ、第三位が「ごみごみしているまち」(13.2%)となっています。また、「望ましい地域の将来像」については、「公園やみどりなどの多い自然と親しめるまち」が53.2%と、みどり豊かなまちへの期待が最も高い結果となりました。

今後も、さらにはうるおいのある魅力的な都市空間の整備を進めるため、花とみどりの季節感あふれる公園など、魅力ある公園づくりを進める必要があります。

また、4つの河川に恵まれた北区の水辺環境を生かし、うるおいとやすらぎに満ちた水辺空間の整備を進めることも大切です。

区は、これまで、国公有地跡地などまとまりのある土地を活用し、東京外国語大学西ヶ原キャンパス跡地などに大規模公園を整備するとともに、密集住宅市街地など公園用地の確保が困難な地域では、狭い土地を利用したまちかど広場の整備を進め、都市の安全性向上やみどりの保全・創出に努めてきました。

しかし、平成21年(2009年)4月1日現在の区民一人あたりの都市公園面積は2.52㎡と、23区平均(2.95㎡)を下回っており、継続的な公園整備が必要な状況にあります。

また、公園の分布には依然として地域的な偏在もあり、低地部を中心に極端に公園が不足する地域も見受けられます。今後も引き続き、地域の防災性の向上などの観点からも、特に公園不足地域ではなお一層の公園整備の取り組みが求められます。

区民と区の協働のまちづくりを推進するため、公園整備に際して、計画の検討段階から積極的に

区民参画の機会を設け、住民参加型による公園づくりを推進しています。さらには、公園の植栽や維持管理を住民が主体となって行う制度などを活用し、地域に密着し、親しまれる公園となるよう意識啓発や働きかけを行っています。

区民が親しめる公園にするため、ワークショップ方式などの区民参画の手法を積極的に活用し、地域特性や近隣住民のニーズに応じた、特色ある、区民に愛される公園の整備を進める必要があります。

■施策の方向

(1) 美しいまち並みの創造

① 北区らしい景観の創出

- 北区を特徴づけるすぐれた景観を、区民とともに、積極的に守り、育て、創出します。
- 「旧古河庭園」、「飛鳥山」など北区を代表する景勝地周辺地区について、歴史的・文化的景観形成を進めるとともに、周辺の建物高さの規制・誘導などによる眺望の保全に努めます。
- 駅前広場の整備や工場跡地などの大規模な土地利用転換などのまちづくりに合わせ、すぐれた景観に寄与するような整備・誘導を行い、みどりに彩られた美しい都市空間づくりを進めます。
- 景観を損なう電線類の地中化を推進するとともに、違法広告物などに対する指導を進めます。また、美しいまち並み形成に寄与する、景観に配慮した建築物・工作物・広告物になるよう誘導します。

② 景観づくりの支援

- 区民や事業者の景観に対する自主的な取り組みを促進するため、景観形成地区指定の推進などを進めます。また、身近にあるそれぞれの地域の景観に対する一層の意識啓発を進めるため、情報の提供や相談体制の充実に努めます。

3-6 景観・公園

③ 美化の推進

○区民とともに、植栽や花壇の設置を推進します。また、清潔で快適なまちを維持するために、路上喫煙や歩行喫煙、ポイ捨での防止など、まちの美化に対する区民意識の向上を図ります。

○荒川や隅田川、石神井川など、北区を流れる河川沿いを、やすらぎの場として区民に親しまれる水辺空間として整備します。

(2) 魅力ある公園・水辺空間の形成

① 区民主体の身近な公園づくり

○区民の交流の場として身近に親しめる、地域の特性を生かした公園づくりを進めます。

○区民との協働による公園づくりを進めるため、公園の計画策定段階からワークショップ等の手法を活用するとともに、美化ボランティア制度など、地域にあった方法による公園管理への区民参画を推進します。

② 季節感あふれる公園づくり

○工場跡地や国公有地跡地などの大規模な土地利用転換の際には、区民がうるおいとやすらぎを感じ、憩い、散策を楽しみ、身近にみどりとふれあうことができる公園を整備します。

○大規模な公園・緑地やその周辺については、自然環境や歴史的資源を継承しながら、特色ある緑豊かな空間整備を進めます。

○地域に身近な公園については、四季折々の草花、鳥や昆虫に親しめるなど季節感にあふれた空間づくりを進めるとともに、その地域の特色を生かした公園づくりを推進します。

○経年による施設の老朽化や公園利用者のニーズの変化に対応し、計画的に公園の再生整備を進めます。

○公園などオープンスペースが不足する地域を中心に公園や広場空間を整備し、地域の防災性の向上やみどりの保全・創出を進めます。

③ うるおいのある水辺空間づくり

3-6 景観・公園

■施策体系図

基本施策		計画事業
単位施策	施策の方向	
(1) 美しいまち並みの創造		【95】 無電柱化事業の推進
① 北区らしい景観の創出		【96】 景観形成地区の指定
	北区を特徴づける景観の保全・創出	
	景勝地周辺地区の眺望の保全	
	みどりに彩られた美しい都市空間づくり	
	景観を損なう違法広告物等への指導	
② 景観づくりの支援		
	景観に対する自主的な取り組みの促進	
③ 美化の推進		
	まちの美化に対する区民意識の向上	
(2) 魅力ある公園・水辺空間の形成		【97】 飛鳥山公園の再生整備
① 区民主体の身近な公園づくり		【98】 新河岸東公園の拡張及び周辺街路等の整備
	身近に親しめる公園づくりの推進	【99】 (仮称) 赤羽台のもり公園の整備
	区民との協働による公園づくりの推進	【100】 桐ヶ丘中央公園の拡張整備
		【101】 緑地の整備
② 季節感あふれる公園づくり		【102】 街区公園・児童遊園の新設整備
	大規模な土地利用転換の際の公園整備	【103】 まちなかのお花畑整備事業
	特色ある緑豊かな空間整備	【104】 ドッグランの試行
	地域の特徴を生かした公園づくり	
	老朽化した公園の再整備	
	公園不足地域への重点的対応	
③ うるおいのある水辺空間づくり		
	区民に親しまれる水辺空間の整備	

3-6 景観・公園

■計画事業

【95】無電柱化事業の推進

良好な都市景観の創出、安全で快適な歩行空間の確保及び都市防災機能の強化など、良好な住環境の形成を推進するため、都市計画道路の新設・拡幅整備と合わせ、道路上に架設されている電線類について電線共同溝等の整備により無電柱化を推進する。

まちづくり部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
2区間完成 2区間着手・継続	2区間継続 1区間準備	2区間完成 2区間着手・継続	2区間完成 2区間着手・継続	2区間継続
(内訳) 補助181号線整備 区間	継続	完成	完成	
補助87号線整備 区間	継続	完成	完成	
区画街路3号線整備 区間	準備	着手・継続	着手・継続	継続
補助243号線整備 区間	—	着手・継続	着手・継続	継続
	事業費(百万円)	※事業費は、「【82】都市計画道路新設・拡幅整備」に計上している。		

【96】景観形成地区の指定

地域の優れた景観を守り、育て、創出するため、住民合意を得られた地区を対象に景観形成地区と定め、地域に即した良好な景観づくりを地域住民と協働して進める。

まちづくり部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
4地区	2地区 (京浜通り地区) (西が丘地区)	2地区	1地区	1地区
	事業費(百万円)	12	6	6

3-6 景観・公園

【97】飛鳥山公園の再生整備

王子駅中央口付近の飛鳥山公園都市計画区域の未整備箇所を整備する。

まちづくり部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
完成	整備継続	完成	完成	
	事業費(百万円)	500	500	

【98】新河岸東公園の拡張及び周辺街路等の整備

浮間水再生センターの施設上部を利用した新河岸東公園の拡張整備とあわせ、周辺街路等を整備する。

まちづくり部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
完成	整備継続	完成	完成	
(内訳) 公園拡張整備 完成	構想・協議	完成	完成	
周辺街路等整備 完成	構想	完成	完成	
	事業費(百万円)	705	705	

※ 周辺街路等整備に伴う必要な用地取得経費は、基本設計に基づき計上する。

【99】(仮称)赤羽台のもり公園の整備

都市再生機構赤羽台団地の建替え計画に合わせ、都市計画公園の新設整備を行う。

まちづくり部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
整備着手	—	整備着手		整備着手
	事業費(百万円)	—		—

3-6 景観・公園

【100】 桐ヶ丘中央公園の拡張整備

都営桐ヶ丘団地再生計画に合わせ、公園南北の一体的な連続性を確保し、防災機能を強化した公園を整備する。

まちづくり部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
整備着手	—	整備着手		整備着手
	事業費(百万円)	—		—

【101】 緑地の整備

荒川緑地を憩いの水辺空間として整備し、シバザクラを植栽する。また、(仮称)新・荒川水辺環境整備計画を策定する。

まちづくり部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
推進	推進	推進	推進	
(内訳) 荒川土手シバザクラ整備(新荒川大橋緑地整備) 完成	子どもの水辺整備(新荒川大橋緑地整備)完成 荒川土手シバザクラ整備(新荒川大橋緑地整備)	完成	完成	
(仮称)新・荒川水辺環境整備計画 策定	—	策定	策定	
	事業費(百万円)	73	73	

3-6 景観・公園

【102】 街区公園・児童遊園の新設整備

緑の実態調査などを踏まえて、公園などオープンスペースの不足する地域を中心に、防災面にも配慮し、身近に利用できる公園・児童遊園を整備する。

まちづくり部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前 期 (22～26年度)	後 期 (27～31年度)
163か所	143か所	20か所	10か所	10か所
(内訳) 街区公園 56か所	46か所	10か所	5か所	5か所
児童遊園 107か所	97か所	10か所	5か所	5か所
	事業費(百万円)	217	108	109

※ 街区公園、児童遊園とも前・後期各4か所は、住宅市街地総合整備事業による整備予定のため、事業費は「【68】防災まちづくり事業の推進」に計上している。

※ 用地取得経費は、面積等が確定した時点で計上する。

【103】 まちなかのお花畑整備事業

経年等により老朽化した公園、児童遊園を再整備する際に、季節感あふれる草花の植栽を中心に整備を進める。

まちづくり部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前 期 (22～26年度)	後 期 (27～31年度)
6か所	—	6か所	3か所	3か所
	事業費(百万円)	1,006	448	558

【104】 ドッグランの試行

ドッグランをモデル実施し、飼い主のマナーや利用に関する一定のルール、設備の概要など、本格実施する際の課題について検討する。

まちづくり部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前 期 (22～26年度)	後 期 (27～31年度)
モデル実施・検証	準 備	モデル実施・検証	モデル実施・検証	
	事業費(百万円)	4	4	

3-7 持続的発展が可能なまちづくり



北区基本構想

将来世代に継承できる持続的発展が可能なまちをつくるため、区民や事業者は、一人ひとりが地球に住み、暮らし、活動する「地球市民」として、地球環境に負担の少ないライフスタイルや事業活動への転換を図ります。

また、区、区民、事業者は、それぞれの責務を果たすとともに、ボランティア・市民活動団体を含めた連携、協働を進め、資源循環型システムを構築します。

さらに、新たな環境汚染問題にも取り組みます。

■現状と課題

私たちが歩んできた経済性・効率性・利便性を優先させる社会システムは、大量消費や大量廃棄をとまなうため、地球温暖化やオゾン層の破壊、熱帯雨林の乱伐など、様々な地球規模の環境問題を引き起こしています。このような地球規模の環境問題を、日常の生活で実感することはなかなか難しいですが、食料や石油・天然ガスなどの価格上昇や入手困難というかたちで私たちの暮らしに影響を及ぼす深刻な問題です。

区では、平成17年(2005年)6月に策定した「北区環境基本計画」で、「みんなでまもる“青い地球”」を基本目標とし、地球温暖化の防止やごみの減量・リサイクルを推進することにしました。また、「一人ひとりが“環境行動の主演”」を基本目標とし、環境活動を支援する施策を進めています。

しかし、地球規模の環境問題、その中でも地球温暖化問題はますます深刻化しつつあり、区民生活への影響も懸念される状況にあります。そこで区は、区民・事業所とともに省資源・省エネに努め、人間活動による温暖化の主要因である二酸化炭素排出量の削減を進めるため、平成20年(2008年)3月に「北区地球温暖化対策地域推進計画」を策定しました。

この計画に基づき、平成20年度(2008年度)から、新エネルギー・省エネルギー機器導入助成や、区、省エネ活動団体、省エネ機器事業者などが意見交換する場の構築などを実施してきましたが、二酸化炭素排出量の削減への取り組みをさらに充実させていく必要があります。

また、事業所のエコアクション21取得支援事業を実施するなど、東京都が推進している「カーボンマイナス東京10年プロジェクト」(「10年後の東京」(平成18年(2006年)12月)による)と連携し、区民や事業者への支援や情報提供をさらに充実させていくことが求められます。とりわけ区は、区内最大事業者であり、従前からISOで取り組んできた省資源・省エネの取り組み強化や、区有施設の機能改善により二酸化炭素排出量の削減を加速させる取り組みなど、区民や事業者の範となるように、これまで以上に取り組んでいく必要があります。



東京都北区レジ袋削減協働宣言

国においても、「新成長戦略」(平成21年(2009年)12月)の基本方針の一つとして、2020年に温室効果ガスを1990年比で25%削減目標を掲げ、あらゆる政策を総動員した「チャレンジ25」の取り組みを推進するとしています。

意識や行動の変革を促していくことも大変重要です。北区から排出される二酸化炭素は日本全体の1000分の1程度(「北区地球温暖化対策地域推

3-7 環境

進計画」による) ですが、これを減らさない限り、日本の、そして世界の二酸化炭素排出量は減らないという気概を区、区民、事業所が共有することが重要です。

温暖化以外の環境問題に取り組むためにも、啓発活動や環境学習の場の確保は重要です。

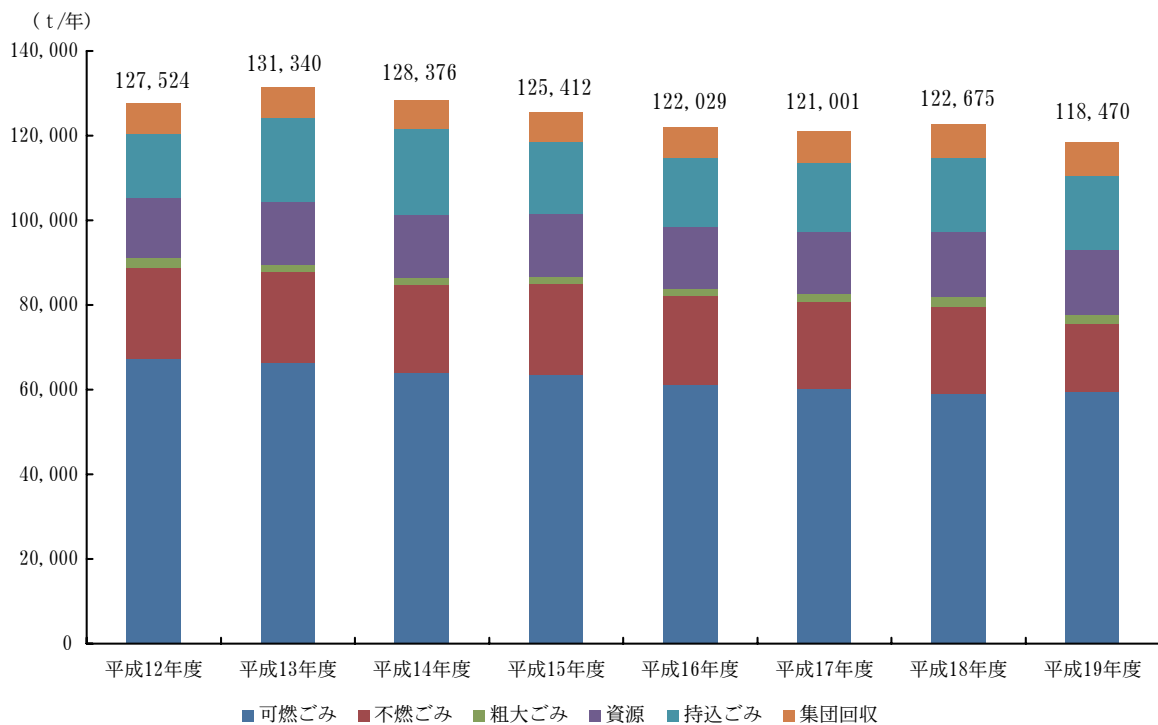
区では、環境大学事業などで、環境問題に関する啓発活動に力を入れてきましたが、これからも環境学習機会の拡充や地域の担い手となる人材の発掘・育成に重点的に取り組む必要があります。

一方、3R（発生・排出抑制、再使用、再資源化）を推進し、さらなるごみの減量化、清掃事業の効率化などを図ることにより、ごみの排出を限りなくゼロに近づけ、低炭素社会に配慮した循環型社会を構築することも重要です。北区の一人1日あたりのごみ排出量は、23区平均よりも少なく、また減少傾向にあります。しかしながら、可燃ごみや不燃ごみの中にはまだ多くの資源がごみとして排出されています。より一層分別を徹底するなど、ごみの発生・排出抑制、再使用及びリサイクルの推進を図るために区、区民、事業者の三者が積極

的に協力し、協働で取り組んでいく必要があります。

区では、区民と一体となったびん・缶のステーション回収区内全域実施や全国初の学校給食のコンポスト（一次発酵堆肥）化全校導入など、区と区民によるリサイクル活動として23区はもとより全国に先駆けた省資源化の取り組みをしてきました。コンポストについては、友好都市において肥料として活用し、野菜や果物を栽培する食のリサイクルに取り組んでいます。

また、区民の自主管理による環境学習・リサイクル施設であるエコ広場館については、平成6年（1994年）に富士見橋エコ広場館を開設し、平成20年（2008年）3月には区内4番目となる赤羽エコ広場館を開設しました。ここでは子どもから大人までを対象に、3Rの普及啓発や環境学習に取り組んできました。リサイクル関連事業に加え、新たに環境に配慮した料理教室など、食育をテーマとした事業も展開しています。また、ごみ減量のための啓発活動や環境学習は、子どものころから環境に興味を持つことが重要なことから



ごみ総排出量の推移

3-7 環境

保育園や小学校を対象に実施してきましたが、今後は事業者を含めた幅広い層を対象にしたより一層の取り組みが求められています。

清掃事業については、平成12年(2000年)の都区制度改革により東京都から23区に移管され、北区も一般廃棄物行政の実施主体となりました。区では、地域特性を生かしたごみ収集方法の実施や訪問収集など、区独自の特徴ある取り組みを展開してきました。平成20年(2008年)4月からは、最終処分場の延命化を図るため廃プラスチックのサーマルリサイクルを実施しています。環境負荷の少ない適正なごみ処理・処分システムを構築するために、さらなる効率的な収集運搬体制及び適切な収集サービスなどの検討、また、北区にふさわしい廃プラスチック回収の推進が求められています。

今後は、これら清掃事業と先進的な取り組みを進めるリサイクル事業とを一層連携させ、循環型社会に転換していくことが求められています。

自動車による大気汚染については、東京都によるディーゼル車の排気ガス規制の強化などにより、改善の兆しがみられるようになりましたが、近隣騒音などの都市・生活型公害については、なお苦情が区に寄せられ続けている状況です。産業型の公害についても、継続的に水質・大気・土壌汚染・悪臭などの現状を把握し、悪化等の兆しがある場合は、迅速に監視・指導しなければなりません。被害者が同時に加害者でもあることを踏まえ、生活環境の改善に向け、区民一人ひとりの自覚を高めるとともに、東京都、近隣自治体などと広域的な連携を図る必要があります。

ダイオキシンや重金属による土壌汚染、アスベストによる健康被害など、化学物質による環境汚染も心配されています。区民の健康を害する有害化学物質による人体への影響は、世代を越えて将来にわたって及ぼされることが懸念されており、健康リスクを高めないための対応と、正しい情報を共有することによる不安の軽減を図ることが求

められます。

■施策の方向

(1) 環境に負担の少ないライフスタイルへの転換

① 省資源・省エネルギーへの取り組み

- 新エネルギー・省エネルギー機器等の導入助成制度を充実させるなど、省エネルギー機器の普及や太陽光などの自然エネルギーの利用促進を図ります。
- 区民が環境に配慮した行動を取れるよう、学校と連携し、家庭での省資源・省エネルギーを支援するなど、子どもの頃からの環境教育を推進します。
- 省資源・省エネルギーに関する情報の提供や、家庭で気軽にできる取り組みなど、区民が省資源・省エネルギーに取り組むきっかけづくりを進めます。
- ISO14001やエコアクション2.1(環境マネジメントシステム)を率先して導入した経験をもとに、エコアクション2.1取得など、区内事業者の環境への取り組みを支援します。
- 街路照明のLED化、屋上・壁面緑化、遮熱性塗料・省エネ給湯器の導入など、区有施設の機能改善を図り、区内最大事業者として、二酸化炭素排出量の削減に積極的に取り組んでいきます。
- 学校改築の際には、新エネ・省エネ機器等の環境への負荷を抑えた設備やクリーンエネルギーの活用を積極的に図るとともに、環境教育の教材としても活用します。

② 啓発活動・環境学習の拡充

- 環境大学事業において、自然ふれあい情報館やみどり環境の情報館などの施設を活用して、体系的な環境学習システムの構築を図り、環境学習の機会の拡充や地域の担い手となる人材の発掘・育成に重点的に取

り組みます。

- ごみ減量に有効な情報提供、ごみ減量懇談会等の開催、区民参加型事業等の拡充など、各世代に応じた3R推進のための啓発活動と環境学習を推進します。

(2) 資源循環型システムの構築

① 区民・事業者・区の協働による3Rの推進

- 区民や事業者と協働して3Rを推進し、ライフスタイルの転換をめざします。
- 地域の特性に応じた地域循環圏を形成することをめざした事業を推進し、持続的発展が可能な循環型社会をめざします。
- 国や周辺自治体の動向に配慮しつつ、ごみの発生・排出抑制を推進するための策の一つとして、ごみの減量化に対する取り組み状況に応じて、家庭ごみの有料化を検討します。

② 環境負荷の少ない適正なごみ処理・処分システムの構築

- 清掃事業については、今後も引き続き民間委託を推進するとともに、関連施設の再編・統合の検討を進めるなど、効果的・効率的な運営を図ります。
- 可燃ごみとして収集運搬しているその他プラスチック類については、リサイクルの状況を見極めながら、施設整備の検討や品目の拡大を図ります。
- ごみの適正処理・処分を実施するために、今後も東京二十三区清掃一部事務組合及び東京都、他区と協力・連携を図っていきます。

(3) 良好な生活環境の保全

① 公害の防止・抑制

- 都市・生活型公害については、東京都など関連機関と連携し、生活環境の悪化を招かないよう監視、規制・指導していきます。
- 産業型の公害については、継続的に水質・

大気・土壌汚染・悪臭などの現状を監視し、悪化等の兆しがある場合は、迅速に指導します。

- 特に、大気汚染・騒音等の原因となる自動車公害については、関係機関に強く改善を働きかけるとともに、東京都の交通施策と連携するなど、対応を図ります。

② 新たな環境汚染問題への対応

- 新たな環境汚染問題については、関係機関と連携し情報を収集するなど、すみやかに対応します。
- みどりと環境の情報館において、土壌汚染に対する正しい知識や、豊島地区土壌汚染に関するリスク管理等の情報提供をしていきます。

③ 緑化の推進

- 二酸化炭素の吸収や防災性の強化、景観の改善などに寄与するため、区有公共施設の緑化を推進するとともに、民有地の緑化を支援します。

3-7 環境

■施策体系図

基本施策		計画事業
単位施策	施策の方向	
(1) 環境に負担の少ないライフスタイルへの転換		【105】 環境大学事業 【106】 新エネルギー・省エネルギー機器等導入助成 【107】 中小企業への新エネルギー・省エネルギー機器等導入支援 【108】 区有施設の新エネ・省エネ化事業 【109】 街路照明のLED化 【110】 エコアクション21取得支援事業 再掲 36 商店街街路灯LED化推進事業
①省資源・省エネルギーへの取り組み		
	新エネルギー・省エネルギーの利用促進	
	学校と連携した環境教育の推進	
	省資源・省エネルギーへの取り組み促進	
	区内事業者の環境への取り組み支援	
	区有施設の省エネルギー化への取り組み	
	環境を考慮した学校施設	
②啓発活動・環境学習の拡充		
	体系的な環境学習システムの構築 ごみゼロのまちづくりのための啓発活動・環境学習の拡充	
(2) 資源循環型システムの構築		【111】 資源回収の促進とリサイクル率の向上 (要請) 容器包装リサイクル対策の強化 (要請) 家電リサイクル対策の強化
①区民・事業者・区の協働による3Rの推進		
	区民、事業者と協働した3Rの推進	
	地域循環圏の形成の促進	
	家庭ごみの有料化の検討	
②環境負荷の少ない適正なごみ処理・処分システムの構築		
	清掃事業の効果的、効率的な運営 新たな資源化システムの検討 関係機関との協力・連携	
(3) 良好な生活環境の保全		【112】 花のあるまち推進事業 【113】 屋上緑化の推進
①公害の防止・抑制		
	都市・生活型公害の監視・規制・指導の推進	
	産業型公害の監視・指導の推進	
	交通施策と連携した自動車公害への対応	
②新たな環境汚染問題への対応		
	新たな環境汚染問題への対応 土壌汚染のリスク管理・情報提供	
③緑化の推進		
	緑化の推進	

■計画事業

【105】環境大学事業

北区環境基本計画を推進するため、総合環境学習の拠点として「環境大学」を運営し、環境リーダーなどの人材育成、関連団体の交流の促進、環境学習講座などの学習機会の提供を行うとともに、環境意識の向上を図る。

生活環境部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
受講 6,850 人	受講 850 人	受講 6,000 人	受講 3,000 人	受講 3,000 人
	事業費 (百万円)	122	61	61

【106】新エネルギー・省エネルギー機器等導入助成

「北区地球温暖化対策地域推進計画」で掲げる新エネルギー及び省エネルギー機器等の普及促進を図るため、太陽光発電システムやガス発電給湯器などの新エネ・省エネ機器を、新たに導入する区民を対象に導入費用を助成する。

生活環境部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
推進	推進	推進	推進	推進
	事業費 (百万円)	269	134	135

【107】中小企業への新エネルギー・省エネルギー機器等導入支援

区内中小企業に対して、新エネルギー及び省エネルギー機器等の普及啓発・導入費用の助成などの支援を行い、国・東京都と一体となって普及を促進していく。

生活環境部・地域振興部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
151件	1件	150件	50件	100件
	事業費 (百万円)	150	50	100

3-7 環境

【108】区有施設の新エネ・省エネ化事業

区内の事業者として率先して温室効果ガスの削減を推進するため、区有施設に新エネルギー及び省エネルギー機器の導入、遮熱性塗料等の導入による建物断熱性向上により、省エネ化を推進する。

生活環境部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
9施設	—	9施設	4施設	5施設
	事業費(百万円)	64	38	26

※ 公立保育園の改修に伴う新エネルギー機器の導入経費の一部は1-4で掲出している「【22】公立保育園の改修」に計上している。

【109】街路照明のLED化

地球温暖化対策・地球環境保全対策の一環として省エネルギー及び二酸化炭素の削減に取り組むため、街路照明を従来の水銀ランプから発光ダイオード(LED)式器具へ転換する。

まちづくり部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
推進 (6,610基)	推進 (650基)	推進 (5,960基)	推進 (3,000基)	推進 (2,960基)
	事業費(百万円)	1,091	545	546

【110】エコアクション2.1取得支援事業

環境に配慮した経営の促進を図る中小企業者を支援するため、環境経営に対する認証のしくみである「エコアクション2.1」の認証・登録に必要な経費の一部を助成する。

地域振興部・生活環境部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
313事業所	13事業所	300事業所	150事業所	150事業所
	事業費(百万円)	30	15	15

【111】資源回収の促進とリサイクル率の向上

環境への負荷の少ない資源循環型社会の形成を推進するため、区民との協働を進めごみのさらなる減量と分別の徹底を図るとともに、拠点回収やステーション回収により資源化率の向上を図り、リサイクル率を平成19年度実績の20%から平成30年度には25%への向上をめざす。

生活環境部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
推進	推進	推進	推進	推進
	事業費(百万円)	1,945	976	969

【112】花のあるまち推進事業

地域の公園や道路、駅前広場など公共施設の維持管理、公共空間の美化に、住民が積極的に参画する美化ボランティアなどの制度を導入して、まちなかを季節感あふれる草花でいっぱいにする。

生活環境部・まちづくり部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
128か所	123か所	5か所	2か所	3か所
	事業費(百万円)	5	2	3

【113】屋上緑化の推進

緑被率の向上やヒートアイランド現象の緩和のため、公共施設の屋上緑化を進めるとともに、民間助成を実施する。

生活環境部・各所管部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
推進	推進	推進	推進	推進
(内訳) 公共施設 40施設	16施設	24施設	11施設	13施設
民間助成 192件	92件	100件	50件	50件
	事業費(百万円)	80	50	30

※ 公共施設のうち前期10施設、後期13施設の事業費は「【55】学校の改築」及び、「【115】エコスクール整備事業」に計上している。

3-8 自然との共生



北区基本構想

自然は、私たちの快適な生活環境や生態系にとって、かけがえのないものです。区は、区民とともに、多様な生物のすむ自然環境を保全、創出し、自然と共生する、いのちあふれる快適環境を創造します。

■現状と課題

みどりは、私たちの生活に豊かさやうるおいを与えると同時に、大気を浄化して災害時には防災機能を果たすなど、快適な都市環境を提供しています。また、市街地の中に残された樹林や河川敷草地などの良好な自然環境は、将来へと引き継ぐ貴重な財産であり、子どもたちが多様な生物のいのちの営みとふれあい、生きることの尊さを知るためにも大変重要です。

北区民意識・意向調査(平成20年(2008年))では、「現在の北区のイメージ」として、「緑豊かなまち」が15.5%と第2位になり、第3位の「ごみごみしているまち(13.2%)」を上回りました。しかし、「望ましい地域の将来像」では、「公園や緑などの多い自然と親しめるまち」(53.2%)が前回調査と同様に最も多く、区民はみどり豊かで自然と親しめるまちとなることを強く望んでいることがうかがえます。

区では、飛鳥山公園の崖線部や、音無さくら緑地、十条野鳥の森緑地など、既存の自然環境の保全を重視した公園の整備を進めてきました。また、赤羽自然観察公園や荒川緑地などでは、野生生物のためにも役立つみどりの空間づくりを進めてきました。民間のみどりについては、既存のみどりを保全するため、保護樹林や保護樹木の管理などにかかる経費の一部助成などに取り組んできました。そのため、最近では、カワセミやタヌキなどの野生動物が区内でも頻繁に観察されるなど、都市自然の回復を実感することも多くなりました。

平成17年(2005年)に実施した植物調査では、コイヌガラシ、カワヂシャ、カンエンガヤツリなど、絶滅危惧種を含む貴重種の生育が確認され、区の

自然環境には、まだ固有の生物が残されていることが確認されました(北区植物ガイドブック(平成19年(2007年)3月発行)による)。区内の生物多様性の保全・回復を図るためには、区の特徴である崖地の樹林や広大な河川敷草地などで、多様な生物が生息することができる自然環境を保全・創出し、野生生物の生息環境を保障していくことが必要です。公園や民間のみどりについても、より質の高い生態系となるよう誘導していくことが求められます。

また、現存する崖地樹林などの貴重な自然環境を、残された区民共有の財産として、区民ととも



自然ふれあい情報館 自然園ガイド

3-8 自然との共生

に守り育てていくことも必要です。そのためには、まず区の自然の実態を明らかにしてその変化を記録・保存し、区民共有の財産としての価値を発信していくとともに、野生生物の生態や正しい付き合い方などを学ぶことができる場や機会の充実を図ることが重要です。

その一方、北区の緑被率は、18.5%（「北区緑の実態調査報告書」平成20年度（2008年度））であり、必ずしも良好な状態であるとはいえません。緑被の多くは公園や河川敷にあり、宅地にはあまり存在していません。

そこで、新たな課題にも積極的に取り組むため、生物多様性への視点、参加の機会・場所の確保などを改定の視点とした、「北区緑の基本計画」（平成22年（2010年）3月）を策定しました。

区では、美化ボランティアやみどりの協力員など、区民と協働して駅前広場等の公共空間を季節の草花でいっぱいにする取り組みを推進し、公共空間を美しい可憐な草花により演出しています。また、公園の整備、公共施設の屋上緑化、壁面緑化などにも取り組んでいます。しかし、過密化した市街地でより多くのみどりを創出するためには、

公共施設や公共的な空間の緑化をさらに積極的に進める必要があります。

民間のみどりについては、新たなみどりを創出するためにモデル地区を指定し、緑化にかかる経費の一部を助成するなど、地域の緑化にも努めてきました。また、屋上緑化や壁面緑化への助成も実施しています。民間の緑化を推進するためには、従前の緑化支援策を拡充するとともに、民間の緑化を促進する新たなしくみづくりに取り組むことが必要になります。

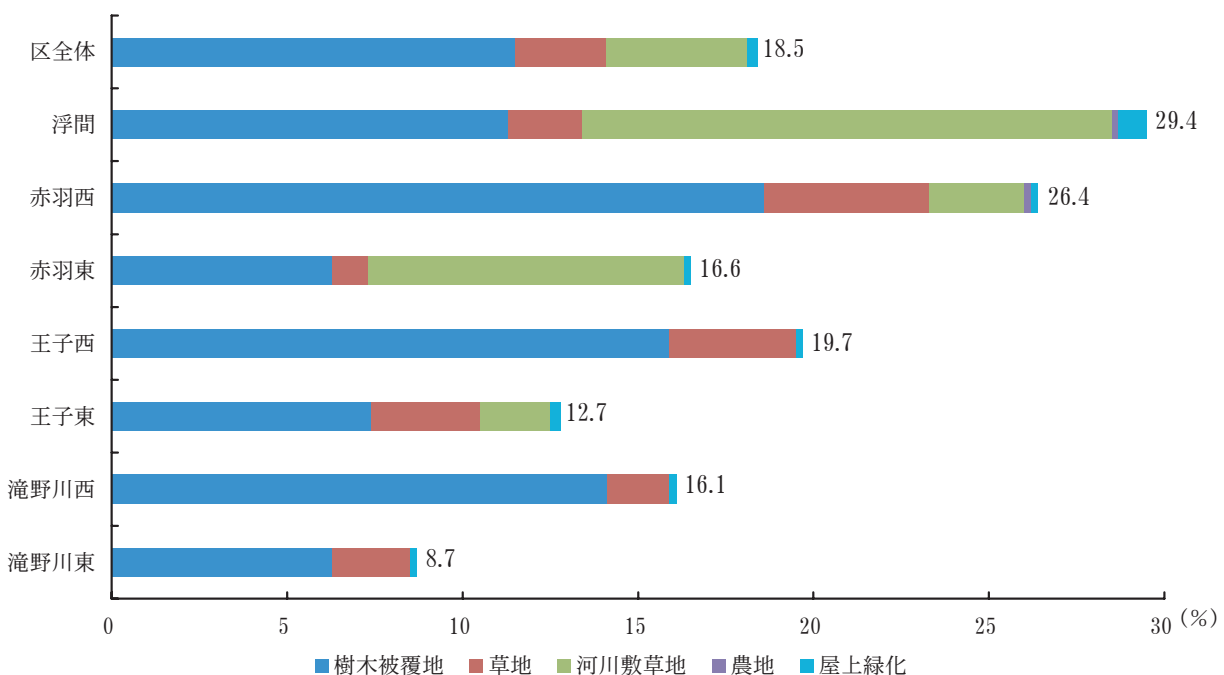
駅前広場など、多くの人が目にする場を中心に、区民とともにまちの中を季節の草花で飾り、美しくわくわくする空間に育て上げていくことで、みどり豊かなまちにしていくことが望まれます。

■ 施策の方向

(1) 自然環境の保全・創出

① 自然環境の保全・創出

- 野生生物の生息環境を保障するため、生物多様性の保全拠点として、崖地の樹林や河川敷草地など、多様な生物が生息すること



地区別緑被率状況

3-8 自然との共生

ができる自然環境を保全します。

- 一定規模の民間樹林や大木などについては、費用の一部を助成することで、保全を図ります。
- みどりの少ない地域では、季節感あふれる公園を整備するなど、身近にみどりとふれあうことのできる環境を創出していきます。
- 生物多様性の回復を図るため、公園や河川、公共施設などの整備にあたっては、多様な生物が生息することができるビオトープ園を整備していきます。また、公園の樹林地などがより質の高い生態系となるよう管理していきます。

② 自然観察や体験学習の充実

- 今後の施策や自然観察、体験学習の基礎とするため、野生生物等の実態・動態を正確に把握するための植物、動物等の生息調査の実施や、野生生物目撃情報データベースの作成など、区内の野生生物に関する情報の体系的な保存に努めます。
- 自然環境に関するふれあい・啓発事業については、環境大学事業の中にとりこみ、充実させていくことで、野生生物の生態や正しい付き合い方などを学ぶことができる場や機会をより充実させます。

(2) 環境緑化の推進

① 公共空間の緑化

- 公共空間での緑化を積極的に進めるため、駅前広場など、多くの人が目にする場を中心に、区民とともにまちの中を季節の草花で飾っていきます。
- 学校を中心として、屋上緑化や壁面緑化など、公共施設の緑化を進めるとともに、環境学習の場としても活用していきます。

② 地域緑化のしくみづくり

- 「地域の花」を自治会等の地縁団体を中心に定め、地域で活用していくなど、まちの

中を季節の草花で飾り、北区を美しくわくわくする空間に育て上げていきます。

- 区内の緑被率の高い地域を「緑化保全モデル地区」、低い地域を「緑化推進モデル地区」にそれぞれ指定し、重点的に地域の緑化を推進します。
- 区民の自主的な緑化活動「みどりの協定」や、建築・開発の際の「緑化計画書」の認定、接道部の生垣造成助成、建物の屋上・ベランダ・壁面緑化助成などにより、民間緑化を促進します。
- 花・みどりに関する講座を開催するなど、緑化の知識や技術を習得する機会を提供します。
- 区民一人ひとりが身近にみどりに親しみ、楽しくみどりを育てられるしくみを検討します。

3-8 自然との共生

■施策体系図

基本施策		計画事業
単位施策	施策の方向	
(1) 自然環境の保全・創出		【114】 野生動植物情報ストレージの構築
①自然環境の保全・創出		再掲 105 環境大学事業
生物多様性の保全		
民間樹林等の保全支援		
身近にみどりとふれあう場の創出		
野生生物の生息場所（ビオトープ）づくり		
②自然観察や体験学習の充実		
野生生物情報の体系的な保存		
野生生物を学ぶ場や機会の充実		
(2) 環境緑化の推進		【115】 エコスクール整備事業 【116】 花＊はな事業
①公共空間の緑化		再掲 103 まちなかのお花畑整備事業 再掲 112 花のあるまち推進事業 再掲 113 屋上緑化の推進
公共空間の緑化の推進		
公共施設の緑化の推進		
②地域緑化のしくみづくり		
地域緑化のしくみづくり		
重点的な地域緑化の推進		
民間緑化の支援		
緑化学習の提供		
区民の緑化のしくみづくり		

■計画事業

【114】 野生動植物情報ストレージの構築

自然環境調査などで発見された区内の野生動植物のデータを一元的に集約管理し、利用可能な基本データベースとして整備する。また、ホームページ等で情報を公開することにより、区内の自然環境についての理解を深める。

生活環境部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前 期 (22 ~ 26年度)	後 期 (27 ~ 31年度)
構 築	—	構 築	構 築	
	事業費（百万円）	6	6	

3-8 自然との共生

【115】エコスクール整備事業

環境教育推進法の施行を踏まえ、学校教育におけるハード・ソフト面での環境に配慮した施設整備・環境教育を推進する。特に学校改築の際には、積極的に環境への負荷を抑えた施設整備やクリーンエネルギーの活用を図る。

生活環境部・教育委員会事務局

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前 期 (22～26年度)	後 期 (27～31年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	推 進
(内訳) 屋上緑化 33校	10校	23校	10校	13校
壁面緑化 30校	10校	20校	10校	10校
ビオトープ 15校	5校	10校	5校	5校
生垣化 24校	6校	18校	10校	8校
太陽光発電 17校	4校	13校	5校	8校
環境共生校舎 17校	4校	13校	5校	8校
	事業費(百万円)	379	190	189

※ 屋上緑化、生垣化、太陽光発電、環境共生校舎の事業費のうち、学校改築、改修分は、「【55】学校の改築」及び「【56】校舎改修・改築計画の策定と推進」に計上している。

【116】花*はな事業

区民一人ひとりが身近にみどりを感じ、参画できる事業を展開することにより、花*みどりを通じて区民のコミュニケーションを広げ、まちもこころも豊かなふるさと北区を実現していく。

生活環境部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前 期 (22～26年度)	後 期 (27～31年度)
推 進	—	推 進	推 進	推 進
	事業費(百万円)	21	9	12



第 4 章

基本計画推進のための区政運営

- 4-1 区民と区の協働によるまちづくりの推進 …… 191
- 4-2 計画的・効率的な行財政運営の推進 …… 196
- 4-3 自治権の拡充と広域的な連携・協力の推進 …… 203

4-1 区民と区の協働によるまちづくりの推進



北区基本構想

「自分たちのまちは自分たちでつくり、守る」という考え方のもとに、区民と区は、良好なパートナーシップを構築し、協働してまちづくりを進めます。

区は、区政の様々な場面への区民参画を推進するとともに、わかりやすく開かれた区政を推進します。

■現状と課題

地方分権の目的は、「基礎自治体優先の原則」に立ち、自己決定・自己責任の原則のもと、私たちの暮らす地域社会を個性豊かで活力に満ちたものにしていくことです。区は、区民に最も身近な基礎自治体として、できる限りの権限と財源を持ち、地域に最もふさわしい公共サービスを多様な姿で展開していくことが求められています。

しかし、少子高齢社会への対応、安全・安心なまちづくり、環境にやさしいまちづくりなど、区が抱える様々な課題の解決は、行政だけで成し得るものではありません。誰もが安心して、かつ北区らしさを実感できる地域社会の構築には、区、区民、企業など様々な活動主体が、個々の役割と責任を分担し、相互に連携しながら「協働のまちづくり」を推進していくことが必要です。そのため、区は、「区民とともに」という区の基本姿勢を踏まえ、まちづくりの主役である区民が区政に参画しやすいしくみの充実を図るとともに、区民は、「私たちのまちは私たちがつくる」という住民自治の理念のもと、主体的に区政に参画し行動していくことが不可欠です。

区は、これまで、主要な計画等を策定する際の審議会委員の公募、パブリックコメントの実施、重要な施策を進める際の公聴会や説明会の開催、区政モニター会議、中学生・高校生モニター会議、小学生対象の区政を話し合う会、区長の「まちかどトーク」の開催など、一人でも多くの区民が区政に参画できる機会を設けてきました。また、区職員がまちに出て、区民とのワークショップを実施しながら、地域ごとの実情に即したまちづくり事業を推進する取り組みも進めています。今後も、

区民をはじめ多様な主体との連携による課題解決のしくみを考え、政策形成過程へのさらなる区民参画を促進していくことが必要です。



区政モニター会議

「北区民意識・意向調査報告書（平成20年（2008年）8月）」によると「約6割の区民が区政に関心がある」としていながら、区政参画または地域活動参加者は約1割にとどまっており、その理由として「家事や仕事が忙しい」「きっかけがない」を理由にあげた区民が約6割となっています。「区民とともに」という基本姿勢のもと、安心して住みやすいまちを作っていくためには、開かれた区政のもとでの積極的な区民参画の促進が欠かせません。そのため、区は個人情報保護に配慮しながら、積極的に情報公開を進めます。また、広報・広聴活動の充実を図り、インターネットの活用など迅速でわかりやすい情報の提供に努めるとともに、若者から高齢者まで区民の様々な意見をこれまで以上にきめ細かく把握していくことが求められています。

また、区民一人ひとりの多様なニーズや価値観にきめ細かく対応し、地域における課題解決を進

4-1 区民と区の協働

めるためには、区民、大学などの教育機関、企業、商店街、各種団体など地域社会を構成する様々な主体による協働がより一層必要となります。これまでも、防災、福祉、教育、環境など地域の様々な課題解決に向けて、町会、自治会など地縁的なコミュニティによる活動が行われてきました。また、区内外の大学などの教育機関と連携し、子育て支援や商店街支援など専門性を生かした事業を実施してきました。今後はさらに幅広い分野で協働を推進し、大学などの教育機関をまちづくりを進める上での貴重なパートナーとして考えていくことが重要です。一方、区民自らの手で地域の課題を解決しようとするNPO・ボランティア活動団体などが確実に育ってきています。

区では、区民活動の推進と協働を促進するための全区的な拠点として「北区NPO・ボランティアぷらざ」を開設し、区民活動団体の育成、担い手づくり、ネットワークの推進、情報提供など、NPO・ボランティア活動を側面から支援し、区民の自主的・自発的な活動がさらに活発になるような取り組みを推進しています。こうしたことから、区民活動団体や区民と区との協働によりそれぞれの役割分担と責任を明確にしながらかつ課題を解決していこうという機運が育ちつつあります。今後は、地縁的なコミュニティに加え、NPO・ボランティア活動団体、企業、商店街などの交流・連携を強めていくことにより、お互いの特性を生かした協働によるまちづくりを進めていくことが

必要です。

また、区はそれぞれの協働を支援するためのコーディネーターとしての役割を担っていくことが重要になります。

区は協働による区政をよりいっそう充実していくため、平成19年度（2007年度）、「北区協働推進基金」を創設しました。この基金を活用し、NPO・ボランティア活動団体の自由な発想による提案型の協働事業を支援しながら、区政への主体的な住民参画の促進を図り、暮らしやすい地域社会の実現をめざしています。

NPO・ボランティア活動団体と行政は、様々な分野・形態で協働事業を行っていますが、今後、お互いを対等のパートナーとしてまちづくりを積極的に展開していくためには、さらなる情報の共有化や、協働を進める支援体制の整備・拡充、研修の充実が求められています。

■施策の方向

(1) 区民参画の推進

① 区民参画の推進

- 審議会委員の公募や、パブリックコメントの実施により、主要な計画づくりや、重要な施策の決定などの政策形成過程における区民参画の場を拡充します。
- 地域主体の防災・防犯への取り組みをはじめ、コミュニティ施設や公園や学校など、地域住民が身近に利用する公共施設の管理、運営について積極的に区民参画を推進します。
- 区政モニターや、高校生モニター、中学生モニター、小学生との区政を話し合う会並びに区政レポーターなどを通して、幅広い年代層の区民ニーズを把握し区政に反映させます。
- 地方分権時代にふさわしい区民自治の拡充に向けて、まちづくりの主役である区民が自ら区政に参画し、主体的にまちづくりを



北区NPO・ボランティアぷらざ サロンコーナー

4-1 区民と区の協働

推進していくためのしくみづくりを行います。

(2) わかりやすく開かれた区政の推進

① 情報公開と透明な行政運営の推進

- 行政活動について区民に説明する責任を果たすことにより、区民との信頼関係を築き、透明な行政運営を推進します。
- 個人情報の保護に配慮しながら、区民の知る権利を保障し、積極的に区政に関する情報公開を進めます。
- 行政の公正性と効率性を確保するとともに、施策の有効性を検証し、透明性を向上させるため、監査機能の充実・強化を図ります。

② 情報発信型区政の展開

- 読みやすくわかりやすい広報紙づくりに努めるとともに、問題提起型広報への展開を図り、広報活動を一層充実します。
- ケーブルテレビ、テレビ、新聞、雑誌など様々な情報手段を活用して区政や地域の情報を発信します。
- インターネット、携帯電話など様々な情報手段の活用により広報、広聴機能を充実し、区民がいつでもどこでも区政に関する情報が得られ、区政の課題について共に考えていけるよう、双方向での情報受発信を積極的に展開します。

(3) 責任ある協働の推進

① 協働の推進

- まちづくりを進めていくうえで、区は、区民、NPO・ボランティア活動団体や民間団体、大学などの教育機関、企業、商店街など様々な活動主体と共にそれぞれの役割と責任を明確にしながら、連携し協働していく体制を整備します。
- 区政の様々な分野における協働の機会の拡充を図ります。

② 公益的活動の支援

- 区民、NPO・ボランティア活動団体、社会貢献活動を行う企業に対し、「NPO・ボランティアぷらざ」を中心に情報提供、相談体制の充実、ネットワークの強化により公益的活動が活発に行えるよう支援します。
- NPO・ボランティア活動団体の交流の推進、活動場所の拡充を図ります。

4-1 区民と区の協働

■施策体系図

基本施策		計画事業
単位施策	施策の方向	
(1) 区民参画の推進		
①区民参画の推進		
	区民参画の機会と場の拡充	
	様々な場面での区民参画の推進	
	区民ニーズの把握	
	区民参画のしくみづくり	
(2) わかりやすく開かれた区政の推進		
①情報公開と透明な行政運営の推進		
	透明な行政運営の推進	
	情報公開の推進	
	監査機能の強化	
②情報発信型区政の展開		
	広報活動の充実	
	様々な情報手段の活用	
	広報・広聴機能の充実	
(3) 責任ある協働の推進		【117】 大学との包括協定の締結 【118】 大学の誘致
①協働の推進		
	連携・協働体制の整備	
	協働の機会の拡充	
②公益的活動の支援		
	ボランティア・社会貢献活動の支援	再掲 54 大学機能との連携の推進 再掲 59 学校支援ボランティア活動推進事業 再掲 112 花のあるまち推進事業
	NPO・ボランティア団体の交流促進	

4-1 区民と区の協働

■計画事業

【117】大学との包括協定の締結

区と大学との連携・協働に関する基本的な協定を締結し、それぞれが持つ人的、知的、物的資源を活用し、教育、文化、産業、健康、環境、まちづくり、防災・防犯などの地域課題の解決をすることにより、豊かな地域社会の創造をめざす。

政策経営部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
5校	—	5校	5校	
	事業費(百万円)	—	—	

【118】大学の誘致

地域の活性化を図るとともに、区有財産の有効活用を図るため、学校跡地等に大学の誘致を行う。

政策経営部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前期 (22～26年度)	後期 (27～31年度)
2校	—	2校	1校	1校
	事業費(百万円)	—	—	—

4-2 計画的・効率的な行財政運営の推進



北区基本構想

区は、基本構想の実現をめざして、総合計画として基本計画と実施計画を策定し、計画的、効率的な行財政運営を推進します。そして、行財政改革を進め、柔軟で強じんな行財政体質を築くとともに、簡素で機能的な組織・機構を実現します。

また、より一層効率的な行政サービスの提供に努めるとともに、既存の公共施設の有効活用を図ります。

さらに、区政推進の担い手となる職員の一層の資質向上を図ります。

■現状と課題

区は、北区らしさを大切にしながら、未来にたくなく住みよいきいきした魅力あるまちにしておくために、「区民とともに」という北区の基本姿勢のもと、4つの重点戦略を中心に多くの施策を展開し、基本構想の実現に努めています。

国・地方の累積債務が先進諸国で最悪の状況となり、また、日本全体が人口減少社会というこれまでにない局面を迎える中、国は地方の役割分担をふまえて、地方が自由に使える財源を拡充する観点から、国・地方間の税財源の配分のあり方を見直すこととしています。さらに、都区間では今後の都区のあり方について検討を行うなど、北区を取り巻く環境は大きな流れの中にあります。

北区は、「北区経営改革プラン」に基づき、多くの経営改革に取り組み、質の高いサービス提供を実現してきました。地方制度改革の動きが速く、社会経済状況の変化が大きい中であっても、基本計画を着実に実現するために必要な資源の調達とともに、社会構造の変化に対応できる持続可能な行財政システムへの改革をめざして、平成22年(2010年)3月、①区民とともに、②多様な主体が担う新たな公民連携のしくみの構築、③財源確保と変化に強い行財政システムの確立を柱とする「北区経営改革新5か年プラン」を策定しました。

これからは地方分権の推進により、これまで以上に北区の特性を生かし、北区の実情にあった区政を進めていくことになります。区政推進の担い手である北区の職員には、「区民とともに」という区の基本姿勢を十分認識したうえで、基本構想を

実現するための強い使命感と高い意欲を持った活躍が求められており、さらなる資質の向上が課題となります。

区は、「北区人材育成基本方針」に基づき、北区のめざすべき職員像や人材育成の方針及び推進体制を明らかにし、政策能力の向上や、人事制度の構築に努めています。区を取り巻く社会状況が目まぐるしく変化する中、職員には複雑化かつ多様化する課題に区民本位の視点から取り組み、より区民の満足度を向上させるために必要な業務遂行能力を身に付けることが求められています。

今後は、職員の政策形成能力を高めていくことや職員の持つノウハウ(専門的技術とその蓄積)を確実に継承していくこと、さらには少数精鋭体制の下でリーダーとなる管理監督者を確保・育成していくため、人事制度、研修制度、職場などあらゆるステージを活用する総合的な取り組みを展開させていくことが必要となります。

区政で最も重要なことは、区民の視点に立ち、質の高い公共サービスを効率よく効果的に区民に提供することです。基礎自治体である区は、福祉・健康、教育、生活環境、文化・スポーツ、都市基盤まで生活全般にわたる身近な総合行政を担う組織です。区民の満足度の向上を効率化と捉え、行政の情報化を推進し透明性を高めるとともに、便利で効率的なサービスの提供体制を整備する必要があります。

平成20年(2008年)の「北区民意識・意向調査」で、より効率的な行政運営のために区が力を入れることを聞いたところ、「効果の薄れた事業、補助金を

4-2 行財政運営

廃止、縮小する」、「申請手続きなど区民が行う手続きを簡単にする」、「部や課を統合したり、職員を減らす」が多く望まれました。これまでも増して、経営改革による内部努力の徹底、事務事業の見直し、再構築が必要です。

区は、区民の福祉向上に向けて、基本計画などに基づき、公共施設の計画的な整備を推進してきました。しかし、人口減少や少子高齢化の進行などの社会状況や、区民意識の変化等により、公共施設の中には機能や配置が適切でない施設や、利用状況、効率の低い施設が生じています。

一方、区役所庁舎や学校をはじめ公共施設の多くが老朽化等による更新時期を迎えており、今後は、公共施設の適切な維持管理と、計画的な改修・改築をいかに行っていくかが大きな課題となっています。そして、施設整備にあたってはライフサイクルを通じてのコスト縮減の観点から、施設の耐久性の向上や省資源・省エネルギー化など施設の品質向上を図っていく必要があります。



北区役所庁舎

また、平成 18 年（2006 年）の耐震改修促進法の改正に伴い、平成 20 年（2008 年）3 月に策定した「北区耐震改修促進計画」において、平成 27 年度（2015 年度）末までに、防災上重要な公共施設の耐震化率 100% をめざすことが位置づけられました。

これらの社会状況の変化や課題に適切に対応し、より質の高いサービスを区民に提供していくためには、区の施設のあり方を見直し、適正な施設配置や機能転換の課題に取り組む必要があります。また、遊休地・遊休施設などについては、区有財産の有効活用という観点から、貸付・売却などの方法を含めた利活用を推進していく必要があります。

■ 施策の方向

(1) 計画的な行政運営

① 計画的な行政運営

○中長期的な視点で社会経済動向を的確に展望するとともに、「区民とともに」という基本姿勢と 4 つの重点戦略に沿って、限られた資源の重点的、効果的な配分により基本計画と実施計画を策定し、総合的、計画的、効率的な行政運営を進めます。

(2) 健全な財政運営

① 自主財源の拡充

○区の財政基盤を強固なものにするため、区税などの自主財源の安定確保に努めるとともに、新税についての検討を進めます。

○特別区相互間で税源の偏在がある中、均衡のとれた行政水準を確保するために都区財政調整制度の適正な運用を東京都に求めていきます。

○地方分権が進む中、事務事業の分担に見合う税財源の配分や移譲、超過負担の解消、新たな行政需要に対する適正な財源措置を、国や東京都に求めていきます。

4-2 行財政運営

② 基金・区債等の計画的活用

○景気の変動や年度間の行政需要の変動、将来の行政需要などに対応するために、基金を積み立てるとともに、将来の償還の負担に配慮しながら、計画的に区債を活用します。

③ 経営改革の推進

○低成長経済下における急速な少子高齢化による需要増加に対応できるよう、経営改革を進め、持続可能な行財政システムへの改革を推進します。

④ 財政状況を区民と共有

○区の財政状況を区民と共有するため、バランスシート※、行政コスト計算書※などのわかりやすい資料を作成し、公表します。

(3) 簡素で機能的な組織・機構の実現

① 組織・機構の改革

○新たな区民ニーズや組織がまたがる課題に即応できるよう、常に区役所組織を見直します。

○組織間の横断的な連携体制と応援態勢を強化し、組織の弾力化・効率化を図りながら多様化する区民ニーズに即応できる執行体制をつくります。

② 組織の肥大化防止

○限られた行政資源の中で新しい課題に対応できるよう、スクラップ・アンド・ビルドにより組織の肥大化を防止します。

③ 職員定数の適正管理

○職員定数管理計画により適切な定数管理を行うとともに、限られた人材を効率的、効果的に活用する職員配置を行います。

○「経営改革プラン」に基づく行政システムの改革により、区民との協働を促進し、また、指定管理者制度を始めとする様々な外部化手法により、総職員数の抑制に努めます。

(4) 職員の資質向上

① 職員研修の充実

○北区研修基本計画により、時代に即応し区の実情に応じた政策を自ら考え企画立案することができるよう、職員の政策形成能力を育成します。

○区民の視点でまちを見る姿勢を育み、福祉の心を持つとともに、経営感覚などを合わせ持つ職員を育成します。

○接遇能力の充実とコミュニケーション能力の向上を図り、区民から信頼される職員を育成します。

② 職員参加の推進

○職員一人ひとりの能力を政策形成や行政運営に直接生かすため、職員自らが主体的に課題等に取り組める体制を整え、政策形成過程や事業計画策定への職員参加の機会を拡充します。

○職員の仕事に対する意欲を高め、職員の能力が最大限に発揮できる環境づくりを進めるなど、職員満足度の向上に努めます。

③ 人材育成を目的とした人事管理

○北区人材育成基本方針に基づき、職員一人ひとりの潜在的能力を開発しながら、分権の時代に対応できる、長期的視点に立った人事管理を行います。

○職員の蓄積された知識や経験が生かされ、さらに高度で専門的な知識や技術が向上していくよう、能力や適性に応じた適材適所による職員配置に努めます。

○職員の能力を発揮するため、目標管理制度の充実など、能力・業績を重視した人事管理制度への移行を進めます。

(5) 効率的な行政サービスの提供

① 行政情報化の推進

○整備の進む情報通信基盤を背景に、情報活用能力を向上させ、電子区役所の構築をよ

※情報セキュリティポリシー 情報の保護に関する基本的な方針を定めたもの。

※指定管理者制度 公の施設の管理運営は、公的な団体にのみ委託（管理委託制度）が可能であったが、平成15年6月の地方自治法の改正により、民間団体にも管理運営を代行させる（指定管理者制度）とともに、使用の許可の代行も可能になった。

4-2 行財政運営

り一層推進します。

- 区民情報、区政情報など、区が保有する情報資産を、安全性を確保しながら有効に活用するため、情報セキュリティポリシー※に基づき、情報セキュリティ対策を推進します。

② 行政サービス提供体制の整備

- 基礎自治体として区民生活を支えるため、便利でわかりやすい窓口を整備するとともに、職員の接遇向上や、正確で迅速なサービスの提供に努め、区民満足度の向上を図ります。
- 区の施設の窓口だけでなく、電子申請、コンビニ納付、電子納付など情報技術を活用したサービスを整備し、行政サービスの一層の向上を図ります。

③ 民間活力の活用

- 区民や地域団体、NPO、民間事業者など多様な主体が公共サービスの担い手となっている中で、区民自治の視点に立って、区が自ら実施すべき事業を選択します。
- 指定管理者制度※が定着する中、他の事業においてもモニタリングを充実し、民間活力を区民サービスの向上に活用します。

④ 受益と負担の適正化

- 区税等の財源は、基礎自治体の基盤であり、行政サービスを提供するために不可欠なものです。区民間の公平の観点から、強制徴収を進めるなど収納率の一層の向上を図ります。
- 受益者負担の原則が当てはまる行政サービスについては、区民と区の役割分担、行政の公共性、区民間の公平の観点から絶えず見直しを行い、受益者負担の適正化を進めます。

⑤ 行政評価システムの活用

- 事業のコストや成果をわかりやすく数値化するなど区民の視点に立った評価を行い、

今後の政策や施策、次年度の事業展開へと反映させます。

- 評価結果を区民や議会へ積極的に公表することにより、行政の透明性を高め、ひいては、区民とのよりよい協働関係を築きます。
- 職員自らが事業の評価と改革に取り組める体制を整備し、意識改革と政策立案能力の向上を図っていきます。

(6) 公共施設の計画的な整備と有効活用

① 計画的な改築・改修の促進

- 区役所庁舎をはじめ、老朽化等に伴う更新や耐震化が必要な公共施設の計画的な改修、改築を推進するとともに適切な維持補修に努めます。
- 新たな施設建設をはじめ施設の改築、改修を行う場合には、企画設計、建設、維持管理、廃棄処分各段階を含めた生涯費用（ライフサイクルコスト）を考慮し、重要度、緊急度に応じ厳選して整備します。

② 公共施設の有効活用

- 社会状況の変化や少子高齢化の進行等により行政需要の変化している公共施設は、再配置を含めた適切な見直しを行い、需要と供給のバランスがとれた適正な配置を行います。
- 区民ニーズの多様化、高度化により目的や需要の変化した公共施設は、転用や多様化、複合化、学校の余裕教室の活用、利用時間等の見直しを図るなど、様々な方策により既存施設の有効活用を推進します。

③ 区有財産の活用

- 遊休の区有財産については、貸付、交換、売却などの方法を含め、その利活用を図ります。

4-2 行財政運営

■施策体系図

基本施策		計画事業
単位施策	施策の方向	
(1) 計画的な行政運営		
① 計画的な行政運営	計画的な行政運営の推進	
(2) 健全な財政運営		
① 自主財源の拡充		
	自主財源の安定確保	
	都区財政調整制度の改善の要請	
	国、都への適切な財源措置の要望	
② 基金・区債等の計画的活用		
	基金・区債等の計画的活用	
③ 経営改革の推進		
	経営改革の推進	
④ 財政状況を区民と共有		
	財政状況の公表	
(3) 簡素で機能的な組織・機構の実現		
① 組織・機構の改革		
	継続的な組織の見直し	
	機動的な執行体制の整備	
② 組織の肥大化防止		
	組織の肥大化の防止	
③ 職員定数の適正管理		
	職員定数の適正管理	
	総職員数の抑制	
(4) 職員の資質の向上		
① 職員研修の充実		
	政策形成能力の育成	
	福祉の心と経営感覚を持った職員の育成	
	区民から信頼される職員の育成	
② 職員参加の推進		
	職員参加の機会拡充	
	活力ある職場づくりの推進	
③ 人材育成を目的とした人事管理		
	長期的・計画的な人事管理	
	適材適所の職員配置	
	能力・業績を重視した人事管理制度への移行	

4-2 行財政運営

基本施策		計画事業
単位施策	施策の方向	
(5)	効率的な行政サービスの提供	再掲 58 教師力向上応援プロジェクト
	①行政情報化の推進	
	電子区役所の推進	
	情報セキュリティ対策の推進	
	②行政サービス提供体制の整備	
	便利でわかりやすい窓口の整備	
	行政窓口の充実	
	③民間活力の活用	
	役割分担の明確化	
	積極的な民間活力の活用	
	④受益と負担の適正化	
	収納率の向上	
	受益者負担の適正化	
	⑤行政評価システムの活用	
	行政評価システムの活用	
	評価結果の公表	
	職員の意識改革と政策形成能力の向上	
(6)	公共施設の計画的な整備と有効活用	【119】 庁舎の耐震化・改築 【120】 公共施設再配置計画の策定 【121】 教職員住宅の有効活用の検討
	①計画的な改築・改修の促進	
	計画的な改築・改修の推進	
	生涯費用を考慮した効率的な整備	再掲 15 特別養護老人ホームの改修
	②公共施設の有効活用	再掲 22 公立保育園の改修
	公共施設の適正配置	再掲 47 桐ヶ丘体育館の改築
	既存施設の有効活用	再掲 55 学校の改築
	③区有財産の活用	再掲 56 校舎改修・改築計画の策定と推進
	区有財産の有効活用	

4-2 行財政運営

■計画事業

【119】庁舎の耐震化・改築

防災・復興の拠点である本庁舎の耐震上の課題、老朽化などに対応するため、改築する。また、新庁舎完成までの期間における現庁舎の耐震性能に対する緊急的な対策として、暫定耐震補強を行う。

総務部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前 期 (22～26年度)	後 期 (27～31年度)
改築工事	検 討	改築工事	(※用地)・基本構 想・暫定耐震化	基本計画 設計・改築工事
	事業費 (百万円)	10,632	1,570	9,062

※ 用地については未定

【120】公共施設再配置計画の策定

公共施設をとりまく社会環境や行政需要の変化に対応するため、公共施設再配置計画を策定する。

政策経営部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前 期 (22～26年度)	後 期 (27～31年度)
策 定	検 討	策 定	策 定	
	事業費 (百万円)	20	20	

【121】教職員住宅の有効活用の検討

区有財産の有効活用を図るため、老朽化した教職員住宅のあり方を検討する。

教育委員会事務局

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前 期 (22～26年度)	後 期 (27～31年度)
方針決定	—	方針決定	方針決定	
	事業費 (百万円)	—	—	

4-3 自治権の拡充と広域的な連携・協力の推進



北区基本構想

区は、区民に最も身近な基礎的自治体として、個性豊かな活力に満ちた地域社会を実現するため、区の自主性、自立性の向上に努めます。

また、区民の誇りとなる「北区らしさ」を発見、創造し、他の都市にはない魅力的な北区の地域イメージとして、広く内外に発信します。

さらに、区だけでは解決できない課題については、他の自治体、都、国との連携、協力を進めます。

■現状と課題

平成12年（2000年）4月、地方分権一括法が施行され、国と地方自治体が上下主従の関係から対等協力へと大きく変化しました。それと同時に実施された地方自治法改正により、特別区は基礎自治体として、都は広域自治体として、それぞれの責任を果たしつつ相互に連携して東京の大都市行政を担うという新たな都区制度の枠組みが法定されました。

しかし、役割分担や事務配分等の課題が解決されていないことから、今後の都区のあり方について、根本的かつ発展的な検討を行うため、平成18年（2006年）11月、「都区のあり方検討委員会」を設置しました。また、特別区制度調査会は、平成19年（2007年）12月、「都区」の制度廃止と「基礎自治体連合」構想と題する第二次報告を特別区長会に行いました。これは、特別区がこれまで取り組んできた自治権拡充の方向に合致するものですが、現状の枠組みを大きく変更するものであり、引き続き、東京における新たな自治の姿の構築に向けた具体的な検討を進めていく必要があります。

一方、国においては、平成18年（2006年）に成立した「地方分権改革推進法」により、第二期地方分権改革を推進しています。地域のことは地域に住む住民が決める「地域主権」を早期に確立することをめざし、平成21年（2009年）12月、地方分権改革推進計画を定めるとともに、平成25年（2013年）夏を見直しの期限とし、集中的かつスピーディーに取り組む方向が示されています。

これら地方分権に向けた一連の動きは、基礎自治体を地域の総合的な行政主体として、役割と権限を拡充していくことを基本としたものです。真に豊かさと潤いを実感できる分権社会の創造に向け、特別区としても、名実ともに住民に最も身近な基礎自治体として、自らを確立し、区民の期待に応えていくことが求められています。そのためには、さらなる区の役割と権限の拡充を図るとともに、国や都からの適切な財源の移譲や、都区の財政調整制度の改善などにより、地方分権時代にふさわしい財政自主権の確立を図ることが必要です。

地方分権に伴う自治権の拡充が進む中、各自治体においては、独自性を発揮し、互いに競い合いながら、自らの努力と創意工夫による主体的な取り組みを展開しています。区としても、区民が誇りと愛着を持つことができる活力に満ちた地域社会の実現に向け、区の魅力を発見、創造しながら、地域特性を生かした施策を展開していく必要があります。

北区においては、全国画一の時代から地域の多様性が求められる時代をみすえ、平成8年（1996年）、都市経営の一環として「北区イメージ戦略ビジョン」を策定しました。そして、北区の魅力をわかりやすく効果的に演出するため、JRの駅が23区内で最多であることから生活の便利さを意味する「交通」、八代将軍徳川吉宗の意向により植樹され、江戸庶民の花見の名所として親しまれてきた飛鳥山の「さくら」、北とびあ音楽祭や北区つかこうへい劇団など新たな文化の創造を意味する「誕

4-3 自治権拡充

生（ネサンス）」という3つのキーワードを設定し、対外的なイメージ発信を行っています。あわせて、コミュニケーションマークや、キャッチフレーズを構築し、視覚と言葉で訴えるイメージ戦略を展開しています。また、北区にゆかりのある著名人、文化人を「北区アンバサダー（大使）」として委嘱し、「北区アンバサダーイベント」を通じて北区の魅力を発信しています。平成14年（2002年）には、アンバサダーの1人である内田康夫氏の協力を得て、「北区内田康夫ミステリー文学賞」を創設しました。さらに、また、若者やファミリー層をターゲットに北区の魅力を凝縮した情報誌「KISS」を作成し、区外に向け情報発信をしています。



北区内田康夫ミステリー文学賞

また、観光の視点から、観光ガイドマップの発行やイベントの実施など北区の魅力の発信・PRにも努めています。観光ボランティアガイド養成講座など、区民とともに北区の観光を推進していくための担い手の育成などにも取り組んでいます。

今後は、これまで展開してきたイメージ戦略の成果を検証し、時代の変化に対応した新たなイメージ戦略の構築により北区の魅力をさらに対外的に、効果的に発信していくとともに、地域の多様な資源を生かした戦略を積極的に展開していくことが必要です。

一方、区民の生活圏、行動圏は北区の区域にとどまっているものではなく、河川の環境保全、土壌汚染などの環境問題、都市計画道路の整備、防災対策など、区域を越えた取り組みが必要な課題

も少なくありません。このため、区民、企業はもとより、国や東京都、関係団体や他区市町村との幅広い調整と相互連携が重要になります。

なお、北区の地域活性化のためには、区民が異なる文化、環境、生活や情報と接しながら自らも地域への理解や関心を深めることも重要です。そのため、相互の理解と信頼のもとに、国内外の自治体との区民主体の交流を進めることが求められます。

■施策の方向

(1) 自治権の拡充

① 地方分権の推進

○基礎自治体優先の原則のもと、区民に最も身近な基礎自治体としての役割と権限の確保に向け、都や他の区市町村と協議しながら、適切な権限の移譲を国、都へ求めています。

○地方分権改革の動向を見据え、新たな都区関係を他区と連携し構築します。

② 財政自主権の確立

○区が事務事業を自主的、自立的に執行できるよう、役割分担に応じた地方税源の拡充による安定的、恒久的な財源の確保を国、都に求めています。

○地方分権の推進による事務権限の拡充に見合う財源を国から地方へ移譲し、また、課税自主権の拡充を図るなど地方税源の充実を国に求めています。

(2) 「北区らしさ」の創造と発信

① イメージ戦略の推進

○区は、区民とともに、北区の個性的な魅力を発見、創造し、その魅力を区内外に様々な方法でわかりやすく広く発信します。

○これまでのイメージ戦略の取り組みの検証を行い、時代に即した新たな展開を行います。

4-3 自治権拡充

② 北区の特性を生かした施策の推進

- 北区の地域特性を生かした北区らしい施策を形成し、区民とともに推進します。
- 国、都、他自治体と連携するとともに、区民や民間組織と協働しながら区の観光事業を推進していきます。

(3) 広域的な連携・協力の推進

① 広域的な連携・協力の推進

- 災害時の相互応援態勢の整備など、区域を越えた取り組みが必要な課題や、北区だけでは解決できない課題に対しては、周辺自治体、都、国との連携・協力を推進します。

② 自治体間の交流の推進

- 地域活性化と相互発展をめざして、国内の友好都市や国外の友好・姉妹都市など、国内外の自治体との交流を促進します。

■施策体系図

基本施策		計画事業
単位施策	施策の方向	
(1) 自治権の拡充		【122】 北区の基礎自治体としてのあり方の検討 【123】 自治基本条例の制定 (要請) 地方分権の推進
① 地方分権の推進		
	権限移譲の要請	
	新たな都区関係の構築	
② 財政自主権の確立		
	安定的・恒久的な財源確保の要請	
	税源拡充の要請	
(2) 「北区らしさ」の創造と発信		再掲 30 観光事業の推進体制の構築
① イメージ戦略の推進		
	北区の魅力の創造と発信	
	新たなイメージ戦略の展開	
② 北区の特性を生かした施策の推進		
	北区らしい施策の推進	
	観光事業の推進	
(3) 広域的な連携・協力の推進		
① 広域的な連携・協力の推進		
	周辺自治体との連携・協力の推進	
② 自治体間交流の推進		
	友好都市との交流の推進	

4-3 自治権拡充

■計画事業

【122】北区の基礎自治体としてのあり方の検討

地方分権改革の進展や都区のあり方検討が進んでいる中で、北区の基礎自治体としてのあり方について、北区の地域性を踏まえて検討する。

政策経営部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前 期 (22 ~ 26年度)	後 期 (27 ~ 31年度)
検 討	—	検 討	検 討	
	事業費 (百万円)	2	2	

【123】自治基本条例の制定

地方分権改革の進展を踏まえ、将来の地方自治法の改正にあわせて、議会と区長との関係整理、自治権拡充の基本姿勢、自治体のまちづくりの基本理念などを定める自治基本条例を制定する。

政策経営部

全体計画A (31年度目標)	現況B (21年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前 期 (22 ~ 26年度)	後 期 (27 ~ 31年度)
制 定	—	制 定		制 定
	事業費 (百万円)	20		20

1 地域別整備計画

(1) 地域等の区分の考え方

北区は、JR京浜東北線に沿った武蔵野台地の崖線を境に、大きく西側の台地部と東側の低地部に分けられます。そして環状7号線が区の中央を東西に横断するとともに、荒川、隅田川、新河岸川に囲まれ、さらに南西から北東にかけて石神井川が流れています。

これらの鉄道や幹線道路、そして河川により分けられる区域は、区民の日常生活圏や地域のコミュニティ形成の上で概ねひとつのまとまりをもって発展してきた経緯があります。

このような地理的条件や、社会的慣行を踏まえつつ、北区全体を下記の3地域7地区に区分しています。

赤羽地域	浮間地区
	赤羽西地区
	赤羽東地区
王子地域	王子西地区
	王子東地区
滝野川地域	滝野川西地区
	滝野川東地区

(2) 公共施設整備の基本的な考え方

地域の公共施設は、区民の生活環境の向上など地域の発展にとって重要な役割を果たすものです。従って施設の整備を推進するにあたっては、区内全体のバランスを考慮した上で計画を策定する必要があります。

北区の公共施設は、これまでの計画の着実な推進により、各地域において概ね整備が進展してきました。しかし今後は、小・中学校をはじめとした多くの公共施設がその更新の時期を迎えるため、計画的に対応していく必要があります。

更に、少子高齢化が急速に進行する北区においては、学校施設などをはじめとしてその利用にあたっては、需要と供給にギャップが

生じている状況であり、従来の利用方法に捉われない柔軟な活用が求められています。

本計画では、このような観点から計画期間中における公共施設の整備については、次のような基本的な考え方に基づいて進めます。

① 建設経費と維持管理費の縮減

公共施設の建設にあたっては、緊急性、必要性、費用対効果、将来需要等を充分考慮し、企画、設計の段階から地域住民の意見を十分に参考にしつつ、工事から施設の管理運営までの各段階において経費の縮減を図り、施設のライフサイクルコストの縮減に努めます。

② 区有施設保全計画による計画的な更新

公共施設の保全については、北区施設維持管理システムを十分に活用しつつ、中長期改修シミュレーションを行い、適切な時期に適切な保全工事に取り組み、計画的で効率的な施設の維持管理を行います。

③ 施設の適正配置の推進

利用率が低下している施設は、その活用方法等について常に見直しを行い、将来人口などを考慮しながら地域の施設需要に適合した適切な配置を行います。

④ 施設の有効活用の推進

適正配置等を進めるにあたり生じた遊休施設は、地域住民の意見を参考にしながら、転用、複合化、多目的利用などの適正な遊休施設活用計画を策定しつつ既存施設の有効活用を図ります。

(3) 地区別の計画事業

① 浮間地区

○範囲

浮間1～5丁目

○重点課題

浮間地区は、埼京線の開通以降、工場跡地などに住宅建設が進み、急速に人口が増えつつあります。また、他の地域と同様に

高齢化も進みつつあります。このため「地域の生活拠点」である浮間舟渡駅周辺と北赤羽駅周辺において、日常生活に必要な施設の充実が必要です。

また、荒川と新河岸川の2つの川に囲まれた、個性的で恵まれた立地条件にあります。河川沿いの整備が進められるなど、一部でその活用が図られてきてはいますが、今後はさらに、この貴重な水辺空間を生かしたまちづくりを進めていくことが重要です。同時に、洪水のないまちの形成に向けての治水対策も重要です。

さらに、工場跡地や農地の土地利用転換などによりマンション立地が進み、住宅と工場が混在する区域がみられます。こうした区域では双方の環境を保全することが必要です。このため、双方の計画的な立地により互いの共存を図り、住宅と工場の調和したまちづくりを進めることが必要です。

○主な計画事業

〔前期〕

- 【15】 特別養護老人ホームの改修
- 【62】 「にぎわいの拠点」・「地域の生活拠点」の整備推進
- 【75】 区営住宅の耐震補強
- 【98】 新河岸東公園の拡張及び周辺街路等の整備

〔後期〕

- 【62】 「にぎわいの拠点」・「地域の生活拠点」の整備推進

② 赤羽西地区

○範囲

赤羽北1～3丁目、桐ヶ丘1～2丁目、赤羽台1～4丁目、赤羽西1～6丁目、西が丘1～3丁目、上十条5丁目、十条仲原3～4丁目、中十条4丁目

○重点課題

赤羽西地区は、赤羽台団地・桐ヶ丘団地などの大規模住宅団地が広範囲に立地しており、現在、両団地ともに建替え事業中です。この建替えの機会を生かし、事業と連動した周辺まちづくりを進めていくことが必要です。また、地域の生活文化やコミュニティを大切にしつつ、計画的な市街地の更新を図ることが重要です。

また、西が丘付近は土地区画整理事業が済み、道路基盤の整った、良好な住宅地となっています。この良い面を失うことのないよう、保全に努めるとともに魅力の維持と向上を図ることが重要です。

さらに、地域南側や大規模住宅団地の周辺の低地部を中心として、木造住宅の密集地域がみられます。こうしたところでは、住環境や防災面などに問題があり、早急な改善が必要です。

○主な計画事業

〔前期〕

- 【14】 特別養護老人ホームの整備
- 【20】 保育園待機児解消
- 【22】 公立保育園の改修
- 【23】 病児・病後児保育の実施
- 【46】 地区体育館の整備
- 【62】 「にぎわいの拠点」・「地域の生活拠点」の整備推進
- 【66】 赤羽台周辺地区住宅市街地総合整備事業の推進
- 【75】 区営住宅の耐震補強
- 【76】 公共施設の耐震補強
- 【77】 避難所等のトイレ対策事業
- 【82】 都市計画道路新設・拡幅整備
- 【83】 幹線区道新設・拡幅整備
- 【95】 無電柱化事業の推進
- 【108】 区有施設の新エネ・省エネ化事業
- 【118】 大学の誘致

〔後期〕

- 【20】 保育園待機児解消
- 【22】 公立保育園の改修
- 【40】 区民センターの整備（桐ヶ丘地区）
- 【47】 桐ヶ丘体育館の改築
- 【62】 「にぎわいの拠点」・「地域の生活拠点」の整備推進
- 【66】 赤羽台周辺地区住宅市街地総合整備事業の推進
- 【76】 公共施設の耐震補強
- 【77】 避難所等のトイレ対策事業
- 【82】 都市計画道路新設・拡幅整備
- 【95】 無電柱化事業の推進
- 【99】 （仮称）赤羽台のもり公園の整備
- 【100】 桐ヶ丘中央公園の拡張整備
- 【103】 まちなかのお花畑整備事業
- 【108】 区有施設の新エネ・省エネ化事業
- 【112】 花のあるまち推進事業

③ 赤羽東地区

○範囲

赤羽1～3丁目、岩淵町、志茂1～5丁目、赤羽南1～2丁目、神谷2～3丁目、東十条5～6丁目

○重点課題

赤羽東地区は、用途の混在により住環境などの問題を抱えています。一方で活気あるまちが形成されている面もあります。特に、駅周辺の商業地や隅田川沿いの工場地、さらには荒川の河川敷など、区域ごとに特性がみられるのも特徴です。こうした立地条件を生かして、複合的な魅力のある赤羽東地区の形成に向けたまちづくりを進めていくことが重要です。

赤羽駅周辺は区内最大の商業地であり、広域的な商業施設をはじめ、行政施設や文化施設など様々な施設の集積するまちづくりが重要です。このため、区内外から多くの人が集まってくるよう、「にぎわいの拠点」

として、赤羽駅周辺のまちづくりを進めていくことが重要です。

志茂周辺など地域の北東側を中心として、木造住宅の密集地域がみられます。こうしたところでは、住環境や防災面などに問題があり、早急な改善が必要です。

○主な計画事業

〔前期〕

- 【20】 保育園待機児解消
- 【22】 公立保育園の改修
- 【23】 病児・病後児保育の実施
- 【24】 延長、夜間及び休日保育の拡充
- 【45】 （仮称）赤羽体育館の建設
- 【46】 地区体育館の整備
- 【55】 学校の改築
- 【62】 「にぎわいの拠点」・「地域の生活拠点」の整備推進
- 【64】 赤羽駅周辺のまちづくりの促進
- 【68】 防災まちづくり事業の推進
- 【72】 公共防災船着場の整備
- 【76】 公共施設の耐震補強
- 【77】 避難所等のトイレ対策事業
- 【85】 橋梁整備
- 【101】 緑地の整備
- 【102】 街区公園・児童遊園の新設整備
- 【108】 区有施設の新エネ・省エネ化事業
- 【113】 屋上緑化の推進
- 【115】 エコスクール整備事業

〔後期〕

- 【62】 「にぎわいの拠点」・「地域の生活拠点」の整備推進
- 【64】 赤羽駅周辺のまちづくりの促進
- 【68】 防災まちづくり事業の推進
- 【76】 公共施設の耐震補強
- 【77】 避難所等のトイレ対策事業
- 【103】 まちなかのお花畑整備事業
- 【112】 花のあるまち推進事業

④王子西地区

○範囲

上十条1～4丁目、十条仲原1～2丁目、中十条1～3丁目、岸町1～2丁目、十条台1～2丁目、王子本町1～3丁目、滝野川4丁目

○重点課題

王子西地区は、地域の北側は木造住宅の密集地域となっています。この一帯は、道路が狭く、公園などのオープンスペースが不足していることなどから、特に住環境や防災面などに問題があり、早急な改善が必要です。

十条駅周辺には、東十条駅周辺とともに地域密着型の商業施設が多く集積しています。これにあわせて行政施設や文化施設など、地域らしさを失わないで、高齢社会に対応した様々な施設の集積するまちづくりが重要です。このため、区内外から多くの人が集まってくるよう、「にぎわいの拠点」として、十条駅周辺のまちづくりを進めていくことが課題です。

埼京線は地上を走行していることから、地域を分断しています。市街地を一体化し、土地の有効利用を促進するため、十条駅付近の道路と鉄道の立体交差化が課題です。

○主な計画事業

〔前期〕

- 【8】精神障害者自立生活訓練・就労移行支援施設の整備
- 【17】認知症高齢者グループホームの整備
- 【20】保育園待機児解消
- 【22】公立保育園の改修
- 【24】延長、夜間及び休日保育の拡充
- 【27】発達障害児への総合支援
- 【46】地区体育館の整備
- 【55】学校の改築
- 【62】「にぎわいの拠点」・「地域の生活拠点」

の整備推進

- 【63】十条駅周辺のまちづくりの促進
- 【67】都市防災不燃化促進事業
- 【68】防災まちづくり事業の推進
- 【76】公共施設の耐震補強
- 【77】避難所等のトイレ対策事業
- 【82】都市計画道路新設・拡幅整備
- 【83】幹線区道新設・拡幅整備
- 【85】橋梁整備
- 【86】十条駅付近連続立体交差化事業
- 【87】駅周辺へのエレベーター等の設置
- 【95】無電柱化事業の推進
- 【108】区有施設の新エネ・省エネ化事業
- 【113】屋上緑化の推進
- 【115】エコスクール整備事業〔後期〕
- 【62】「にぎわいの拠点」・「地域の生活拠点」の整備推進
- 【63】十条駅周辺のまちづくりの促進
- 【67】都市防災不燃化促進事業
- 【68】防災まちづくり事業の推進
- 【83】幹線区道新設・拡幅整備
- 【85】橋梁整備
- 【86】十条駅付近連続立体交差化事業

⑤王子東地区

○範囲

東十条1～4丁目、神谷1丁目、王子1～6丁目、豊島1～8丁目

○重点課題

王子東地区は、用途の混在により住環境などの問題を抱えていますが、一方で活気あるまちが形成されている面もあります。こうした地域の特徴を生かして、互いが調和しつつ発展していきけるようなまちづくりを進め、複合的な空間の魅力をさらに高めていくことが重要です。

王子駅周辺には、業務施設などの集積が

みられることから、これを発展させるとともに、行政施設や文化施設など、様々な施設の集積するまちづくりが重要です。また、東十条駅周辺には、十条駅周辺とともに地域密着型の商店街が集積しているため、この環境を維持することが重要です。このため、区内外から多くの人が集まってくるよう、「にぎわいの拠点」として、両駅周辺のまちづくりを進めていくことが重要です。

王子東地区には、大規模住宅団地や工場が比較的多くみられますが、こうした施設のあり方が、地域全体のあり方に大きな影響を与えます。そのため、こうした施設自体の改善と周辺整備が地域全体の視点から求められ、土地利用転換時の計画的なまちづくりが課題です。

○主な計画事業

〔前期〕

- 【6】 地域包括支援センターの充実
- 【7】 民間福祉作業所整備・推進
- 【13】 小規模多機能型居宅介護拠点の整備
- 【17】 認知症高齢者グループホームの整備
- 【20】 保育園待機児解消
- 【24】 延長、夜間及び休日保育の拡充
- 【27】 発達障害児への総合支援
- 【37】 (仮称) コミュニティ・アリーナの整備
- 【41】 子どもかがやき文化芸術事業
- 【42】 (仮称) 「文化の創造と人々の交流」施設の整備
- 【43】 北とぴあの改修
- 【46】 地区体育館の整備
- 【55】 学校の改築
- 【62】 「にぎわいの拠点」・「地域の生活拠点」の整備推進
- 【65】 王子駅周辺のまちづくりの促進
- 【67】 都市防災不燃化促進事業
- 【76】 公共施設の耐震補強
- 【77】 避難所等のトイレ対策事業

- 【85】 橋梁整備
- 【88】 鉄道駅エレベーター等整備事業
- 【103】 まちなかのお花畑整備事業
- 【112】 花のあるまち推進事業
- 【113】 屋上緑化の推進
- 【115】 エコスクール整備事業
- 【121】 教職員住宅の有効活用の検討〔後期〕
- 【22】 公立保育園の改修
- 【62】 「にぎわいの拠点」・「地域の生活拠点」の整備推進
- 【65】 王子駅周辺のまちづくりの促進
- 【76】 公共施設の耐震補強
- 【85】 橋梁整備
- 【108】 区有施設の新エネ・省エネ化事業

⑥滝野川西地区

○範囲

滝野川1～3丁目、滝野川5～7丁目、西ヶ原1～4丁目、上中里1丁目、中里1～3丁目、田端1～6丁目

○重点課題

滝野川西地区は、飛鳥山公園や石神井川、旧古河庭園など、歴史的・文化的な名所が多くみられます。これらを保全する一方で、景観や観光などのまちづくりを進める資源として、有効に活用していくことが必要です。

また、木造住宅の密集地域が多くみられます。住環境や防災面などに問題があり、早急な改善が必要です。

さらに、東西に長く、地域内の各駅を中心に、それぞれ独立した日常生活圏が形成されています。このうち板橋駅周辺と駒込駅周辺は商店街が形成されています。このため「地域の生活拠点」である板橋駅周辺と駒込駅周辺において、日常生活に必要な施設の充実が必要です。

○主な計画事業

〔前期〕

- 【12】 老人短期入所施設の整備
- 【16】 老人保健施設の整備
- 【17】 認知症高齢者グループホームの整備
- 【20】 保育園待機児解消
- 【22】 公立保育園の改修
- 【24】 延長、夜間及び休日保育の拡充
- 【25】 障害児放課後等デイサービス事業の推進
- 【46】 地区体育館の整備
- 【55】 学校の改築
- 【62】 「にぎわいの拠点」・「地域の生活拠点」の整備推進
- 【68】 防災まちづくり事業の推進
- 【76】 公共施設の耐震補強
- 【77】 避難所等のトイレ対策事業
- 【82】 都市計画道路新設・拡幅整備
- 【87】 駅周辺へのエレベーター等の設置
- 【88】 鉄道駅エレベーター等整備事業
- 【90】 自転車駐輪場の整備
- 【95】 無電柱化事業の推進
- 【97】 飛鳥山公園の再生整備
- 【103】 まちなかのお花畑整備事業
- 【112】 花のあるまち推進事業
- 【113】 屋上緑化の推進
- 【115】 エコスクール整備事業

〔後期〕

- 【22】 公立保育園の改修
- 【62】 「にぎわいの拠点」・「地域の生活拠点」の整備推進
- 【76】 公共施設の耐震補強
- 【77】 避難所等のトイレ対策事業
- 【103】 まちなかのお花畑整備事業
- 【112】 花のあるまち推進事業

⑦滝野川東地区

○範囲

堀船 1～4丁目、栄町、上中里 2～3丁目、

昭和町 1～3丁目、東田端 1～2丁目、田端新町 1～3丁目

○重点課題

滝野川東地区は、用途の混在により住環境などの問題を抱えていますが、一方で活気あるまちが形成されている面もあります。こうした地域の特徴を生かして、互いが調和しつつ発展していけるようまちづくりを進め、複合的な空間の魅力をさらに高めていくことが重要です。

また、周囲を鉄道や操車場で分断され、やや孤立気味の状態にあります。さらに、地域内の連絡性も悪く、地域としてのまとまりも確保しにくい状況にあります。道路や歩行者用の通路の整備などが進められていますが、一層地域内の連絡性を高め、地域の活性化、防災性の向上などにつなげていく必要があります。

田端駅周辺には業務施設の集積がみられます。区内外から多くの人が集まってくるよう、「にぎわいの拠点」として、業務施設をはじめ多様な施設の集積するまちづくりが必要です。宇都宮・高崎線の東京駅乗り入れにより、尾久駅の交通利便性の向上が図られることから、周辺のまちづくりに及ぼす影響が見込まれます。このため、生活利便施設などの集積や交通利便性の向上による「地域の生活拠点」の形成が必要です。

○主な計画事業

〔前期〕

- 【6】 地域包括支援センターの充実
- 【12】 老人短期入所施設の整備
- 【13】 小規模多機能型居宅介護拠点の整備
- 【14】 特別養護老人ホームの整備
- 【15】 特別養護老人ホームの改修
- 【17】 認知症高齢者グループホームの整備
- 【20】 保育園待機児解消
- 【22】 公立保育園の改修

- 【24】 延長、夜間及び休日保育の拡充
- 【37】 (仮称) コミュニティ・アリーナの整備
- 【39】 区民葬祭センターの建設
- 【62】 「にぎわいの拠点」・「地域の生活拠点」
の整備推進
- 【75】 区営住宅の耐震補強
- 【76】 公共施設の耐震補強
- 【77】 避難所等のトイレ対策事業
- 【87】 駅周辺へのエレベーター等の設置
- 【90】 自転車駐輪場の整備
〔後期〕
- 【15】 特別養護老人ホームの改修
- 【62】 「にぎわいの拠点」・「地域の生活拠点」
の整備推進
- 【85】 橋梁整備
- 【108】 区有施設の新エネ・省エネ化事業

計画施設の整備配置図

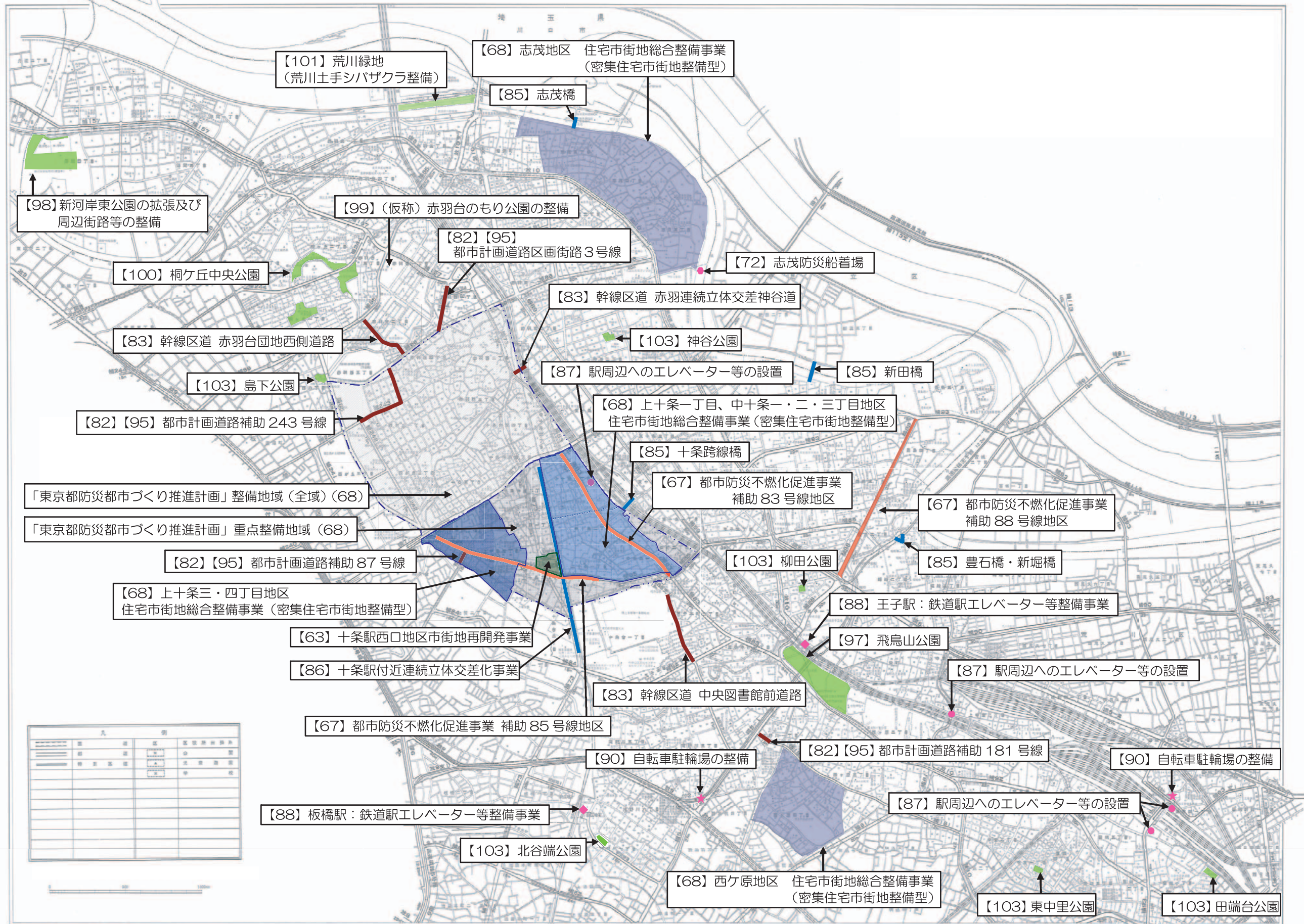
- 計画事業で示した整備予定の公共施設等のうち、整備位置がすでに明らかなものを中心に、地図に示してあります。
- 整備地区だけが決まっているものなど、平成22年（2010年）3月時点で整備位置が未定のものについては、地図に示していません。



基本計画2010
「計画施設の整備配置図」掲載リスト

No	計画番号	事業名
①	6	地域包括支援センターの充実
②	7	民間福祉作業所整備・推進
③	8	精神障害者自立生活訓練・就労移行支援施設の整備
④	13	小規模多機能型居宅介護拠点の整備
⑤	14	特別養護老人ホームの整備
⑥	15	特別養護老人ホームの改修
⑦	16	老人保健施設の整備
⑧	17	認知症高齢者グループホームの整備
⑨	20	保育園待機児解消 ※新設のみ
⑩	37	(仮称) コミュニティ・アリーナの整備
⑪	39	区民葬祭センターの建設
⑫	42	(仮称) 「文化の創造と人々の交流」施設の整備
⑬	43	北とぴあの改修
⑭	45	(仮称) 赤羽体育館の建設
⑮	55	学校の改築
⑯	118	大学の誘致

基本計画における都市計画道路・
幹線区道整備、防災まちづくり事業、
公園整備等の実施箇所



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の1万分1地形図を使用したものである。(承認番号 平 20 関使、第 87号) 地図提供 株式会社 船津地図社

2 計画策定における区民参加の状況

(1) 意見の聴取・説明会など

① 区民意識・意向調査

- 調査期間 平成20年6月2日～6月27日
- 有効回収数 (率) 984人 (49.2%)

② 「北区基本計画2005」及び「北区経営改革プラン」の改定のための検討会

- 委員構成 学識経験者6名、区内団体代表7名、公募委員4名

○検討経過

回	開催日	検討内容
1	平成20年11月20日	北区の現状と課題
2	平成21年1月9日	第4分野（経営改革）
3	平成21年1月28日	第1分野（健康づくり、高齢者、障害者、子育て支援）
4	平成21年2月25日	第2分野（地域振興、文化振興、教育、国際化、男女共同）
5	平成21年3月30日	第3分野（まちづくり、環境、安全・安心）
6	平成21年4月24日	第2分野（産業振興）、経営改革プラン
7	平成21年5月19日	検討会のまとめ

- 傍聴 全7回 傍聴者数 延べ22人
- 公募委員への応募者数6人
- 議事録の閲覧 北区ホームページ及び企画課
- 北区ニュース定期号での情報提供（公募委員の募集・検討会開催のお知らせ）

③ 区長のまちかどトーク

- 平成21年7月
- テーマ：「北区基本計画2005の改定について」
- 開催回数：4回
- 参加者数：延べ184人

④ 「北区基本計画2005」の改定に向けた区長との懇談会

回	開催日	対象	議題
1	平成21年6月21日	東京商工会議所北支部	「基本計画2005」の改定に向けて
2	平成21年7月6日	(社)王子法人会	
3	平成21年7月14日	北区商店街連合会	
4	平成21年7月22日	(社)北産業連合会	
5	平成21年8月4日	町会・自治会長	

⑤区政モニター・区政レポーターへのアンケート

○平成20年10月 提出者39名

⑥区政モニター会議

○平成22年1月16日 出席者数28人

⑦北区ニュース

○「北区基本計画2010（案）と北区経営改革新5か年プラン（案）」特集号の発行（平成21年12月20日号）

○「北区基本計画2010と北区経営改革新5か年プラン」特集号の発行（平成22年3月20日号）

(2) パブリックコメント（区民意見公募手続）

①意見提出期間

平成21年12月21日～平成22年1月25日

②結果公表日

平成22年2月22日

③意見等の提出者数

意見提出者数：30名（内訳）ホームページ：12名、郵送：10名、FAX：5名、電子メール：1名、
持参：2名

意見総数：138件

3 基本計画 2005 の総括

平成 11 年（1999 年）6 月に策定した基本構想に定める将来像を、具体的に実現する 10 か年の長期総合計画として「基本計画 2005」は平成 17 年（2005 年）3 月に、平成 17 年度（2005 年度）から平成 26 年度（2014 年）をその計画期間として策定されました。

「基本計画 2005」の策定に際しては、低成長経済下のもと大幅な税収の増加は見込みがたいとともに、三位一体改革をはじめとした国の動向は不透明な状況である中、重点的で効率的・効果的な区政推進を図るため基本姿勢と 4 つの重点戦略に基づき、108 事業を計画化しました。

また、基本計画を着実に実現するため必要な資源の調達と社会構造の変化に対応できる持続可能な行財政システムへの改革をめざして「北区経営改革プラン」を策定しました。

さらに、平成 17 年度（2005 年度）、19 年度（2007 年度）、21 年度（2009 年度）の 3 回にわたり中期計画を策定し、新規事業として 67 事業を追加しその実現に努めてきました。

子育て支援・教育に係る分野では、保育園待機児解消、子育て応援団事業、新中央図書館の建設、学校の改築などに取り組みました。健康・福祉に係る分野では 33 万人健康づくり大作戦、特別養護老人ホームの整備などに取り組みました。また、産業・文化・コミュニティの分野では、産業活性化ビジョンの策定、観光事業の推進などに積極的に取り組み、花みどり・環境の分野においては、（仮称）外語大跡地公園や（仮称）自衛隊跡地公園の整備、エコ広場館の整備などに取り組みました。防災・防犯に係る分野では、公共施設の耐震補強、河川防災ステーションの整備、北区安全・安心パトロール事業に、都市整備の分野においては、都市計画マスタープランの改定、橋梁の整備、自転車駐輪場の整備、コミュニティバスのモデル運行などに取り組みました。

しかしこの間、日本は人口減少社会というこれまでにない局面を迎えました。また、分権社会の

実現に向け、今後、国と地方の役割やあり方が大きく変化する可能性があり、都区間では今後の都区のあり方について検討を行うなど、区を取り巻く環境は大きな変化の流れのただ中にあります。

日本経済は、アメリカのサブプライムローンに端を発した「百年に一度の危機」といわれる世界的な景気後退を経験しました。景気は持ち直しに向かうことが期待されますが、生産活動が極めて低い水準にあることなどから、雇用情勢の一層の悪化が懸念されるとともに、世界的な金融危機の影響や世界景気の下振れ懸念など、景気を下押しするリスクが存在するとされています。

北区においては、少子高齢化はさらにその傾向を早めている状況にあり、これに伴う行政需要は益々増加するものと見込まれるとともに、学校改築をはじめとした公共施設の更新需要や安全で安心なまちづくりへの取り組みなどの課題が山積している状況です。

「基本計画 2010」の策定にあたっては、現在の北区を取り巻く環境を充分考慮した上で、事業の必要性、緊急性そして効率性などにも充分考慮し、基本構想に掲げる北区の将来像を実現するに相応しい事業を抽出し計画化しました。

北区基本構想

平成 11 年（1999 年）6 月 29 日議決

第 1 章 新しい基本構想策定の背景と目的

北区は、今、大きな時代の転換期のまっただなかにあります。

北区は、昭和 56 年（1981 年）に、「21 世紀に生きる子孫のふるさと 北区」を将来像とした基本構想を策定しました。以来、その実現のため、区民と区は、ともに力を合わせて、構想に示された指針に従い着実にまちづくりを推進してきました。

しかし、基本構想の策定以来、経済情勢や社会環境など、北区を取り巻く環境は大きく変わってきており、北区に新しい課題への取り組みを求めています。

まず第一に、価値観、ライフスタイルの多様化です。

所得が上昇し、物質的に豊かになるとともに、区民の価値観は、「ものからころへ」「量から質へ」と、心の豊かさやゆとり、生活の質を重視する方向に変化し、ライフスタイルも個人の生活や余暇生活をより大切にする傾向が強まるなど、変化し多様化しています。区民一人ひとりが自分の価値観に基づいた主体的で質の高い生活ができるような北区にすることが求められます。

第二に、本格的な少子高齢社会の到来です。

少子化の進行と平均寿命の伸長が相まって、諸外国には例をみない速度で高齢化が進行し、平成 27 年（2015 年）頃までには、ほぼ 4 人に 1 人が 65 歳以上となり、その比率は世界の中でも最も高くなるものと予想されます。

本格的な少子高齢社会に対応して、高齢者の生活を支える体制の整備とともに、高齢者を「現役世代」と捉えた、高齢社会の新しいしくみづくりが必要となっています。また、子どもを生み育てるうえでの不安や負担感を取り除き、子育てに喜びを実感できる社会を実現していかなければなりません。

北区においては、少子高齢化の進行とともに、ファミリー世帯を中心とした若い世代の流出により、人口構成の不均衡が生じています。このことは、コミュニティのあり方やまちの活力にも大きな影響を及ぼしており、ファミリー世帯を中心とした定住化が重要な課題となっています。

第三に、地球環境問題や安心・安全への関心の高まりです。

地球温暖化などの地球規模の環境問題は、大きく注目され人々の関心も高まっています。人類の存亡にもかかわる大きな問題であり、これに対する的確な対応が、人類にとって重要な課題となっています。北区にも、地球環境を将来世代へと継承する責任を果たし、自然と共生する循環型社会を実現することが求められます。

また、阪神・淡路大震災を契機として、安心して暮らせる安全なまちづくりに対する要請も強くなっています。しかし、区内には防災上の問題を抱える木造住宅密集地域が多く、さらに災害に強いまちづくりを推進していかなければなりません。

第四に、グローバル化と高度情報化の進展です。

情報通信技術、交通手段の高度化や世界的な市場経済の進展などにより、国境を越えた人や情報の往来、経済活動はますます活発になっています。同時に、地球規模の環境問題、資源・エネルギー

問題や食糧問題などが世界全体の共通課題と認識されるようになりました。今や地球全体が様々な意味において、一つの圏域になりつつあり、グローバル時代（地球時代）ともいえる時代になりました。北区に暮らす外国人も昭和56年（1981年）の3倍以上となり飛躍的に増加しています。グローバル時代の北区には、地球規模の課題解決に向けた地域からの積極的な取り組みと世界に開かれた地域社会づくりが求められます。

また、インターネットの普及に代表されるように、企業活動に限らず日常生活の中にも高度情報化が急速に進展しています。高度情報化の進展は、人々のライフスタイルも変化させるとともに、行政のあり方に変革を迫る大きなうねりとなっています。北区においても、区民が高度情報化による利便を享受できるよう、地域情報化を推進することが求められています。

第五に、低成長経済への移行です。

戦後、ごく一時期を除いて常に高い経済成長を続けてきた日本経済も、急速な少子高齢化の進行と21世紀初頭の人口減少社会の到来により、潜在的な成長力が低下し、長期的な低成長経済が続くものと予想されます。

低成長経済の中にあっても、真の豊かさを日々実感できるまちづくりを進めていくため、区政に変革が求められています。

第六に、地方分権時代の幕開けです。

地方分権推進委員会の5次にわたる勧告と地方分権推進計画の策定など、「画一と集権」から「多様と分権」への転換をめざして、地方分権が大きく動き始めました。住民自治を基礎とする活力ある創造性豊かな分権型社会を速やかに実現することが求められています。

23区においては、地方自治法の改正により区民の長年の悲願であった特別区制度改革が実現しようとしています。この改革により、基礎的な自治体としての区の役割はますます大きくなるとともに、これまで以上に区民主体の個性あるまちづくりが求められます。

また、自主、自発的に社会的な課題に取り組もうとする区民の活動が活発になっています。区民と区は、北区が抱える課題を解決する主体として、連携、協働してまちづくりを進めていくことが求められています。

このような時代の転換期にあって、北区の抱える諸課題を解決し、北区らしさを大切にしながら、21世紀の北区を住みよい魅力あるまちにしていくために、新しい時代に対応した新しい基本構想を策定します。

第2章 基本構想の意義と役割

北区基本構想は、区民と区がともに達成すべき北区の将来の目標を明らかにするとともに、目標を達成する方法について基本的な考え方を示すものです。

この構想は、区政の基本的指針であるだけでなく、国、都、その他の公共団体などが、北区に関連する計画の策定や事業の実施にあたって尊重すべきものです。

また、この構想は、区民の憲章ともいべきものであり、構想に示される目標は、区民と区が協働して達成することを前提としています。同時に、北区で働き、学び、憩う人、市民活動団体やその他の民間団体、企業なども、広い意味での区民として、この構想の目標を達成すべき主体です。

第3章 基本構想の理念

この基本構想の理念は、北区の将来の理想を表現するとともに、北区のまちづくりを進めるすべての主体が、念頭におかなければならない基本的考え方です。

北区の区政を進めるにあたっては、この理念をすべての施策の基本として貫いていきます。

1 平和と人権の尊重

区民の豊かな生活も、文化の向上も、経済の発展も、平和が維持されて、はじめて実現できるものです。区民が、自らの能力を十分に発揮し、生きがいのある豊かな生活を送るためには、一人ひとりが個人として尊重され、差別や偏見のない自由で平等な社会であることが必要です。また、グローバル時代にあって、区民一人ひとりに、同じ地球に住む人「地球市民」として平和に貢献し、人権を尊重することが求められます。

北区は、平和を願い、守り、人権と人間性を尊重します。

2 区民自治の実現

北区のまちづくりの主役は、区民です。北区の個性を生かした北区らしいまちづくりを進めるためには、区民が主体的にまちづくりに取り組むことが大切です。それは、区民の権利であり責務でもあります。

北区は、「自分たちのまちは自分たちで作り、守る」という考え方のもとに、自主性、自立性を持った区民の共同参画による、区民自治を実現します。

3 環境共生都市の実現

環境は、区民の生活はもちろん、人類すべての生存の基盤であり、健康と安全を支える最も重要な要素です。身近な環境と、地球上のすべての環境は密接不可分のものです。地球規模の視点に立つのと同時に、将来世代への責任を果たすという観点から、自ら考え、身近なところで行動し、まちづくりを進めることが大切です。

北区は、現在及び将来のすべての区民が、健康で快適な生活を送ることができる、環境共生都市を実現します。

第4章 北区の将来像と基本目標

1 将来像

北区は、第2次世界大戦後、多くの軍関係施設が解放され、住宅団地などが整備されるとともに、工場が進出し、商店街の形成と一層の宅地化が進みました。働くためのまちと住まうまちの二面性を持ちながら、全国からの流入人口を受け入れ、人口密度の高い過密都市となりました。

昭和40年代（1965年～1974年）以降は、環境問題の激化、経済環境の変化とともに工場の移転が相次ぎ、従業員数も減少を続けてきました。また、国勢調査による人口は、昭和40年（1965年）の45万2千人を最高に減少に転じました。

こうした中、昭和56年（1981年）6月、北区基本構想を策定しました。この昭和56年（1981年）の基本構想では、北区の将来像を「21世紀に生きる子孫のふるさと 北区」と定め、21世紀に生きる若い世代が北区を「ふるさと」として愛し、心のよりどころとして育つまちとすることをめざしてきました。

北区の誕生から50余年が経過し、戦後間もなく北区に移り住んできた世代から数えると、第3世代が成人する時期を迎え、北区で生まれ育った「きたくっ子」も多くなってきました。

北区を取り巻く社会経済状況も大きく変化しています。

東京都心に近接する都市として、利便性、快適性、安全性が高いことはもちろん、真に豊かであるおいのある生活を送ることができる、個性豊かで世界に誇れる新たな北区を創造していくことが求められます。

新しい北区基本構想では、昭和56年（1981年）の基本構想が定めた将来像の考え方を継承しつつ、新たな視点を加えて発展させ、21世紀の北区のめざす将来像を次のように定めます。

ともに作り未来につなぐ ときめきのまち —人と水とみどりの美しいふるさと北区

わたしたちがめざす北区は、多彩な人々の出会いと交流の舞台となり、新しい文化、新しい魅力を創造し育む、活力あるときめきのまちです。

人々が互いにひとりの人間として尊重しあい支えあう中で、自分の生き方を大切にしながら、ともにいきいきと、いつもときめいて暮らしているまちです。

また、人と自然が共生し、将来世代へと引き継いでいくことができる、ゆとりとうるおいのある美しいまちです。

わたしたちは、このまちを「わたしたちのふるさと」として愛し、誇りとし、ともに力を合わせて、だれもが「住んでみたい」「住み続けたい」「住んでよかった」と心から言える北区をつくっていきます。

2 基本目標

新しい北区の将来像を実現するため、次のとおり、3つの基本目標を定めます。

(1) 健やかに安心してくらせるまち 北区

子どもから高齢者まで、いきいきと輝き、健やかに安心して自立した生活を送ることができる、ふれあいと思いやりのあるまち北区をめざします。

(2) 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまち 北区

産業活動が活発に展開されるとともに、区民一人ひとりのいきいきとした多彩な活動により、交流や出会いが生まれ、豊かさを実感できる、にぎわいのあるまち北区をめざします。

(3) 安全で快適なうるおいのあるまち 北区

生活利便性が高く、誰もが安全で快適に暮らせる、人と自然が共生し持続的発展が可能なまち北区をめざします。

3 目標年次と将来人口

(1) 目標年次

この基本構想の目標年次は、超長期的な視点からも展望しながら、北区を取り巻く様々な社会経済情勢の動きや、関連する計画の期間などを考慮して、概ね15年から20年後の平成27年(2015年)から平成32年(2020年)頃とします。

(2) 将来人口

北区の人口は、国勢調査によると、昭和40年(1965年)から一貫して減少を続け、平成7年(1995年)には33万4千人となっています。今後も減少傾向が続くものとみられ、平成27年(2015年)から平成32年(2020年)頃には、30万人を下回り、20万人台後半になるものと推計されます。

また、平均寿命の伸長、出生率低下と北区の人口動向の特徴といえるファミリー世帯の転出超過傾向から、少子高齢化がさらに進行していくと予想されます。豊かなコミュニティと活力あるまちを形成するためにも、ファミリー世帯が住みやすい環境づくりを進め、少しでも均衡のとれた人口構成をめざします。

第5章 将来像実現のための基本的施策の方向

第1 健やかに安心してくらせるまちづくり

区民生活の目標の一つは、だれもが自分らしい生き方を自ら選び、自立した生活を送りながら、地域社会の中でともに健やかに安心して暮らしていくことです。

健康は、区民が健やかに安心して暮らしていくための基盤です。人生80年時代にあって、高齢期の寝たきりや痴呆を予防し健康寿命を延ばしていくために、若いときから自分の健康に関心を持

ちながら生活を送ることが重要となっています。

そのため、健康づくりの重要性を認識し、区民一人ひとりが自ら楽しく継続的に健康づくりに取り組めるよう環境を整備して、区民の健康づくりを推進します。

一方、少子高齢化の進行とともに家族の小規模化が進み、子育てや介護などを家族で担うことがますます難しくなってきました。だれもが住み慣れた地域で安心して充実した生活を送るには、これまで以上に子育てや介護などを社会的に支援することが求められます。福祉サービスを必要とするだれもが、適切な負担のもとに、公平に利用できるようにすることが大切です。安心して必要なとき必要なサービスを自ら選択し利用できるよう、区は、民間事業者や市民活動団体などと連携し、区民が利用しやすいサービス提供体制を実現していくことが必要となっています。

また、人と人との交流の中で、だれもが、個々の持てる力を生かしあい支えあうことも大切です。

ともに、支えあい助けあい、あたたかい心の交流のある地域社会をめざして、区は、区民、ボランティア・市民活動団体などと連携、協働し、地域福祉推進のしくみづくりを進めます。そして、高齢者や障害者がいきいきと充実した生活を送れるよう自立を支援します。また、安心して子どもを生み育て、すべての北区の子どもたちが健やかに成長するよう、子育て支援を充実するとともに、あたたかく子どもたちを見守る地域社会づくりを進めます。

さらに、だれもが活動しやすいまちをつくるため、バリアフリーのまちづくりを進めるとともに、人々の心に思いやりの心を育み、気軽に声をかけあい助けあえる、思いやりのある福祉のまちづくりを推進します。

1 健康づくりの推進

だれもが、生涯を健康で明るく暮らすには、日頃から、自らの健康に関心を持ち、栄養、運動、休養の調和のとれた生活習慣を身につけて生活することが重要です。

区民一人ひとりの心と体の健康づくりを支援するとともに、区民の健やかな生活を支える保健・医療体制を充実します。

(1) 健康づくりの支援

区民が、身近なところで、いつでも楽しく健康づくりに取り組めるよう環境を整備し、生涯にわたる心と体の健康づくりを支援します。

また、区民一人ひとりが、自ら生活習慣を見直し改善できるようきめ細かな支援を行い、生活習慣病や高齢期の寝たきり、痴呆を予防します。

心身機能の低下した人々の生活圏の拡大や社会参加を促進するため、地域リハビリテーション活動を充実します。

(2) 保健・医療体制の充実

安心して適切な医療サービスを受けられるよう、かかりつけ医を中心とした地域医療システムの整備を図ります。また、ライフステージに合わせ、地域に密着したきめ細かな保健サービスを提供できるよう、地域保健活動体制を充実します。

さらに、脳血管疾患やがんなどの生活習慣病を予防するとともに、早期に発見し、早期治療に結びつけるため、健診・相談体制を充実します。

安全で健康的な生活環境の確保にも努めます。

2 地域福祉推進のしくみづくり

ともに、支えあい助けあい、あたたかい心の交流のある地域社会をめざして、区は、区民、ボランティア・市民活動団体などと連携、協働し、地域福祉推進のしくみづくりを進めます。また、だれもが安心して必要なときに、適切なサービスを自ら選んで利用できるよう、利用者本位のサービス提供体制を整備します。さらに、サービス利用者などの権利擁護のしくみづくりに取り組みます。

(1) 区民主体の福祉コミュニティづくり

地域の人々を中心とした支えあいのしくみづくりを進めるとともに、福祉コミュニティを形成するため、支えあいの交流を促進します。また、多くの区民に支えられた地域に根ざした福祉を推進するため、ボランティア活動への参加を促進するとともに、ボランティア・市民活動団体などの活動を支援します。

区民をはじめとして、ボランティア・市民活動団体などとともに、あたたかい心の交流のある北区らしい豊かな福祉文化を育みます。

(2) 利用者本位のサービスの提供

適切な負担のもとで、多様なメニューから必要なサービスを自ら選んで利用できるよう、利用者本位のサービス提供体制を整備します。

利用者の多様なニーズに対応するため、民間事業者、市民活動団体などと連携し、多様なサービスを提供します。利用者が質の良いサービスを適切に選択できるよう、身近な地域に相談体制を整備します。また、一人ひとりの状況に応じ、保健・医療・福祉の連携のとれた総合的なサービスを提供します。

(3) 権利擁護のしくみづくり

サービス利用者や、身のまわりの問題への適切な対応ができない人々の権利擁護のしくみづくりに取り組みます。

3 高齢者・障害者の自立支援

高齢者や障害者が、いきいきと活動している活力ある地域社会をつくるため、住み慣れた地域で、明るく健康で充実した生活を送れるよう自立を支援します。

(1) 社会参加の促進

高齢者や障害者が、健康で生きがいをもち生活できるよう、多様な社会参加や就労を促進します。また、高齢者や障害者による地域や社会に貢献する活動を支援します。

障害児教育を推進するとともに、障害者の生活訓練の機会を確保します。

(2) 在宅生活の支援

生活支援が必要な高齢者や障害者の在宅生活を支え、生活の質の維持・向上を図るため、多様な在宅サービスを多様な供給主体により提供します。また、サービスの利用や様々な生活上の相談に応じ、必要なサービスの調整も行う相談体制を充実します。さらに、在宅生活を支援する施設を、身近な地域に整備します。

(3) 生活の場の確保

居宅での生活が困難な高齢者や障害者に、多様な形態の生活の場を確保します。

4 子ども・家庭への支援

だれもが、子どもの権利を尊重し、子どもたちが心身ともに健やかに人間性豊かに成長するよう、区は、地域社会と一体となって、子どもたちを取り巻く良好な環境づくりを進めます。また、安心して子どもを生み育てられるよう、子育て家庭を支援します。

(1) 子育て家庭の支援

子育てと仕事の両立を支え、また子育て家庭のニーズにも対応した多様な保育サービスを提供します。あわせて、少子化による乳幼児数の減少を考慮し、適正配置の視点を重視しながら、多様な保育ニーズに対応する保育環境を整備します。

子育ての不安や負担感を軽減するため子育て相談を充実し、子育て家庭の交流を促進します。また、経済的な負担の軽減に努めます。

さらに、きめ細かな相談、助言、援助を通じて、ひとり親家庭の自立を支援します。

(2) 子どもの健やかな成長の支援

子どものたくましさや自主性を育む「遊び」の必要性を重視し、子どもにとって魅力ある遊びの環境づくりを進めます。さらに、自然とのふれあいや様々な人々との交流など、豊かな体験活動を促進します。

また、子ども自身の意見を区政に反映する機会を確保するとともに、子どもの幅広い社会参加を促進し、社会の一員としての自覚を育みます。

(3) 子どもをあたたく育む地域社会づくり

家庭、地域社会、学校などの連携を推進し、地域の子育て支援体制をつくります。また、子どもに関係する機関による子育てネットワークを形成し、地域社会と一体となって子育てを支援します。

さらに、地域全体で、いじめや虐待など子どもの権利侵害の予防、早期発見と適切な対応に取り組みます。

5 福祉のまちづくり

区民一人ひとりが、活動の場を広げ、自由に社会参加や交流を行えるよう、子どもや高齢者、障害者などに配慮したバリアフリーのまちづくりをめざします。

また、気軽に声をかけあい助けあえる、思いやりのある福祉のまちづくりを推進します。

(1) バリアフリーのまちづくり

区、区民、事業者は協働して建物や道路、駅にある段差などの物理的な障壁の解消に努めます。また、施設の建設段階から、だれもが利用しやすいバリアフリーの施設づくりを推進します。

さらに、人々の自由な社会参加を妨げる情報面や制度面などの様々な障壁の解消にも努め、だれもが自由に活動できるまちをつくります。

(2) 思いやりのある福祉のまちづくり

気軽に声をかけあい助けあえる、思いやりのある福祉のまちをつくるため、あらゆる機会を通じてノーマライゼーションの理念の定着に努めます。そのため、区民、ボランティア・市民活動団体などと連携し、高齢者や障害者など様々な人々の交流機会の拡大を図ります。また、思いやりの心を育む福祉教育を推進します。

第2 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり

活力ある地域社会は、区民一人ひとりのいきいきとした活動を源に、人々が地域で交流し、連帯、協力する和によって、創り出されるものです。区民一人ひとりが、自分の持っている個性を十分に発揮できる環境づくりが大変重要です。

区は、区民、ボランティア・市民活動団体、企業など様々な活動主体と連携、協働して、だれもがいきいきと活動できる地域社会の実現をめざします。

活発な産業は、地域の活力源です。区は、企業活動の新たな産業分野への展開を支援するとともに、区民が集い、にぎわう場として、魅力ある商店街づくりを支援し、産業の活性化を図ります。

既存のコミュニティ組織である町会・自治会の活動に加え、広範囲に柔軟に活動するボランティア・市民活動団体や企業など様々な活動主体による交流、連携を推進します。そして、それらの交流、連携を通じ、地域の諸問題に自らの力で積極的に取り組むことのできるコミュニティを形成します。

生活水準の向上、自由時間の増大などにより、区民の価値観やライフスタイルの多様化が進み、真に豊かさが実感できる区民生活の実現が求められています。学習活動や、芸術文化活動、スポーツ・レクリエーション活動など、だれもが自分の持つ可能性を十分に発揮できる環境づくりを進めます。

少子化、核家族化、学校週5日制の完全実施など、子どもたちを取り巻く教育環境や地域環境は大きく変化しています。学校・家庭・地域社会の連携を進め、社会の変化に柔軟かつ主体的に対応でき、豊かな感性や創造的な知性を備えた未来を担う人づくりを進めます。

グローバル化や高度情報化の進展、地球規模の環境問題など、グローバル時代（地球時代）にあつて、「地球市民」として、平和や人権問題、国際交流・国際協力への取り組みを地域から進めます。あらゆる分野での国内外との区民主体の多彩な交流を進めるとともに、世界に誇れる北区らしさを創造します。

男女がともに、あらゆる場面で平等な立場で個性を発揮できる環境づくりを進めるとともに、外国人の地域参加や交流を進め、だれにでも開かれた地域社会をつくります。

また、消費者一人ひとりが的確な判断により、合理的な消費行動ができるよう、消費者の自立を支援し、環境にも配慮した主体的な消費生活をめざします。

1 地域産業の活性化

産業は、北区で働き、暮らす人々のゆとりある暮らしを支え、地域に活力を生み出す重要な役割を担っています。

区は、産業人の創意と意欲にあふれた自由で活発な企業活動が展開できる環境づくりを進め、既存産業の活性化を図るとともに、社会環境の変化に対応した新たな産業分野への進出を支援します。

また、区民が集い、にぎわう、生活の場としての魅力ある商店街づくりを支援します。

さらに、地域産業を支える勤労者の働きやすい環境づくりにも努めます。

(1) 新たな産業の展開

産業人の創意と意欲にあふれた活動により、産業構造の急激な変化に対応して、北区の産業が自立的に発展、展開することを手助けするため、区は総合的な産業施策を推進します。

健康・医療、福祉、情報通信、環境、生活サービスなど、今後成長が見込まれる新しい産業分野への企業活動の展開を支援します。

情報交換や新たな取引を生む、既存の枠を越えた様々な産業人の業種間や消費者との交流を促進します。また、新しい技術や製品、サービスを生み出す創造性のある起業家を、北区の産業の新たな担い手として支援します。

(2) モノづくりの振興

北区の産業を支えてきた製造業の経営基盤を強化し、モノづくりの振興を図るため、すぐれた技術や技能の継承と高度化を支援します。

また、地域でモノづくりの重要性を共有して、地域との調和の中でのモノづくりを支援します。

(3) 生活サービス産業の育成

活気のある商店街は、地域に住む人々にうるおいを与え、まちの魅力を高めます。消費者の多様なニーズに対応できる、地域の特性を生かしたにぎわいのある買い物空間として、魅力ある商店街づくりを進めます。

また、区民の生活に密着して暮らしを支える商業、サービス業などの生活サービス産業を育成します。

(4) 勤労者の働きやすい環境づくり

北区の産業を支える中小企業の勤労者が、いきいきと働き続けられる、働きやすい環境づくりを進めます。

2 コミュニティ活動の活性化

思いやりと支えあいのある、人間性豊かで、開かれた地域社会をめざして、多様な世代や人々の地域活動への参加や交流を推進します。

あわせて、地域で諸課題に主体的に取り組むため、ボランティア・市民活動団体、企業などの様々な活動主体が連携、協力できる環境づくりを進めます。

また、コミュニティ活動やボランティア・市民活動団体などの活動の場を整備します。

(1) コミュニティ活動の支援

住みよい地域社会をつくるには、そこで生活する人々が自分たちのまちについて、考え、住みよいまちにしようとする意識や活動が重要です。

区は、町会・自治会などの地縁的なコミュニティの活動に加え、趣味や関心を共有する区民の自主的な活動を支援し、地域社会への参加や交流を促進します。

また、地域社会が多様化、複雑化する諸課題に対し、主体的かつ柔軟に取り組むことができるよう、すでにあるコミュニティ組織と、ボランティア・市民活動団体、企業などの様々な活動主体が連携、協力できるしくみや機会をつくります。

企業には、地域社会の一員としての役割と責務を果たす、地域への貢献活動を期待します。

(2) コミュニティ施設の充実

コミュニティ活動やボランティア・市民活動団体などの活動を支援するため、地域の公共施設を有効活用しながら、拠点となる施設や身近な地域活動の場を整備します。

また、区民によるコミュニティ施設の自主管理や運営を推進します。

社会の変化に対応し、区民の生活を支える施設づくりに取り組みます。

3 個性豊かな地域文化の創造

グローバル時代にあってこそ、わたしたちの国や地域が育てた固有の文化を誇りに思い、大切にしていくことが必要です。

北区に根ざした生活や産業、伝統により育まれた貴重な文化を誇りにし、継承しながら、区民の創意あふれる芸術文化活動を通じて、文化の香り高く、にぎわいのあるまちをつくります。

区は、区民の主体的な芸術文化活動を支援して、区民とともに個性的な地域文化を創造し、北区の魅力として発信します。

また、北区を誇りに思う意識を育み、歴史的文化の継承と活用を図ります。

(1) 個性豊かな文化の創造と発信

区民が芸術文化にふれあう機会を充実するとともに、人材や団体を育成、支援し、区民主体の芸術文化活動が活発に行われる環境づくりを進めます。

また、芸術文化を通じた区民の多彩な交流を推進するとともに、区民の創意により、個性的な地域文化を区民とともに創造し、北区の魅力として発信します。

(2) 歴史的文化の継承と活用

北区の歴史の中で培われ、地域に伝承してきた文化財、伝統芸能、伝統工芸や、地域の発展の礎となった産業遺跡などの歴史的文化遺産を保存し、次代に積極的に継承します。

また、恵まれた自然環境とあわせて、北区の魅力ある景観づくりなどにも活用します。

4 生涯学習の推進

区民一人ひとりが、自分の人生をより豊かにするため、学びたい人がいつでも、どこでも、学習に取り組み、生涯にわたって学び続けることができる環境づくりを進めます。

そのため、情報提供・相談体制を充実するとともに、身近な学習機会を拡充し、地域での学習活動を支援するしくみをつくります。

(1) 情報提供・相談体制の充実

高度化、多様化する区民の学習ニーズに的確に対応するには、幅広い学習情報を収集整理し、提供することが必要です。

学習施設間や関係機関・団体との連携を進め、情報提供機能を充実するとともに、様々な情報伝達手段の活用を図ります。また、一人ひとりの生涯にわたる学習活動を支援する相談体制を充実します。

(2) 学習機会の拡充

区民一人ひとりのニーズにあった学習機会の拡充を図るため、小・中学校の教育力の活用や、高等教育機関との連携を進め、高度で多彩な学習機会を提供します。

また、学習活動を支える図書館機能の充実を図るとともに、学校施設など公共施設の有効活用により、身近な学習の場を確保します。

(3) 学習成果の活用

区民相互の自主的な学習活動は、地域の教育力の向上や地域の活性化につながり、豊かな地域社会を形成するためにも重要です。

グループ・団体による学習活動を支援し、相互の交流を促進します。

また、学習の成果を活用したい人を地域の資産、人材と捉え、その力を発揮する場を提供し、技能や知識を区民が学びあい、生かしあうしくみをつくります。

5 生涯スポーツの推進

区民一人ひとりが、生涯にわたっていきいきと楽しく暮らすため、健康づくりから競技スポーツまで、それぞれの体力や興味に応じて、いつでも、どこでも、スポーツ・レクリエーション活動を行うことができる環境づくりを進めます。

そのため、だれもが身近な地域でスポーツ・レクリエーション活動を行える場を提供するとともに、いつでも気軽に参加できる機会の拡充を図ります。

(1) 身近なスポーツの場の整備

身近な地域で、スポーツ・レクリエーション活動が楽しめるよう、スポーツ活動の拠点となる体育施設を整備するとともに、学校施設など公共施設の有効活用により、活動の場を提供します。

(2) 参加機会の拡充

スポーツ・レクリエーション活動は、ともに楽しむ人たちに連帯感を生み、仲間づくりに役立つことから、豊かな地域社会の形成にとっても重要です。

スポーツ・レクリエーション活動を通じた、区民相互の交流を促進するとともに、だれもが体力や興味に応じて気軽に楽しく参加できる機会を拡充します。

また、地域での活動を先導するスポーツ指導者、リーダーを育成します。

6 未来を担う人づくり

子どもたちを、社会の変化にも柔軟かつ主体的に対応できる、豊かな感性と創造的な知性を備えた、未来を担う人材として育てていきます。

そのため、ゆとりある教育環境のもと、子どもたちの「生きる力」や「豊かな心」を育むことを重視し、個性を伸ばす教育を推進します。

また、学校・家庭・地域社会の連携のもと、地域に開かれた学校づくりを推進するとともに、地域の中で子どもたちが健やかに育つことができる環境づくりを進めます。

(1) 社会の変化に対応する学校教育の推進

子どもの豊かな感性や創造的な知性を伸ばし、「生きる力」を育成するとともに、子ども自身の主体性や個性を尊重する教育を推進します。

地域に根ざした特色ある教育活動を推進するとともに、社会の変化に柔軟に対応できる力や21世紀を力強く生きぬく力を育成します。

また、あらゆる偏見や差別をなくすため、人権尊重の教育を推進します。

さらに、人間形成の基礎を培う幼児教育の充実を図ります。

(2) 教育環境の整備

学校は、子どもの「学習の場」であると同時に「生活の場」であるという視点から、安全でゆとりある教育環境の整備を図ります。

少子化による児童・生徒数の減少を考慮し、学校規模の適正化、適正配置の視点も重視しながら、計画的に学校施設の整備や設備の充実を図ります。

また、子どもや保護者、教職員のための相談機能の強化を図り、総合的、専門的な教育支援体制を充実します。

(3) 学校・家庭・地域社会の連携の推進

子どもの豊かな感性や社会性を育むため、学校・家庭・地域社会の連携を推進します。

また、学校・家庭・地域社会に次ぐ新たな教育力として、子どもの育成を支援する教育ボランティア的な役割を果たす団体やネットワークを「第4の領域」として創造します。

(4) 地域に開かれた学校づくり

地域に開かれた学校づくりを推進するため、各学校の自主・自立的な運営のもと、地域の人材を活用したり、学校の教育力を地域で活用して、地域社会との教育力の交流を促進します。

また、学校施設の開放を推進し、地域のコミュニティ活動の場として有効活用を図ります。

(5) 青少年の健全育成と自立支援

青少年がいきいきと人間性豊かに成長できるよう、学校・家庭・地域社会の連携のもと、青少年の居場所づくりに取り組むなど、青少年の成長をあたたく見守る地域環境づくりを進めます。

また、青少年が地域社会の一員としての自覚を高め、社会人として必要となる視野を広げたり、生活に必要なことが習得できるよう、ボランティア活動など社会参加を促進し、青少年の自立を支援します。

7 グローバル時代のまちづくり

グローバル時代（地球時代）にあって、平和をはじめ、環境、差別、飢餓といった地球規模の課題は、わたしたちの暮らしと密接な関係を持っています。

わたしたち一人ひとりに、同じ地球に住む人「地球市民」としての自覚のもと、それらの課題の解決に向けた地域での取り組みが求められています。

また、この考え方の基本として、一人ひとりの人権を尊重することが大切です。

区民の「地球市民」としての意識を育み、平和にも貢献するため、区は区民、ボランティア・市民活動団体、企業などと連携、協働して、国際交流、国際協力を推進します。そして、世界に開かれた平和と人権を尊重するまちをめざします。

(1) 地球市民を育む意識づくり

身の回りの問題から地球規模の課題まで、グローバルな視点で考え、地域から行動することのできる「地球市民」としての意識を育みます。

社会的身分や門地、人種、信条または性などによるあらゆる偏見や差別が解消され、一人ひとりの人格を認めあう社会の実現をめざし、区民の人権問題についての理解と認識を深め、グローバル時代にふさわしい人権意識を育みます。

また、平和は人類共通の願いであることから、「地球市民」の視点に立って、平和への取り組みを推進します。

(2) 国際交流・国際協力の推進

友好都市など国外との交流は、地域に新たな文化の生命を吹き込み、区民の国際理解を深めます。そのため、区民主体の草の根の交流を推進します。

また、環境や、差別、飢餓など、地球規模の課題の解決に貢献するため、区民、ボランティア・市民活動団体、企業などと連携、協働して、国際交流、国際協力を推進します。

(3) 外国人が暮らしやすい環境づくり

外国人とともに生活する区民として、安心して暮らせる環境づくりを進めるとともに、外国人の地域社会での参加や交流を促進します。

8 男女共同参画社会の実現

男女が互いの人権や個性を尊重し、ともに社会のあらゆる分野に参画して、個性豊かにいきいきと暮らせる地域社会の実現をめざします。

男女平等の意識づくりを進めるとともに、あらゆる分野への男女の共同参画を推進します。また、男女が仕事と家庭生活を両立できるよう支援します。

(1) 男女平等の意識づくり

男女が等しく自己実現できるよう、固定的な性別役割分業意識に基づく性差別を取り除き、男女平等の意識づくりを進めます。

そのため、学校、家庭、地域、職場など様々な場での教育、普及、啓発活動を推進します。

(2) 男女共同参画の推進

男女共同参画を促進するための指針をつくり、区政運営への女性の積極的な参画をはじめ、あらゆる分野での男女共同参画を推進します。

男女共同参画社会の実現をめざした地域の担い手として、あらゆる分野に参画する人材や団体を育成、支援します。

(3) 男女の仕事と家庭の両立支援

男女が等しく、仕事と家庭生活を両立できるよう、多様な保育サービスや、介護サービスを充実します。

また、男女がいきいきと働ける就業環境を整備するため、国や企業に、労働時間の短縮や育児休業、介護休業の充実や取得の促進を働きかけます。

9 主体的な消費生活の推進

消費者一人ひとは、自らの価値観のもとで、主体的に判断し行動する消費生活をめざします。

わたしたちは、日々の消費行動が地球規模の環境問題や、ごみ・リサイクル問題に密接に関係していることを認識し、環境にも配慮した消費生活に心がけることが必要です。

区は、消費者の自立を支援するとともに、消費者被害を防止して、消費生活の安定に努めます。

(1) 消費者の自立支援

消費者一人ひとりが的確な判断により、合理的な消費行動ができるよう、情報提供や学習機会を充実するとともに、消費者の主体的な活動を支援します。

また、消費者は環境にも配慮した消費生活に心がけます。

(2) 消費生活の安定

高度情報化の進展に伴う新たな形の商取引の増加などを背景に、多様化、複雑化する消費者問題に対応して、消費者被害の防止に努め、相談体制を充実するとともに、適正な取引の確保に努めます。

第3 安全で快適なうるおいのあるまちづくり

北区は、南北に走る崖線（がいせん）を中心として西側の台地と東側の低地とに区分され、荒川、隅田川などの河川、都電の走る風景などのすぐれた景観があり、昔から地域ごとに独自の市街地を形成してきました。大きく分けて、台地部は住宅市街地を、低地部は小規模な工場や商店街などのある複合市街地を形成し、河川沿いには工場の集積がみられます。なかでも、低地部を中心とした住・商・工の混在するまち並みには、庶民的な雰囲気が感じられます。

北区は、JRをはじめ、地下鉄やバスなどの公共交通の利便性が高い状況にあります。また、近年の高度情報化の進展により、区民が簡単に必要な情報を受発信できるようになり、容易に広範囲な交流や社会参加を行うことが可能となりつつあります。

区は、区民とともに計画的なまちづくりを進めるとともに、さらに公共交通や情報通信の利便性の高いまちをめざします。

一方、ファミリー世帯の区外への転出などにより、人口減少が続き、少子高齢化も急速に進んでいます。また、防災上改善を必要とする木造住宅密集地域も多く、直下型地震の危険性が指摘される中、区民の生命を守るため、防災に対する取り組みが強く求められています。

区民が安全で安心して、快適に暮らせるように、良質な住宅を確保するとともに、良好な住環境の整備を進めます。また、防災まちづくりを推進するとともに、防災体制を充実し、災害に強いまちづくりを推進します。

大量生産、大量消費といった経済性、効率性優先の人々のライフスタイルや事業活動を背景とした、地球規模の環境破壊が深刻な問題となっています。

区民が、快適で健康な都市生活を送るためには、良好な自然環境は不可欠であり、私たちは、それを将来世代へと継承する責任があります。

地球環境に負担の少ないライフスタイルへ転換することにより、資源循環型の社会を構築するとともに、人と自然が共生する、いのちあふれる環境共生都市を実現します。

1 計画的なまちづくりの展開

地域がそれぞれの個性を生かして、安全で快適に暮らせる、うるおいのある都市空間を形成するため、区は、区民とともに地域の特性を生かした計画的なまちづくりを推進します。

（1）適正な土地利用への誘導

地域のもつ個性や独自性を重視して、適正な土地利用を誘導し、計画的なまちづくりを推進します。木造住宅密集地域では、オープンスペースのある快適な住環境を形成するため、土地の有効利用を誘導します。

また、政府機関移転跡地や学校跡地などのまとまった土地は、良好な住環境の形成と地域の活性化の視点に立った活用を図ります。

（2）地域特性を重視した協働型のまちづくり

区は、区民の意見を反映しやすいまちづくりの手法を活用し、地域の特性を重視した区民との協働によるまちづくりを進めます。

また、駅周辺などを身近な生活圏の中心として、区民の多様な活動や交流の場となり、生活サービス機能が充実した地区となるよう整備します。

2 安全で災害に強いまちづくり

都市基盤の安全性を高めるため、計画的な防災まちづくりを推進するとともに、防災体制を充実します。また、区民の「自分たちのまちは自分たちでつくり、守る」という意識を高め、区は、区民、企業、関係機関と一体となって、防災に対する取り組みを推進し、災害に強いまちをめざします。

さらに、犯罪や交通事故などの不安がなく、安心して暮らすことのできるまちをめざします。

(1) 防災まちづくり

都市としての安全性を向上させるため、道路や公園などのオープンスペースを確保し、建物の不燃化・耐震化やライフライン、橋、堤防などの耐震性を向上します。木造住宅密集地域については、重点的に整備を進めます。

また、災害時に火災から区民の生命を守るため、延焼遮断帯（えんしょうしゃだんたい）や避難路を整備します。

さらに、総合的な治水対策やがけ崩壊防止対策を推進します。

(2) 防災体制の整備・充実

避難所をはじめとする防災拠点の耐震性の強化や情報の収集・伝達体制の整備など、災害応急対策を充実します。また、災害時における応急活動を迅速かつ円滑に行うため、関係機関などと連携するとともに、広域応援体制を充実します。

(3) 地域防災力の向上

防災に対する意識を高めるため、様々な場で防災に関する情報や学習機会を提供します。

また、災害時に地域で活躍する自主防災組織を支援するとともに、自主防災組織や関係機関と連携し、高齢者や障害者などの災害弱者への救援体制を整備します。

さらに、企業には、地域を構成する一員として、応急活動など地域への貢献活動を期待します。

(4) 交通安全対策の推進

安全で快適な道路環境や歩行者空間を確保するため、道路利用の適正化を推進するとともに、歩道などの交通安全施設を整備します。

また、関係機関と連携し、子どもから高齢者までの各年代に応じた交通安全教育を推進します。

(5) 地域防犯活動の充実

「地域の安全は地域で守る」という防犯意識を高め、区民とともに地域ぐるみの防犯活動や防犯に配慮したまちづくりを推進します。

3 利便性の高い総合的な交通体系の整備

体系的な道路ネットワークや公共交通機関の整備を推進するとともに、自動車・自転車利用の適正化を推進し、多様な交通手段を活用して、だれもが安心して快適に移動できるまちをめざします。

(1) 体系的な道路ネットワークの形成

幹線道路や生活道路のそれぞれがもつ機能を発揮できるよう、体系的な道路ネットワークの形成を図ります。

また、十条駅付近の鉄道と道路などの立体交差化を図るとともに、道路の拡幅などを行い、円滑な道路交通を確保します。

さらに、都や近隣自治体と連携し、自動車交通量の抑制にも努めます。

(2) 公共交通機関の利便性の向上

安全にだれもが利用しやすいように、駅などの交通施設の整備を促進するとともに、区民の身近な足として都電やバスの利便性、快適性の向上を図ります。

また駅前広場は、その機能を維持、充実し、乗り換え利便性の向上を図ります。

さらに、新たな交通手段として、「エイトライナー」や「メトロセブン」などの鉄道の整備を促進するとともに、水上交通の活用を図ります。

(3) 自動車・自転車利用の適正化

違法駐車や放置自転車をなくすため、啓発活動を充実し、モラルの向上を図ります。

また、鉄道事業者や大量の駐車・駐輪需要を生じさせる施設の設置者に協力を求め、駐車場・駐輪場を整備します。

4 情報通信の利便性の高いまちづくり

区民や企業の多様な交流や社会参加がより一層容易となる情報通信の利便性の高いまちをめざします。

そのため、だれもが、いつでも情報をやりとりできるよう、高度な情報通信基盤の整備と区民の情報活用能力の向上を図ります。

また、区は、開かれた区政を推進するため、区政の高度情報化に取り組みます。

(1) 情報通信基盤の整備

高度な情報通信基盤の整備を促進するとともに、だれもが、いつでも情報のやりとりができるような情報ネットワークを形成します。

(2) 情報活用能力の向上

区民が多くの情報の中から必要な情報を入手し、発信できる情報活用能力を習得して、高めることができるよう、区は、ボランティア・市民活動団体、企業などと連携し、学習機会を提供します。

5 快適な都市居住の実現

だれもが快適でゆとりある居住を実現し、ファミリー世帯の定住化を図るため、良質で多様なタイプの住宅を確保するとともに、公園、緑地などを整備し、良好な住環境の形成を図ります。また、子育て世帯や高齢者世帯、障害者世帯が北区に安心して住み続けられるよう居住を支援します。

(1) 良質な住宅の供給

良質な住宅の供給を誘導するとともに、多様なタイプの住宅を確保します。特に、公的住宅の建替えにあたっては、多様な年齢層や所得層の人々が同じ地域でともに交流して暮らせるような住宅の整備を進めます。

また、安全で健康に配慮した住宅の建設を誘導します。

さらに、住宅の建替えや改善、維持管理などに関する適切な相談、助言などにより、住宅の質の維持、向上を図ります。

(2) 良好な住環境の整備

まちづくり事業と連動した住宅の整備を推進することでオープンスペースを確保し、良好な住環境の整備を進めます。木造住宅密集地域では、住環境の整備を重点的に推進します。

また、区民が快適に住み続けられるよう、みどり豊かな住環境の形成を図ります。

(3) 子育て世帯や高齢者・障害者世帯の居住支援

子育て世帯や高齢者世帯、障害者世帯が安心して住み続けられるよう、住宅の確保や改善を支援するとともに、保健・医療・福祉との連携を推進します。

6 うるおいのある魅力的な都市空間の整備

住む人が愛着を感じ、訪れる人にもやすらぎとうるおいを与える魅力ある都市空間を形成するため、区は、美しいまち並みやみどりにあふれた公園、水辺などの公共空間の整備を推進します。

(1) 美しいまち並みの創造

北区を特徴づけるすぐれた景観を積極的に守り、育て、創出するとともに、区民や事業者の景観に対する自主的な取り組みを支援します。

また、人の集まる場所でのやすらぎのある美しい空間づくりを進めるとともに、清潔で快適なまちづくりに対する区民の意識の向上を図ります。

(2) 魅力ある公園・水辺空間の形成

区は、区民とともに、地域の特性などに配慮した利用しやすく親しまれる、季節感あふれる公園づくりを推進します。また、公園や水辺空間を、レクリエーション機能を有し、自然環境を生み出す身近な快適空間として整備します。

7 持続的発展が可能なまちづくり

将来世代に継承できる持続的発展が可能なまちをつくるため、区民や事業者は、一人ひとりが地球に住み、暮らし、活動する「地球市民」として、地球環境に負担の少ないライフスタイルや事業活動への転換を図ります。

また、区、区民、事業者は、それぞれの責務を果たすとともに、ボランティア・市民活動団体を含めた連携、協働を進め、資源循環型システムを構築します。

さらに、新たな環境汚染問題にも取り組みます。

(1) 環境に負担の少ないライフスタイルへの転換

区民や事業者は、省資源・省エネルギー型のライフスタイルや事業活動への取り組みを実践します。また、区は、省資源・省エネルギーへの取り組みを率先して実行します。

さらに、環境への意識を高めるため、環境学習を推進するとともに、区民の自主的な取り組みを促進するため、情報の提供や人材の育成を行います。

そして、区民とともに、北区が誇れる環境に配慮した生活文化を創造します。

(2) 資源循環型システムの構築

区は、区民、事業者、ボランティア・市民活動団体と連携、協働し、安定した資源循環型システムを構築します。そのため、ごみの発生や排出を抑制するとともに、資源回収を進め、再生品や環境に負担の少ない製品の利用を促進します。また、回収した資源が円滑に流通、製品化できるよう、関係機関に働きかけます。

さらに、ごみの発生抑制やリサイクルを中心とした資源循環型の清掃事業を推進します。

(3) 良好な生活環境の保全

区民の健康や安全を守り、良好な生活環境を確保するため、大気汚染や自動車騒音など、都市・生活型公害の防止や抑制に努めるほか、新たな環境汚染問題にも積極的に取り組みます。

8 自然との共生

自然は、私たちの快適な生活環境や生態系にとって、かけがえのないものです。

区は、区民とともに、多様な生物のすむ自然環境を保全、創出し、自然と共生する、いのちあふれる快適環境を創造します。

(1) 自然環境の保全・創出

河川の水辺空間や崖線（がいせん）のみどりなど、貴重な自然環境を保全、創出するとともに、それらをネットワーク化して、人と多様な生物が共生する自然の回廊をつくります。

また、生き物とふれあい、いのちの営みや尊さを学ぶことができる自然観察や体験学習の場や機会を提供します。

(2) 環境緑化の推進

みどりは、都市生活に豊かさやうおいを与えると同時に、生態系を守り、大気を浄化して、自然環境を創出するものです。区は、みどり豊かなまちをつくるため、区民、事業者、ボランティア・市民活動団体と連携、協働し、一層の環境緑化を推進します。

第6章 基本構想を実現するための区政運営

この基本構想を実現するためには、北区のまちづくりの主役である区民と区が、協働してまちづくりを進めることが最も重要です。

区民と区は、区民自治の実現をめざしながら、良好なパートナーシップのもと、協働のまちづくりを推進します。

同時に区は、構想実現のため全力をあげて課題解決に取り組みます。

そのため、一層、総合的、計画的な行財政運営を進めるとともに、新しい課題にも柔軟に対応できる効率的な執行体制を整備します。

また、区政に対する区民のニーズは変化し、かつ多様化、高度化していますが、長期的に北区の財政を展望したとき、財源の大きな伸びは期待できません。

区は、常に行財政構造を見直し、改革を推進して、将来にわたって区民のニーズに応えられる区政の実現をめざします。

また、区民のニーズに応え、北区の特性にあったまちづくりを進めるためには、国や都から権限と財源を区に移すことが重要です。区民と区は一丸となって、基礎的自治体としての区の自治権の拡充を求めるとともに、北区だけでは解決困難な課題に取り組むため、広域的な連携、協力を進めます。

1 区民と区の協働によるまちづくりの推進

「自分たちのまちは自分たちでつくり、守る」という考え方のもとに、区民と区は、良好なパートナーシップを構築し、協働してまちづくりを進めます。

区は、区政の様々な場面への区民参画を推進するとともに、わかりやすく開かれた区政を推進します。

(1) 区民参画の推進

区は、北区のまちづくりの主役である区民と連携、協働して課題解決に取り組むため、政策形成過程から、実施、評価の過程に至るまで、区政の様々な場面への区民参画を推進します。また、公共施設の整備、運営についても、区民参画のしくみを積極的に取り入れます。

(2) わかりやすく開かれた区政の推進

区民と区の協働によるまちづくりを推進していくためには、相互の信頼関係のもと、良好なパートナーシップを構築することが必要です。

そのため、区は、行政活動について、区民に説明する責任を果たすと同時に、区民の知る権利を保障し、区政の透明性の向上を図るため、積極的に区政に関する情報を公開、提供します。また、

区民と区が区政の課題についてともに考えていくことができるようにするため、積極的な広報・広聴を推進します。

(3) 責任ある協働の推進

広がりつつある「公」と「私」にまたがる領域について、区は、区民、市民活動団体やその他の民間団体、企業などとともに、役割と責任を明らかにしながら、それぞれの特性を生かして、連携し協働していきます。

また、区民、市民活動団体やその他の民間団体、企業などによるボランティア活動や公益的活動、社会貢献活動が活発に行われるような環境づくりを進めます。

2 計画的・効率的な行財政運営の推進

区は、基本構想の実現をめざして、総合計画として基本計画と実施計画を策定し、計画的、効率的な行財政運営を推進します。そして、行財政改革を進め、柔軟で強じんな行財政体質を築くとともに、簡素で機能的な組織・機構を実現します。

また、より一層効率的な行政サービスの提供に努めるとともに、既存の公共施設の有効活用を図ります。

さらに、区政推進の担い手となる職員の一層の資質向上を図ります。

(1) 計画的な行政運営

区は、中長期的な社会経済動向を的確に展望し、限られた資源の重点的かつ効果的な配分を行うため、原則として10年を計画期間とする基本計画と、3年を計画期間とする実施計画を策定し、総合的、計画的、効率的な行政運営を進めます。

また、基本計画と実施計画は、社会経済状況の変化に的確に対応するため、必要に応じて、柔軟に見直しを行います。

(2) 健全な財政運営

基本構想の実現のためには、長期にわたって安定した財源を確保し、区の財政基盤を強固なものとする必要があります。そのため、区は、区税などの自主財源の安定確保に努めます。また、特別区相互間に税源の偏在のある中で、均衡のとれた行政水準を確保するため、都区財政調整制度の適正な運用を求めています。

国、都に対しては、事務事業の分担に見合う税財源の配分、超過負担の解消と新たな行政需要に対する財源措置を求めています。

また、積極的な行財政改革により、柔軟で強じんな財政構造を築くとともに、基金の積み立てや計画的な区債の活用など、長期的視点に立った財政運営を進めます。

(3) 簡素で機能的な組織・機構の実現

新たな行政需要や組織を横断する課題に的確に対応していくために、組織・機構の不断の見直しを行い、簡素でわかりやすい機能的な組織・機構を実現します。

また、スクラップ・アンド・ビルドの徹底により組織の肥大化を防止するとともに、適正な職員

定数の管理、職員配置を計画的に進めます。

(4) 職員の資質の向上

区が、基礎的自治体として、北区の地域特性を生かした多様な施策を形成し実施していくためには、強い使命感と高い意欲を持った北区の職員の活躍が必要であり、多彩な職員集団を形成することが大変重要です。

そのため、時代の変化に対応した様々な研修や長期的視点に立った人事管理により、政策形成能力と専門的知識や技術を有し、区民と協働して施策を遂行していく能力を持つ意欲ある人材を育成します。

(5) 効率的な行政サービスの提供

区は、事務処理の効率化、迅速化と行政サービスの向上を図るため、行政情報化を推進します。また、窓口事務の改善などに取り組み、区民にとって便利で効率的なサービス提供体制を整備します。

一方、国、都、民間事業者、区民との役割分担を明確にしながら、実施する事業を選択するとともに、民間委託などの方法により、積極的に民間活力を活用します。

区が提供する多様なサービスのうち、受益者負担の原則があてはまるものについては、区と区民との役割分担、行政の公共性、住民間の公平の視点から、絶えず見直しを行い、受益者負担の適正化を進めます。

さらに、区の施策の成果について、区民の視点に立った客観的な評価を行い、その結果を個々の施策と政策に適切に反映させる新たな行政評価システムを確立します。

(6) 公共施設の計画的な整備と有効活用

少子高齢化の進行など社会状況の変化により、施設に対する需要は変化し、多様化、高度化しています。

そのため、区は、公共施設の計画的な整備、改築、改修を推進するとともに、施設の転用、多目的化、複合化など有効活用を推進します。

また、公共施設としての活用が困難な区有財産については、貸付、交換、売却などの方法も含め、その活用を図ります。

3 自治権の拡充と広域的な連携・協力の推進

区は、区民に最も身近な基礎的自治体として、個性豊かな活力に満ちた地域社会を実現するため、区の自主性、自立性の向上に努めます。

また、区民の誇りとなる「北区らしさ」を発見、創造し、他の都市にはない魅力的な北区の地域イメージとして、広く内外に発信します。

さらに、区だけでは解決できない課題については、他の自治体、都、国との連携、協力を進めます。

(1) 自治権の拡充

区民に最も身近な政府であり、総合的な行政展開を求められる基礎的自治体である区の自己決定権の拡大は、区民自治の観点からみて、大変重要です。

そのため、国、都、区の責任と役割分担を明らかにしながら、他の区市町村とともに、区民と一丸となって、大幅な権限と安定的、恒久的な財源の移譲を、国、都に求めています。

(2) 「北区らしさ」の創造と発信

区は、区民とともに、北区の個性的な魅力を発見、創造し、その魅力をイメージ戦略の視点から、広く内外に発信します。

また、北区の地域特性を生かした北区らしい施策を形成し、推進します。

(3) 広域的な連携・協力の推進

区域を越えた取り組みが必要な課題や、北区だけでは解決が困難な課題に対しては、22区、近隣市などの他の自治体、都、国と連携、協力して取り組みます。

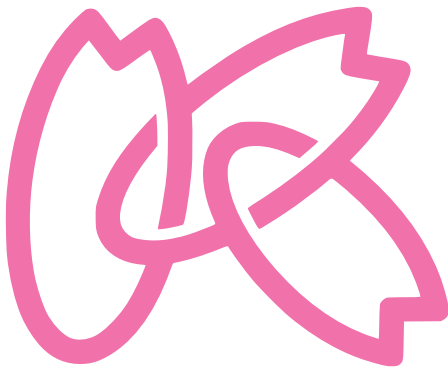
また、地域活性化と相互発展をめざして、国内外の自治体との交流を進めます。



【北区の紋章】

(昭和 27 年 7 月 1 日制定)

昭和 27 年 4 月、ひろく区民の方々から区紋章の図案を募集、同年 7 月に標記の紋章が制定されました。北の字を図案化して、円形に翼形を付し、力強くダイナミックで発展するわが区の将来を表現しています。



【北区のコミュニケーション・マーク】

(平成 8 年 4 月 3 日制定)

花いっぱいの元気な北区を象徴するマークです。「さくら」の花びらで「北区」のイニシャル「K」をデザインしたもので、輪のつながりは「交通」のネットワークやコミュニケーションを表しています。さらに、さくらの開花は、春の生命の息吹、「ネサンス=誕生」や出発をイメージさせます。



【北区の花】

(昭和 47 年 12 月 25 日選定)

つつじ (ツツジ科ツツジ属)

【北区の木】

(昭和 47 年 12 月 25 日選定)

さくら (バラ科サクラ属)





北区基本計画 2010

平成 22 年 (2010 年) 3 月

発行／北区
編集／北区政策経営部企画課

〒114-8508
北区王子本町 1-15-22
電話 (3908) 1111 内線 2111~4
(3908) 1104 (ダイヤルイン)

刊行物登録番号 21-1-126

